

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び

今後の方策検討に資する研究

令和5年度 統括・分担研究報告書

研究代表者 横 田 睦

令和6（2024）年3月

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究

令和5年度 統括・分担研究報告書

研究代表者 横 田 睦

令和6（2024）年3月

## 1. 研究の目的現在

我が国は高齢社会を背景に死亡者が増加傾向であり、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化する傾向があるとの指摘がある。

このほか、新型コロナウイルス感染症の発生を機に遺体の取扱いに係る公衆衛生上の問題に注目が集まる等、死亡から埋火葬されるまでの間について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から遺体を適切に取り扱う重要性が増している。

また、遺体を取り扱う事業（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）の運営については、国民の宗教的感情に適合することが望ましいが、遺体を取り扱う事業者による遺体へのおいせつや遺体の取り違えの報道がある等、国民の宗教的感情に適合しないと考えられる形で営まれる事例も散見される。

しかしながら、遺体を取り扱う事業者については、墓地・火葬場を除いては許可・認可等の法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者は、どこにどのような業者が存在するか把握する方法が現状ないことから、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘がある。

かかる状況下、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、どのような点に具体的な課題があるのかについて、業界団体に属していない事業者を含めて、実態を調査するとともに、どのような方策をとることが考えられるかを検討する必要がある。

その方策の一つとして、例えば、提供されるサービスの水準や内容等について一定の水準や合理性を満たしていることを、業界横断的な第三者が評価し、その基準を満たしている事業者を登録する仕組みが考えられる。この登録をした遺体取扱事業者に対して、必要な

情報を共有する仕組みも併せて検討に値する。

これらの検討課題に関して、令和4年度厚生労働科学特別研究事業（新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究）において、遺体の取扱いについて、葬儀場や火葬場等での状況に関するアンケート調査を行うとともに、自治体における条例等の制定状況や諸外国での法令の調査を行いとりまとめたところである。同報告は、今後の検討にあたり貴重な資料となるものであるが、以下の点で課題が残った。

- ・ 当該アンケート調査において、業界団体に属していない事業者を対象としていなかったことや、質問項目について国民の宗教的感情への適合という点に焦点を置いていなかったこと等から、更に検討を進める上で調査を追加的に行う必要がある。
- ・ 当該調査においては、今後の方策について具体的な検討までは行われなかったため、その点の検討を加える必要がある。

加えて、こうした遺体の取扱いとは別に、無縁墳墓等（死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂）の更なる増加が懸念される中、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手續や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、具体的に示すことが必要との指摘がある。

そこで本研究では、研究計画書に記載したとおり、遺体を取り扱う事業者に関する調査を行った上で登録基準案を作成するほか、無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて、留意すべき私法上の規定や内容等を整理することを目的とした。

## 2. 研究者（各々五十音順）

研究代表者	公益社団法人 全日本墓園協会_理事・主管研究員	横 田 睦
研究分担者	弁護士法人早稲田大学リーガルクリニック_弁護士 虎の門法律事務所_弁護士・法律事務所パートナー 特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会_主任研究員	浦 川 道太郎 小 松 初 男 森 山 雄 嗣
研究協力者	独立行政法人国民生活センター_相談情報部相談第2課長 長崎大学生命医科学域肉眼解剖学_特命教授 島根大学医学部環境保健医学講座_教授 総合ユニコム 株式会社「フューネラルビジネス」編集人	加 藤 玲 子 弦 本 敏 行 名 越 究 吉 岡 真 一

### 3. 研究の方法、具体的な研究計画 及び 分担者名

#### 3-1. 研究の目的・方法

##### <研究全体の計画・方法>

###### 【上半期目処】

本研究では、多様な観点から検討を加え、適切な成果が得られるよう、墓地・埋火葬に関する法律や実務に精通した専門家である研究代表者のほか、民法・消費者問題の法制度・判例研究・実務の専門家である3名の研究分担者に加え、公衆衛生分野、葬祭関係分野、消費者行政分野の研究協力者も参画する研究班を研究開始時に発足させ、検討を進める。

本研究を進めるに当たっては、

- ・ 公衆衛生上の問題を検討する際に「安置所等における衛生基準の確立に向けた実証研究」(23LA0501)と連携するほか、
- ・ 遺体の取扱いについての先行研究である令和4年度厚生労働科学特別研究事業(新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究)を活用する。

なお、以下において、<研究1>とは遺体を取り扱う事業者の課題を調査し登録基準案を作成する研究を、<研究2>とは無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて留意すべき私法上の規定や内容等を整理する研究をいう。

##### <研究1>

本研究では、上記研究班の下で、以下のとおり、遺体を取り扱う事業者(葬儀業、遺体安置業、火葬業等)について調査を実施する。

###### (1) アンケート調査票の作成(担当:横田・森山)

遺体を取り扱う事業者(葬儀業、遺体安置業、火葬業等)の課題が浮き彫りとなるよう、以下の点に留意して、アンケート調査票を作成する。同調査票の作成には、生活衛生課及び研究協力者とも緊密に連携をとりながら作成するものとする。

ア 公衆衛生上の問題(遺体の処置・保管・作業者の感染の防止等)

イ 利用者・消費者との契約締結・履行・広告・情報公開・相談窓口・紛争処理等上の問題

ウ 地域住民との問題

エ 経営者・従業員等の資質の問題

オ 行政との関係上の問題(自治体は遺体を取り扱う事業者を把握できているか、遺体を取り扱う事業者への周知をどのように行っているか、等)

###### (2) 以下の事業者にアンケートを実施するとともに集計等を行う。

アンケート対象数が多いことから、集計に当たっては、コストを抑えながら、早急に集計・



分析を行うために Web も活用した集計を行う。

#### ア 葬儀業関係・遺体安置業（担当：横田・森山）

事業者団体（全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会 等）に属さない事業者について、横断的に調査をする必要性の観点から、遺体を取り扱う事業者、総数約 15,000 社（※）に対し、調査を実施する。

（※）NTTの作成するハローページのデータベースにおいて「葬儀業・葬祭業」を行う会社として登録されている会社数（24,693 社）をもとに、重複分などについて整理。

#### イ 火葬場関係（担当：森山・横田）

衛生行政報告例で示されている「恒常的に使用されている」火葬場（※）について、国内に存在する約 1,500 箇所の火葬場について、遺体を取り扱う事業者を全体的に調査するという観点から、全数調査を実施する。

（※）「恒常的に使用している」火葬場とは、過去 1 年以内に稼働実績のある火葬場をいう。

#### <研究 2>（担当：浦川・小松・横田）

本研究では、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手續や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

#### 【下半期目処】

#### <研究 1>（担当：横田・森山）

上記の調査の結果を踏まえて、本研究の目的・課題にも掲げた、遺体を取り扱う事業者については、墓地・火葬場を除いては許可・認可等の法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者は、どこにどのような業者が存在するか把握する方法が現状ない。

このために、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘がある。

かかる状況下、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、業界団体に属していない事業者を含めて今後の方策として、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度を検討し、その登録基準案を作成する。

#### <研究 2>（担当：横田・浦川・小松）

引き続き、無縁改葬の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手續や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

以 上

## 目 次

### 1. 火葬場におけるアンケート調査

- 1 アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況————— 1
- 2 行政区域内の埋火葬・施設の状況等[設問 2-1～2-2]
  - [設問 2-1] 令和 4 年 10 月 1 日現在の行政区域内人口
  - [設問 2-2] 令和 4 年度埋火葬実績（一部事務組合等の場合は構成市町村の合計）
- 3 火葬場の整備について[設問 2-3～2-5]
  - [設問 2-3] 行政区域内に火葬場は、何箇所ありますか。
  - [設問 2-4] 火葬場の新設・増改築を検討、または予定がありますか。
  - [設問 2-5]（[設問 2-4] で「はい」を選んだ方）公営の火葬場の新設・増改築に PPP/PFI を活用できることをご存じですか。
- 4 火葬場の概要について[設問 3-2～3-4]
  - [設問 3-2] 火葬場の建物の竣工年はいつですか。
  - [設問 3-3] 火葬炉数について伺います。
  - [設問 3-4] 現在稼働中の火葬炉について（設置・更新された年月が最も古い炉）
- 5 火葬場の実績について [設問 4-1]
  - [設問 4-1] 令和 4 年度の火葬件数、稼働日数等について。
- 6 火葬場における衛生管理について [設問 5-1～5-12]
  - [設問 5-1] ご遺体の感染症の有無は確認していますか。
  - [設問 5-2] ご遺体に感染症があると判明した場合、作業員に通知していますか。
  - [設問 5-3] 火葬場でご遺体を受け入れ、火葬までの間、ご遺体に触れる機会。
  - [設問 5-4] ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか。
  - [設問 5-5] ご遺体に触れる際に作業員に個人保護具を使用させていますか。
  - [設問 5-6] 過去にご遺体取扱い時に作業員に感染が発生しましたか。
  - [設問 5-7] ご遺体に触れる作業員が、ご遺体の体液に触れることがありますか。
  - [設問 5-8] 燃焼室下部等に明らかに火葬前のご遺体の体液等が付着していますか。
  - [設問 5-9] 棺の取扱いについて基準。
  - [設問 5-10] 炉周辺の作業に対する暑熱環境への対策。
  - [設問 5-11] 炉周辺の作業について、粉じんに関する作業環境測定の有無。
  - [設問 5-12] 炉周辺の作業員に対して、粉じん対策としての保護具の有無。

7 火葬場における遺体安置について [設問 6-1～13]

- [設問 6-1] 遺体安置設備はありますか。
- [設問 6-2] 遺体安置設備とは遺体冷蔵庫ですか。
- [設問 6-3] 遺体安置設備の収容能力を教えてください。
- [設問 6-4] 令和 4 年度における安置ご遺体数の実績。
- [設問 6-5] 火葬場での安置（待機）時間。
- [設問 6-6] 上記の安置（待機）時間について、近年の変化。
- [設問 6-7] 安置（待機）時間が長いことによる支障。
- [設問 6-8] 「安置（待機）長時間化で支障が生じる」場合の内容と頻度。
- [設問 7-1] 安置されるのは、どのようなご遺体ですか。
- [設問 7-2] 遺体安置の目的は何ですか。
- [設問 8] 現在使用中の遺体安置設備の今後の整備予定はありますか。
- [設問 9] 遺体安置を受け入れる際の条件はありますか。
- [設問 10] 安置されるご遺体の管理上の基準はありますか。
- [設問 11] ご遺体を安置するに当たり、ドライアイスを使用しますか。
- [設問 12] 直近の遺体安置設備について。利用者や作業員から意見・要望等の有無。
- [設問 13] 現在遺体安置設備のない火葬場で、将来の遺体安置設備を整備の予定。

8 火葬場における残骨灰、集じん灰等の処理について [設問 14～22]

- [設問 14] 残骨灰と集じん灰を分別していますか。
- [設問 15] 残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。
- [設問 16] 残骨灰はどのように処理処分していますか。
- [設問 17] 自ら処理処分をしている場合。
- [設問 18] 処理業者に委託している場合。
- [設問 19] 残骨灰の処理方法。地域住民など、対外的な方針の周知。
- [設問 20] 残骨灰の処理方法。遺族の方に説明していますか。
- [設問 21] 残骨灰の処理方法。遺族や地域住民の方から意見・要望等の有無。
- [設問 22] 今後、残骨灰の処理方法を見直す予定はありますか。

9 火葬場の運営管理、職員数等について [設問 23～31]

- [設問 23] 火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。
- [設問 24] 火葬場の職員数、種別（直営、委託、嘱託）について。
- [設問 25] 現在の職員体制で、火葬作業ができる職員数は。
- [設問 26] 職員の部内、部外での教育訓練。
- [設問 27] 特定の資格、免許等を有する従業員の配置。

- [設問 28] 火葬場の管理監督体制。火葬場管理者以外の管理責任者の選任。
- [設問 29] 「管理責任者を選任している」と答えた方にお聞きします。
- [設問 30] 管理監督体制の一環として、部内ミーティングの実施。
- [設問 31] 火葬場利用者の方々のイメージ向上を目指した活動、取組事例等。

10 ガイドラインの活用について [設問 32]

- [設問 32] ガイドラインを活用していますか。----- 6 2

**2. 火葬場におけるアンケート調査（まとめ）----- 6 3**

**3. 火葬場におけるアンケート調査（調査シート・参考）----- 6 9**

**4. 葬儀・葬儀場等に関するアンケート調査（報告）----- 1 1 1**

【設問 1】 事業所の情報、支店・営業所の場合はそれぞれの支店・営業所の情報。

[設問 1 - 1] 貴事業所のある都道府県。

[設問 1 - 1 - 2] 貴事業所の創業・開設年。

[設問 1 - 2] 事業の形態について。

[設問 1 - 2 - 2] 「事業所の形態」についてお尋ねします。

[設問 1 - 3] 事業として行っているものについてお尋ねします。

[設問 1 - 4] 加盟している団体についてお尋ねします。

[設問 1 - 5] 貴事業所で、葬儀・ご遺体搬送業務に関わっている従業員数。

[設問 1 - 6] 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について基準・目安。

[設問 1 - 7] 特定の資格、免許等を有する従業員の配置。

[設問 1 - 8] 職員の部内、部外での教育訓練への取組み。

[設問 1 - 9] 管理職・一般職員への研修の開催について等、参加状況。

【設問 2】 貴事業所における 直近 5 年間 の葬儀施行件数 について

【設問 3】 貴事業所で取り扱うご遺体の引き取り先

【設問 4】 貴事業所で葬儀場を運営

【設問 5】 [設問 4] で「運営している」を選んだ方ー運営している施設数

[設問 5 - 1] 貴事業所の（主たる）葬儀場のある都道府県をお答えください。

[設問 5 - 2] 所有形態についてお答えください。

[設問 5 - 3] 主たる葬儀場の建物の竣工年。

[設問 5 - 4] 年間葬儀施行件数。

[設問 5 - 5] 葬儀場の付帯設備・機能等について。

[設問 5 - 5] で「式場」を選択された方－式場は何室・ホールについて。

**【設問 6】** ご遺体の安置について

[設問 6 - 1] 貴事業所が運営する施設で、葬儀・火葬をする前のご遺体を安置。

[設問 6 - 2] 主たる遺体安置施設（※）の設備の機能・状況等について、

[設問 6 - 3] 遺体安置施設の収容能力。

[設問 6 - 4] 過去の実績における年間安置ご遺体数。

[設問 6 - 5] 遺体安置（待機）期間。

[設問 6 - 5 - 1] 平均の 遺体安置（待機）期間。

[設問 6 - 5 - 2] 最大の 遺体安置（待機）期間。

[設問 6 - 6] 安置するご遺体について－何処から受入れたのか。

[設問 6 - 7] ご遺体を安置する目的は何ですか。

[設問 6 - 8] 遺体安置施設の利用料（葬儀施行者・施主・喪家への請求額）について。

[設問 6 - 8] で「有料」を選んだ方にお尋ねいたします。

[設問 6 - 9] 現在使用中の遺体安置施設の設備について。

[設問 6 - 10] 遺体安置施設の管理上の基準の有無。

[設問 6 - 11] 直近、遺体安置施設的环境。利用者や作業員から意見・要望等の有無。

[設問 6 - 12] 現在、ご遺体を安置する際に、ドライアイスを使用しますか。

[設問 6 - 12 - 2] 遺体安置室における CO2 室内の濃度に関して（留意・対策）。

[設問 6 - 13] ご遺体を安置するための受け入れ体制はいかがですか。

[設問 6 - 14] [設問 6 - 13] で「不足、受け入れができない」場合の理由。

[設問 6 - 15] [設問 6 - 13] で「不足、受け入れができない」場合の対応。

[設問 6 - 16] [設問 6 - 13] で「不足、受け入れができない」場合の将来対応。

[設問 6 - 17] 葬儀までの遺体安置の場所。

**【設問 7】**（以下、全て（の方）への「(再度) 質問」)

[設問 7 - 1] ご遺体の取扱いに係る基準・手順の有無。

[設問 7 - 2] ご遺体の感染症の有無は、確認。

[設問 7 - 3] ご遺体に感染症があると判明した場合の作業員への通知。

[設問 7 - 4] ご遺体に触れる際に作業員に使用させている個人保護具について。

[設問 7 - 5] 過去に、ご遺体取扱い時に作業員が感染したと思われる事例。

[設問 7 - 6] ご遺体に触れる作業員について、ご遺体の体液の接触の有無。

**【設問 8】**「ガイドライン」や、その他感染症一般についての設問。

[設問 8 - 1] ガイドラインを活用していますか。

[設問 8 - 1 - 2] ガイドラインをどこからお知りになりましたか。

[設問 8 - 2] 感染症に罹患したことが判っているご遺体を扱う際の安全面の不安。

[設問 8 - 3] 公衆衛生の専門家から感染症対策・対応の説明を聞いてみたいか。

【設問 9】 一般的に「葬儀社と打ち合わせるポイント」として挙げられる事例について。

【設問 10】 利用者相談窓口について。

[設問 10 - 1] 利用者から契約上の相談を受け付ける専用の窓口を設けていますか。

[設問 10 - 2] 専用の窓口を設けている場合、直近 1 年間で受けた相談の件数。 ———— 1 9 2

**5. 葬儀・葬儀場等に関するアンケート調査（まとめ） ———— 1 9 3**

**6. アンケート調査結果から示唆される「登録基準」作成にあたっての  
今後の対応の視点 ———— 2 0 3**

**7. 葬儀・葬儀場等に関するアンケート調査（調査シート・参考） —— 2 0 5**

**8. 葬儀・葬儀場等に関するアンケート調査（調査・記述回答） —— 2 3 5**

**9. 無縁改葬に伴う私人間の権利・義務に関する試論 ———— 2 6 9**

第 1. 無縁墳墓の発生と無縁改葬・整理の必要性

- 1 無縁墳墓の定義
- 2 無縁墳墓の発生原因
- 3 無縁改葬・整理の必要性と問題点
  - (1) 無縁改葬数の推移
  - (2) 無縁改葬・整理の必要性と問題点

第 2 無縁改葬・整理に関する留意事項

- 1 無縁の定義、改葬・整理が着手される目安・タイミング
- 2 縁故者の所在調査その他無縁改葬・整理に向けた「準備」と留意すべき事項
  - (1) 縁故者の所在調査に関する留意事項
  - (2) 「無縁改葬」手続実務に関する留意事項
- 3 使用関係の解約・使用権の消滅
  - (1) 公営墓地と民営墓地との墓地使用権消滅の違い
  - (2) 関係者が現われた（判明した）場合
- 4 墓所区画における工作物等の撤去
  - (1) 当該墓所区画内の工作物等の所有権
  - (2) 当該墓所区画内の工作物等を撤去（整理）し得る法にかかわる議論の整理

- (3) 墳墓（墓石）をはじめとする当該墓所区画内の工作物等を撤去しないケース
- (4) 墳墓（墓石）をはじめとする当該墓所区画内の工作物等撤去に要する費用の負担

5 無縁改葬をした遺骨の取扱い

- (1) 無縁改葬問題の帰趨を決めるもの
- (2) 無縁改葬後の遺骨の管理

第3 無縁改葬・整理以外に総務省報告が指摘している事項の考察

- 1 「個人や集落等が経営する墓地・納骨堂の現状と課題」について
- 2 地方公共団体における「墓地」（いわゆる「財産区墓地」）について——— 281

**資料1～4（「高松高裁と徳島地裁の判決対照表」など\_小松）**

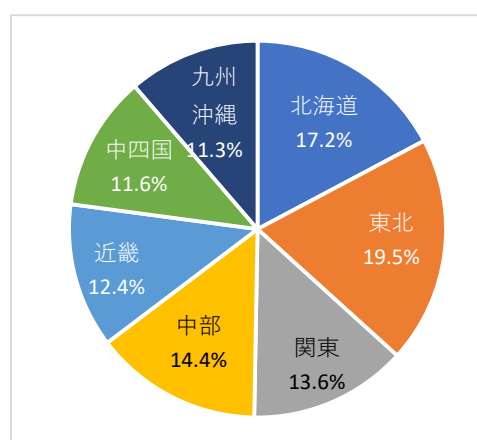
## 【令和5年度厚労科学研究】火葬場におけるアンケート調査

### 1 アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況

- (1) アンケート調査の対象施設は、現在恒常的に稼働している火葬場 1,419 箇所（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会調べ）を対象とした。
- (2) アンケートの回答状況は、回答票数 354 施設、アンケート回答率 24.9%（354/1,419×100）である。
- (3) 地区別の回答状況は、東北地区 69 施設（回答回収率 41.1%）、北海道地区 61 施設（同 35.5%）、関東地区 48 施設（同 30.0%）、中部地区以西で回答率 22%程度またはそれ以下であった。全回答数に対する回答数の割合（回答占有率）は、東北地区が 19.5%、北海道が 17.2%であるが、中部地区 14.4%、関東地区が 13.6%であり、近畿以西が 11.3~12.4%に留まっている。

区分 地区名	対象 施設数	割合%	回答数	回答 回収率 %	回答 占有率 %
北海道	172	12.3	61	35.5	17.2
東北	168	12.1	69	41.1	19.5
関東	160	11.5	48	30.0	13.6
中部	235	16.9	51	21.7	14.4
近畿	226	16.2	44	19.5	12.4
中国・四国	253	18.2	41	16.2	11.6
九州沖縄	205	14.7	40	19.5	11.3
合計	1,419	101.9	354	24.9	100.0

注：回答回収率とは対象施設数に対する回答数の割合  
回答占有率とは全体回答数に対する回答数の割合





## 2 行政区域内の埋火葬・施設の状況等〔設問 2-1～2-2〕

- (1) 令和 4 年 10 月 1 日現在の行政区域内人口の割合は、関東地区が 39.4%と最も多く、近畿地区 15.4%、中部地区 13.4%、中国四国地区 11.8%と続いている。
- (2) 令和 4 年度の埋火葬実績で、死亡者数は、関東が 34.7%と最も多く、近畿地区 16.8%、中国四国地区 13.2%、中部地区 13.0%と続いている。
- (3) 火葬数は、関東地区が 22.7%と最も多く、近畿地区 17.8%、中部地区 16.5%、中国四国地区 15.4%と続いている。
- (4) 埋葬数（火葬によらない方法）は、北海道地区、東北地区、九州沖縄地区において、令和 2 年度の厚生労働省衛生行政報告例の数値を大きく上回っているため、記載ミス又は解釈ミスと思われる。

問 2 行政区域内の埋火葬・施設の状況等について伺います。

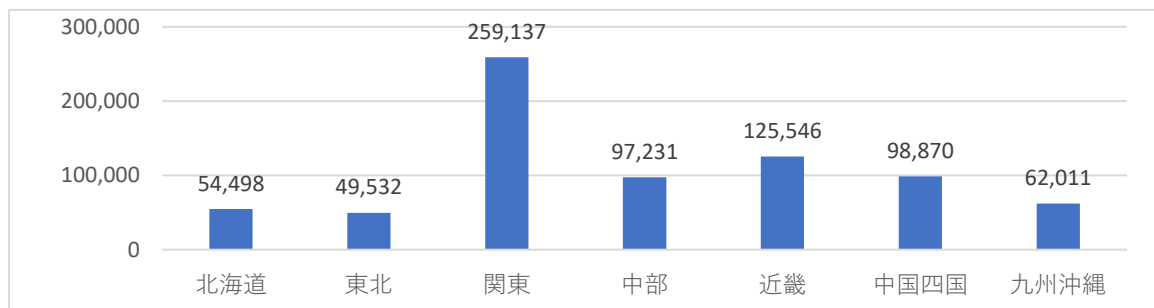
〔設問 2-1〕 令和 4 年 10 月 1 日現在の行政区域内人口は何人ですか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
人口	3,821,629	4,714,598	26,110,056	8,844,130	10,212,636	7,815,955	4,692,502	66,211,506
割合%	5.8%	7.1%	39.4%	13.4%	15.4%	11.8%	7.1%	100.0%

〔設問 2-2〕 令和 4 年度埋火葬実績（一部事務組合等の場合は構成市町村の合計でお答えください。）

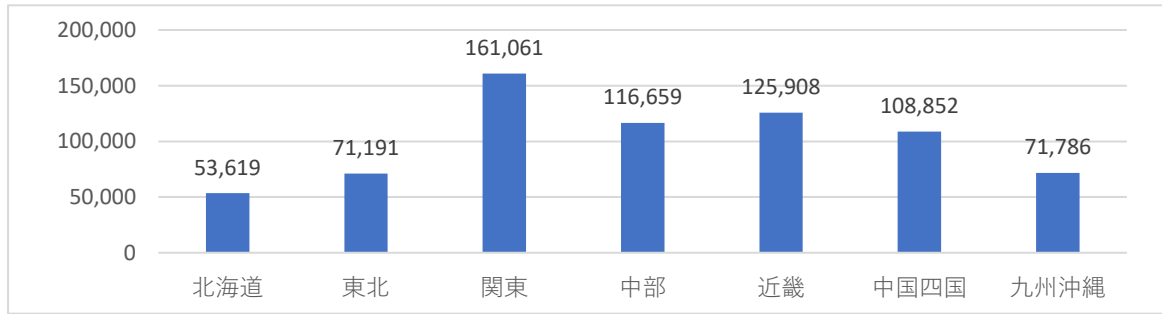
### ① 死亡者数

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
死亡者数	54,498	49,532	259,137	97,231	125,546	98,870	62,011	746,825
割合%	7.3%	6.6%	34.7%	13.0%	16.8%	13.2%	8.3%	100.0%



### ② 火葬数

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
火葬数	53,619	71,191	161,061	116,659	125,908	108,852	71,786	709,076
割合%	7.6%	10.0%	22.7%	16.5%	17.8%	15.4%	10.1%	100.0%



③ 埋葬数（火葬によらない方法）

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
埋葬数	70	447	0	1	0	3	1,659	2,180
割合%	3.2%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	76.1%	100.0%



### 3 火葬場の整備について[設問 2-3~2-5]

(1) 火葬場の施設数は、東北地区が107施設(18.2%)と最も多く、中国四国地区99施設(16.9%)、中部地区92施設(15.7%)であり、各地区とも10%以上でほぼ平均的となっている。

(2) 火葬場の新設・増改築の検討の可否は、「はい」が81団体(22.9%)、「いいえ」が273団体(77.1%)となっている。

新設・増改築の予定は、2028年が14団体で最も多く、2024~2028年の5年間に45団体が検討している。また、2031年以降に14団体が検討している。

新築・増改築の理由は、「老朽化」が67団体で最も多く、「炉数不十分」が13団体と続いている。

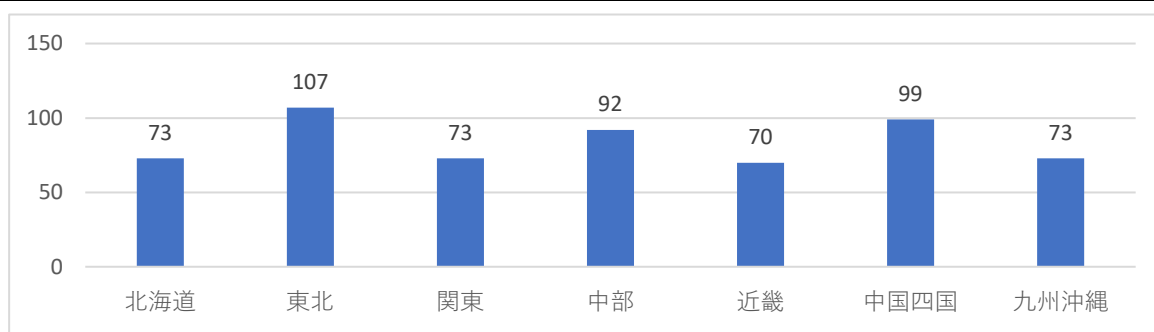
(3) 火葬場の新設・増改築へのPPP/PFIの活用は、64団体が知っていると回答し、13団体が知らないと回答している。

PFIの活用は、30団体が検討する予定があると回答している。

PFIについての内閣府の説明は、1団体が受け入れると回答している。

[設問 2-3] 行政区域内に火葬場は、何箇所ありますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
火葬場数	73	107	73	92	70	99	73	587
割合%	12.4%	18.2%	12.4%	15.7%	11.9%	16.9%	12.4%	100.0%

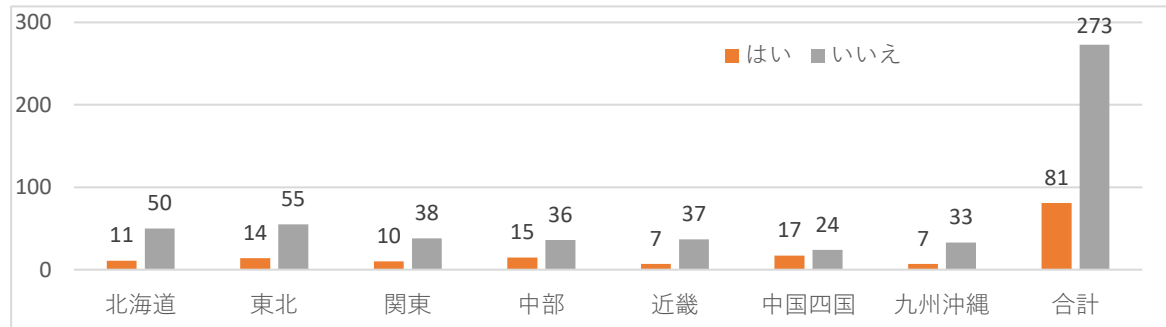


[設問 2-4] 火葬場の新設・増改築を検討していますか、または検討する予定がありますか。

地域名 区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
はい	11	14	10	15	7	17	7	81
いいえ	50	55	38	36	37	24	33	273
合計	61	69	48	51	44	41	40	354

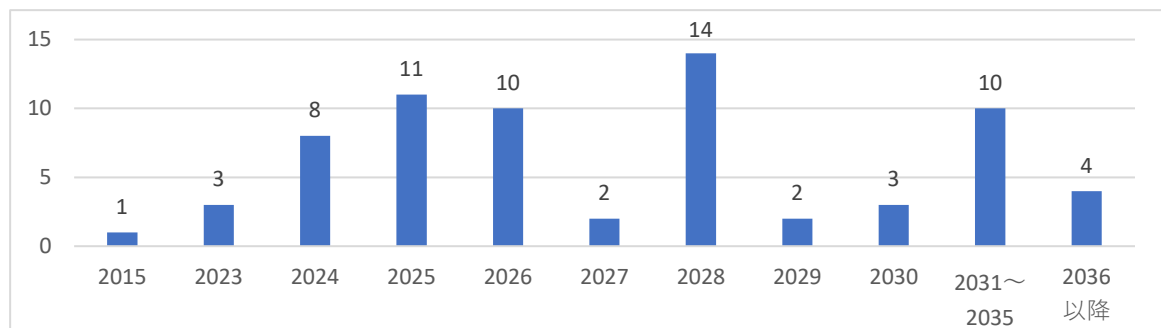
  

地域名 区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
はい	18.0%	20.3%	20.8%	29.4%	15.9%	41.5%	17.5%	22.9%
いいえ	82.0%	79.7%	79.2%	70.6%	84.1%	58.5%	82.5%	77.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



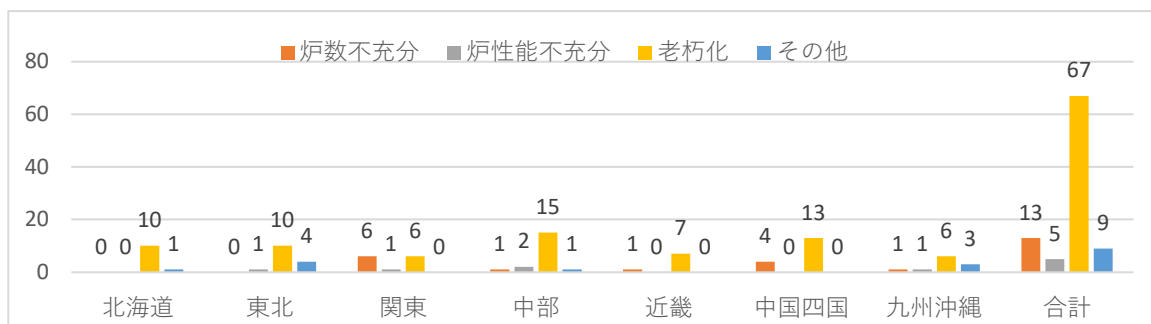
[設問 2-4-1] 新設・増改築の予定時期は何年度頃ですか。(西暦でお答えください)

地域名 予定年	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
2015	0	0	0	0	1	0	0	1
2023	0	1	0	1	0	1	0	3
2024	3	3	0	0	1	1	0	8
2025	0	2	2	0	1	5	1	11
2026	0	5	0	3	0	1	1	10
2027	1	0	0	1	0	0	0	2
2028	2	0	1	7	2	2	0	14
2029	1	0	0	0	1	0	0	2
2030	2	0	1	0	0	0	0	3
2031～2035	0	2	1	1	1	0	5	10
2036以降	0	0	1	2	0	1	0	4
合計	9	13	6	15	7	11	7	68



[設問 2-4-2] 新設・増改築の理由は何ですか。(複数回答可)

地域名 区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
炉数不十分	0	0	6	1	1	4	1	13
炉性能不十分	0	1	1	2	0	0	1	5
老朽化	10	10	6	15	7	13	6	67
その他	1	4	0	1	0	0	3	9
合計	11	15	13	19	8	17	11	94

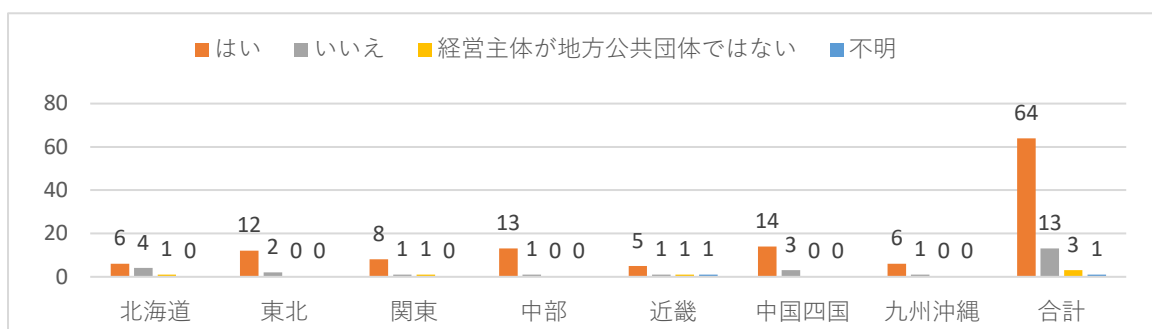


その他

- ・市内斎場の一部廃止による炉数・炉性能不足
- ・市内2か所の火葬場統合
- ・修繕が必要のため
- ・プライバシーの確保、大規模災害への対応
- ・離島地域における火葬場の統廃合

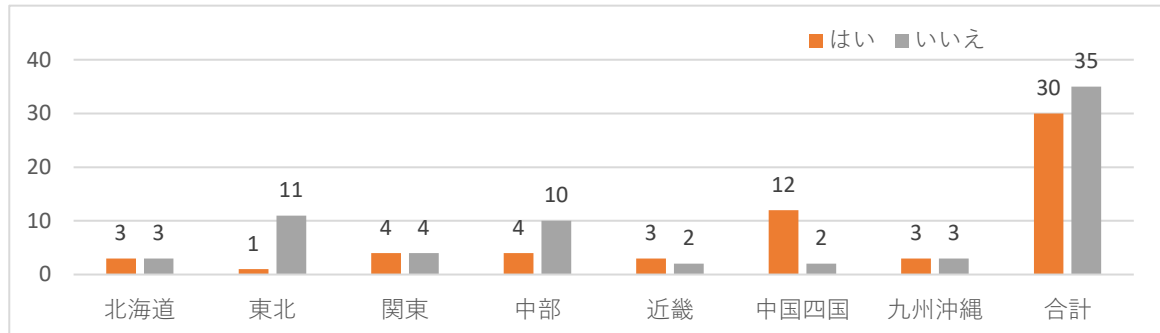
[設問 2-5] [設問 2-4] で「はい」を選んだ方にお伺いいたします。経営主体が地方公共団体である場合には、PPP/PFI に関する内閣府の調査にご協力ください。地方公共団体による火葬場の新設・増改築に PPP/PFI を活用できることをご存じですか。

地域名 区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
はい	6	12	8	13	5	14	6	64
いいえ	4	2	1	1	1	3	1	13
経営主体が 地方公共団体 ではない	1	0	1	0	1	0	0	3
不明	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	11	14	10	14	8	17	7	81



[設問 2-5-1] 新設・増改築に際し、PFI の活用を検討していますか、または検討する予定がありますか。なお、PFI の支援制度として専門家派遣等※があります。

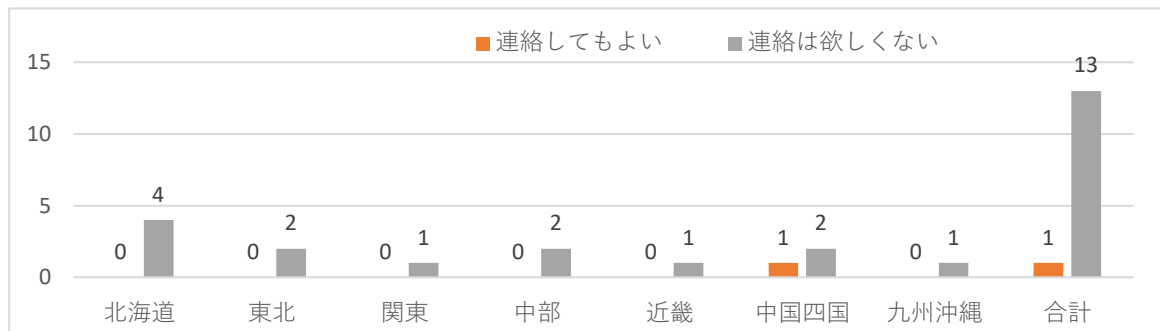
地域名 区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
はい	3	1	4	4	3	12	3	30
いいえ	3	11	4	10	2	2	3	35
合計	6	12	8	14	5	14	6	65



[設問 2-5-2] PPP/PFI について、より詳細なご説明に関心がありますか。内閣府からご連絡させていただいてもよろしいでしょうか。

※「連絡してもよい」を選んだ場合、詳細なご説明のために内閣府から連絡させていただくことがありますので、連絡先の情報を含め、本アンケートへの回答を同府に提供することにご承諾いただける場合のみ、「連絡してもよい」をお選びください。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
連絡してもよい	0	0	0	0	0	1	0	1
連絡は欲しくない	4	2	1	2	1	2	1	13
合計	4	2	1	2	1	3	1	14



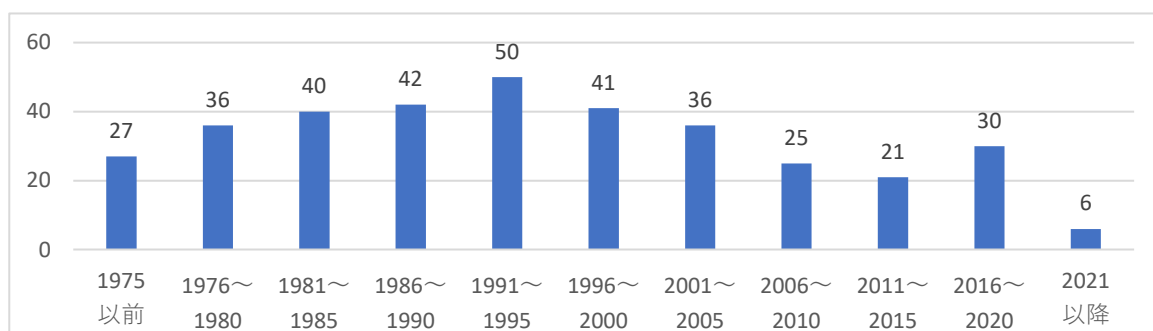
#### 4 火葬場の概要について[設問 3-2~3-4]

- (1) 対象火葬場の建物の竣工年は、2000 年以前が 236 施設（66.7%）であり、1975 年以前が 27 施設（7.6%）を占めている。
- (2) 火葬炉数は、3 基以下が 200 施設（56.5%）と半数以上を占めている。炉数の多い施設は、関東地区、中部地区、近畿地区に集中している。大型炉数は、629 基で人体炉の 39.8% を占めており、これも関東地区が最も多く 145 基（関東地区内で 46.0%）となっている。
- (3) 現在稼働中の火葬炉は、2000 年以前が 190 施設（53.7%）と半数以上を占め、建物の竣工年とほぼ同じ傾向にあるが、中には火葬炉を更新した施設もある。経過年数を見ると、全国平均で 24.1 年であり、設置から 31 年以上経過した施設が 118 施設（33.3%）あり、これらは既に耐用年数を超えていると判断する。

問 3 火葬場の概要について伺います。

[設問 3-2] 火葬場の建物の竣工年はいつですか。（西暦でお答えください）

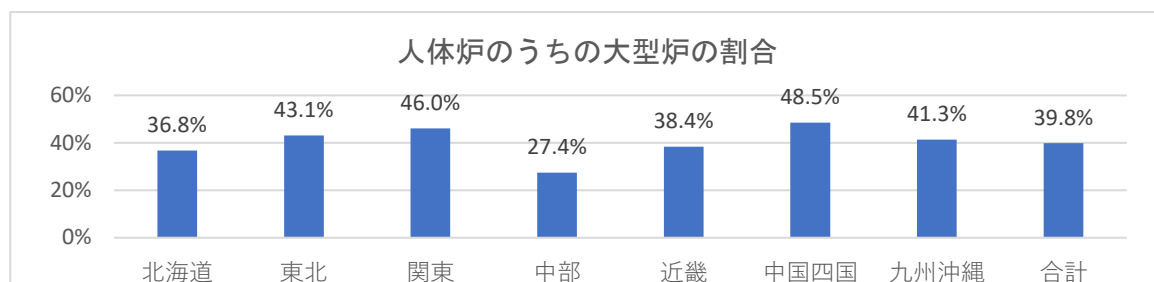
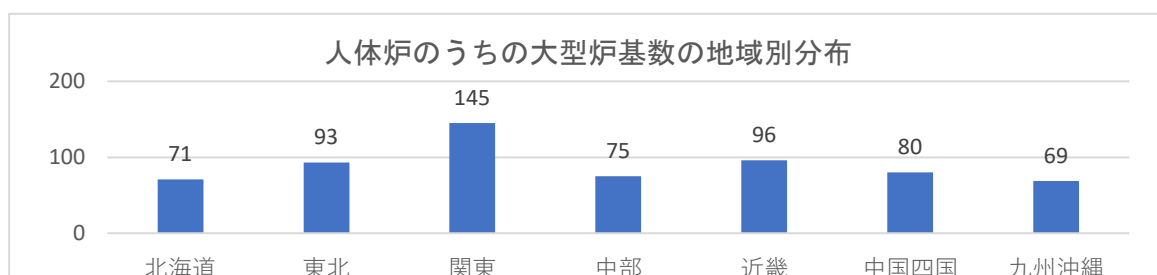
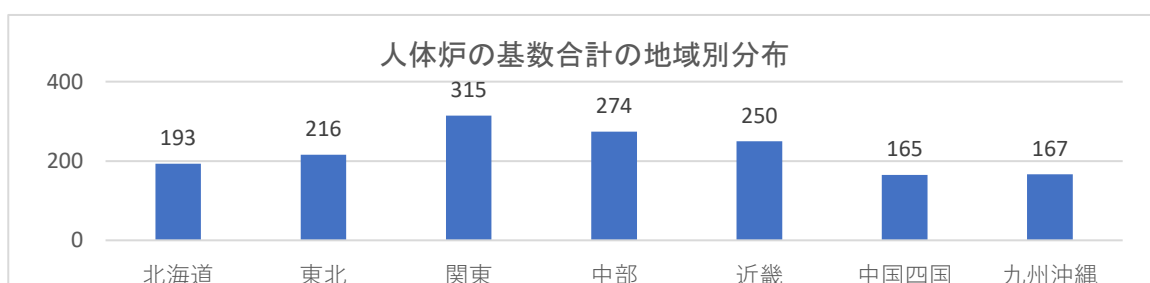
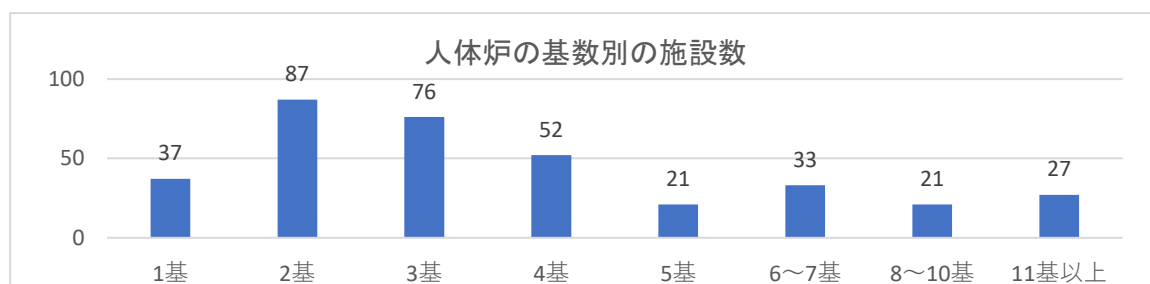
地域名 竣工年	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合 計	
								施設数	割合%
1975以前	4	5	3	8	4	3	0	27	7.6%
1976～1980	11	5	3	6	3	2	6	36	10.2%
1981～1985	9	8	4	4	4	4	7	40	11.3%
1986～1990	7	9	4	3	6	6	7	42	11.9%
1991～1995	7	12	7	5	6	8	5	50	14.1%
1996～2000	7	4	9	3	2	11	5	41	11.6%
2001～2005	5	6	6	8	8	1	2	36	10.2%
2006～2010	5	6	3	5	4	1	1	25	7.1%
2011～2015	2	5	1	2	3	3	5	21	5.9%
2016～2020	3	8	8	4	3	2	2	30	8.5%
2021以降	1	1	0	3	1	0	0	6	1.7%
合計	61	69	48	51	44	41	40	354	100.0%



[設問 3-3] 火葬炉数について伺います。

① 人体炉は何基ですか。人体炉のうち大型炉は何基ですか。

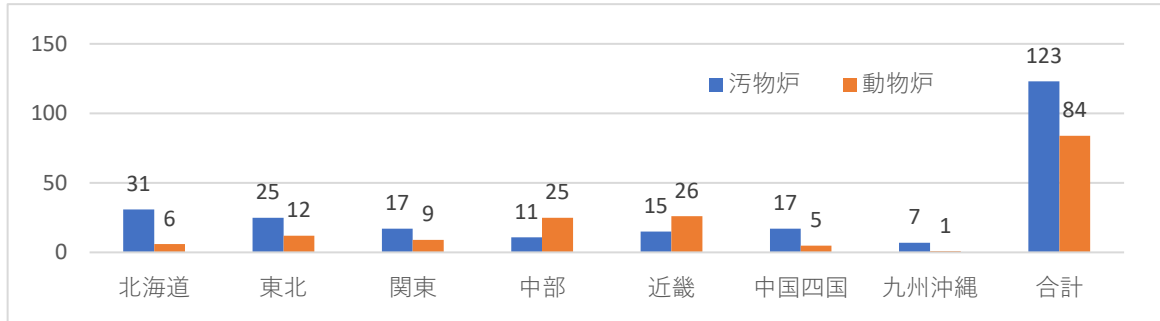
地域名 基数	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計	
								施設数	割合%
1基	12	10	1	4	1	5	4	37	10.5%
2基	26	23	6	6	7	11	8	87	24.6%
3基	9	17	6	14	8	10	12	76	21.5%
4基	7	11	6	6	11	4	7	52	14.7%
5基	2	1	4	6	3	3	2	21	5.9%
6~7基	3	3	9	8	5	2	3	33	9.3%
8~10基	0	3	8	2	4	3	1	21	5.9%
11基以上	2	1	8	5	5	3	3	27	7.6%
合計施設数	61	69	48	51	44	41	40	354	100.0%
基数計	193	216	315	274	250	165	167	1,580	
大型炉基数	71	93	145	75	96	80	69	629	
大型炉の割合	36.8%	43.1%	46.0%	27.4%	38.4%	48.5%	41.3%	39.8%	





② 汚物（胞衣）炉は何基ですか。③ 動物炉は何基ですか。

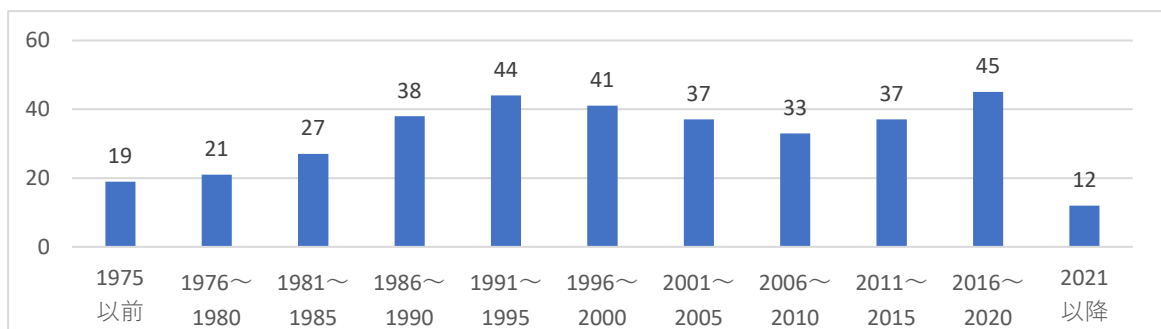
地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
汚物炉	31	25	17	11	15	17	7	123
動物炉	6	12	9	25	26	5	1	84



[設問 3-4] 現在稼働中の火葬炉について伺います。（設置（更新）された年月が最も古い炉についてお答えください。）

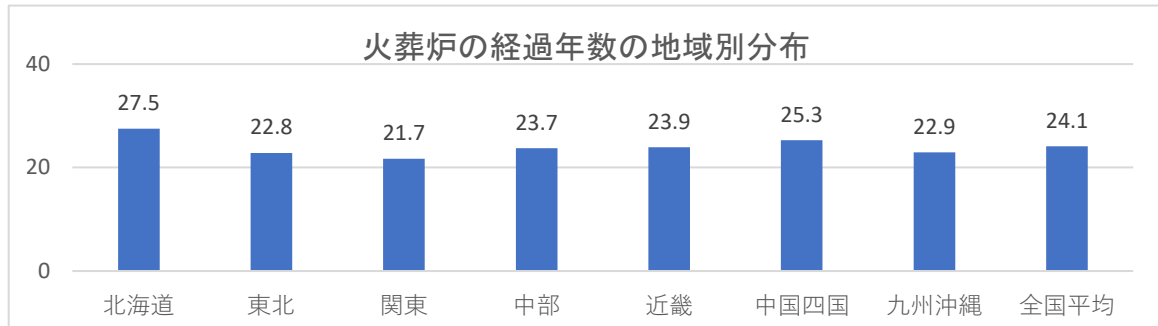
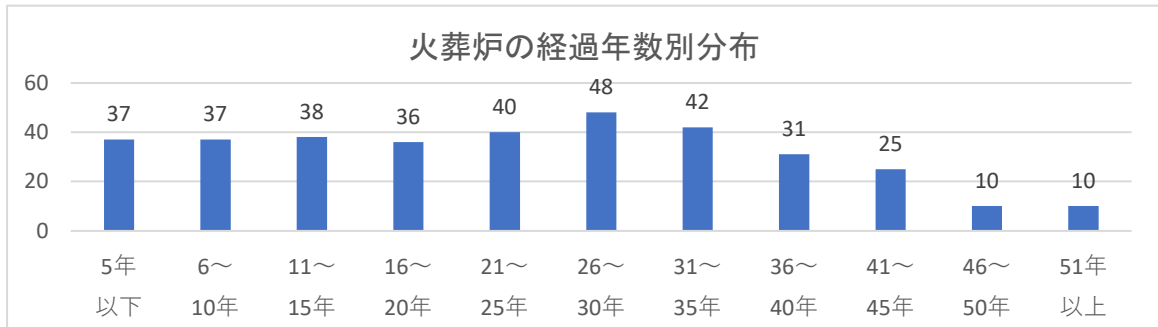
① 設置（更新）された年（西暦でお答えください）

地域名 設置年	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計	
								施設数	割合%
1975以前	4	4	1	4	4	2	0	19	5.4%
1976～1980	9	2	2	3	0	1	4	21	5.9%
1981～1985	8	5	3	3	3	2	3	27	7.6%
1986～1990	5	8	5	5	6	5	4	38	10.7%
1991～1995	6	9	6	5	6	7	5	44	12.4%
1996～2000	5	8	8	4	1	11	4	41	11.6%
2001～2005	5	5	7	8	7	2	3	37	10.5%
2006～2010	7	7	3	6	4	2	4	33	9.3%
2011～2015	2	9	4	3	5	5	9	37	10.5%
2016～2020	8	10	9	5	6	3	4	45	12.7%
2021以降	2	2	0	5	2	1	0	12	3.4%
合計	61	69	48	51	44	41	40	354	100.0%



② 設置（更新）されてからの経過年数

地域名 経過年数	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計	
								施設数	割合%
5年以下	7	9	5	7	5	3	1	37	10.5%
6～10年	3	7	6	4	4	3	10	37	10.5%
11～15年	5	10	3	5	7	4	4	38	10.7%
16～20年	7	4	7	8	6	2	2	36	10.2%
21～25年	4	8	9	5	2	8	4	40	11.3%
26～30年	8	9	7	6	4	8	6	48	13.6%
31～35年	5	10	5	3	8	6	5	42	11.9%
36～40年	7	5	3	4	4	4	4	31	8.8%
41～45年	8	4	3	5	1	1	3	25	7.1%
46～50年	5	1	0	2	1	0	1	10	2.8%
51年以上	2	2	0	2	2	2	0	10	2.8%
合計	61	69	48	51	44	41	40	354	100.0%
平均	27.5	22.8	21.7	23.7	23.9	25.3	22.9	24.1	



## 5 火葬場の実績について【設問 4-1】

(1) 令和4年度の火葬件数（小人、死産児を含む）は、全国合計で477,751件であり、地区別には関東地区が123,306件（25.8%）と最も多く、次いで中部地区の79,756件（16.7%）、近畿地区の71,236件（14.9%）である。

火葬件数のうち管外の占める割合は、全国平均で7.07%、地区別では近畿地区が9.70%と最も高く、次いで関東地区の7.43%である。

(2) 令和4年度の年間稼働日数（火葬を行った日数）は、全国平均で240.8日であり、地区別には関東地区が281.6日と最も多く、次いで近畿地区の280.1日、九州沖縄地区の263.7日、中部地区の263.6日である。逆に北海道地区は132.7日と極端に少なくなっている。

年間開場日数（休場日を除いた日数）は、全国平均で294.0日であり、地区別には中国四国地区が326.7日と最も多く、次いで近畿地区の326.2日、九州沖縄地区の318.1日、東北地区の314.5日である。ここでも北海道地区は216.9日と極端に少なくなっている。

稼働率（開場日数に対する稼働日数の割合）は、全国平均で81.9%であり、地区別には関東地区が92.5%と最も高く、次いで中部地区の87.3%、近畿地区の85.9%である。逆に北海道地区が61.2%、中国四国地区が73.5%と低くなっている。

最大受入件数（火葬場が受け入れた最大件数）は、全国平均で10.0件であり、地区別には九州沖縄地区が15.4件と最も多く、次いで関東地区の13.3件、中部地区の12.5件である。逆に東北地区が5.8件、北海道地区が6.2件と少なくなっている。

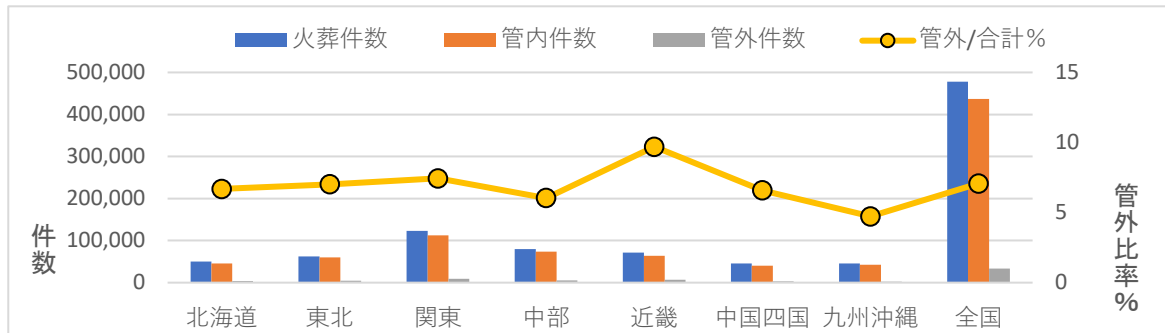
火葬炉1基1日当たりの最大件数（火葬炉1基が行った最大火葬件数）は、全国平均で2.2件であり、各地区ほぼ2件前後であるが、関東地区の2.5件が最も多く、次いで中部地区が2.3件である。

問4 火葬場の実績について伺います。

[設問 4-1] 令和4年度の火葬件数、稼働日数等について伺います。

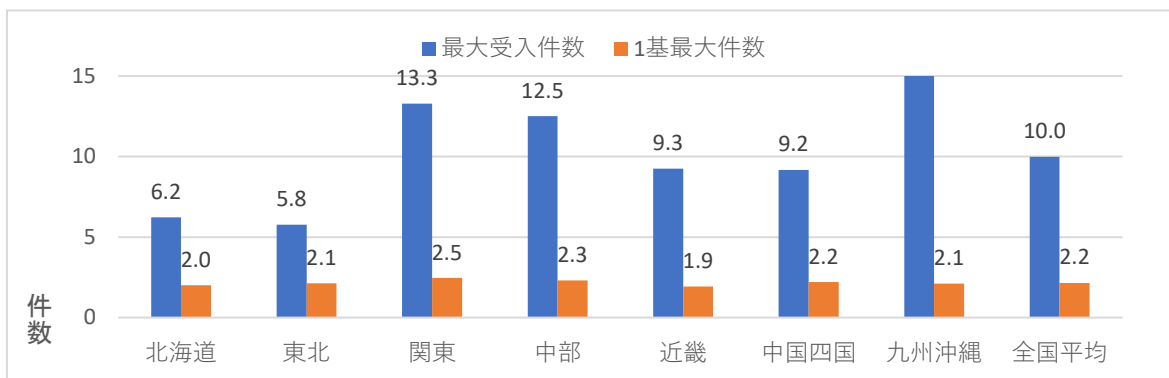
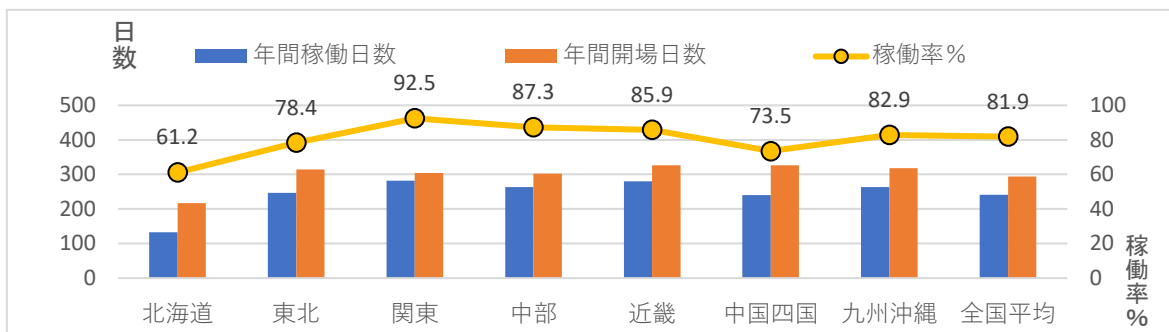
① 火葬件数（小人、死産児を含む）は何件ですか。①の内、管内件数は何件ですか。①の内、管外件数は何件ですか。

地域名 区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
火葬件数	50,107	62,480	123,306	79,756	71,236	45,330	45,536	477,751
割合%	10.5%	13.1%	25.8%	16.7%	14.9%	9.5%	9.5%	100.0%
管内件数	45,497	59,565	112,493	73,354	63,856	40,034	42,393	437,192
管外件数	3,256	4,491	9,031	4,711	6,857	2,820	2,098	33,264
管外/合計%	6.68	7.01	7.43	6.03	9.70	6.58	4.72	7.07
管内外計	48,753	64,056	121,524	78,065	70,713	42,854	44,491	470,456



- ② 年間稼働日数（火葬を行った日数）は何日ですか。③ 年間開場日数（休場日を除いた日数）は何日ですか。④ 1日あたりの最大受入件数は何件ですか。⑤ 火葬炉1基1日当り最大体数は何体ですか。（〇体/基・日）

地域名 区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
年間稼働日数(平均)	132.7	246.5	281.6	263.6	280.1	240.2	263.7	240.8
年間開場日数(平均)	216.9	314.5	304.3	301.9	326.2	326.7	318.1	294.0
稼働率%(平均)	61.2	78.4	92.5	87.3	85.9	73.5	82.9	81.9
最大受入件数(平均)	6.2	5.8	13.3	12.5	9.3	9.2	15.4	10.0
1基最大件数(平均)	2.0	2.1	2.5	2.3	1.9	2.2	2.1	2.2



## 6 火葬場における衛生管理について【設問 5-1～5-12】

- (1) 遺体の感染症の有無の確認は、全国合計で、「常に確認している」が 184 件 (52.0%)、「新型コロナウイルス関連だけを確認」が 83 件 (23.4%)、「確認していない」が 74 件 (20.9%) である。

「常に確認している」場合の確認方法は、「埋葬・火葬許可証等で確認」が 92 件で最も多く、次いで「死亡診断書で確認」が 28 件、「予約時の聞き取り」が 24 件である。
- (2) 遺体に感染症があると判明した場合の作業員への通知は、「している」が 296 件 (83.6%)、「していない (今後行う予定はない)」が 34 件 (9.6%)、「していない (今後行う予定)」が 4 件 (1.1%) である。
- (3) 火葬場で遺体を受け入れてから火葬するまでの間の遺体に触れる機会は、「ある」が 18 件 (5.1%)、「ない」が 336 件 (94.9%) である。

「ある」場合の具体的な場面は、「最後のお別れ」が 7 件、「ドライアイス、副葬品等を入れるとき」が 4 件、「位置確認」が 3 件である。
- (4) 遺体の取扱いに係る基準・手順の有無は、「ある」が 9 件、「ない」が 7 件である。

「ある」場合の具体的な基準・手順は、「棺に必ず納棺し、遺体には触らない」、「感染症等による取扱い」等である。
- (5) 遺体に触れる際の作業員の個人保護具の使用は、マスク、手袋が「させている」が半数以上であり、エプロン、ガウン、ゴーグル、保護メガネ、フェイスガード、帽子が「させていない」が半数以上である。
- (6) 遺体取扱い時に作業員に感染が発生したと思われる事例は、「ある」が 1 件であるが、具体的な状況については未記載である。
- (7) 遺体に触れる作業員が遺体の体液 (血液、尿、排泄物、分泌物) に触れることの有無は、「ほとんどない」が 7 件、「ない」が 12 件で、「しばしばある」、「たまにある」は 0 件である。
- (8) 火葬炉燃焼室下部等に火葬前の遺体の体液等の付着の有無は、「しばしばある」が 5 件 (1.4%)、「まれにある (年に数回程度)」が 50 件 (14.1%) であるが、「ない」は 264 件 (74.6%) である。「しばしばある」という火葬炉は、整備の必要性が高い。
- (9) 棺の取扱いについて基準 (棺の消毒、作業員側の取扱い手順、体液が漏れた場合の対応、棺が壊れた場合の対応等) の有無は、「ある」が 47 件 (13.3%)、「ない」が 201 件 (56.8%) である。

「ある」場合の具体的な基準は、「感染症関係」が 10 件、「厚生労働省指針に基づく」が 6 件、「マニュアル、ガイドラインに基づく」が 4 件等である。
- (10) 火葬炉周辺の作業に対する暑熱環境への対策は、「ある」が 197 件 (94.7%)、「ない」が 10 件 (4.8%) である。

「行っている」場合の具体的な対策は、「空調設備」が 72 件、「スポットクーラー」が 47 件、「換気」、「扇風機」が各 26 件等である。
- (11) 火葬炉周辺の粉じんに関する作業環境測定の実施の有無は、「行っている」が 17 件 (4.8%)、「行っていない」が 273 件 (77.1%) である。

「行っている」場合の直近の測定結果は、「第一管理区分」が16件、「第三管理区分」が1件である。

(12) 火葬炉周辺の作業員に対する粉じん対策としての保護具は、「防塵マスクを用意し使用させている」が114件(32.2%)、「防塵マスクを用意しているが、使用は作業員の任意」が89件(25.1%)、「防塵マスクを職場として用意していない」が88件(24.9%)である。

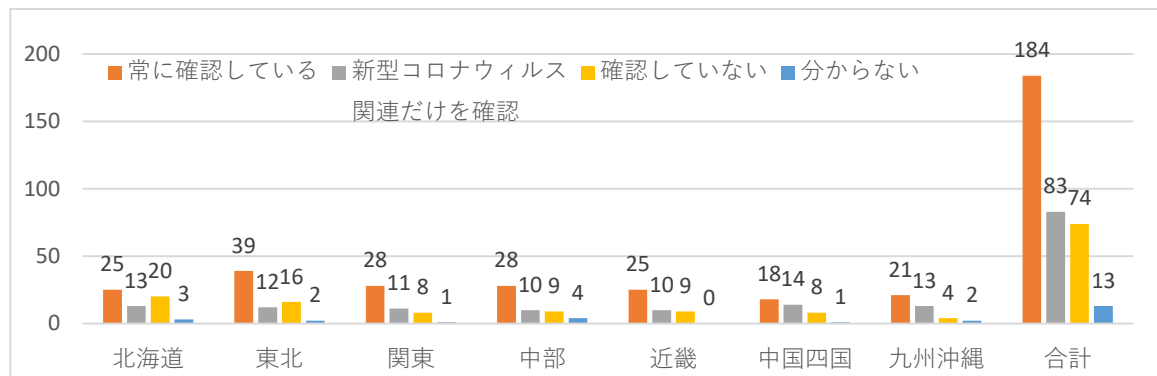
問5 火葬場における衛生管理等について伺います。

[設問5-1] ご遺体の感染症の有無は確認していますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
常に確認している	25	39	28	28	25	18	21	184
新型コロナウイルス関連だけを確認	13	12	11	10	10	14	13	83
確認していない	20	16	8	9	9	8	4	74
分からない	3	2	1	4	0	1	2	13
合計	61	69	48	51	44	41	40	354

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
常に確認している	41.0%	56.5%	58.3%	54.9%	56.8%	43.9%	52.5%	52.0%
新型コロナウイルス関連だけを確認	21.3%	17.4%	22.9%	19.6%	22.7%	34.1%	32.5%	23.4%
確認していない	32.8%	23.2%	16.7%	17.6%	20.5%	19.5%	10.0%	20.9%
分からない	4.9%	2.9%	2.1%	7.8%	0.0%	2.4%	5.0%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



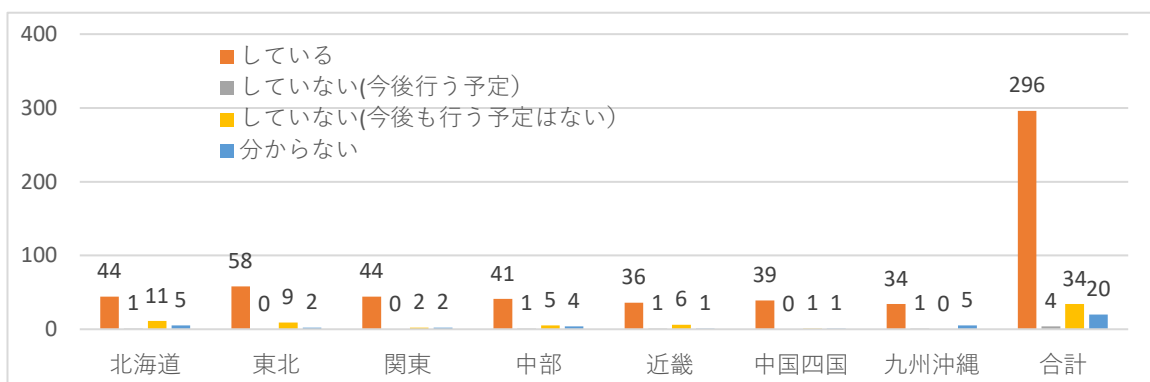
「常に確認している」と答えた方にお聞きします。ご遺体の感染症の確認方法を具体的に教えてください。

- ・埋葬・火葬許可証等で確認：92
- ・死亡届等で確認：15
- ・聞き取り：9
- ・書類で確認：5
- ・葬儀業者からの連絡：4
- ・死亡診断書で確認：28
- ・予約時の聞き取り：24
- ・申請書の記載：8
- ・医療機関からの連絡：4
- ・申し出による：2

[設問 5-2] ご遺体に感染症があると判明した場合、作業員に通知していますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
している	44	58	44	41	36	39	34	296
していない(今後行う予定)	1	0	0	1	1	0	1	4
していない(今後行う予定はない)	11	9	2	5	6	1	0	34
分からない	5	2	2	4	1	1	5	20
合計	61	69	48	51	44	41	40	354

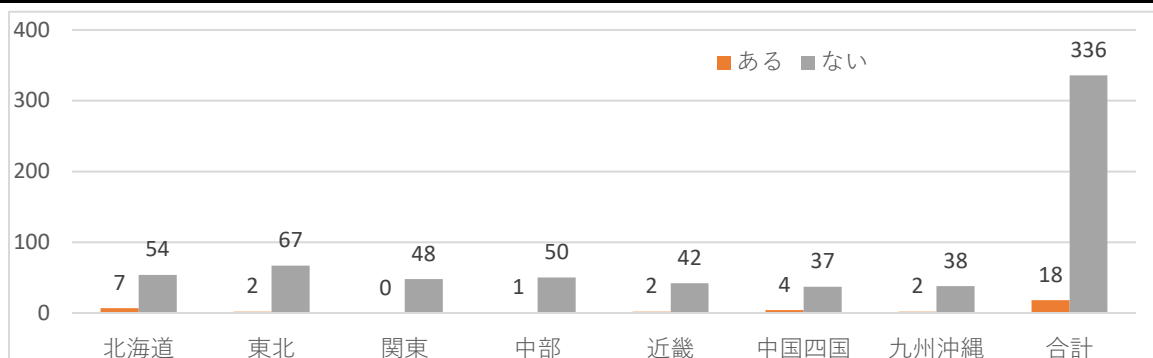
区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
している	72.1%	84.1%	91.7%	80.4%	81.8%	95.1%	85.0%	83.6%
していない(今後行う予定)	1.6%	0.0%	0.0%	2.0%	2.3%	0.0%	2.5%	1.1%
していない(今後行う予定はない)	18.0%	13.0%	4.2%	9.8%	13.6%	2.4%	0.0%	9.6%
分からない	8.2%	2.9%	4.2%	7.8%	2.3%	2.4%	12.5%	5.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



[設問 5-3] 火葬場でご遺体を受け入れてから火葬するまでの間、ご遺体に触れる機会がありますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある	7	2	0	1	2	4	2	18
ない	54	67	48	50	42	37	38	336
合計	61	69	48	51	44	41	40	354

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある	11.5%	2.9%	0.0%	2.0%	4.5%	9.8%	5.0%	5.1%
ない	88.5%	97.1%	100.0%	98.0%	95.5%	90.2%	95.0%	94.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

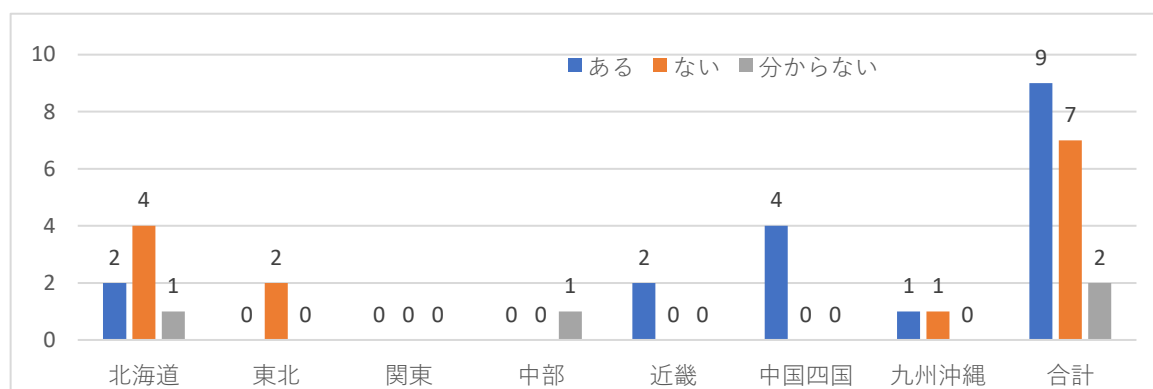


「ある」と答えた方にお聞きします。火葬するまでの間、ご遺体に触れる具体的な場面を教えてください。

- ・最後のお別れ：7
- ・ドライアイス、副葬品等を入れるとき：4
- ・位置確認：3
- ・献花時：1
- ・台車にご遺体を乗せる際：1

[設問 5-4] ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある	2	0	0	0	2	4	1	9
ない	4	2	0	0	0	0	1	7
分からない	1	0	0	1	0	0	0	2
合計	7	2	0	1	2	4	2	18



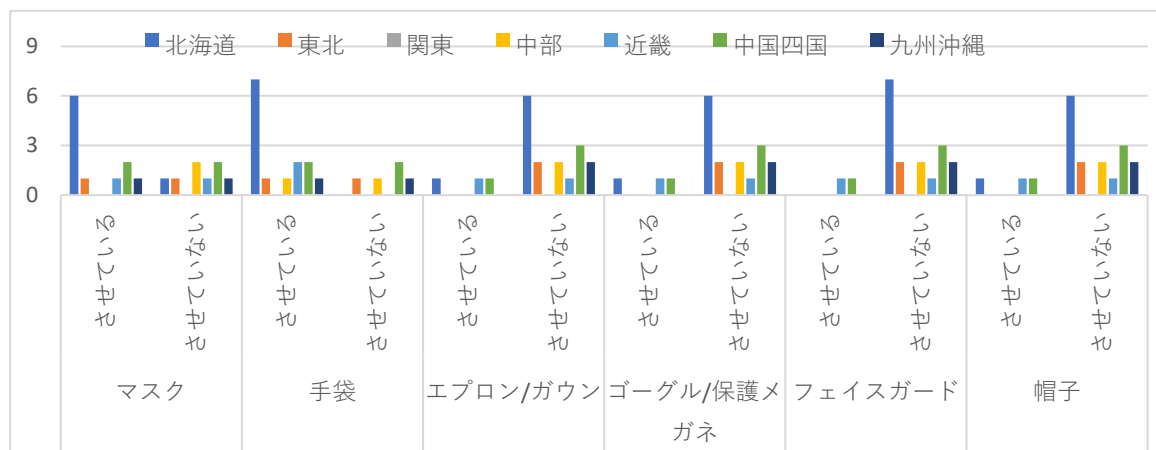
「ある」と答えた方にお聞きします。ご遺体の取扱いに係る基準・手順について具体的に教えてください。

- ・棺に必ず納棺し、遺体には触らない。
- ・感染症等による取扱い
- ・葬儀会社しだい
- ・通常の場合、火葬する前に棺桶内の確認をしてお別れの儀を行う。
- ・マニュアルにより実施
- ・委託業者でマニュアルを作成している。
- ・仕様書に簡素に記載している。
- ・必要に応じ、感染予防対応を行っている。



[設問 5-5] ご遺体に触れる際に作業員に以下の個人保護具を使用させていますか。[マスク]、  
[手袋]、[エプロン/ガウン]、[ゴーグル/保護メガネ]、[フェイスガード]、[帽子]

地域名		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
マスク	させている	6	1	0	0	1	2	1	11
	させていない	1	1	0	2	1	2	1	8
手袋	させている	7	1	0	1	2	2	1	14
	させていない	0	1	0	1	0	2	1	5
エプロン/ ガウン	させている	1	0	0	0	1	1	0	3
	させていない	6	2	0	2	1	3	2	16
ゴーグル/ 保護メガネ	させている	1	0	0	0	1	1	0	3
	させていない	6	2	0	2	1	3	2	16
フェイス ガード	させている	0	0	0	0	1	1	0	2
	させていない	7	2	0	2	1	3	2	17
帽子	させている	1	0	0	0	1	1	0	3
	させていない	6	2	0	2	1	3	2	16



[設問 5-6] 過去にご遺体取扱い時に作業員に感染が発生したと思われる事例がありますか。

地域名		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある		0	0	0	0	0	1	0	1
ない		7	2	0	1	2	3	2	17
合計		7	2	0	1	2	4	2	18

「ある」と答えた方にお聞きします。作業員に感染が発生した事例について、具体的に教えてください。

回答なし。

[設問 5-7] ご遺体に触れる作業員について、ご遺体の体液（血液、尿、排泄物、分泌物）に触れることがありますか。

地域名		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
しばしばある		0	0	0	0	0	0	0	0
たまにある		0	0	0	0	0	0	0	0
ほとんどない		4	1	0	0	0	2	0	7
ない		3	1	0	2	2	2	2	12
合計		7	2	0	2	2	4	2	19

[設問 5-8] 燃焼室下部等に明らかに火葬前のご遺体の体液等の付着がありますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
しばしばある		2	0	0	1	1	0	1	5
まれにある (年に数回程度)		6	11	8	9	9	3	4	50
ない		48	53	34	37	31	30	31	264
その他		5	5	6	4	3	8	4	35
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

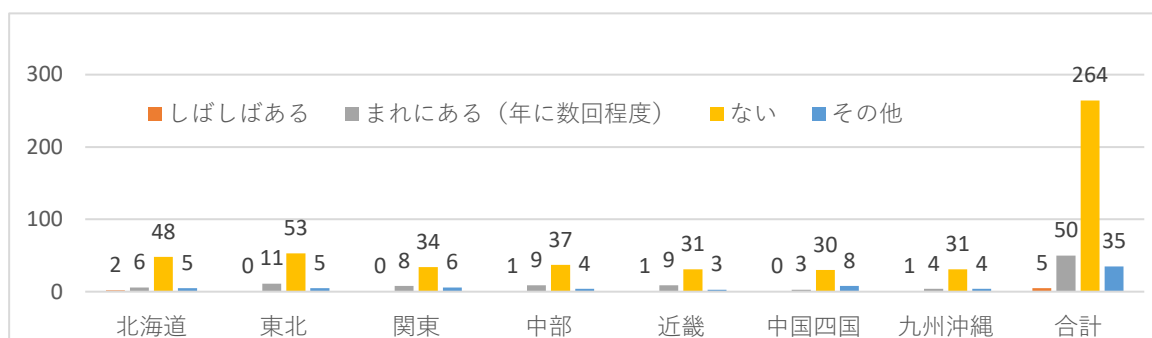
  

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
しばしばある		3.3%	0.0%	0.0%	2.0%	2.3%	0.0%	2.5%	1.4%
まれにある (年に数回程度)		9.8%	15.9%	16.7%	17.6%	20.5%	7.3%	10.0%	14.1%
ない		78.7%	76.8%	70.8%	72.5%	70.5%	73.2%	77.5%	74.6%
その他		8.2%	7.2%	12.5%	7.8%	6.8%	19.5%	10.0%	9.9%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他 作業員からの報告なし、記録なし：4

入替前の火葬炉ではまれにあったが、入替後の火葬炉ではない。：1

焼却中、少量の体液の飛散がみられる場合がある。：1 不明、分からない：29

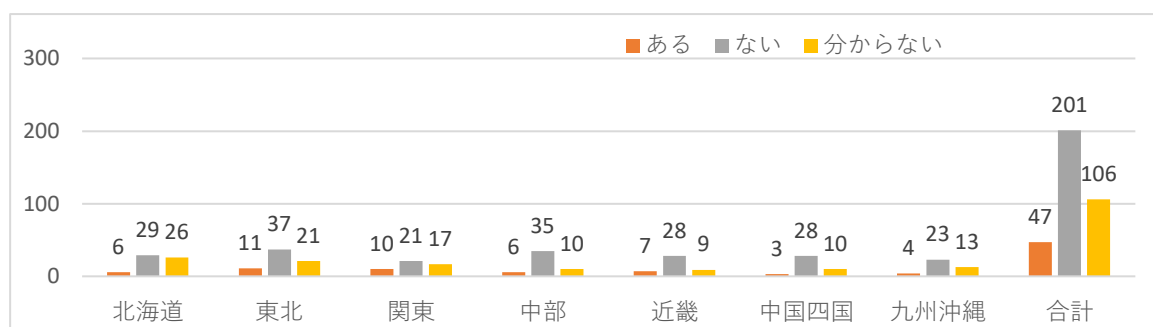


[設問 5-9] 棺の取扱いについて基準 (棺の消毒、作業員側の取扱い手順、体液が漏れた場合の対応、棺が壊れた場合の対応等) はありますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある		6	11	10	6	7	3	4	47
ない		29	37	21	35	28	28	23	201
分からない		26	21	17	10	9	10	13	106
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある		9.8%	15.9%	20.8%	11.8%	15.9%	7.3%	10.0%	13.3%
ない		47.5%	53.6%	43.8%	68.6%	63.6%	68.3%	57.5%	56.8%
分からない		42.6%	30.4%	35.4%	19.6%	20.5%	24.4%	32.5%	29.9%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「ある」と答えた方にお聞きします。棺の取扱い基準について具体的に教えてください。

厚生労働省指針に基づく：6

マニュアル、ガイドラインに基づく：4

感染症関係：10

棺の寸法、重量：4

体液が漏れた場合の対応、消毒：4

棺を載せる台を消毒：3

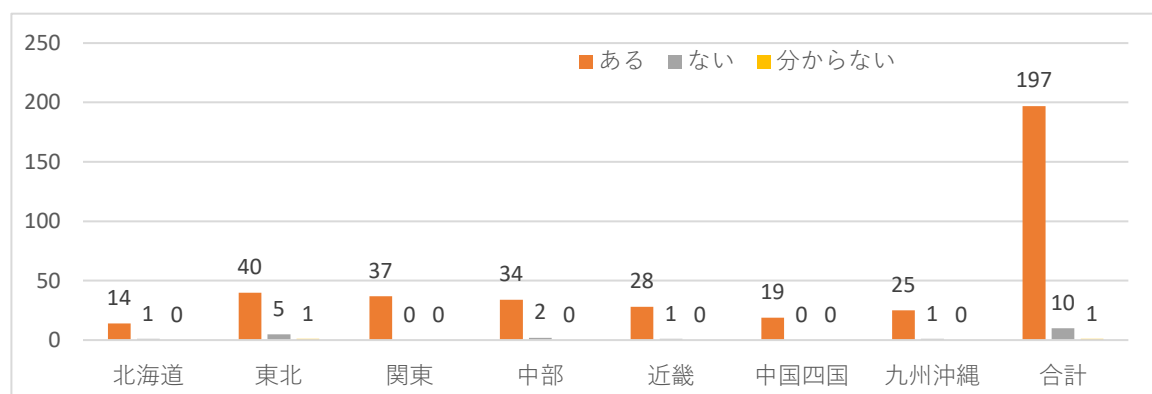
遺体の状態により葬儀屋との情報交換し、傷んでいる場合は納体袋に入れてもらう。：2

異常があった場合は葬儀会社へ連絡して対応を依頼している。：1

その他手袋その他防具着用等

[設問 5-10] 炉周辺の作業に対する暑熱環境への対策を行っていますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある		14	40	37	34	28	19	25	197
ない		1	5	0	2	1	0	1	10
分からない		0	1	0	0	0	0	0	1
合計		15	46	37	36	29	19	26	208



「行っている」と答えた方にお聞きします。暑熱環境への対策について具体的に教えてください。

・空調設備：72

・スポットクーラー：47

・換気：26

・換気扇：2

・扇風機：26

・厚生労働省の指針に基づく：1

・シャワー室等の設置：1

・ファン付き作業着：1

・熱中症対策用品の配置：6

その他

火葬使用後の炉周辺作業をする際は冷却機を操作し炉内を冷やしてから作業を行う。

作業可能な温度まで冷却されるのを待ち、革のジャンパーを着用している。

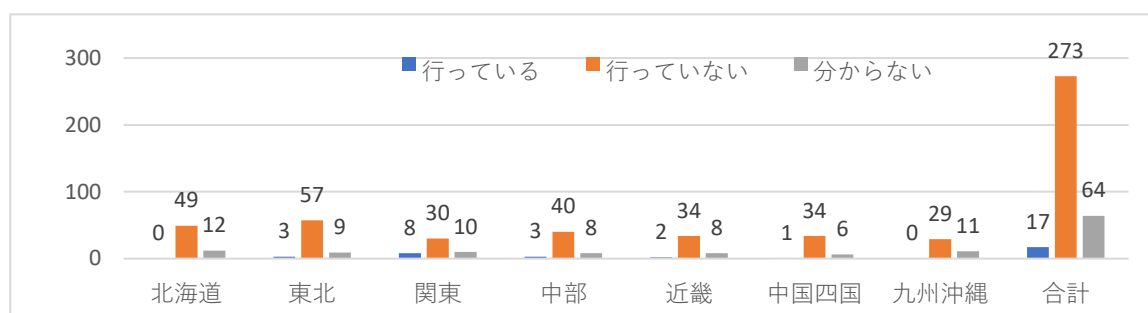
炉内清掃は100度以下になってから行うこととしている。

[設問 5-11] 炉周辺の作業について、粉じんに関する作業環境測定を行っていますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
行っている		0	3	8	3	2	1	0	17
行っていない		49	57	30	40	34	34	29	273
分からない		12	9	10	8	8	6	11	64
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
行っている		0.0%	4.3%	16.7%	5.9%	4.5%	2.4%	0.0%	4.8%
行っていない		80.3%	82.6%	62.5%	78.4%	77.3%	82.9%	72.5%	77.1%
分からない		19.7%	13.0%	20.8%	15.7%	18.2%	14.6%	27.5%	18.1%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「行っている」と答えた方にお聞きします。直近の測定結果を教えてください。

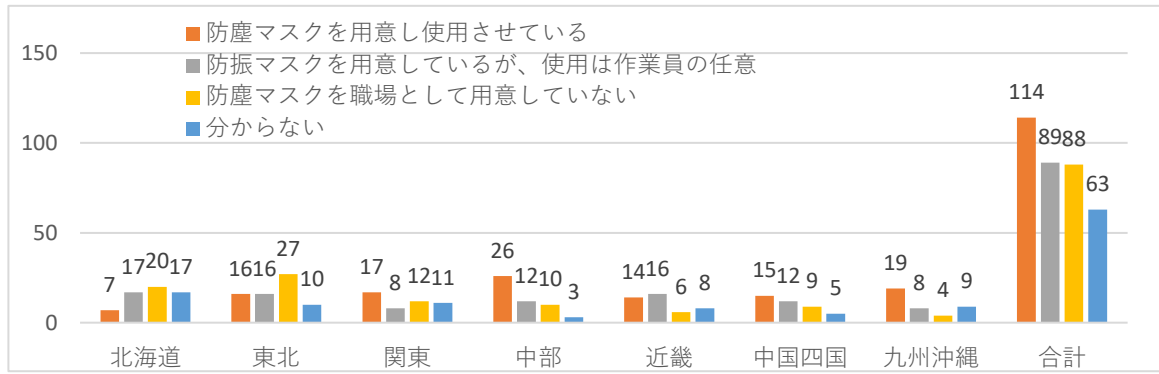
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
第一管理区分		0	2	8	3	2	1	0	16
第二管理区分		0	0	0	0	0	0	0	0
第三管理区分		0	1	0	0	0	0	0	1
合計		0	3	8	3	2	1	0	17

[設問 5-12] 炉周辺の作業員に対して、粉じん対策として保護具を用意していますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
防塵マスクを用意し使用させている		7	16	17	26	14	15	19	114
防振マスクを用意しているが、使用は作業員の任意		17	16	8	12	16	12	8	89
防塵マスクを職場として用意していない		20	27	12	10	6	9	4	88
分からない		17	10	11	3	8	5	9	63
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
防塵マスクを用意し使用させている		11.5%	23.2%	35.4%	51.0%	31.8%	36.6%	47.5%	32.2%
防振マスクを用意しているが、使用は作業員の任意		27.9%	23.2%	16.7%	23.5%	36.4%	29.3%	20.0%	25.1%
防塵マスクを職場として用意していない		32.8%	39.1%	25.0%	19.6%	13.6%	22.0%	10.0%	24.9%
分からない		27.9%	14.5%	22.9%	5.9%	18.2%	12.2%	22.5%	17.8%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## 7 火葬場における遺体安置について【設問 6-1～13】

- (1) 遺体安置設備の有無は、「ある」が 143 件 (40.4%)、「ない」が 211 件 (59.6%) である。

遺体安置設備の機能は、「遺体冷蔵庫」が 105 件、「遺体安置室であり部屋全体が冷蔵機能を持っている」が 10 件、「部屋に冷蔵機能はない」が 22 件である。

- (2) 遺体安置設備の収容能力は平均 2.1 体 (1～14 体) である。令和 4 年度の安置実績は平均 73.8 体 (0～1,115 体) である。平均の安置 (待機) 期間は平均 1.7 日 (0～30 日) であり、最大の安置 (待機) 期間は平均 5.9 日 (0～180 日) である。

- (3) 安置 (待機) 時間の近年変化は、「増加している」が 7 件、「あまり変化はない」が 131 件、「減っている」が 5 件である。

「安置 (待機) 時間が増加している」場合の増加程度は、「5 割増し」、「2～3 年前と比較して 1.5 倍」、「微増」、「若干」等である。

- (4) 安置 (待機) 時間の長いことの支障の有無は、「ある」が 23 件、「ない」が 79 件である。

「支障がある」場合の生じる支障は、「次の遺体が安置できない」が 16 件、「電力使用量の増加」が 2 件である。支障が生じる頻度は平均 16.8 回/年 (最大 261 回/年) であり、支障が生じる安置 (待機) 時間の長さは平均 4.1 日 (最大 30 日) である。

- (5) 遺体安置設備の利用者は、「通常の火葬」が 89 件、「身寄りのない遺体等、福祉関係」が 79 件、「警察関係」が 33 件である。

遺体安置の目的は、「火葬の順番待ち」が 60 件、「遺族が揃うまで」が 45 件、「火葬の許可が出るまで」が 41 件である。

- (6) 遺体安置設備の整備予定は、「増設を予定」が 3 件、「増設を検討中」が 7 件、「整備予定はない」が 126 件である。「増設を予定」の増設遺体数は、全国合計で 5 体分である。

- (7) 遺体安置の受け入れ条件は、「遺体が棺に収納」が 111 件、「柩の大きさが許容範囲内」が 100 件、「受入時間帯の厳守」が 100 件、「利用者制限の厳守」が 71 件、「安置期間が明らか」が 75 件、「遺体の保管状況が明らか」が 40 件である。

- (8) 安置される遺体の管理上の基準の有無は、「室 (装置) 内温度」が 48 件、「面会の制限 (人数、時間等) の遵守」が 45 件、「故人名を貼り付ける (遺体の取り違い防止)」が 44 件、「室 (装置) 内の消毒、清掃等、衛生基準」が 21 件、「(遺体冷蔵庫で保管する場合) 棺内の保冷剤を取り除く」が 17 件、「(遺体冷蔵庫がない場合) 保冷剤等で棺内を冷やす」が 9 件、「防護服や手袋の着用等、遺体を取り扱う作業者の衛生基準」が 9 件である。

「室 (装置) 内温度」は、平均 3.5℃ (-5～22℃) である。

「室 (装置) 内の消毒、清掃等、衛生基準」は、「装置内の殺菌、消毒、清掃」が 8 件、「アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等で消毒」が 7 件、「消毒液、防臭剤の噴霧」が 2 件、「臭気除去、換気」が 4 件などである。

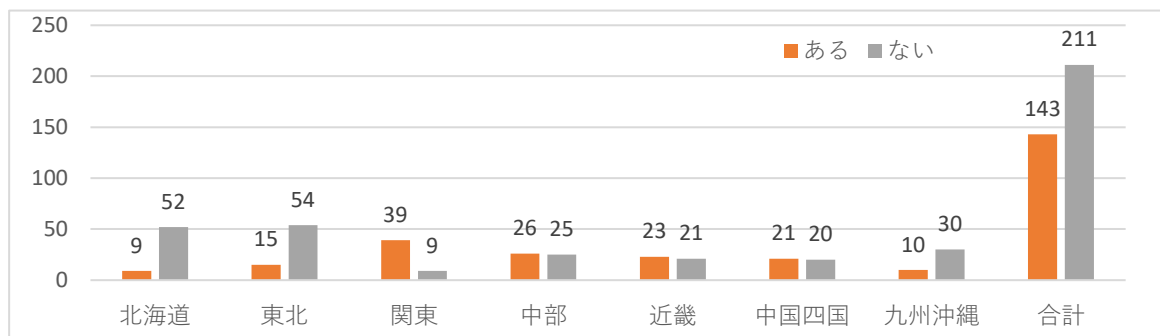
「防護服や手袋の着用等、遺体を取り扱う作業者の衛生基準」は、「厚生労働省のガイドラインに基づく」が2件、「手袋の着用」が3件、「防護服、マスクの着用」が1件などである。

- (9) 遺体安置へのドライアイスの使用は、「使用する」が14件、「使用しない」が83件である。「使用する」場合の使用量は、夏季が平均8.7kg（最大40kg）、春秋が平均6.2kg（最大30kg）、冬季が平均5.2kg（最大20kg）である。
- (10) 直近2カ月における遺体安置設備の環境への利用者や作業員から意見・要望等の有無は、「あった」は「温度」が1件、「湿度」が0件、「換気」が2件、「臭気」が5件、「衛生全般」が2件である。
- (11) 遺体安置設備のない火葬場で今後の整備予定の有無は、「数年中に整備する予定」が1件、「整備を検討中」が2件、「整備する予定はない」が45件である。

問6 火葬場における遺体安置について伺います。（人体火葬についてのみお答えください。）

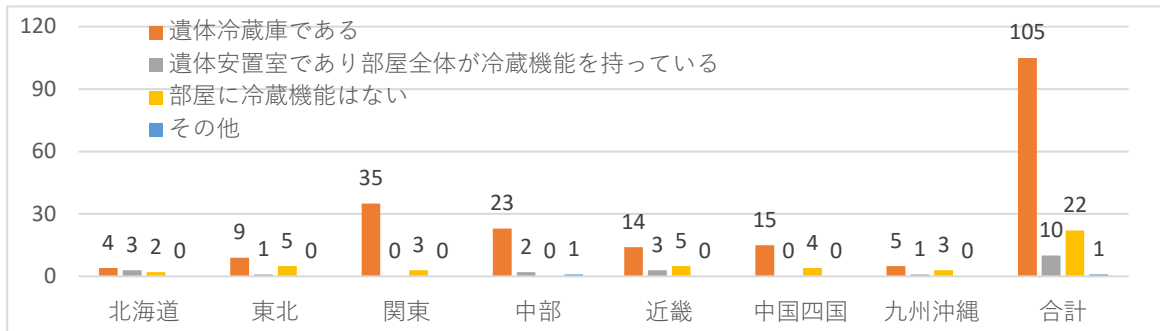
[設問6-1] 遺体安置設備はありますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある		9	15	39	26	23	21	10	143
ない		52	54	9	25	21	20	30	211
合計		61	69	48	51	44	41	40	354
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある		14.8%	21.7%	81.3%	51.0%	52.3%	51.2%	25.0%	40.4%
ない		85.2%	78.3%	18.8%	49.0%	47.7%	48.8%	75.0%	59.6%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



[設問6-2] 遺体安置設備とは遺体冷蔵庫ですか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
遺体冷蔵庫である		4	9	35	23	14	15	5	105
遺体安置室であり部屋全体が冷蔵機能を持っている		3	1	0	2	3	0	1	10
部屋に冷蔵機能はない		2	5	3	0	5	4	3	22
その他		0	0	0	1	0	0	0	1
合計		9	15	38	26	22	19	9	138



[設問 6-3] 遺体安置設備の収容能力を教えてください。(ご遺体〇体分)

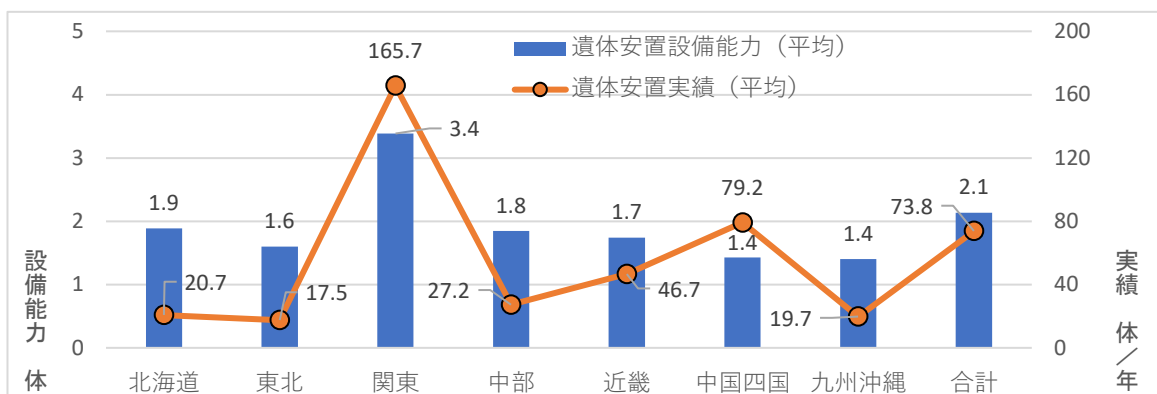
[設問 6-4] 令和 4 年度における安置ご遺体数の実績を教えてください。(〇体)

[設問 6-5] 火葬場での安置 (待機) 時間について教えてください。

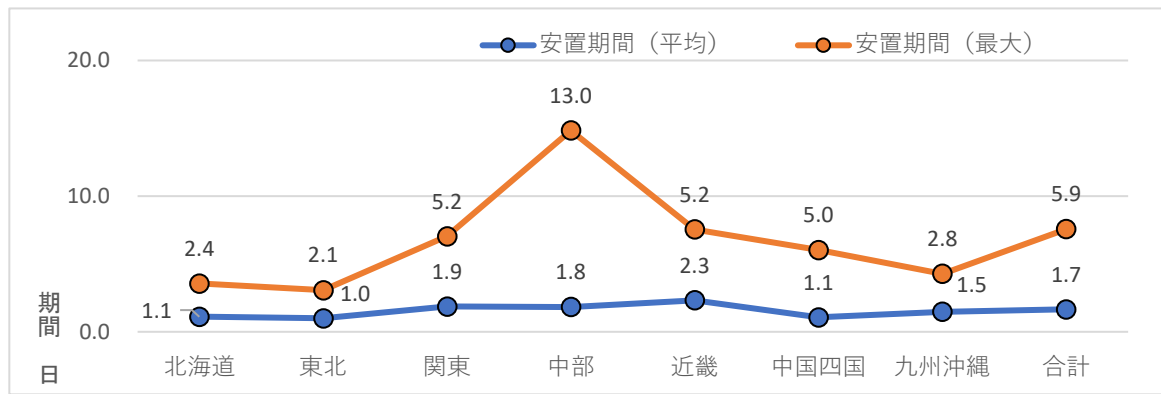
[設問 6-5-1] 平均の遺体安置 (待機) 期間を教えてください。日数または時間でご入力ください。

[設問 6-5-2] 最大の 遺体安置 (待機) 期間を教えてください。日数または時間でご入力ください。

区分		地域名							合計
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	
遺体安置設備能力 単位：体	回答数	9	15	39	26	23	21	10	143
	平均	1.9	1.6	3.4	1.8	1.7	1.4	1.4	2.1
	最大	6	3	14	12	5	4	3	14
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1
遺体安置実績 単位：体	回答数	9	15	39	26	23	21	10	143
	平均	20.7	17.5	165.7	27.2	46.7	79.2	19.7	73.8
	最大	58	135	1,059	201	197	1,115	60	1,115
	最小	0	0	0	0	0	0	0	0
安置期間 (平均) 単位：日	回答数	9	15	39	26	23	21	10	143
	平均	1.1	1.0	1.9	1.8	2.3	1.1	1.5	1.7
	最大	2	3	5.9	8	30	4.7	7	30
	最小	0	0	0	0	0	0	0	0
安置期間 (最大) 単位：日	回答数	9	15	39	26	23	21	10	143
	平均	2.4	2.1	5.2	13.0	5.2	5.0	2.8	5.9
	最大	7	7	35	180	60	43	7	180
	最小	0	0	0	0	0	0	1	0

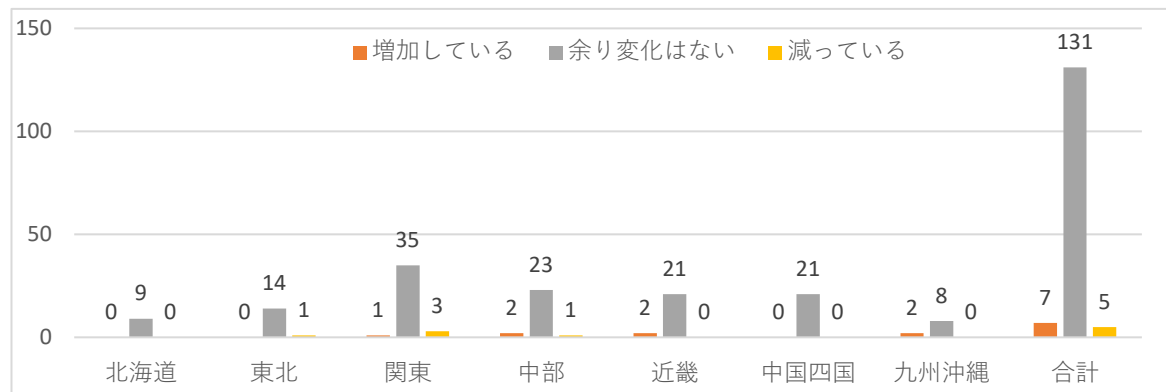






[設問 6-6] 上記の安置（待機）時間について、近年変化は見られますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
増加している	0	0	1	2	2	0	2	7
余り変化はない	9	14	35	23	21	21	8	131
減っている	0	1	3	1	0	0	0	5
合計	9	15	39	26	23	21	10	143



「安置（待機）時間が増加している」と答えた方にお聞きします。

どの程度増加していますか。

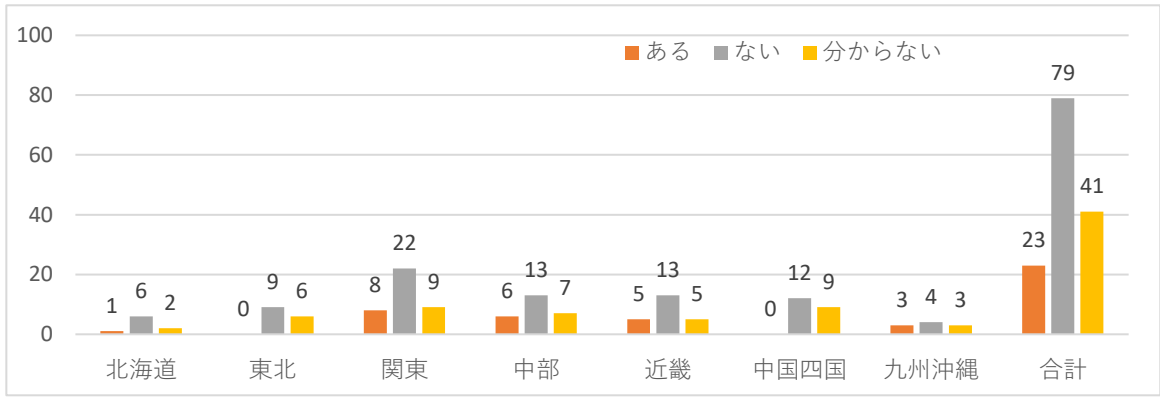
- ・対象範囲を条例改正したため、年に1件だった対応数が年6件に増加した。
- ・5割増し
- ・若干
- ・2~3年前と比較して1.5倍
- ・遺族が遠方のため
- ・微増
- ・約24時間

「安置（待機）時間が減っている」と答えた方にお聞きします。どの程度減っていますか。

- ・コロナ対策として使ったが、5類以降により使用が減った。
- ・令和3年度より13件減少
- ・昨年度と比較し平均0.7日/件ほど減少している。
- ・通夜式の減少に伴い、減っている。
- ・不明

[設問 6-7] 安置（待機）時間が長いことで支障が生じることはありますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
ある	1	0	8	6	5	0	3	23
ない	6	9	22	13	13	12	4	79
分からない	2	6	9	7	5	9	3	41
合計	9	15	39	26	23	21	10	143



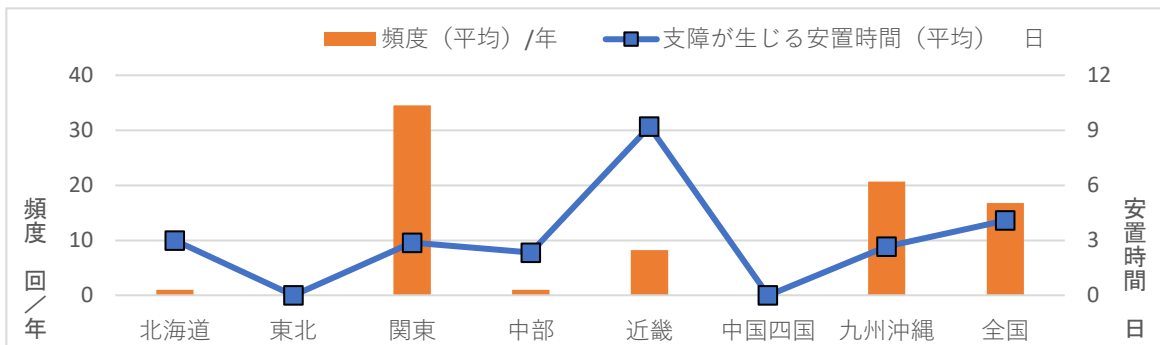
〔設問 6-8〕「安置（待機）時間が長いことで支障が生じることがある」と答えた方にお聞きします。その内容や頻度を教えてください。

① 生じる支障はどのようなことですか。

- ・次のご遺体が安置できない：16
- ・遺族のコスト：1
- ・ご遺体に対する影響：2
- ・電力使用量の増加：2
- ・冷蔵設備がなくドライアイス等の補充が必要：1
- ・冷蔵庫が1台なので：1
- ・霊安室が使えない、なぜ火葬をしないのか：1
- ・告別式上に隣接している安置室のため、告別式の前々日の利用は、他の告別式利用者とかぶってしまう：1

② 頻度（○回程度／年）、③ 支障が生じる安置（待機）時間の長さ（○日程度）

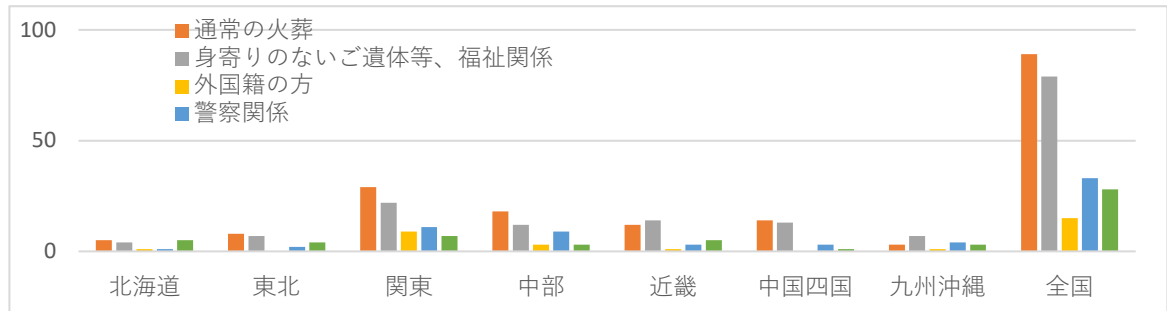
区分	地域名								全国
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄		
頻度 回/年	回答数	1	0	8	6	5	0	3	23
	平均	1	0	34.5	1	8.2	0	20.7	16.8
	最大	1	0	261	3	23	0	60	261
支障が 生じる 安置時間 単位：日	回答数	1	0	8	6	5	0	3	23
	平均	3	0	2.9	2.3	9.2	0	2.7	4.1
	最大	3	0	10	8	30	0	4	30



問7 遺体安置設備の利用者について伺います。

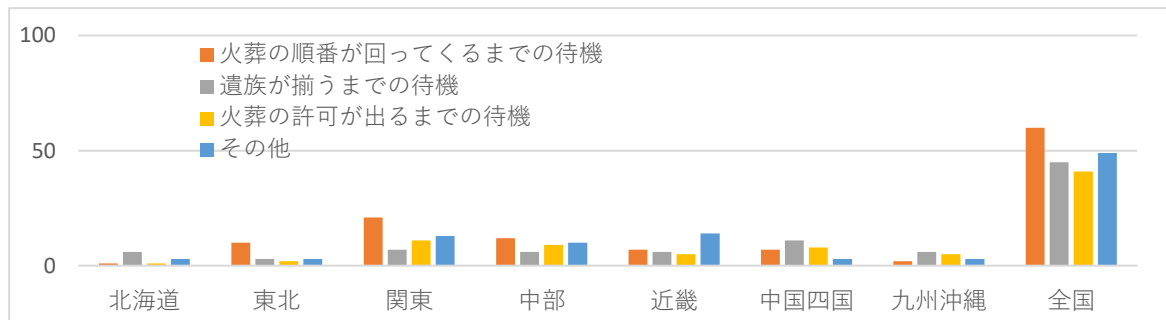
[設問 7-1] 安置されるのは、どのようなご遺体ですか。(複数回答可)

区分	地域名							
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
通常の火葬	5	8	29	18	12	14	3	89
身寄りのないご遺体等、福祉関係	4	7	22	12	14	13	7	79
外国籍の方	1	0	9	3	1	0	1	15
警察関係	1	2	11	9	3	3	4	33
その他	5	4	7	3	5	1	3	28
合計	16	21	78	45	35	31	18	244



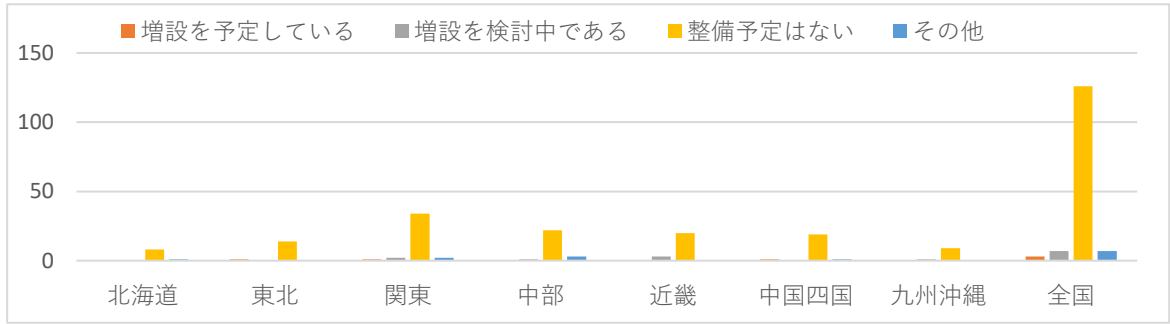
[設問 7-2] 遺体安置の目的は何ですか。(複数回答可)

区分	地域名							
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
火葬の順番が回ってくるまでの待機	1	10	21	12	7	7	2	60
遺族が揃うまでの待機	6	3	7	6	6	11	6	45
火葬の許可が出るまでの待機	1	2	11	9	5	8	5	41
その他	3	3	13	10	14	3	3	49
合計	11	18	52	37	32	29	16	195



[設問 8] 現在使用中の遺体安置設備の今後の整備予定はありますか。

区分	地域名							
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
増設を予定している	0	1	1	0	0	1	0	3
増設を検討中である	0	0	2	1	3	0	1	7
整備予定はない	8	14	34	22	20	19	9	126
その他	1	0	2	3	0	1	0	7
合計	9	15	39	26	23	21	10	143

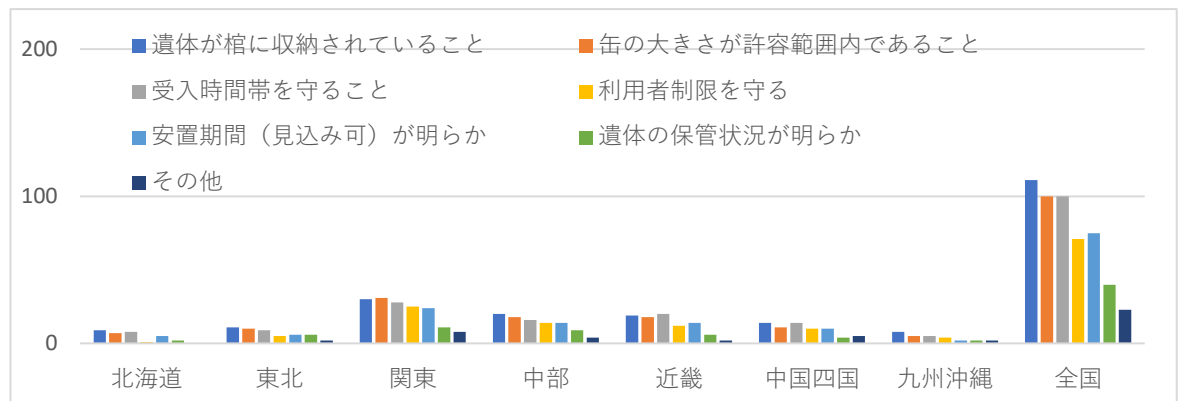


「増設を予定している」と答えた方にお聞きします。増設数のご遺体何体分ですか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
増設遺体数		0	2	2	0	0	1	0	5

[設問 9] 遺体安置を受け入れる際の条件はありますか。(複数回答可)

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
遺体が棺に収納されていること		9	11	30	20	19	14	8	111
棺の大きさが許容範囲内であること		7	10	31	18	18	11	5	100
受入時間帯を守ること		8	9	28	16	20	14	5	100
利用者制限を守る		1	5	25	14	12	10	4	71
安置期間（見込み可）が明らか		5	6	24	14	14	10	2	75
遺体の保管状況が明らか		2	6	11	9	6	4	2	40
その他		0	2	8	4	2	5	2	23
合計		32	49	157	95	91	68	28	520

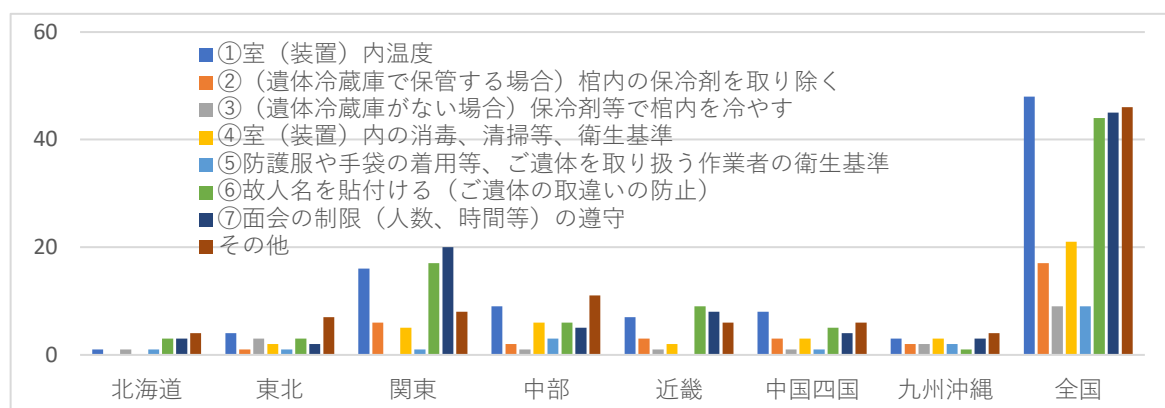


[設問 10] 安置されるご遺体の管理上の基準はありますか。(複数回答可)

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
①室(装置)内温度		1	4	16	9	7	8	3	48
②(遺体冷蔵庫で保管する場合)棺内の保冷剤を取り除く		0	1	6	2	3	3	2	17
③(遺体冷蔵庫がない場合)保冷剤等で棺内を冷やす		1	3	0	1	1	1	2	9
④室(装置)内の消毒、清掃等、衛生基準		0	2	5	6	2	3	3	21
⑤防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準		1	1	1	3	0	1	2	9
⑥故人名を貼付ける(ご遺体の取違いの防止)		3	3	17	6	9	5	1	44
⑦面会の制限(人数、時間等)の遵守		3	2	20	5	8	4	3	45
その他		4	7	8	11	6	6	4	46
合計		13	23	73	43	36	31	20	239

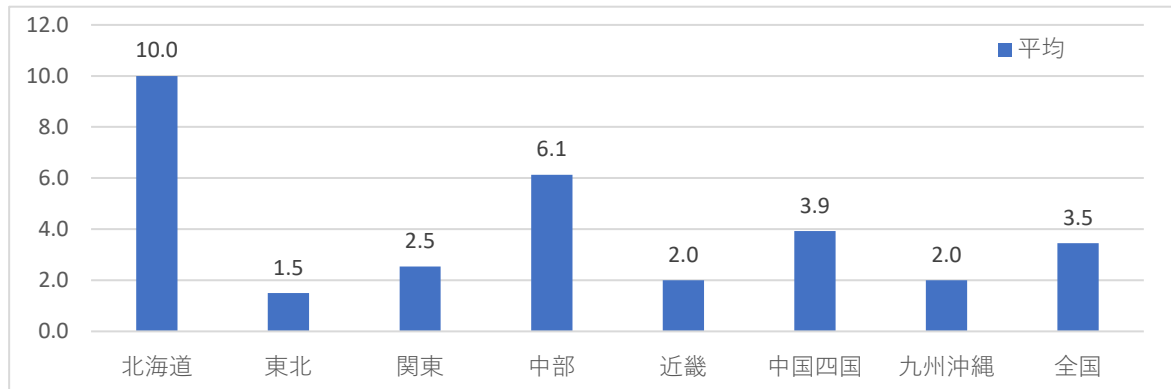
その他

- ・特になし、基準はない：22
- ・わからない、詳細不明：4
- ・状況による：2
- ・ご遺体の受入れ時間(8:30~16:00)
- ・搬入者及びご遺体の身元確認
- ・棺に入っていること
- ・ドライアイスを入れるよう指示する。1日以上の場合は毎日。
- ・使用実績がないことから、基準を定めていない。
- ・遺体安置を受け入れていないため、基準はない。



「①室(装置)内温度」を選んだ方にお聞きします。室(装置)内温度の基準は何℃ですか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
回答数		1	2	14	8	7	7	3	42
平均		10.0	1.5	2.5	6.1	2.0	3.9	2.0	3.5
最高		10	3	5	22	5	10	5	22
最低		10	0	-5	0	-5	0	-2	-5



「④室（装置）内の消毒、清掃等、衛生基準」を選んだ方にお聞きします。具体的に教えてください。回答数：17

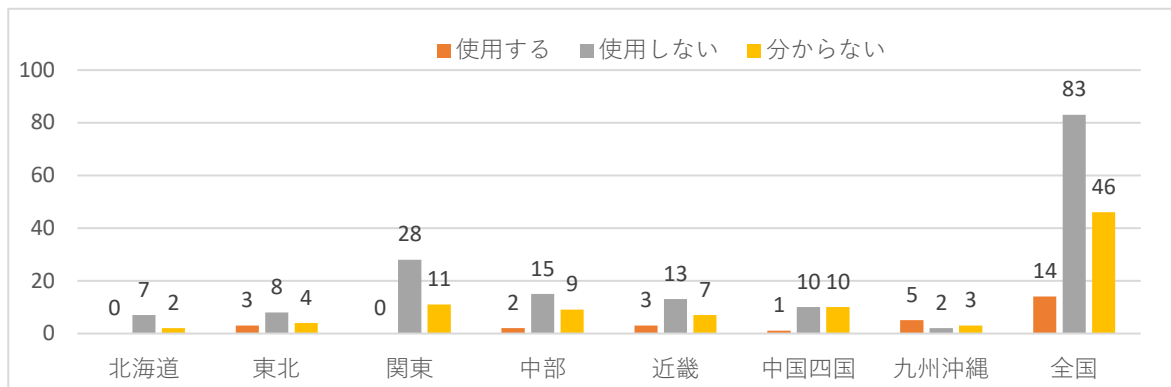
- ・装置内の殺菌、消毒、清掃：8
- ・アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等で消毒：7
- ・消毒液、防臭剤の噴霧：2
- ・臭気除去、換気：4
- ・棺から体液等が漏れるなどの装置が汚れないための措置
- ・棺に入れる。
- ・体液が出ない状態であること

「⑤防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準」を選んだ方にお聞きします。具体的に教えてください。回答数：7

- ・厚生労働省のガイドラインに基づく：2
- ・手袋の着用：3
- ・防護服・マスクの着用
- ・新型コロナウイルス感染者のみ

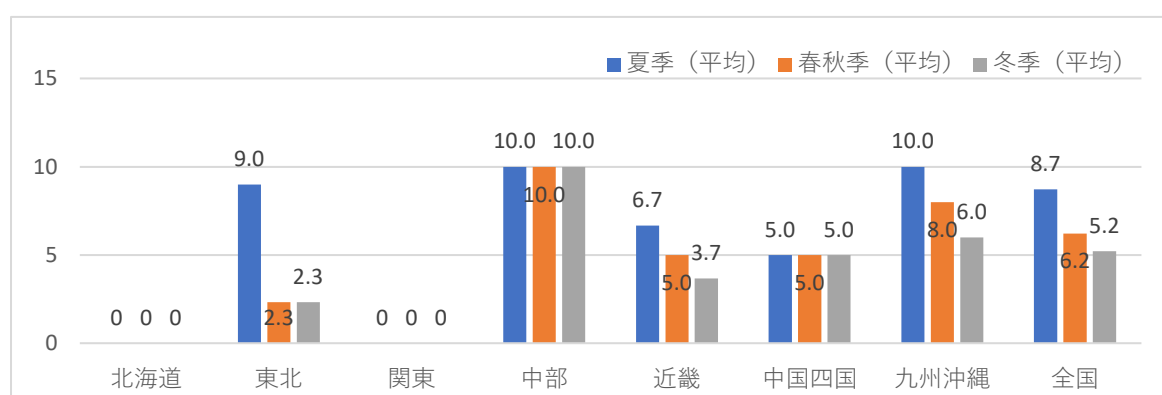
[設問 11] ご遺体を安置するに当たり、ドライアイスを使用しますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
使用する	0	3	0	2	3	1	5	14
使用しない	7	8	28	15	13	10	2	83
分からない	2	4	11	9	7	10	3	46
合計	9	15	39	26	23	21	10	143



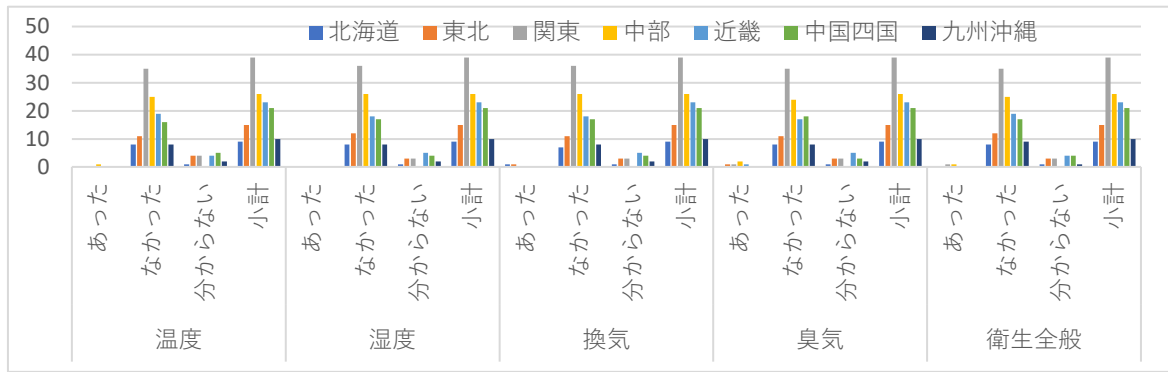
「使用する」と答えた方にお聞きします。夏季、春秋季、冬季の平均的な使用量をお答えください。

区分		地域名							
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
夏季	回答数	0	3	0	2	3	1	5	14
	平均	0	9.0	0	10.0	6.7	5.0	10.0	8.7
	最高	0	22	0	20	10	5	40	40
	最低	0	0	0	0	0	5	0	0
春秋季	回答数	0	3	0	2	3	1	5	14
	平均	0	2.3	0	10.0	5.0	5.0	8.0	6.2
	最高	0	5	0	20	10	5	30	30
	最低	0	0	0	0	0	5	0	0
冬季	回答数	0	3	0	2	3	1	5	14
	平均	0	2.3	0	10.0	3.7	5.0	6.0	5.2
	最高	0	5	0	20	10	5	20	20
	最低	0	0	0	0	0	5	0	0



[設問 12] 直近 2 カ月における遺体安置設備の環境について、利用者や作業員から意見・要望等がありましたか。

区分		地域名							
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
温度	あった	0	0	0	1	0	0	0	1
	なかった	8	11	35	25	19	16	8	122
	分からない	1	4	4	0	4	5	2	20
	小計	9	15	39	26	23	21	10	143
湿度	あった	0	0	0	0	0	0	0	0
	なかった	8	12	36	26	18	17	8	125
	分からない	1	3	3	0	5	4	2	18
	小計	9	15	39	26	23	21	10	143
換気	あった	1	1	0	0	0	0	0	2
	なかった	7	11	36	26	18	17	8	123
	分からない	1	3	3	0	5	4	2	18
	小計	9	15	39	26	23	21	10	143
臭気	あった	0	1	1	2	1	0	0	5
	なかった	8	11	35	24	17	18	8	121
	分からない	1	3	3	0	5	3	2	17
	小計	9	15	39	26	23	21	10	143
衛生全般	あった	0	0	1	1	0	0	0	2
	なかった	8	12	35	25	19	17	9	125
	分からない	1	3	3	0	4	4	1	16
	小計	9	15	39	26	23	21	10	143



[設問 12-1] 温度について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか。「ある」を選んだ方にお伺いいたします。場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください。

- ・ 出庫時のご遺体の状況が業者にて異なるため、温度設定を変更することがある。

[設問 12-2] 湿度について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか。「ある」を選んだ方にお伺いいたします。場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください。

- ・ 回答無し

[設問 12-3] 換気について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか。「ある」を選んだ方にお伺いいたします。場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください。

- ・ 安置室の 24 時間換気
- ・ 換気扇を稼働させる

[設問 12-4] 臭気について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか。「ある」を選んだ方にお伺いいたします。場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください。

- ・ 死亡日から日が経っていると柩が密閉されていても臭気がある。
- ・ 遺族と連絡が取れず約 3 ヶ月霊安室で安置した結果、遺体が傷んだ。
- ・ 死亡から長期間経過し遺体が傷んでいた。
- ・ 匂いがあるので防臭剤を置いた。
- ・ 遺体冷蔵庫に安置する際に臭気が酷い時は、葬祭業者に消臭処置をしてもらう。

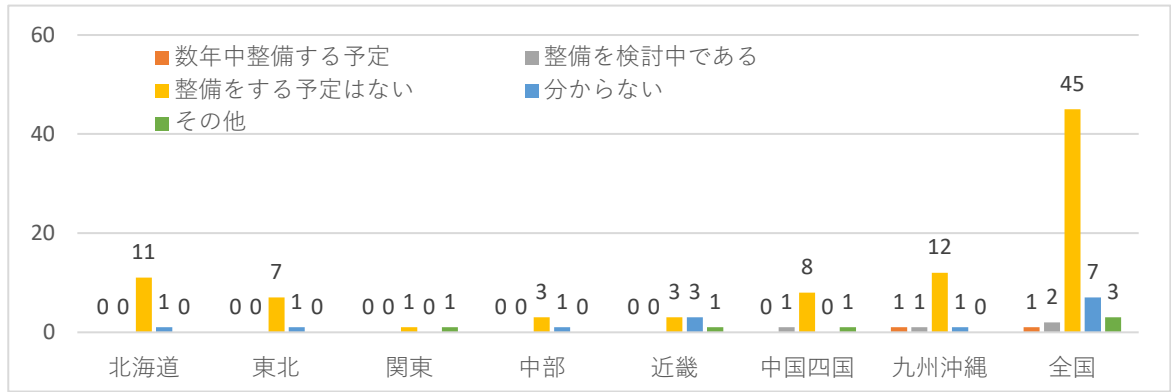
[設問 12-5] その他（衛生全般）について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか。「ある」を選んだ方にお伺いいたします。場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください。

- ・ 結露が発生し、棺が濡れ、シミのような跡が出来たケースあり。
- ・ 岡崎市での遺体安置における事件に関して当苑が収納対数を超えた場合の対象の葬儀社への協力要請。安価で遺体を預かっていただくこと。

[設問 13] 現在遺体安置設備を持っていない火葬場で、今後遺体安置設備を整備する予定はありますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
数年中に整備する予定	0	0	0	0	0	0	1	1
整備を検討中である	0	0	0	0	0	1	1	2
整備をする予定はない	11	7	1	3	3	8	12	45
分からない	1	1	0	1	3	0	1	7
その他	0	0	1	0	1	1	0	3
合計	12	8	2	4	7	10	15	58





その他

- ・ 遺体安置設備はあるが故障しており使用できない状況
- ・ 以前、霊安室として使用していた部屋があるが、現在は遺体安置の受け入れを行っていない。
- ・ 現在新火葬場を建設中で、当該施設には遺体安置所を整備

## 8 火葬場における残骨灰、集じん灰等の処理について【設問 14～22】

(1) 残骨灰と集じん灰の分別は、「分別している」が144件(40.7%)、「分別していない」が156件(44.1%)である。

(2) 残骨灰、集じん灰の発生量の把握は、「把握している」が118件(33.3%)、「把握していない」が162件(45.8%)である。

残骨灰、集じん灰の発生量の具体的な数値について、残骨灰は全国で平均4,068kg/年(最大52,198kg/年)であり、関東地区が平均5,797kg/年、中部地区が平均5,716kg/年である。集じん灰は全国で平均930kg/年であり、近畿地区が平均1,242kg/年、関東地区が平均1,219kg/年である。

(3) 残骨灰の処理処分は、「自ら処理処分している」が43件(12.1%)、「処理業者に委託している」が271件(76.6%)、「火葬場管理業者に委託」が16件(4.5%)、「売却している」が14件(4.0%)であり、その他として「保管施設で保管」が1件である。

(4) 残骨灰を「自ら処理処分をしている」場合の「処理方法」は、「高温処理」が11件、「そのまま埋立」が8件、「分別処理」が6件、「安定化处理」が2件である。

「残骨灰と有価物の分離」は、「行っている」が21件、「行っていない」が20件である。「行っている」場合の「有価物の保管または売却」は、「保管」が0件、「売却」が1件、「管理委託業者で保管、売却等」が9件、「処理費として充当」が6件である。有価物を売却している場合の売却益は、不明である。

残骨灰の最終的な処理方法は、「民間墓地で保管」が22件、「廃棄」が7件、「公営墓地で保管」が1件、「管理委託業者に任せる」が3件、「寺院で保管」が2件、「敷地内に保管」が2件などである。

(5) 残骨灰を「処理業者に委託している」場合の「処理処分状況の確認」は、「書面で確認」が161件、「処理工場、最終処分地まで確認」が74件、「処理工場は確認、最終処分地までは確認していない」が21件、「確認していない」が11件である。

処理業者の選考方法は、「随意契約」が149件、「複数業者による競争入札」が59件、「管理業務に含み管理業者が選定」が43件、「プロポーザルにて選定」が5件、「見積合せで選定」が3件などである。

処理業者への委託内容は、「処理業者が無害化处理し、処理後の残骨灰と有価物は処理業者が保管等」が147件、「処理業者に残骨灰(残骨灰に含まれる有価物を含む)を売却し、処理業者が無害化处理や保管等」が67件、「灰処理業者に任せる」が22件、「処理業者が無害化处理し、処理後の残骨灰と有価物は火葬場等に返却」が7件、「処理業者が無害化处理し、処理後の有価物は火葬場等に返却」が5件、「火葬場管理業者に任せる」が5件などである。

「処理業者が無害化处理し、処理後の残骨灰と有価物は火葬場等に返却」の場合、「処理業者に残骨灰と有価物の分離を行わせているか」は、「行わせている」が7件、「行わせていない」が1件である。「返却された有価物の保管または売却」は、「売却」が7件、「保管」が0件である。「売却益」の充当先は、「火葬場の施設整備」が4件、「一般財源に計上し、用途は定めていない」が3件である。「返却された残骨灰の最終

的な処理」は、「民間墓地で保管」が2件、「公営墓地で保管」が1件、「敷地内に収蔵」が5件である。過去5年間で「残骨灰の処理処分に関する入札または契約で1円または0円の金額になったこと」の有無は、「最低制限価格制度を導入しているため、ない」が5件、「ない（前記の場合を除く）」が2件、「3回以上ある」が1件であり、その他として「7回以上ある」が1件である。

「処理業者が無害化処理し、処理後の有価物は火葬場等に返却」の場合、「返却された有価物の保管または売却」は、「売却」が4件、「保管」が0件である。「有価物を売却している場合の売却益の充当先」は、「一般財源に計上しており用途は特定されていない」が4件、「火葬場の施設整備費に充てている」が0件である。

「処理業者に委託している」場合のすべてに対して、「処理業者による処理後の残骨灰の最終的な処理方法」は、「民間墓地で保管」が158件、「お寺、供養施設等で供養」が33件、「廃棄」が13件、「公営墓地で保管」が10件、「売却」が9件であり、その他として「リサイクル施設で再利用」が4件、「無害化処理」が2件、「適正に処理」が2件などである。過去5年間で「残骨灰の処理処分に関する入札または契約で1円または0円の金額になったこと」の有無は、「ない（最低制限価格制度の場合を除く）」が121件、「3回以上ある」が76件、「1、2回ある」が16件、「最低制限価格制度を導入しているため、ない」が8件、「無償で処理」が16件、「火葬場管理業務に含む」が15件であり、その他「入札無し」が5件などである。

- (6) 「残骨灰の処理方法について、地域住民などへの対外的な方針周知」は、「周知していない」が291件（82.2%）、「周知している」が33件（9.3%）である。

「残骨灰の処理方法についての遺族への説明」は、「希望があれば説明している」が193件（54.5%）、「説明していない」が109件（30.8%）、「説明している」が23件（6.5%）である。「残骨灰の処理方法についての遺族や地域住民からの意見・要望等」の有無は、「ある」17件（4.8%）、「ない」が337件（95.2%）である。

「遺族や地域住民からの意見・要望等」の内容は、「有価物を売却しすべき、してはどうか等」が7件、「1円または0円といった低価格で入札していることは問題」が3件、「残骨灰を遺体に準じた取扱い（墳墓等に埋葬する等）をするべき」が2件、「残骨灰から出た有価物の売却を行うことが問題」が1件である。「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理の変更」は、「ある」が3件、「ない」が14件である。「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理を変更したことがある」場合の変更前及び変更後の処理方法は、「残骨の収蔵供養を条件とする残骨灰を処理する業務委託」が2件、「有価物を売却し、売却益の返還」が1件である。

- (7) 「残骨灰の処理方法を見直す予定」は、「見直す予定はない」が251件（70.9%）、「見直しの具体的な予定は決まってないが、今後見直す予定」が36件（10.2%）、「見直しの予定が明確に決まっており、近日中に見直す予定」が7件（2.0%）である。

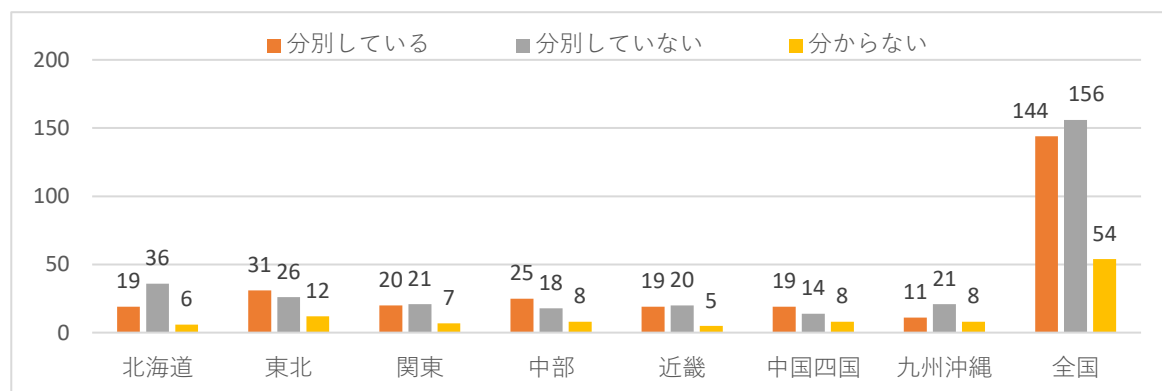
「残骨灰の処理方法を見直す場合、なぜ見直しを行うのか、どのように見直しを行うのか」は、「有価物について売却を検討」が13件、「有価物の売却益を維持補修費等の

財源とするため」が9件、「入札を検討」が4件、「複数の業者から選定」が3件、「検討中」が2件などである。

問8 火葬場における残骨灰、集じん灰等の処理について伺います。

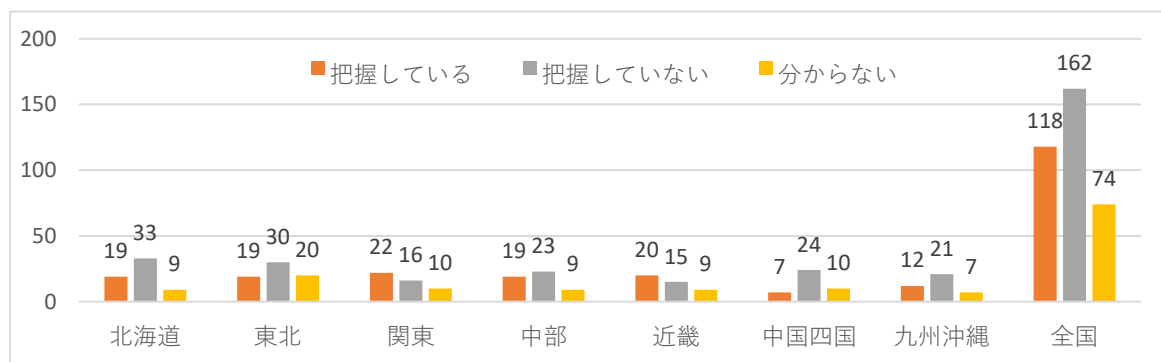
[設問14] 残骨灰と集じん灰を分別していますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
分別している		19	31	20	25	19	19	11	144
分別していない		36	26	21	18	20	14	21	156
分からない		6	12	7	8	5	8	8	54
合計		61	69	48	51	44	41	40	354
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
分別している		31.1%	44.9%	41.7%	49.0%	43.2%	46.3%	27.5%	40.7%
分別していない		59.0%	37.7%	43.8%	35.3%	45.5%	34.1%	52.5%	44.1%
分からない		9.8%	17.4%	14.6%	15.7%	11.4%	19.5%	20.0%	15.3%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



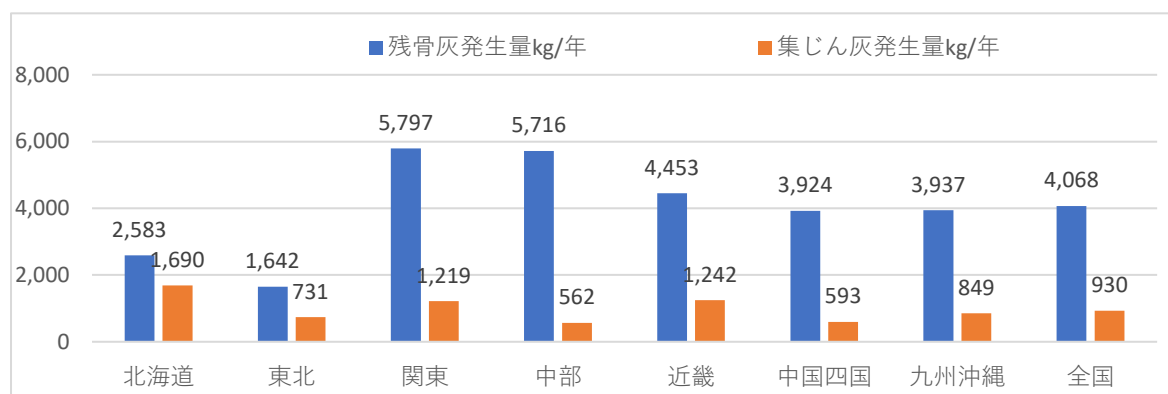
[設問15] 残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
把握している		19	19	22	19	20	7	12	118
把握していない		33	30	16	23	15	24	21	162
分からない		9	20	10	9	9	10	7	74
合計		61	69	48	51	44	41	40	354
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
把握している		31.1%	27.5%	45.8%	37.3%	45.5%	17.1%	30.0%	33.3%
把握していない		54.1%	43.5%	33.3%	45.1%	34.1%	58.5%	52.5%	45.8%
分からない		14.8%	29.0%	20.8%	17.6%	20.5%	24.4%	17.5%	20.9%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



残骨灰の発生量をお答えください。集じん灰の発生量をお答えください。

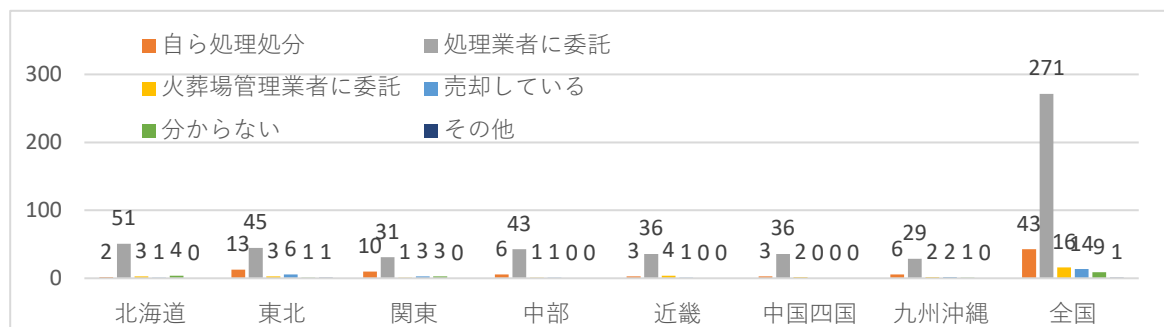
区分		地域名							全国
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	
残骨灰 (発生量) kg/年	回答数	19	19	22	19	19	7	10	115
	平均	2,583	1,642	5,797	5,716	4,453	3,924	3,937	4,068
	最高	17,986	7,427	11,382	52,198	16,845	11,500	15,055	52,198
	最低	1	1	1	6	35	287	50	1
集じん灰 (発生量) kg/年	回答数	4	12	14	11	7	6	10	64
	平均	1,690	731	1,219	562	1,242	593	849	930
	最高	5,499	2,860	3,230	1,152	4,980	2,000	3,471	5,499
	最低	60	2	60	50	50	63	50	2



[設問 16] 残骨灰はどのように処理処分していますか。

区分		地域名							全国
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	
自ら処理処分		2	13	10	6	3	3	6	43
処理業者に委託		51	45	31	43	36	36	29	271
火葬場管理業者に委託		3	3	1	1	4	2	2	16
売却している		1	6	3	1	1	0	2	14
分からない		4	1	3	0	0	0	1	9
その他		0	1	0	0	0	0	0	1
合計		61	69	48	51	44	41	40	354
区分		地域名							全国
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	
自ら処理処分		3.3%	18.8%	20.8%	11.8%	6.8%	7.3%	15.0%	12.1%
処理業者に委託		83.6%	65.2%	64.6%	84.3%	81.8%	87.8%	72.5%	76.6%
火葬場管理業者に委託		4.9%	4.3%	2.1%	2.0%	9.1%	4.9%	5.0%	4.5%
売却している		1.6%	8.7%	6.3%	2.0%	2.3%	0.0%	5.0%	4.0%
分からない		6.6%	1.4%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	2.5%
その他		0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他：保管施設で保管：1

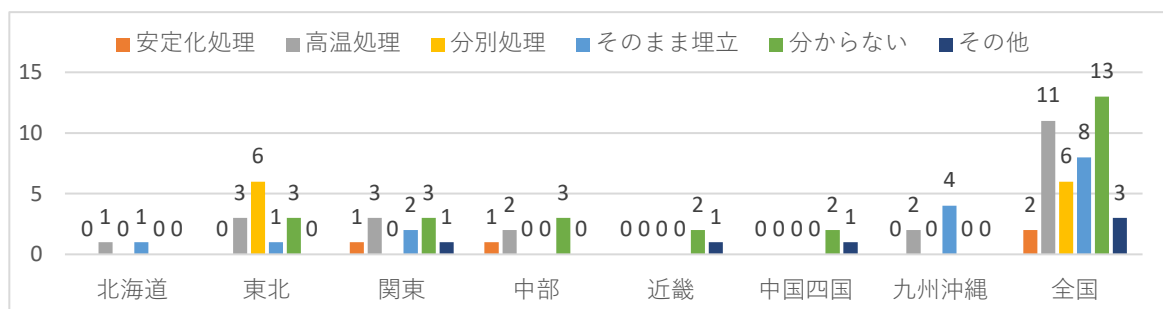


[設問 17] 自ら処理処分をしている場合

[設問 17-1] 処理方法は何ですか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
安定化処理		0	0	1	1	0	0	0	2
高温処理		1	3	3	2	0	0	2	11
分別処理		0	6	0	0	0	0	0	6
そのまま埋立		1	1	2	0	0	0	4	8
分からない		0	3	3	3	2	2	0	13
その他		0	0	1	0	1	1	0	3
合計		2	13	10	6	3	3	6	43

その他 ・指定管理者が対応：2 ・供養塔へ納骨：1



[設問 17-2] 残骨灰と有価物の分離を行っていますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
分離を行っている		0	10	5	4	0	1	1	21
分離を行っていない		2	3	5	3	1	1	5	20
その他		0	0	0	0	2	1	0	3
合計		2	13	10	7	3	3	6	44

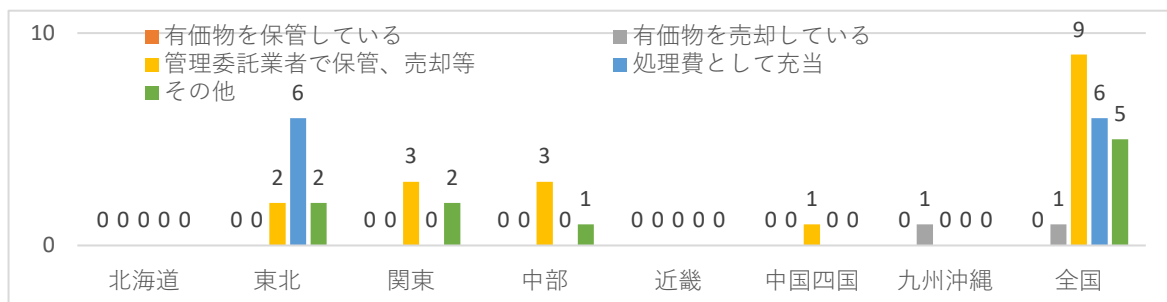
その他 ・業務委託のため把握してない。：3



[設問 17-3] 有価物は保管または売却をしていますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
有価物を保管している		0	0	0	0	0	0	0	0
有価物を売却している		0	0	0	0	0	0	1	1
管理委託業者で保管、売却等		0	2	3	3	0	1	0	9
処理費として充当		0	6	0	0	0	0	0	6
その他		0	2	2	1	0	0	0	5
合計		0	10	5	4	0	1	1	21

その他 ・リサイクルしている。：1 ・廃棄：2 ・把握していない。：2



[設問 17-4] 有価物を売却している場合、売却益は何の費用に充てていますか。

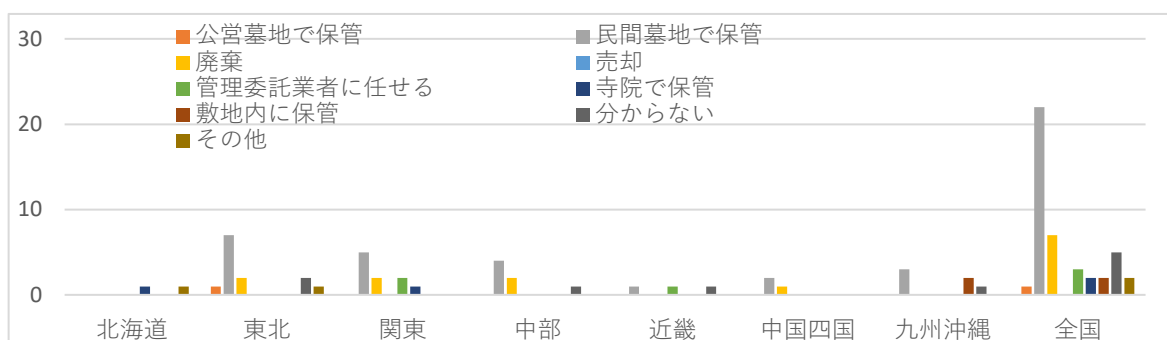
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
火葬場の施設整備費に充てている		0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源に計上しており用途は特定されていない		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	1	1
合計		0	0	0	0	0	0	1	1

その他 不明：1

[設問 17-5] 残骨灰について、最終的にどのように処理していますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
公営墓地で保管		0	1	0	0	0	0	0	1
民間墓地で保管		0	7	5	4	1	2	3	22
廃棄		0	2	2	2	0	1	0	7
売却		0	0	0	0	0	0	0	0
管理委託業者に任せる		0	0	2	0	1	0	0	3
寺院で保管		1	0	1	0	0	0	0	2
敷地内に保管		0	0	0	0	0	0	2	2
分からない		0	2	0	1	1	0	1	5
その他		1	1	0	0	0	0	0	2
合計		2	13	10	7	3	3	6	44

その他 ・灰処理業者が処理：1 ・未定：1

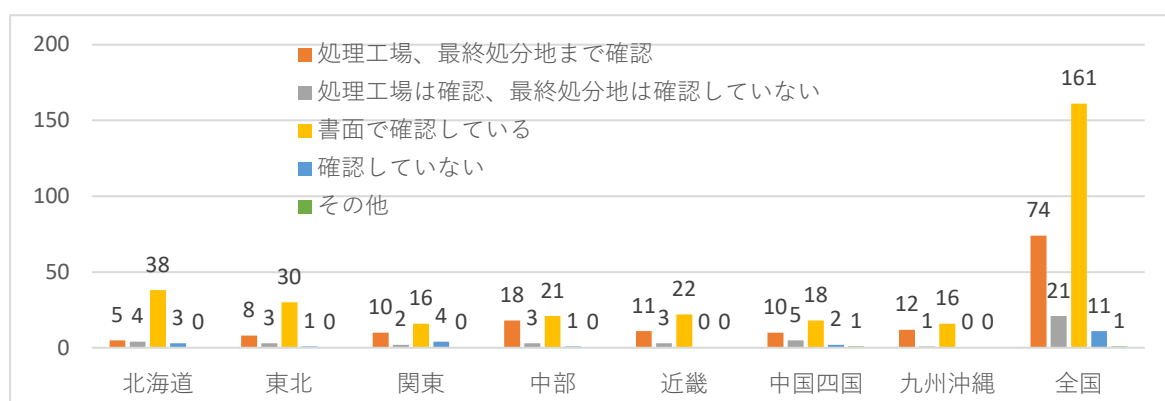


[設問 18] 処理業者に委託している場合

[設問 18-1] 処理処分状況の確認はしていますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
処理工場、最終処分地まで確認	5	8	10	18	11	10	12	74
処理工場は確認、最終処分地は確認していない	4	3	2	3	3	5	1	21
書面で確認している	38	30	16	21	22	18	16	161
確認していない	3	1	4	1	0	2	0	11
その他	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	50	42	32	43	36	36	29	268

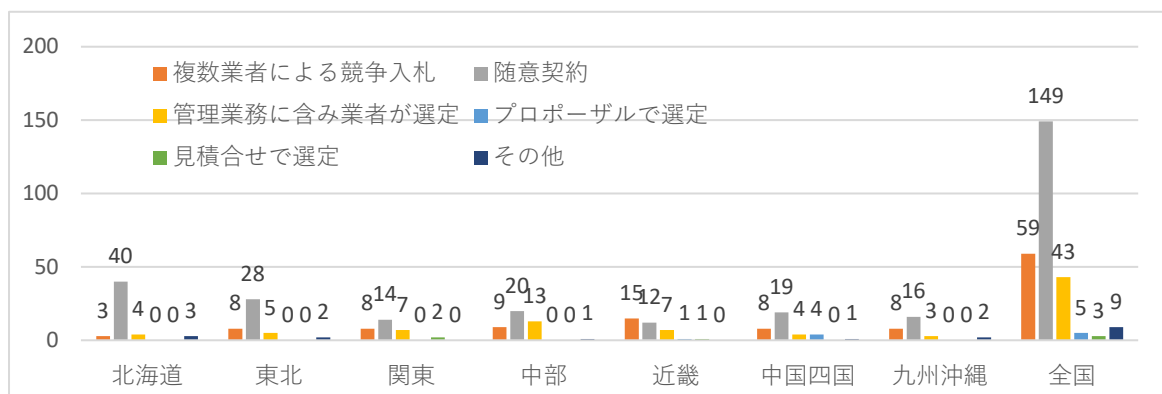
その他 ・指定管理者へ委託



[設問 18-2] 処理業者の選考方法は何ですか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
複数業者による競争入札	3	8	8	9	15	8	8	59
随意契約	40	28	14	20	12	19	16	149
管理業務に含み業者が選定	4	5	7	13	7	4	3	43
プロポーザルで選定	0	0	0	0	1	4	0	5
見積合せて選定	0	0	2	0	1	0	0	3
その他	3	2	0	1	0	1	2	9
合計	50	43	31	43	36	36	29	268

その他：9件 ・費用がかかっていない：4 ・登録業者複数と順番に委託：2  
 ・自動更新：1 ・九州に1件しかない：1 ・不明：1



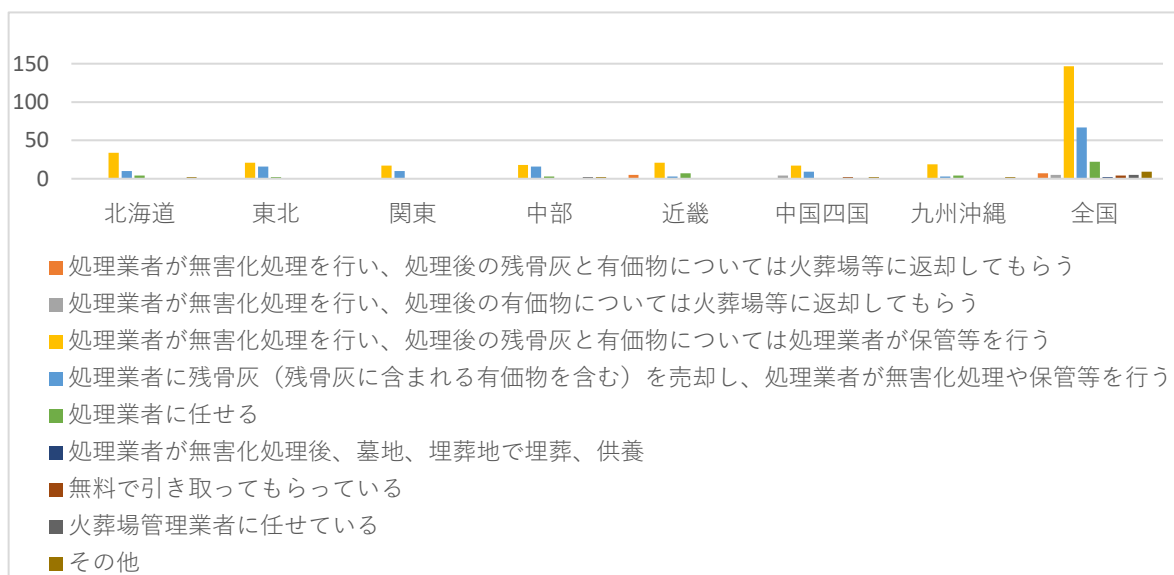


[設問 18-3] 処理業者への委託内容について教えてください。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
処理業者が無害化処理を行い、処理後の残骨灰と有価物については火葬場等に返却してもらう		0	1	1	0	5	0	0	7
処理業者が無害化処理を行い、処理後の有価物については火葬場等に返却してもらう		0	0	0	1	0	4	0	5
処理業者が無害化処理を行い、処理後の残骨灰と有価物については処理業者が保管等を行う		34	21	17	18	21	17	19	147
処理業者に残骨灰（残骨灰に含まれる有価物を含む）を売却し、処理業者が無害化処理や保管等を行う		10	16	10	16	3	9	3	67
処理業者に任せる		4	2	1	3	7	1	4	22
処理業者が無害化処理後、墓地、埋葬地で埋葬、供養		0	1	1	0	0	0	0	2
無料で引き取ってもらっている		0	1	0	1	0	2	0	4
火葬場管理業者に任せている		0	0	1	2	0	1	1	5
その他		2	0	1	2	0	2	2	9
合計		50	42	32	43	36	36	29	268

その他：9件 ・有価物の有効利用はしていない：2

- ・処理業者が無害化処理を行い、処理後の残骨灰のうち 1%を返還してもらいその他は処理業者が保管、有価物は処理業者が売却：1
- ・委託業者が分別し、残骨は寺の埋蔵地にて供養、金属類は売却：1
- ・処理業者が無害化処理及び有価物引取を行い、処理後の残骨は返納してもらう：1
- ・不明：4



「処理業者が無害化処理し、処理後の残骨灰と有価物は火葬場等に返却」の場合

[設問 18-4] 処理業者に残骨灰と有価物の分離を行わせていますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
区分								
分離を行わせている	0	1	1	0	5	0	0	7
分離を行っていない	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	2	0	5	0	0	8

[設問 18-5] 返却された有価物は保管または売却をしていますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
区分								
有価物を保管している	0	0	0	0	0	0	0	0
有価物を売却している	0	1	1	0	5	0	0	7
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	0	5	0	0	7

[設問 18-6] 有価物を売却している場合、売却益は何の費用に充てていますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
区分								
火葬場の施設整備に充てている	0	0	0	0	4	0	0	4
一般財源に計上しており用途は定めていない	0	1	1	0	1	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	0	5	0	0	7

[設問 18-7] 返却された残骨灰について、最終的にどのように処理していますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
区分								
公営墓地で保管	0	0	1	0	0	0	0	1
民間墓地で保管	0	1	1	0	0	0	0	2
廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0
売却	0	0	0	0	0	0	0	0
敷地内に収蔵	0	0	0	0	5	0	0	5
分からない	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	2	0	5	0	0	8

[設問 18-8] 過去5年間において、残骨灰の処理処分に関する入札または契約の結果、1円または0円の金額になったことはありますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
区分								
①3回以上ある	0	0	1	0	0	0	0	1
②1、2回ある	0	0	0	0	0	0	0	0
③ない（下記④の場合を除く）	0	1	1	0	0	0	0	2
④最低制限価格制度を導入しているため、ない	0	0	0	0	5	0	0	5
その他	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	0	1	3	0	5	0	0	9

その他：7回以上ある。

「処理業者が無害化処理し、処理後の有価物は火葬場等に返却」の場合

[設問 18-9] 返却された有価物は保管または売却をしていますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
有価物を保管している	0	0	0	0	0	0	0	0
有価物を売却している	0	0	0	0	0	4	0	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	4	0	4

[設問 18-10] 有価物を売却している場合、売却益は何の費用に充てていますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
火葬場の施設整備費に充てている	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源に計上しており用途は特定されていない	0	3	1	0	0	0	0	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	1	0	0	0	0	4

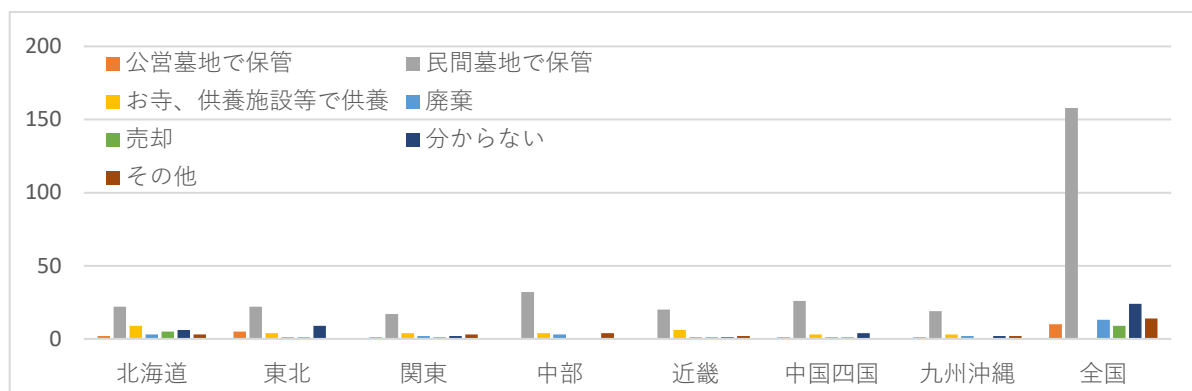
「処理業者に委託している」場合のすべてに対して

[設問 18-11] 処理業者は処理後の残骨灰をどのようにしていますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
公営墓地で保管	2	5	1	0	0	1	1	10
民間墓地で保管	22	22	17	32	20	26	19	158
お寺、供養施設等で供養	9	4	4	4	6	3	3	33
廃棄	3	1	2	3	1	1	2	13
売却	5	1	1	0	1	1	0	9
分からない	6	9	2	0	1	4	2	24
その他	3	0	3	4	2	0	2	14
合計	50	42	30	43	31	36	29	261

その他

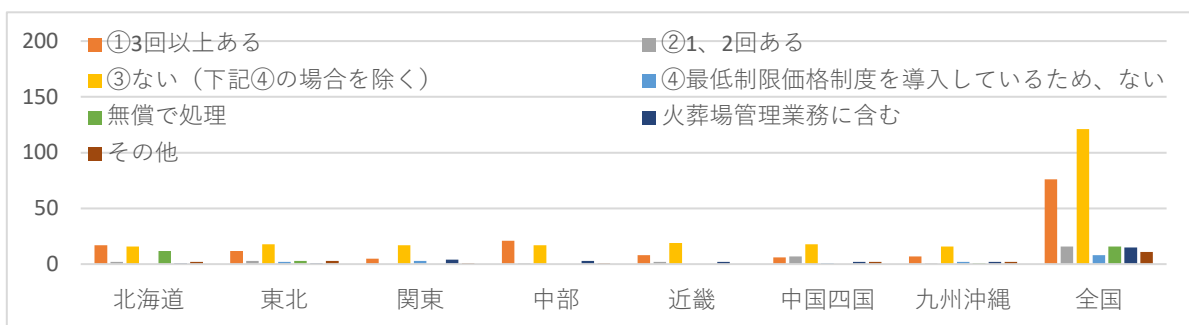
- ・ リサイクル施設で再利用：4
- ・ 無害化処理：2
- ・ 適正に処理：2
- ・ 有価物はない：1
- ・ 残骨灰層（？槽）に返納してもらう：1
- ・ 全部返還：1
- ・ 全体処理量の3%以上(A)を床が不浸透材料である建築物内の専用区域に保管。Aのうち3%を斎場内の供養塔に返還。それ以外は、適正に埋却：1
- ・ 供養まで把握、その後は不明：1



[設問 18-12] 過去5年間において、残骨灰の処理処分に関する入札または契約の結果、1円または0円の金額になったことはありますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
①3回以上ある		17	12	5	21	8	6	7	76
②1、2回ある		2	3	0	1	2	7	1	16
③ない(下記④の場合を除く)		16	18	17	17	19	18	16	121
④最低制限価格制度を導入しているため、ない		0	2	3	0	0	1	2	8
無償で処理		12	3	0	0	0	0	1	16
火葬場管理業務に含む		1	1	4	3	2	2	2	15
その他		2	3	1	1	0	2	2	11
合計		50	42	30	43	31	36	31	263

その他 ・入札無し：5 ・不明：6



[設問 19] 残骨灰の処理方法について、地域住民の方に対してなど、対外的に方針を周知していますか。

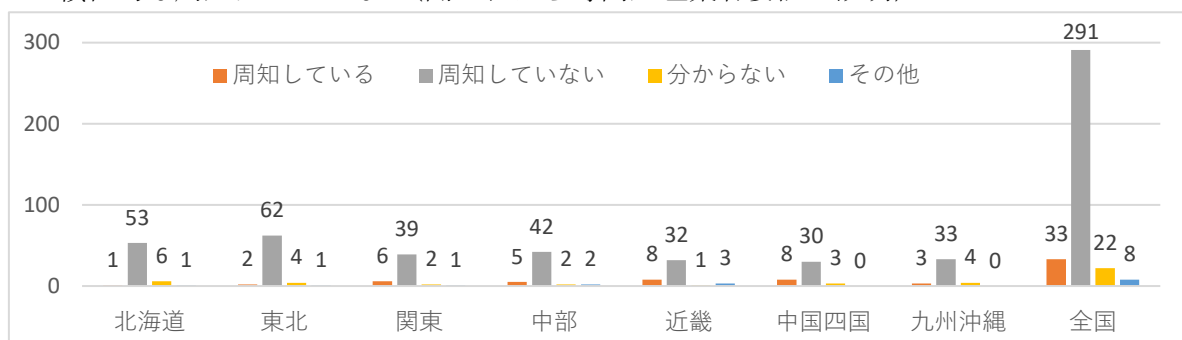
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
周知している		1	2	6	5	8	8	3	33
周知していない		53	62	39	42	32	30	33	291
分からない		6	4	2	2	1	3	4	22
その他		1	1	1	2	3	0	0	8
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
周知している		1.6%	2.9%	12.5%	9.8%	18.2%	19.5%	7.5%	9.3%
周知していない		86.9%	89.9%	81.3%	82.4%	72.7%	73.2%	82.5%	82.2%
分からない		9.8%	5.8%	4.2%	3.9%	2.3%	7.3%	10.0%	6.2%
その他		1.6%	1.4%	2.1%	3.9%	6.8%	0.0%	0.0%	2.3%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他 ・問合せがあればお答えしている。：5

- ・議会へ報告した。：1
- ・方針の内容を検討中：1
- ・積極的な周知はしていない(聞かれたら専門処理業者委託と説明)：1



[設問 20] 残骨灰の処理方法について、遺族の方に説明していますか。

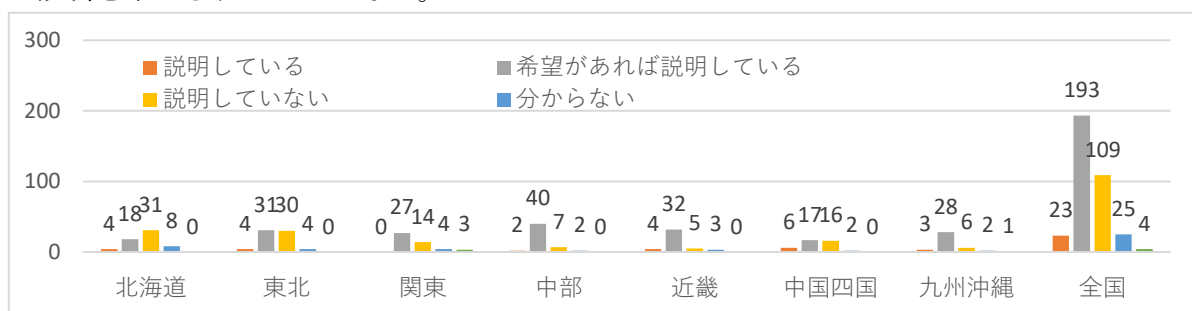
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
説明している		4	4	0	2	4	6	3	23
希望があれば説明している		18	31	27	40	32	17	28	193
説明していない		31	30	14	7	5	16	6	109
分からない		8	4	4	2	3	2	2	25
その他		0	0	3	0	0	0	1	4
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
説明している		6.6%	5.8%	0.0%	3.9%	9.1%	14.6%	7.5%	6.5%
希望があれば説明している		29.5%	44.9%	56.3%	78.4%	72.7%	41.5%	70.0%	54.5%
説明していない		50.8%	43.5%	29.2%	13.7%	11.4%	39.0%	15.0%	30.8%
分からない		13.1%	5.8%	8.3%	3.9%	6.8%	4.9%	5.0%	7.1%
その他		0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	1.1%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他

- ・ 指定管理者が対応：1
- ・ 説明を求められたことがない。：3

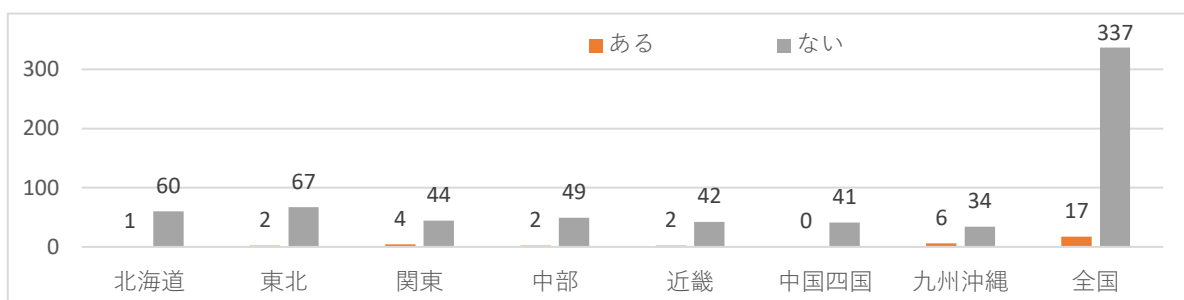


[設問 21] 残骨灰の処理方法について、遺族や地域住民の方から意見・要望等が出たことがありますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
ある		1	2	4	2	2	0	6	17
ない		60	67	44	49	42	41	34	337
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
ある		1.6%	2.9%	8.3%	3.9%	4.5%	0.0%	15.0%	4.8%
ない		98.4%	97.1%	91.7%	96.1%	95.5%	100.0%	85.0%	95.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

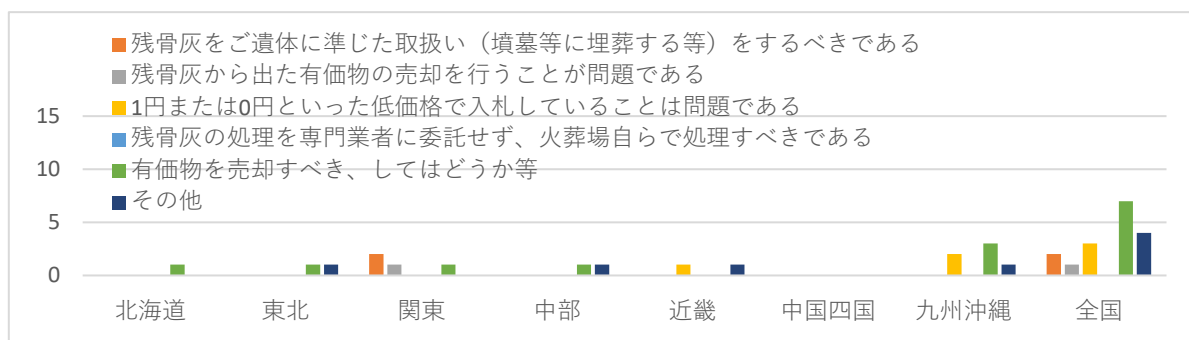


[設問 21-1] 残骨灰の処理方法について、遺族や地域住民の方からどのような意見・要望等が出たことがありますか。(複数回答可)

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
残骨灰をご遺体に準じた取扱い(墳墓等に埋葬する等)をするべきである		0	0	2	0	0	0	0	2
残骨灰から出た有価物の売却を行うことが問題である		0	0	1	0	0	0	0	1
1円または0円といった低価格で入札していることは問題である		0	0	0	0	1	0	2	3
残骨灰の処理を専門業者に委託せず、火葬場自前で処理すべきである		0	0	0	0	0	0	0	0
有価物を売却すべき、してはどうか等		1	1	1	1	0	0	3	7
その他		0	1	0	1	1	0	1	4
合計		1	2	4	2	2	0	6	17

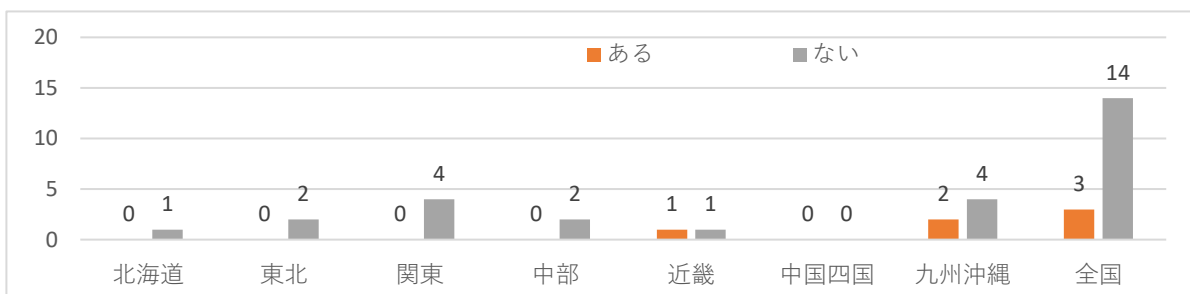
その他

- ・ 残骨灰の保管及び処理について、死者の尊厳や遺族感情を考慮し行うべきである。 : 1
- ・ 最終埋葬地は、宗教的に中立にすべきである : 1
- ・ 処理業者・収骨の場所など : 1



[設問 21-2] 意見・要望等に基づき、残骨灰の処理を変更したことがありますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
ある		0	0	0	0	1	0	2	3
ない		1	2	4	2	1	0	4	14
合計		1	2	4	2	2	0	6	17



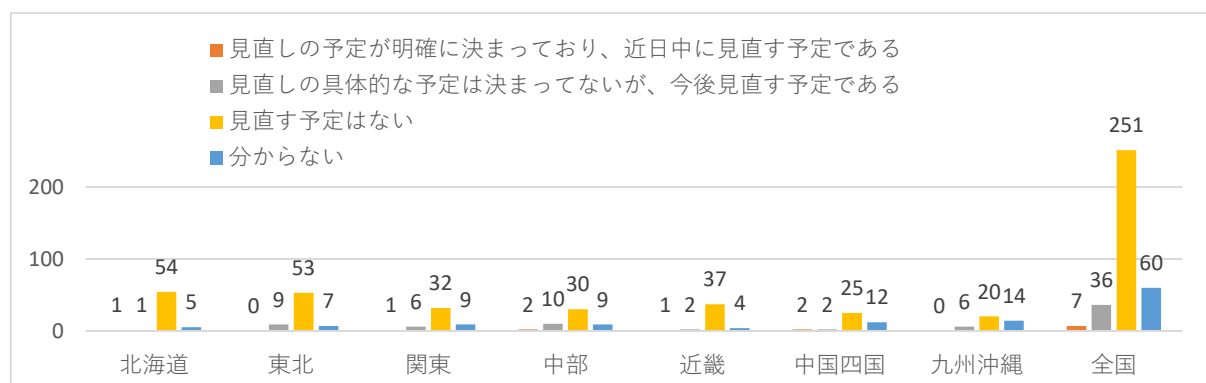
[設問 21-3] 「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理を変更したことがある」と答えた方にお聞きします。変更前及び変更後の処理方法について教えてください。

- ・ 残骨の収蔵供養を条件とする残骨灰を処理する業務委託 : 2
- ・ 令和6年度より有価物を売却し、売却益の返還 : 1

[設問 22] 今後、残骨灰の処理方法を見直す予定はありますか。

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
見直しの予定が明確に決まっており、近日中に見直す予定である	1	0	1	2	1	2	0	7
見直しの具体的な予定は決まってないが、今後見直す予定である	1	9	6	10	2	2	6	36
見直す予定はない	54	53	32	30	37	25	20	251
分からない	5	7	9	9	4	12	14	60
合計	61	69	48	51	44	41	40	354

地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
見直しの予定が明確に決まっており、近日中に見直す予定である	1.6%	0.0%	2.1%	3.9%	2.3%	4.9%	0.0%	2.0%
見直しの具体的な予定は決まってないが、今後見直す予定である	1.6%	13.0%	12.5%	19.6%	4.5%	4.9%	15.0%	10.2%
見直す予定はない	88.5%	76.8%	66.7%	58.8%	84.1%	61.0%	50.0%	70.9%
分からない	8.2%	10.1%	18.8%	17.6%	9.1%	29.3%	35.0%	16.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



[設問 22-1] 残骨灰の処理方法を見直す場合、なぜ見直しを行うのか、どのように見直しを行うのか、お答えいただける範囲で回答をお願いします。

- ・有価物について売却を検討：13
- ・有価物の売却益を維持補修費等の財源とするため：9
- ・入札を検討：4
- ・複数の業者から選定：3
- ・検討中：2
- ・アンケート結果の反映。歳入の確保。：1
- ・含まれる有価物を市の財源として活用すべきとの意見があったため、無害化、有価物の抽出、抽出後に残されたものの供養、有価物の返却を委託事業として実施予定：1
- ・市議会議員からの要望：1
- ・財政事情及び他自治体の対応状況：1

## 9 火葬場の運営管理、職員数等について【設問 23～31】

- (1) 火葬場の運営管理形態は、「一部委託」が 109 件 (30.8%)、「指定管理者による管理」が 92 件 (26.0%)、「全面委託」が 78 件 (22.0%)、「直営」が 70 件 (19.8%)、「PFI による運営」が 4 件 (1.1%) などである。
- (2) 火葬場の職員数は、総数が平均 7.9 人 (1～115 人) であり、そのうち直営が平均 5.5 人 (0.3～34 人)、委託が平均 6.6 人 (1～104 人)、嘱託が平均 2.9 人 (1～9 人) である。

火葬業務担当者数は、総数が平均 4.2 人 (1～21 人) であり、そのうち直営が平均 3.7 人 (0.3～16 人)、委託が平均 3.9 人 (1～15 人)、嘱託が平均 2.2 人 (1～8 人) である。

管理業務担当者数は、総数が平均 3.1 人 (1～27 人) であり、そのうち直営が平均 3.0 人 (0.3～13 人)、委託が平均 2.7 人 (1～23 人)、嘱託が平均 1.9 人 (1～6 人) である。

サービス (湯茶等) 担当者数は、総数が平均 4.2 人 (0.1～17 人) であり、そのうち直営が平均 3.2 人 (1～9 人)、委託が平均 4.2 人 (0.1～17 人)、嘱託が平均 3.7 人 (1～10 人) である。

その他は、派遣元として、施設借業者 10 件、指定管理者 8 件、委託管理者 7 件、葬儀社 2 件、再任用職員 2 件などである。作業内容としては、清掃 9 件、売店 7 件、喫茶店・レストラン 2 件、受付・事務 4 件などである。

- (3) 火葬作業ができる職員数は平均 3.5 人 (0～16 人) である。
- (4) 職員の部内、部外での教育訓練は、「火葬場・所管部署内等で一般職員への研修」が 92 件、「一般職を民間団体での研修や講習会等に参加」が 58 件、「火葬場・所管部署内等で管理職への研修」が 50 件、「管理職を民間団体での研修や講習会等に参加」が 38 件であるが、「管理委託業者が実施」が 28 件、「教育訓練に取り組んでいない」が 164 件である。

研修や講習会等のテーマは、「火葬 (技術、施設の維持・管理等) 関係」が 117 件、「火葬 (法令・条例等に拠った事務手続等) 関係」が 76 件、「労働安全衛生」が 63 件、「感染症対策」が 43 件であるが、「研修を開催しておらず、民間団体での研修や講習会への参加もさせていない」が 169 件である。その他としては、「行政研修」が 5 件、「接遇研修、サービス応対等」が 3 件、「防火管理者の講習を受講」が 3 件、「人権、ハラスメント、コンプライアンス研修」が 2 件、「非常時の対応について」が 2 件などである。

- (5) 「特定の資格、免許等を有する従業員の配置における基準・目安」の有無は、「はい」が 83 件 (23.4%)、「いいえ」が 258 件 (72.9%) である。

特定の資格、免許等は、危険物取扱者が 29 件、防火管理者が 13 件、火葬技術管理士が 5 件、安全衛生推進者が 2 件、保安技術員、保安技術員補が 2 件などである。配置に関する基準・目安を設けている資格、免許等の名称と、従業員に占める割合は、1 つ目では危険物取扱者が 31 件 (割合 0～50)、防火管理者が 21 件 (割合 0.5～10)、火葬技



術管理士が3件（割合2～8）、保安技術員、保安技術員補が2件（割合1）などである。2つ目では危険物取扱者が8件（割合0.5～7）、防火管理者が8件（割合5～50）、火葬場管理者研修会の修了が3件（割合0.5～10.67）などである。3つ目では火葬技術管理士が2件（割合0.5～10.67）などである。

- (6) 「火葬場管理者以外に管理責任者の選任」の有無は、「はい」が120件（33.9%）、「いいえ」が232件（65.5%）である。管理責任者の肩書については、「場長、所長」が33件、「課長、室長、事務局長」が20件、「係長、主査」が7件、「主任、主事」が4件、「市町村長」が3件、「監督員」が6件、「受注業者側責任者」が37件、「防火管理者」が5件、「現場代理人」が1件である。
- (7) 「管理監督体制の一環として部内ミーティングの実施」は、「はい」が152件（42.9%）、「いいえ」が183件（51.7%）である。その他として、「随時必要に応じて」が4件、「適宜実施」が3件、「毎月定例連絡会、報告会」が2件などである。
- (8) 「火葬場利用者の方々の火葬場に対するイメージ向上を目指した活動、取組事例等」の有無は、「アンケート、意見箱等の設置」が122件、「ホームページでの利用方法等の適切な開示」が108件、「葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施」が61件、「地域自治会との定期的意見交換会の開催」が21件、「広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施」が15件であるが、「特に実施していない」が171件である。その他としては、「パンフレットを作成し、関係市の官公庁及び葬祭業者に配布」が2件、「施設見学会の実施」が2件である。

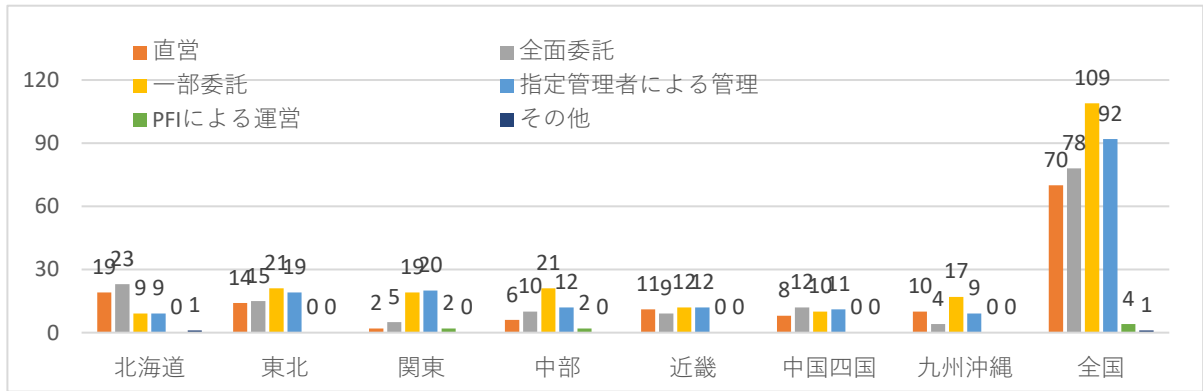
問9 火葬場の運営管理、職員数等について伺います。

[設問23] 火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
直営	19	14	2	6	11	8	10	70
全面委託	23	15	5	10	9	12	4	78
一部委託	9	21	19	21	12	10	17	109
指定管理者による管理	9	19	20	12	12	11	9	92
PFIによる運営	0	0	2	2	0	0	0	4
その他	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	61	69	48	51	44	41	40	354
区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
直営	31.1%	20.3%	4.2%	11.8%	25.0%	19.5%	25.0%	19.8%
全面委託	37.7%	21.7%	10.4%	19.6%	20.5%	29.3%	10.0%	22.0%
一部委託	14.8%	30.4%	39.6%	41.2%	27.3%	24.4%	42.5%	30.8%
指定管理者による管理	14.8%	27.5%	41.7%	23.5%	27.3%	26.8%	22.5%	26.0%
PFIによる運営	0.0%	0.0%	4.2%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
その他	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他

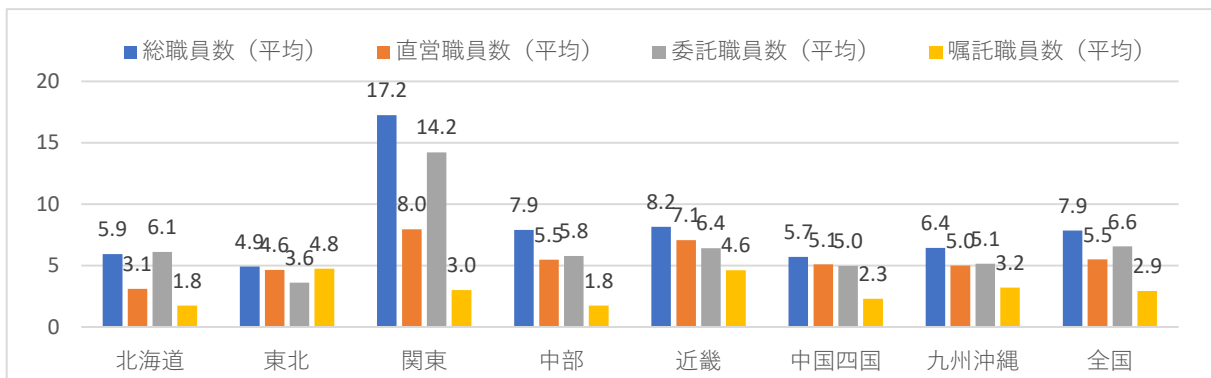
- ・当町では閉鎖



[設問 24] 火葬場の職員数、種別（直営、委託、嘱託）について伺います。

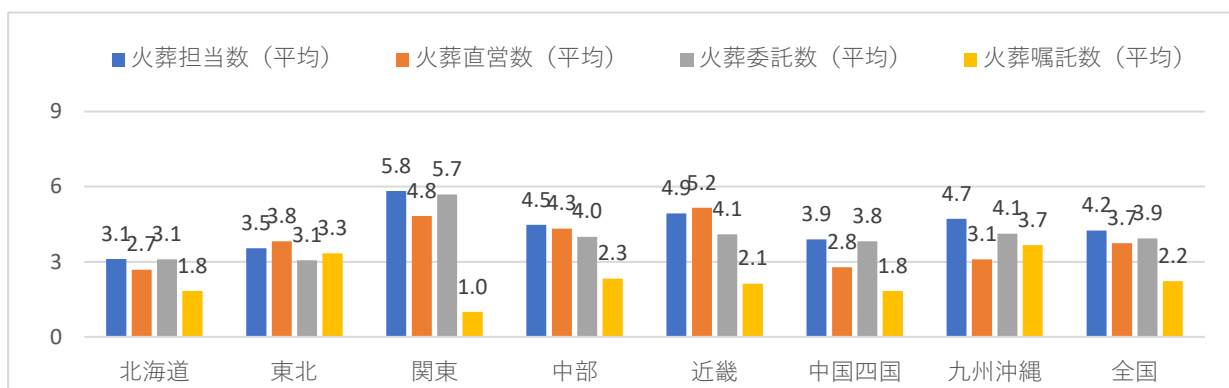
①総職員数は何人ですか。①の中で直営は何人ですか。①の中で委託は何人ですか。①の中で嘱託は何人ですか。

地域名		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
①総職員数	回答数	59	67	46	48	43	38	38	339
	合計	350	330	793	380	351	217	245	2,666
	平均	5.9	4.9	17.2	7.9	8.2	5.7	6.4	7.9
	最大	115	21	56	37	38	21	29	115
	最小	1	1	2	1	1	1	1	1
①のうち直営の人数	回答数	20	17	20	21	17	11	17	123
	合計	62	79	159	115	120	56	85	676
	平均	3.1	4.6	8.0	5.5	7.1	5.1	5.0	5.5
	最大	11	18	34	32	24	12	15	34
	最小	1	1	1	0.3	1	1	1	0.3
①のうち委託の人数	回答数	42	57	40	41	31	29	27	267
	合計	257	206	569	237	199	144	139	1,751
	平均	6.1	3.6	14.2	5.8	6.4	5.0	5.1	6.6
	最大	104	13	54	19	35	21	22	104
	最小	1	1	2	1	1	1	1	1
①のうち嘱託の人数	回答数	8	4	7	8	8	7	5	47
	合計	14	19	21	14	37	16	16	137
	平均	1.8	4.8	3.0	1.8	4.6	2.3	3.2	2.9
	最大	5	6	7	3	9	4	7	9
	最小	1	4	2	1	2	1	2	1



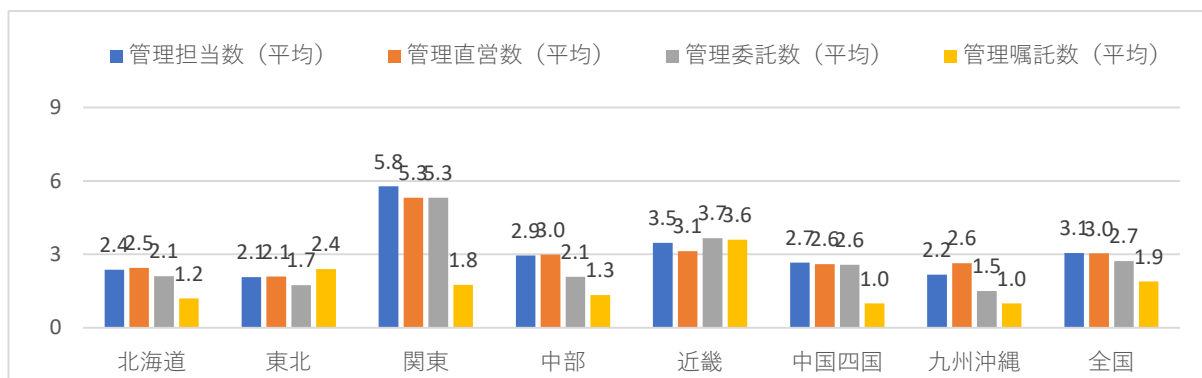
②火葬業務担当者の総数は何人ですか。②の中で直営は何人ですか。②の中で委託は何人で  
 ですか。②の中で嘱託は何人ですか。

区分		地域名							
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
②火葬業務 担当職員 総数	回答数	60	68	46	47	42	37	38	338
	合計	187	241	268	210	207	144	179	1,436
	平均	3.1	3.5	5.8	4.5	4.9	3.9	4.7	4.2
	最大	16	14	16	21	15	14	12	21
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1
②のうち 直営の人数	回答数	16	16	6	10	13	9	10	80
	合計	43	61	29	43	67	25	31	299
	平均	2.7	3.8	4.8	4.3	5.2	2.8	3.1	3.7
	最大	7	14	16	16	14	5	9	16
	最小	1	1	1	0.3	2	1	1	0.3
②のうち 委託の人数	回答数	41	49	39	40	30	28	24	251
	合計	127	150	222	160	123	107	99	988
	平均	3.1	3.1	5.7	4.0	4.1	3.8	4.1	3.9
	最大	11	12	12	13	15	14	11	15
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1
②のうち 嘱託の人数	回答数	6	3	2	3	8	6	3	31
	合計	11	10	2	7	17	11	11	69
	平均	1.8	3.3	1.0	2.3	2.1	1.8	3.7	2.2
	最大	4	4	1	3	3	4	8	8
	最小	1	2	1	1	1	1	1	1



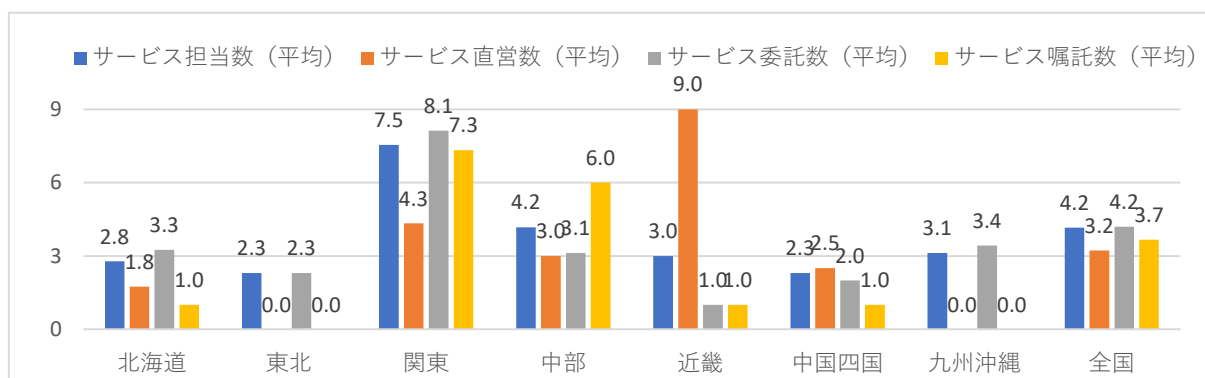
③管理業務担当者の総数は何人ですか。③の中で直営は何人ですか。③の中で委託は何人で  
 ですか。③の中で嘱託は何人ですか。

区分		地域名							
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
③管理業務 担当職員 総数	回答数	53	59	45	42	40	35	29	303
	合計	126	122	260	124	139	93	63	927
	平均	2.4	2.1	5.8	2.9	3.5	2.7	2.2	3.1
	最大	11	8	27	12	23	12	7	27
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1
③のうち 直営の人数	回答数	20	30	22	21	23	15	11	142
	合計	49	63	117	63	72	39	29	432
	平均	2.5	2.1	5.3	3.0	3.1	2.6	2.6	3.0
	最大	6	7	13	8	9	12	7	13
	最小	1	1	1	0.3	1	1	1	0.3
③のうち 委託の人数	回答数	27	27	25	24	15	19	14	151
	合計	57	47	133	50	55	49	21	412
	平均	2.1	1.7	5.3	2.1	3.7	2.6	1.5	2.7
	最大	7	5	23	6	20	9	4	23
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1
③のうち 嘱託の人数	回答数	5	5	4	6	5	3	1	29
	合計	6	12	7	8	18	3	1	55
	平均	1.2	2.4	1.8	1.3	3.6	1.0	1.0	1.9
	最大	2	4	2	2	6	1	1	6
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1



④サービス（湯茶等）担当者の総数は何人ですか。④の中で直営は何人ですか。④の中で委託は何人ですか。④の中で嘱託は何人ですか。

区分		地域名							
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
④サービス 担当職員 総数	回答数	18	10	22	12	4	10	8	84
	合計	50	23	166	50	12	23	25	349
	平均	2.8	2.3	7.5	4.2	3.0	2.3	3.1	4.2
	最大	17	4	15	12	9	5	8	17
	最小	1	1	1	0.1	1	1	1	0.1
④のうち 直営の人数	回答数	4	0	3	1	1	4	0	13
	合計	7	0	13	3	9	10	0	42
	平均	1.8	0.0	4.3	3.0	9.0	2.5	0.0	3.2
	最大	3	0	6	3	9	5	0	9
	最小	1	0	3	3	9	1	0	1
④のうち 委託の人数	回答数	12	10	16	9	2	5	7	61
	合計	39	23	130	28	2	10	24	256
	平均	3.3	2.3	8.1	3.1	1.0	2.0	3.4	4.2
	最大	17	4	15	6	1	4	8	17
	最小	1	1	1	0.1	1	1	1	0.1
④のうち 嘱託の人数	回答数	3	0	3	1	1	1	0	9
	合計	3	0	22	6	1	1	0	33
	平均	1.0	0.0	7.3	6.0	1.0	1.0	0.0	3.7
	最大	1	0	10	6	1	1	0	10
	最小	1	0	2	6	1	1	0	1



#### ⑤ その他

##### 【派遣元】

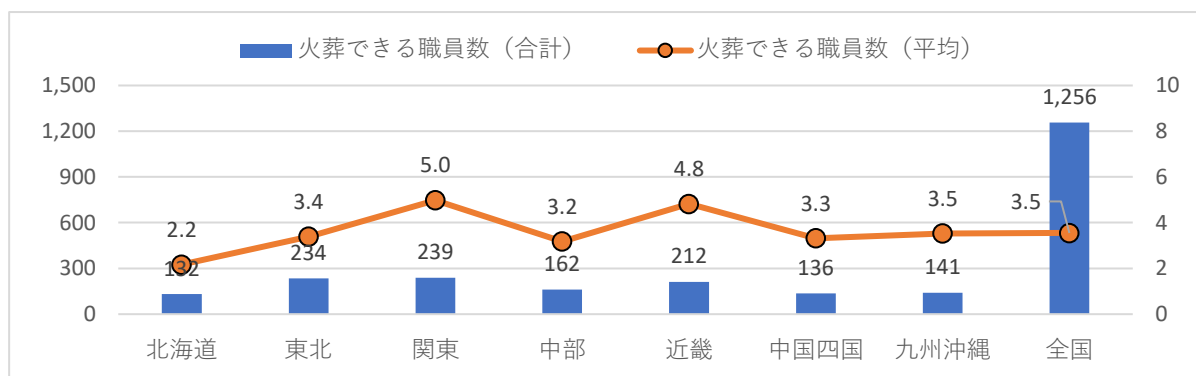
- ・施設借用者：10
- ・指定管理者：8
- ・委託管理者：7
- ・葬儀社：2
- ・再任用職員：2
- ・シルバー人材センター：1
- ・母子寡婦福祉会：1

##### 【作業内容】

- ・清掃：9
- ・売店：7
- ・喫茶店・レストラン：2
- ・受付・事務：4
- ・湯茶等：1
- ・夜間管理：1
- ・除雪：1

[設問 25] 現在の職員体制で、火葬作業ができる職員数は何人ですか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
回答数		61	69	48	51	44	41	40	354
合計		132	234	239	162	212	136	141	1,256
平均		2.2	3.4	5.0	3.2	4.8	3.3	3.5	3.5
最大		11	14	16	13	15	12	9	16
最小		0	0	0	0	0	0	0	0

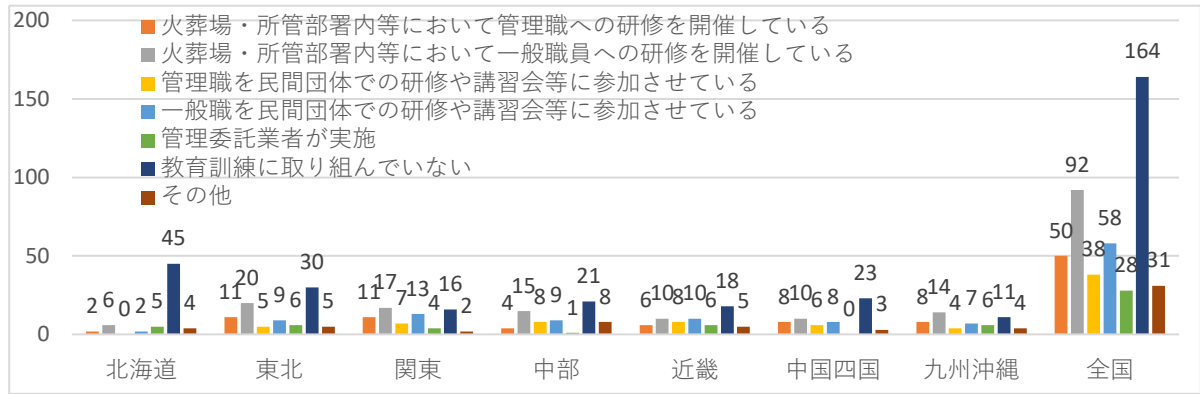


[設問 26] 職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
火葬場・所管部署内等において管理職への研修を開催している		2	11	11	4	6	8	8	50
火葬場・所管部署内等において一般職員への研修を開催している		6	20	17	15	10	10	14	92
管理職を民間団体での研修や講習会等に参加させている		0	5	7	8	8	6	4	38
一般職を民間団体での研修や講習会等に参加させている		2	9	13	9	10	8	7	58
管理委託業者が実施		5	6	4	1	6	0	6	28
教育訓練に取り組んでいない		45	30	16	21	18	23	11	164
その他		4	5	2	8	5	3	4	31
合計		64	86	70	66	63	58	54	461

その他

- ・外部団体の研修等に参加：2
- ・内部講師による研修：1
- ・関係する資格の取得：1
- ・委託業者、炉メーカーによる実技指導、マニュアル作成：1
- ・臨機応変に対応：1
- ・全職員に対し都度行っている：1
- ・年2回の防災訓練を除き、教育訓練に取り組んでいない：1
- ・斎場職員：3
- ・内部の研修等に参加：1
- ・内部の打ち合わせ会議等を実施：1
- ・業務を通しての教育研修：1
- ・職員異動がなくすでに全員受講済みである：1
- ・引継、見習期間設置：3
- ・不明：4

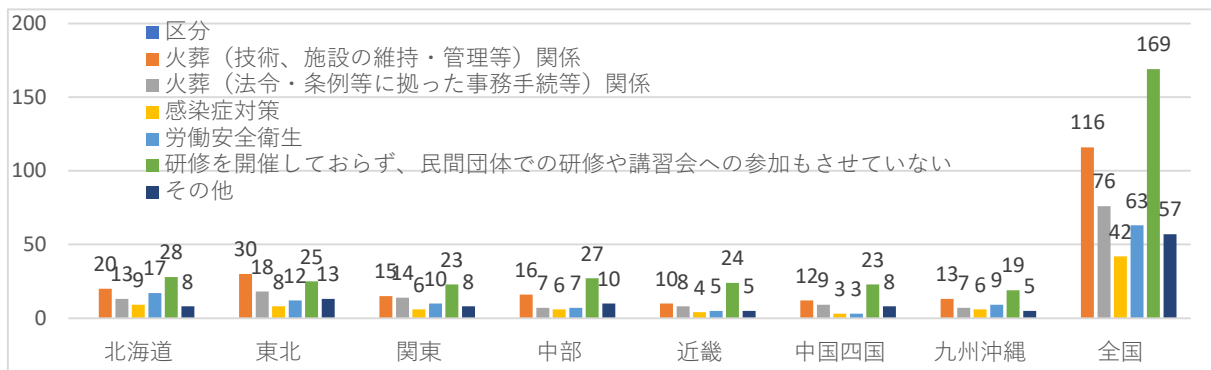


[設問 26-1] 管理職・一般職員への研修を開催している、又は民間団体での研修や講習会等に参加させている場合、その研修や講習会等のテーマを教えてください。(複数回答可)

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
火葬（技術・施設の維持・管理等）関係		20	30	15	16	10	12	14	117
火葬（法令・条例等に拠った事務手続等）関係		13	18	14	7	8	9	7	76
感染症対策		9	8	7	6	4	3	6	43
労働安全衛生		17	12	10	7	5	3	9	63
研修を開催しておらず、民間団体での研修や講習会への参加もさせていない		28	25	23	27	24	23	19	169
その他		8	13	7	10	5	8	4	55
合計		95	106	76	73	56	58	59	523

その他

- ・ 行政研修：5
- ・ 接遇研修、サービス応対等：3
- ・ 防火管理者の講習を受講：3
- ・ 人権、ハラスメント、コンプライアンス研修：2
- ・ 自衛消防訓練、防災教育：1
- ・ 非常時の対応について：2
- ・ 労働安全衛生：2
- ・ 委託業者で実施：5
- ・ 委託業者と随時検討し実施：1
- ・ 県と連携した災害時の広域火葬体制の事務訓練を実施：1
- ・ 委託業者、炉メーカーによる実技指導、マニュアル作成：1
- ・ 業務上必要な資格等に係る講習等への参加：1
- ・ 必要に応じ対応：2
- ・ 斎場職員：3
- ・ 不明：1



[設問 27] 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について、基準・目安は設けていますか。

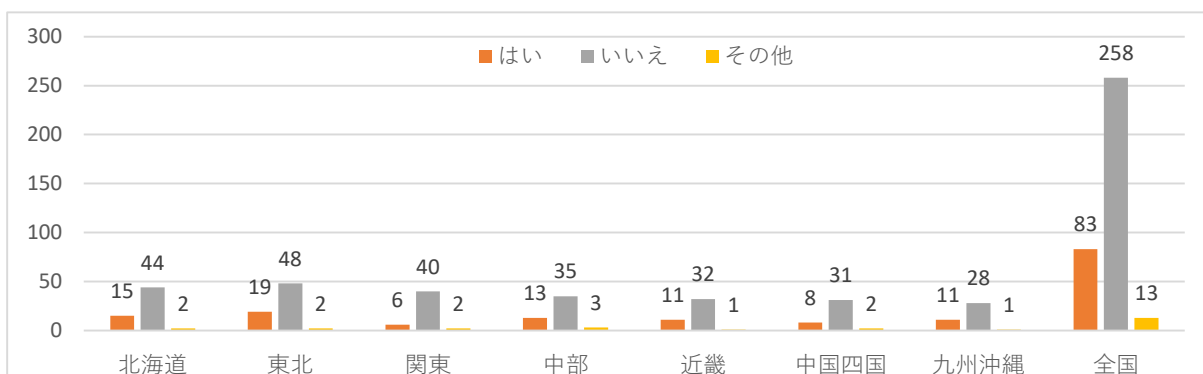
区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
はい	15	19	6	13	11	8	11	83
いいえ	44	48	40	35	32	31	28	258
その他	2	2	2	3	1	2	1	13
合計	61	69	48	51	44	41	40	354

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
はい	24.6%	27.5%	12.5%	25.5%	25.0%	19.5%	27.5%	23.4%
いいえ	72.1%	69.6%	83.3%	68.6%	72.7%	75.6%	70.0%	72.9%
その他	3.3%	2.9%	4.2%	5.9%	2.3%	4.9%	2.5%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他 ・ 消防法に定める危険物取扱者を配置すること

- ・ 基準はないが消防署の指導により防火管理者を配置
- ・ 資格の取得を推奨している。
- ・ 一部契約条件として設定
- ・ 指定管理者選定時に求める。
- ・ 職員内に防火管理者の有資格者を含む。
- ・ PFI 事業の施設は設けている。
- ・ 指定管理者の基準によるもの
- ・ 不明：5



特定の資格、免許等を有する従業員の配置についての基準・目安について具体的に教えてください。

- ・ 危険物取扱者：29
- ・ 防火管理者：13
- ・ 火葬技術管理士：5
- ・ 安全衛生推進者：2
- ・ 保安技術員、保安技術員補：2
- ・ 電気工事士：1
- ・ 普通自動車運転免許：1
- ・ 使用燃料により必要免許（資格）：1
- ・ 食品衛生責任者：1
- ・ 公害防止主任者：1
- ・ 消防署の行う応急手当講習（AEDの使用に必要な講習を含む）を受講：1
- ・ 火葬、受付業務に精通した責任者1名の配置：1

[設問 27-1] 配置に関する基準・目安が設けられている資格、免許等の名称と、貴事業所の従業員に占める割合を教えてください。（複数の資格、免許等に関する基準・目安を設けている場合、主なものを最大3つお答えください。）

1つ目の資格・免許等の名称、割合

- ・ 危険物取扱者：31 割合 0～50
- ・ 防火管理者：21 割合 0.5～10
- ・ 保安技術員、保安技術員補：2 割合 10



- ・火葬技術管理士：3 割合 2～8
  - ・火葬場管理者研修会の修了：1 割合 1
- 2つ目の資格・免許等の名称、割合
- ・危険物取扱者：8 割合 0.5～7
  - ・防火管理者：8 割合 0～50
  - ・火葬場管理者研修会の修了：3 割合 0.5～10.67
  - ・普通自動車免許：1 割合 1
- 3つ目の資格・免許等の名称、割合
- ・火葬技術管理士：2 割合 0.5～10.67
  - ・大型自動車運転免許：1 割合 5
  - ・食品衛生責任者：1 割合 1

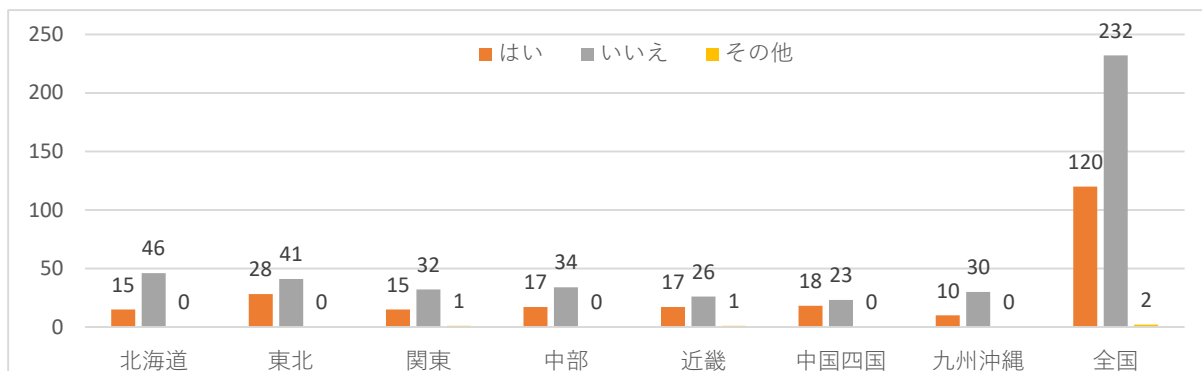
[設問 28] 火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任者を選任していますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
はい		15	28	15	17	17	18	10	120
いいえ		46	41	32	34	26	23	30	232
その他		0	0	1	0	1	0	0	2
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
はい		24.6%	40.6%	31.3%	33.3%	38.6%	43.9%	25.0%	33.9%
いいえ		75.4%	59.4%	66.7%	66.7%	59.1%	56.1%	75.0%	65.5%
その他		0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.6%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他 ・毎月定例連絡会 ・不明



[設問 29] 「管理責任者を選任している」と答えた方にお聞きします。管理責任者の肩書をお答えください。

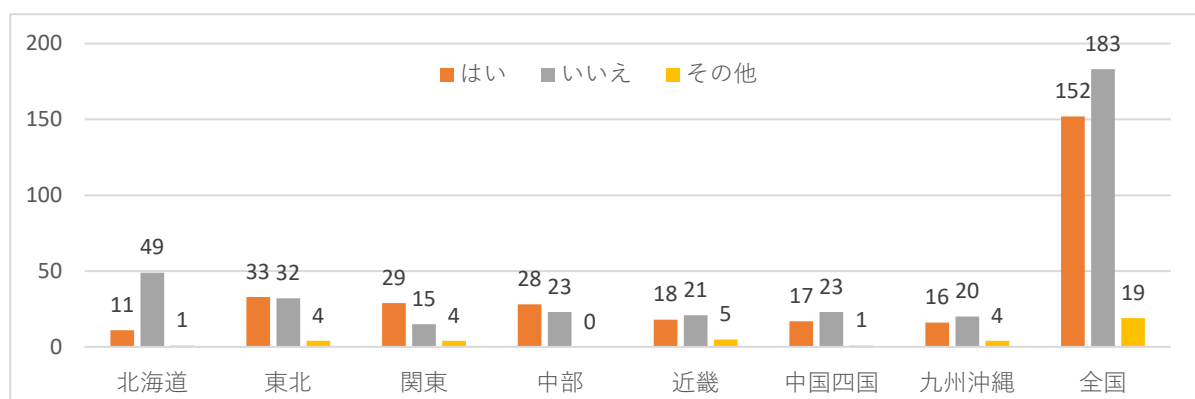
- ・場長、所長：33
- ・係長、主査：7
- ・市町村長：3
- ・受注業者側責任者：37
- ・現場代理人：1
- ・課長、室長、事務局長：20
- ・主任、主事：4
- ・監督員：6
- ・防火管理者：5

[設問 30] 管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
はい		11	33	29	28	18	17	16	152
いいえ		49	32	15	23	21	23	20	183
その他		1	4	4	0	5	1	4	19
合計		61	69	48	51	44	41	40	354
区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
はい		18.0%	47.8%	60.4%	54.9%	40.9%	41.5%	40.0%	42.9%
いいえ		80.3%	46.4%	31.3%	45.1%	47.7%	56.1%	50.0%	51.7%
その他		1.6%	5.8%	8.3%	0.0%	11.4%	2.4%	10.0%	5.4%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他

- ・ 随時必要に応じて：4
- ・ 毎月定例連絡会、報告会：2
- ・ 斎場職員（会計年度）との個別面談
- ・ 指定管理者内で実施
- ・ 適宜実施：3
- ・ 指定管理者との連絡調整会議
- ・ 指定管理者の業務範囲
- ・ 不明：6



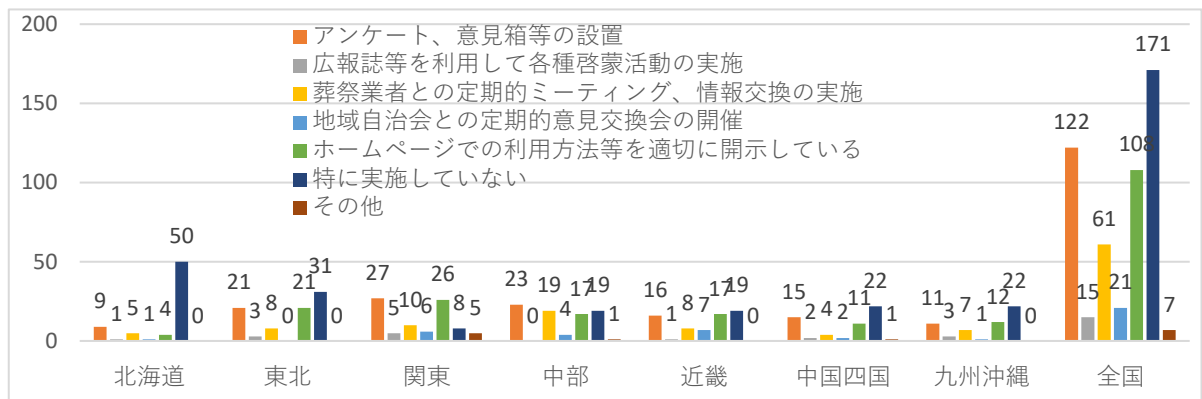
[設問 31] 火葬場利用者の方々の火葬場に対するイメージ向上を目指した活動、取組事例等がありますか。（複数回答可）

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
アンケート、意見箱等の設置		9	21	27	23	16	15	11	122
広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施		1	3	5	0	1	2	3	15
葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施		5	8	10	19	8	4	7	61
地域自治会との定期的意見交換会の開催		1	0	6	4	7	2	1	21
ホームページでの利用方法等を適切に開示している		4	21	26	17	17	11	12	108
特に実施していない		50	31	8	19	19	22	22	171
その他		0	0	5	1	0	1	0	7
合計		70	84	87	83	68	57	56	505

その他

- ・ パンフレットを作成し、関係市の官公庁及び葬祭業者に配布：2
- ・ 施設見学会の実施：2
- ・ 環境美化活動、湯茶サービス：1

- ・火葬場周辺の環境整備：1
- ・行政担当課と指定管理側で協議、情報交換を随時開催：1



## 10 ガイドラインの活用について【設問 32】

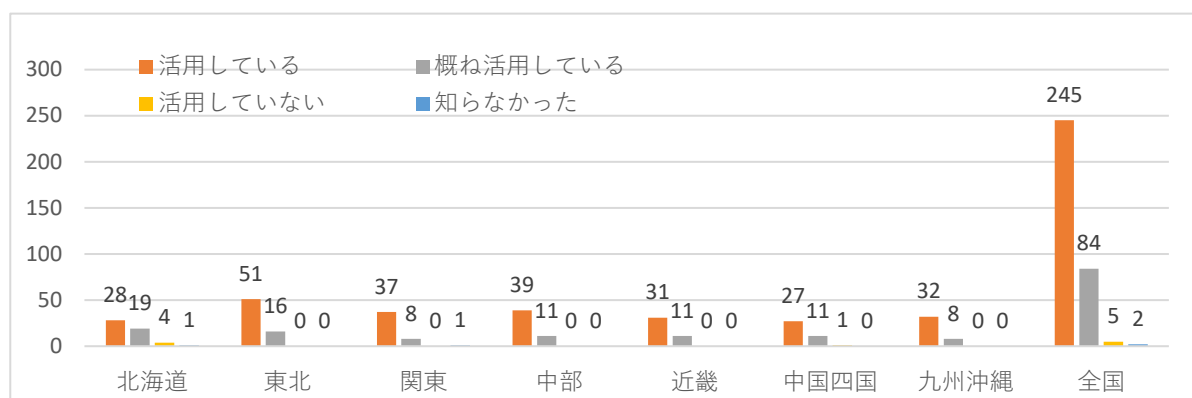
- (1) ガイドラインの活用については、「活用している」が 245 件 (72.9%)、「概ね活用している」が 84 件 (25.0%)、「活用していない」が 5 件 (1.5%)、「知らなかった」が 2 件 (0.6%) である。
- (2) 「感染症に罹患したことが分かっているご遺体を扱う際の安全面の不安」については、「かなり不安がある」が 14 件 (4.0%)、「不安がある」が 139 件 (39.3%)、「不安がない」が 142 件 (40.1%) である。
- (3) 「ガイドラインについての説明を公衆衛生の専門家から詳しく聞いてみたいかどうか」については、「ぜひ聞いてみたい」が 7 件 (2.0%)、「機会があれば聞いてみたい」が 188 件 (53.1%)、「聞いてみたいと思わない」が 98 件 (27.7%) である。

[設問 32] ガイドラインを活用していますか。

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
活用している	28	51	37	39	31	27	32	245
概ね活用している	19	16	8	11	11	11	8	84
活用していない	4	0	0	0	0	1	0	5
知らなかった	1	0	1	0	0	0	0	2
合計	52	67	46	50	42	39	40	336

区分 \ 地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
活用している	53.8%	76.1%	80.4%	78.0%	73.8%	69.2%	80.0%	72.9%
概ね活用している	36.5%	23.9%	17.4%	22.0%	26.2%	28.2%	20.0%	25.0%
活用していない	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	1.5%
知らなかった	1.9%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

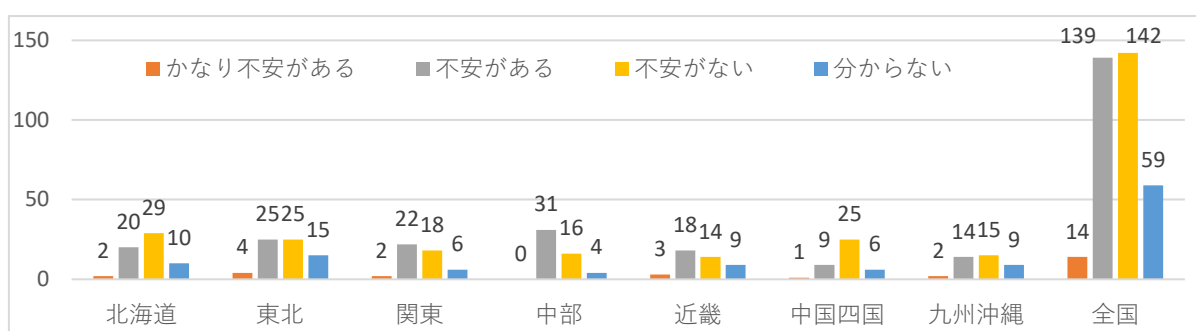


[設問 33] 感染症に罹患したことが分かっているご遺体を扱う際の安全面の不安はありませんか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
かなり不安がある		2	4	2	0	3	1	2	14
不安がある		20	25	22	31	18	9	14	139
不安がない		29	25	18	16	14	25	15	142
分からない		10	15	6	4	9	6	9	59
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
かなり不安がある		3.3%	5.8%	4.2%	0.0%	6.8%	2.4%	5.0%	4.0%
不安がある		32.8%	36.2%	45.8%	60.8%	40.9%	22.0%	35.0%	39.3%
不安がない		47.5%	36.2%	37.5%	31.4%	31.8%	61.0%	37.5%	40.1%
分からない		16.4%	21.7%	12.5%	7.8%	20.5%	14.6%	22.5%	16.7%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

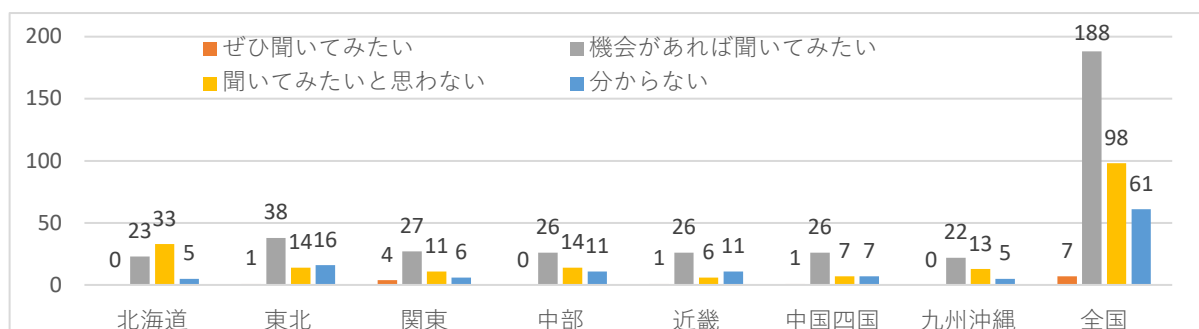


[設問 34] ガイドラインについての説明を公衆衛生の専門家から詳しく聞いてみたいと思いますか。

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
ぜひ聞いてみたい		0	1	4	0	1	1	0	7
機会があれば聞いてみたい		23	38	27	26	26	26	22	188
聞いてみたいと思わない		33	14	11	14	6	7	13	98
分からない		5	16	6	11	11	7	5	61
合計		61	69	48	51	44	41	40	354

区分	地域名	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
ぜひ聞いてみたい		0.0%	1.4%	8.3%	0.0%	2.3%	2.4%	0.0%	2.0%
機会があれば聞いてみたい		37.7%	55.1%	56.3%	51.0%	59.1%	63.4%	55.0%	53.1%
聞いてみたいと思わない		54.1%	20.3%	22.9%	27.5%	13.6%	17.1%	32.5%	27.7%
分からない		8.2%	23.2%	12.5%	21.6%	25.0%	17.1%	12.5%	17.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## 【令和5年度厚労科学研究】火葬場におけるアンケート調査 まとめ

火葬場におけるアンケート調査結果をまとめると以下のとおりである。

- 1 今回の火葬場におけるアンケート調査は、現在恒常的に稼働している火葬場 1,419 箇所を対象とし、回答票数 354 施設、回答率 24.9%である。
- 2 火葬場の新設・増改築は一部で検討しており、今後5年間（2024～2028年）に多くが予定している。理由は、「老朽化」が多く、「炉数不十分」も見られる。PPP/PFIについては、ある程度知られており、「活用を検討する予定がある」と30団体が回答している。
- 3 火葬場の建物は、2000年以前竣工がかなりの部分を占め、そのうち1975年以前竣工が少し残っている。火葬炉については、2000年以前設置が半数以上を占め、建物の竣工年とほぼ同じ傾向にある。火葬炉の経過年数は平均24.1年であるが、設置から31年以上経過している炉が一定程度あり、これは既に耐用年数を超過していると判断する。
- 4 令和4年度実績で、年間稼働日数（火葬を行った日数）は全国平均約240日、年間開場日数（休場日を除いた日数）は全国平均約290日、稼働率（開場日数に対する稼働日数の割合）は全国平均約82%、最大受入件数（火葬場が受け入れた最大件数）は全国平均約10件、火葬炉1基1日当たりの最大件数（火葬炉1基が行った最大火葬件数）は全国平均2.2件である。
- 5 火葬場での遺体の感染症の確認の有無は、「常に確認」が最も多く、「新型コロナウイルスだけを確認」が次に多いが、「確認していない」も一定程度ある。遺体に感染症があることの作業員への通知は、「している」が非常に多く、「していない」を大きく上回る。火葬場で遺体を受け入れてから火葬するまでの間の遺体に触れる機会は、「ない」がほとんどであるが、非常に少ないながらも「ある」との回答もある。「ある」場合の具体的な場面は、「最後のお別れ」、「ドライアイス、副葬品等を入れるとき」、「位置確認」などである。遺体の取扱いに係る基準・手順の有無は、「ある」が多く、「ない」がやや少ない。具体的な基準・手順としては、「棺に必ず納棺し、遺体には触らない」、「感染症等による取扱い」等である。遺体に触れる際の作業員の個人保護具について、マスク、手袋は半数以上が「装着させている」であるが、エプロン、ガウン、ゴーグル、保護メガネ、フェイスガード、帽子は半数以上が「装着させていない」である。遺体に触れる作業員が遺体の体液（血液、尿、排泄物、分泌物）に触れることは、全てが「ほとんどない」または「ない」であり、「しばしばある」及び「たまにある」はない。

火葬炉燃焼室下部等に火葬前の遺体の体液等の付着については、「ない」がほとんどであるが、一部で「しばしばある」及び「まれにある（年に数回程度）」と回答している。「しばしばある」という火葬炉は、整備の必要性が高い。

棺の取扱いについて基準（棺の消毒、作業員側の取扱い手順、体液が漏れた場合の対応、棺が壊れた場合の対応等）は、「ない」が半数以上であり、「ある」が少ない。「ある」場合の具体的な基準とは、「厚生労働省指針に基づく」、「マニュアル、ガイドラインに基づく」、

「感染症関係」となっている。

- 6 火葬炉周辺の作業に対する暑熱環境への対策は、「行っている」がほとんどであり、具体的な対策は、「空調設備」、「スポットクーラー」、「換気」、「扇風機」等である。

火葬炉周辺の粉じんに関する作業環境測定は、一部で「行っている」であるが、ほとんど「行っていない」である。火葬炉周辺の作業員に対する粉じん対策としての保護具は、「防塵マスクを用意し使用させている」、「防塵マスクを用意しているが、使用は作業員の任意」、「防塵マスクを職場として用意していない」がそれぞれ同程度である。

- 7 遺体安置設備の有無は、「ある」が半数近く程度である。機能は「遺体冷蔵庫」が最も多く、「遺体安置室であり部屋全体が冷蔵機能を持っている」及び「部屋に冷蔵機能はない」が少し見られる。遺体安置設備の収容能力は平均約2体であり、令和4年度の安置実績は平均約74体、平均の安置（待機）期間は平均約2日、最大の安置（待機）期間は平均約6日であり、安置（待機）時間の近年変化は「あまり変化がない」が最も多い。安置（待機）時間の長いことについて、一部で「支障がある」としている。その場合の支障は、「次の遺体が安置できない」などである。支障が生じる頻度は平均約17回/年であり、支障が生じる安置（待機）時間の長さは平均約4日である。

遺体安置設備の利用者は、「通常の火葬」及び「身寄りのないご遺体等、福祉関係」が多く、「警察関係」も一定程度ある。遺体安置の目的は、「火葬の順番待ち」、「遺族が揃うまで」、「火葬の許可が出るまで」が多くなっている。

遺体安置設備の整備予定は、「整備予定はない」が最も多く、一部で「増設を予定」及び「増設を検討中」である。

遺体安置の受け入れ条件は、「遺体が棺に収納」、「柩の大きさが許容範囲内」、「受入時間帯の厳守」、「利用者制限の厳守」及び「安置期間が明らか」が同程度あり、「遺体の保管状況が明らか」もある。安置される遺体の管理上の基準は、「室（装置）内温度」、「面会の制限（人数、時間等）の遵守」、「故人名を貼り付ける（ご遺体の取り違い防止）」が同程度あり、「室（装置）内の消毒、清掃等、衛生基準」、「（遺体冷蔵庫で保管する場合）棺内の保冷剤を取り除く」、「（遺体冷蔵庫がない場合）保冷剤等で棺内を冷やす」及び「防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準」もある。「室（装置）内温度」は平均3.5℃、「室（装置）内の消毒、清掃等、衛生基準」は「装置内の殺菌、消毒、清掃」、「アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等で消毒」、「消毒液、防臭剤の噴霧」、「臭気除去、換気」などである。「防護服や手袋の着用等、遺体を取り扱う作業者の衛生基準」は、「厚生労働省のガイドラインに基づく」、「手袋の着用」、「防護服、マスクの着用」などである。遺体安置へのドライアイスは、「使用しない」が多く、「使用する」は少数である。「使用する」場合の使用量は、夏季が平均約9kg、春秋が平均約6kg、冬季が平均約5kgである。直近2カ月における遺体安置設備の環境への利用者や作業員から意見・要望等は、「温度」、「換気」、「臭気」及び「衛生全般」である。

遺体安置設備のない火葬場で今後の整備予定は、ほとんどで「整備する予定はない」であるが、一部で「数年中に整備する予定」及び「整備を検討中」である。

8 残骨灰と集じん灰の分別は、「分別している」及び「分別していない」がほぼ同程度である。残骨灰、集じん灰の発生量は、「把握していない」が最も多く、「把握している」がやや少ない。残骨灰、集じん灰の発生量を把握している量は、残骨灰が平均約 4,100kg/年、集じん灰が平均約 930kg/年である。

残骨灰の処理処分は、「灰処理業者に委託」が非常に多く、「自ら処理処分」がかなり少なく、「火葬場管理業者に委託」及び「売却している」がさらに少なくなっている。

(1) 残骨灰を「自ら処理処分」の場合【43 件】

「処理方法」は、「高温処理」、「そのまま埋立」及び「分別処理」がやや多く、「安定化処理」がやや少ない。「残骨灰と有価物の分離」は、「行っている」及び「行っていない」がほぼ同程度である。「行っている」場合の「有価物の保管または売却」については、「保管」が 0 件、「売却」が 1 件であるが、「管理委託業者等で保管、売却等」、「処理費として充当」がある。「有価物を売却している場合」の売却益の充当先については回答がない。

残骨灰の最終的な処理方法は、「民間墓地で保管」が最も多く、「廃棄」、「管理委託業者に任せる」、「寺院で保管」、「敷地内に保管」及び「公営墓地で保管」などである。

(2) 残骨灰を「処理業者に委託」の場合【271 件】

「処理処分状況の確認」は、「書面で確認」が最も多く、「処理工場、最終処分地まで確認」がやや少なく、「処理工場は確認、最終処分地までは確認していない」及び「確認していない」がさらに少ない。処理業者の選考方法は、「随意契約」が最も多く、「複数業者による競争入札」及び「管理業務に含み管理業者が選定」が一定程度ある。その他、「プロポーザルにて選定」、「見積合せで選定」などである。

処理業者への委託内容は、「処理業者が無害化処理し、処理後の残骨灰と有価物は処理業者が保管等」が最も多く、「処理業者に残骨灰（残骨灰に含まれる有価物を含む）を売却し、処理業者が無害化処理や保管等」が次に多く、「灰処理業者に任せる」、「処理業者が無害化処理し、処理後の残骨灰と有価物は火葬場等に返却」、「処理業者が無害化処理し、処理後の有価物は火葬場等に返却」及び「火葬場管理業者に任せる」などである。

ア 「処理業者が無害化処理し、処理後の残骨灰と有価物は火葬場等に返却」の場合

【対象 7 件】、「処理業者に残骨灰と有価物の分離を行わせているか」は、「行わせている」が多く、「行わせていない」が少ない。「返却された有価物の保管または売却」は、「売却」がすべてであり、「保管」はない。「売却益」の充当先は、「火葬場の施設整備」、「一般財源に計上し、用途は定めていない」である。「返却された残骨灰の最終的な処理」は、「民間墓地で保管」、「公営墓地で保管」及び「敷地内に収蔵」である。過去 5 年間で「残骨灰の処理処分に関する入札または契約で 1 円または 0 円の金額になったこと」の有無は、「最低制限価格制度を導入しているため、ない」が多く、「ない（前記の場合を除く）」及び「3 回以上ある」は少ない。



イ 「処理業者が無害化处理し、処理後の有価物は火葬場等に返却」の場合【対象5件】、「返却された有価物の保管または売却」は、すべて「売却」であり、「保管」はない。「有価物を売却している場合の売却益の充当先」は、すべて「一般財源に計上しており用途は特定されていない」であり、「火葬場の施設整備費に充てている」はない。

「処理業者に委託している」場合のすべて【対象271件】に対して、「処理業者による処理後の残骨灰の最終的な処理方法」は、「民間墓地で保管」が最も多く、「お寺、供養施設等で供養」がやや多く、「廃棄」、「公営墓地で保管」、「売却」と続く。過去5年間で「残骨灰の処理処分に関する入札または契約で1円または0円の金額になったこと」は、「ない（最低制限価格制度の場合を除く）」が最も多く、「3回以上ある」が次に多い。「1、2回ある」、「最低制限価格制度を導入しているため、ない」、「無償で処理」及び「火葬場管理業務に含む」が一定程度ある。

「残骨灰の処理方法について、地域住民などへの対外的な方針周知」【対象354件】は、「周知していない」がかなり多く、「周知している」はやや少ない。「残骨灰の処理方法についての遺族への説明」は、「希望があれば説明している」が最も多く、「説明していない」が次に多く、「説明している」はやや少ない。「残骨灰の処理方法についての遺族や地域住民からの意見・要望等」の有無は、「ある」が少しで、ほとんど「ない」である。「遺族や地域住民からの意見・要望等」の内容は、「有価物を売却しすべき、してはどうか等」、「1円または0円といった低価格で入札していることは問題」、「残骨灰を遺体に準じた取扱い（墳墓等に埋葬する等）をするべき」及び「残骨灰から出た有価物の売却を行うことが問題」である。「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理の変更」は、「ある」が少しであり、「ない」が多い。「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理を変更したことがある」場合の変更前及び変更後の処理方法は、「残骨の収蔵供養を条件とする残骨灰を処理する業務委託」及び「有価物を売却し、売却益の返還」である。

「残骨灰の処理方法を見直す予定」は、「見直す予定はない」が最も多く、「見直しの具体的な予定は決まってないが、今後見直す予定」がある程度あり、「見直しの予定が明確に決まっており、近日中に見直す予定」が少ない。「残骨灰の処理方法を見直す場合、なぜ見直しを行うのか、どのように見直しを行うのか」は、「有価物について売却を検討」、「有価物の売却益を維持補修費等の財源とするため」、「入札を検討」、「複数の業者から選定」などである。

9 火葬場の運営管理形態は、「一部委託」が最も多く、「指定管理者による管理」、「全面委託」、「直営」が次いで同程度であり、「PFIによる運営」は少ないがある。

火葬場の職員数は、総数が平均7.9人であり、そのうち直営が平均5.5人、委託が平均6.6人、嘱託が平均2.9人である。火葬作業ができる職員数は平均3.5人である。

職員の部内、部外での教育訓練は、「火葬場・所管部署内等で一般職員への研修」、「一般職を民間団体での研修や講習会等に参加」、「火葬場・所管部署内等で管理職への研修」及び「管理職を民間団体での研修や講習会等に参加」が同程度であるが、「教育訓練に取

り組んでいない」が最も多い。研修や講習会等のテーマは、「火葬（技術、施設の維持・管理等）関係」、「火葬（法令・条例等に拠った事務手続等）関係」、「労働安全衛生」及び「感染症対策」が同程度であるが、「研修を開催しておらず、民間団体での研修や講習会への参加もさせていない」が最も多い。

「特定の資格、免許等を有する従業員の配置における基準・目安」は、「ある」が空くなく、「なし」が多い。特定の資格、免許等については、危険物取扱者、防火管理者、火葬技術管理士などである。

「火葬場管理者以外に管理責任者の選任」については、「選任している」がやや少なく、「選任していない」がやや多い。管理責任者の肩書は、「受注業者側責任者」が最も多く、「場長、所長」及び「課長、室長、事務局長」が次いで多い。「管理監督体制の一環として部内ミーティングの実施」については、「はい」がやや少なく、「いいえ」がやや多い。「火葬場利用者の方々の火葬場に対するイメージ向上を目指した活動、取組事例等」は、「アンケート、意見箱等の設置」、「ホームページでの利用方法等の適切な開示」がやや多く、「葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施」、「地域自治会との定期的意見交換会の開催」及び「広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施」と続く。しかし、「特に実施していない」が最も多い。

10 ガイドラインの活用については、「活用している」が最も多く、「概ね活用している」が次いで多く、「活用していない」及び「知らなかった」は非常に少ない。

「感染症に罹患したことが分かっているご遺体を扱う際の安全面の不安」は、「不安がない」及び「不安がある」が多く、「かなり不安がある」は少ない。

「ガイドラインについての説明を公衆衛生の専門家から詳しく聞いてみたいがどうか」は、「機会があれば聞いてみたい」が最も多く、「聞いてみたいと思わない」が次いで多く、「ぜひ聞いてみたい」は少ない。

# 【令和5年度 厚労科学研究】火葬場におけるアンケート調査 ご協力をお願い

今回のアンケートは、令和5年度厚生労働省科学研究事業として、火葬場に関わる皆さま方より広くお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなかにおいて、火葬場における公衆衛生において考慮すべき点を考えるための基礎資料とするものです。

お伺いした内容は統計的に処理しますので、個別の火葬場名、回答者である個人名が出たり、特定されたりすることは一切ございませんので、率直なご意見をいただきたく、お願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートへのご協力をお願いします。

アンケートの入力には15分前後を要します。

## <お願い>

**!複数の火葬場を稼働なされておられる場合、大変お手数ですが、このアンケートを、該当火葬場分全てについて、各々の火葬場ごとにご回答ください。お願いいたします。**

**!また、地方公共団体が経営する火葬場において、運営の委託を受けた会社等の方が代わりに回答する場合、地方公共団体に確認しなければ分からない事項については、お手数ですが地方公共団体に確認いただいた上でご回答いただけますと幸いです。**

**\* 必須の質問です**

---

問1 始めにアンケートにご回答いただく方について伺います

1. 郵便番号 (例: 252-0374) \*

\_\_\_\_\_

2. 住所 \*

\_\_\_\_\_

3. 所属 \*

\_\_\_\_\_

4. 氏名 \*

---

5. 氏名のフリガナ \*

---

6. 電話（内線） \*

---

7. FAX

---

8. メールアドレス \*

---

問2 行政区域内の埋火葬・施設の状況等について伺います

9. 【設問 2 - 1】令和4年10月1日現在の行政区域内人口は何人ですか（半角数値） \*

※民営の場合など、不明な場合は「0」とご入力ください

---

10. 【設問 2 - 2】令和4年度埋火葬実績（一部事務組合等の場合は構成市町村の合計でお答えください） \*

①死亡者数（半角数値）

※民営の場合など、不明な場合は「0」とご入力ください

---

11. ②火葬数（半角数値）\*  
※民営の場合など、不明な場合は「0」とご入力ください

---

12. ③埋葬数（火葬によらない方法）（半角数値）\*  
※民営の場合など、不明な場合は「0」とご入力ください

---

13. 【設問2 - 3】 行政区域内に火葬場は、何箇所ありますか（半角数値）\*  
※民営の場合など、不明な場合は「0」とご入力ください

---

14. 【設問2 - 4】 火葬場の新設・増改築を検討していますか、または検討する予定がありますか \*

1つだけマークしてください。

はい

いいえ 質問20にスキップします

15. 【設問2 - 4 - 1】 新設・増改築の予定時期は何年度頃ですか\*  
（西暦でお答えください）（半角数値）

---

16. 【設問2 - 4 - 2】 新設・増改築の理由は何ですか（複数回答可）\*

当てはまるものをすべて選択してください。

炉数不十分

炉性能不十分

老朽化

その他: \_\_\_\_\_

17. [設問2 - 5]

\*

[設問2 - 4] で「はい」を選んだ方にお伺いいたします  
経営主体が地方公共団体である場合には、PPP / PFIに関する内閣府の調査にご協力ください

地方公共団体による火葬場の新設・増改築にPPP / PFIを活用できることをご存じですか

PPP (Public Private Partnership) は官民連携、PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です

詳細は下記URLをご参照ください

[https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi\\_jouhou/aboutpfi/pdf/pfijigyou\\_gaiyou.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/pdf/pfijigyou_gaiyou.pdf)

また、全国のPFIを活用した斎場のリストと具体事例は、下記URLをご参照ください

<https://kitasato.box.com/s/3x1p3mxw9960fdstb0dpp45zdet3kaqb>

1つだけマークしてください。

- はい
- いいえ 質問19にスキップします
- 経営主体が地方公共団体ではない（内閣府の調査に関する設問は以上です）  
質問20にスキップします

18. [設問2 - 5 - 1] 新設・増改築に際し、PFIの活用を検討していますか、または検討する予定がありますか \*

なお、PFIの支援制度として専門家派遣等※があります

※内閣府HP「PPP / PFIに関する支援」

URL: [https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html)

1つだけマークしてください。

- はい
- いいえ

※ 内閣府の調査に関する設問は以上です

質問20にスキップします

19. [設問2 - 5 - 2] PPP / PFIについて、より詳細なご説明に関心がありますか \*  
内閣府からご連絡させていただいてもよろしいでしょうか

※「連絡してもよい」を選んだ場合、詳細なご説明のために内閣府から連絡させていただくことがありますので、連絡先の情報を含め、本アンケートへの回答を同府に提供することにご承諾いただける場合のみ、「連絡してもよい」をお選びください

1つだけマークしてください。

- 連絡してもよい  
 連絡は欲しくない

※ 内閣府の調査に関する設問は以上です

質問20にスキップします

問3 火葬場の概要について伺います

20. [設問3 - 1] 火葬場の名称 \*

---

21. 郵便番号 (例: 252-0374) \*

---

22. 住所 \*

---

23. 電話 (例: 042-778-9311) \*

---

24. FAX

---

25. [設問3 - 2] 火葬場の建物の竣工年はいつですか（西暦でお答えください）（半角数値） \*

---

26. 上記、火葬場の建物の竣工「月」はいつですか \*

1つだけマークしてください。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

27. [設問3 - 3] 火葬炉数について伺います \*

①人体炉は、何基ですか（半角数値）

---

28. 人体炉のうち大型炉は、何基ですか（半角数値） \*

---

29. ②汚物（胞衣）炉は、何基ですか（半角数値） \*

---



30。 ③動物炉は、何基ですか（半角数値） \*

---

31。 [設問3 - 4] 現在稼働中の火葬炉について伺います（設置（更新）された年月が最も古い炉についてお答えください） \*

①設置（更新）された年（西暦でお答えください）（半角数値）

---

32。 ② 設置（更新）されてからの経過年数（半角数値） \*

---

問4 火葬場の実績、衛生管理について伺います

33。 [設問4 - 1] 令和4年度の火葬件数、稼働日数等について伺います \*

①火葬件数（小人、死産児を含む）は、何件ですか（半角数値）

---

34。 上記①の内、管内件数は何件ですか（半角数値） \*

※民営の場合など、不明な場合は「0」とご入力ください

---

35。 上記①の内、管外件数は何件ですか（半角数値） \*

※民営の場合など、不明な場合は「0」とご入力ください

---

36。 ②年間稼働日数（火葬を行った日数）は、何日ですか（半角数値） \*

---

37。 ③年間開場日数（休場日を除いた日数）は、何日ですか（半角数値） \*

---

38。 ④ 1日あたりの最大受入件数は、何件ですか（半角数値） \*

---

39。 ⑤火葬炉1基1日当り最大体数は、何体ですか（半角数値） \*  
（〇体 / 基・日）

※〇部分のみ入力してください

---

問5 火葬場における衛生管理等について伺います

40。 [設問5 - 1] ご遺体の感染症の有無は確認していますか \*

1つだけマークしてください。

常に確認している 質問41にスキップします

新型コロナウイルス関連だけ確認している 質問42にスキップします

確認していない 質問42にスキップします

分からない 質問42にスキップします

『常に確認している』と答えた方にお聞きします

41。 ご遺体の感染症の確認方法を具体的に教えてください \*

---

---

---

---

---

42. [設問5 - 2] ご遺体に感染症があると判明した場合、作業員に通知していただきますか \*

1つだけマークしてください。

- している
- していない (今後行う予定)
- していない (今後も行わない予定)
- 分からない

43. [設問5 - 3] 火葬場でご遺体を受け入れてから火葬するまでの間、ご遺体に触れる機会がありますか \*

1つだけマークしてください。

- ある
- ない 質問51 にスキップします

『ある』と答えた方にお聞きします

44. 火葬するまでの間、ご遺体に触れる具体的な場面を教えてください \*

---

---

---

---

---

45. [設問5 - 4] ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか \*

1つだけマークしてください。

- ある
- ない 質問47 にスキップします
- 分からない 質問47 にスキップします

『ある』と答えた方にお聞きします

46。 ご遺体の取扱いに係る基準・手順について具体的に教えてください\*

---

---

---

---

---

---

47。 [設問5 - 5] ご遺体に触れる際に作業員に以下の個人保護具を使用させていますか\*

当てはまるものをすべて選択してください。

	させて いる	させて いない
マスク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
手袋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エプロン/ガウン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゴーグル/保護メガネ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
フェイスガード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
帽子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

48。 [設問5 - 6] 過去に、ご遺体取扱い時に作業員に感染が発生したと思われる事例がありますか\*

1つだけマークしてください。

ある

ない 質問50にスキップします

『ある』と答えた方にお聞きします

49. 作業員に感染が発生した事例について、具体的に教えてください\*

---

---

---

---

---

50. [設問5 - 7] ご遺体に触れる作業員について、ご遺体の体液（血液、尿、  
排泄物、分泌物）に触れることがありますか \*

1つだけマークしてください。

- しばしばある
- たまにある
- ほとんどない
- ない

51. [設問5 - 8] 燃焼室下部等に明らかに火葬前のご遺体の体液等が付着して  
いることがありますか \*

1つだけマークしてください。

- しばしばある
- まれにある（年間に数回程度）
- ない
- その他: \_\_\_\_\_

52. [設問 5 - 9] 棺の取扱いについて基準（棺の消毒、作業員側の取扱い手順、体液が漏れた場合の対応、棺が壊れた場合の対応等）はありますか \*

1つだけマークしてください。

- ある
- ない 質問 54 にスキップします
- 分からない 質問 54 にスキップします

『ある』と答えた方にお聞きします

53. 棺の取扱い基準について具体的に教えてください \*

---

---

---

---

---

54. [設問 5 - 10] 炉周辺の作業に対する暑熱環境への対策を行っていますか \*

1つだけマークしてください。

- 行っている
- 行っていない 質問 56 にスキップします
- 分からない 質問 56 にスキップします

『行っている』と答えた方にお聞きします

55. 暑熱環境への対策について具体的に教えてください \*

---

---

---

---

---

56. [設問5 - 1 1] 炉周辺の作業について、粉じんに関する作業環境測定を行っていますか \*

1つだけマークしてください。

- 行っている
- 行っていない 質問58にスキップします
- 分からない 質問58にスキップします

『行っている』と答えた方にお聞きします

57. 直近の測定結果を教えてください \*

1つだけマークしてください。

- 第一管理区分
- 第二管理区分
- 第三管理区分

58. [設問5 - 1 2] 炉周辺の作業員に対して、粉じん対策として保護具を用意していますか \*

1つだけマークしてください。

- 防塵マスクを用意し、作業員に使用させている
- 防塵マスクを用意しているが、作業員が使用するかは任意である
- 防塵マスクを職場として用意していない
- 分からない

質問59にスキップします

問6 火葬場における遺体安置について伺います（人体火葬についてのみお答えください）

遺体安置設備について伺います

59. [設問 6 - 1] 遺体安置設備はありますか \*

1つだけマークしてください。

ある

ない 質問97にスキップします

60. [設問 6 - 2] 遺体安置設備とは遺体冷蔵庫ですか \*

1つだけマークしてください。

遺体冷蔵庫である

遺体安置室であり、部屋全体が冷蔵機能を持っている

遺体安置室であり、部屋に冷蔵機能はない

その他: \_\_\_\_\_

61. [設問 6 - 3] 遺体安置設備の収容能力を教えてください (ご遺体〇体分) \*  
(半角数値)

\_\_\_\_\_

62. [設問 6 - 4] 令和4年度における安置ご遺体数の実績を教えてください \*  
(〇体) (半角数値)

\_\_\_\_\_

[設問 6 - 5] 火葬場での安置 (待機) 時間について教えてください  
※ここ数年における「概算」「平均的」と感じる値をご回答ください

63. [設問 6 - 5 - 1] **平均**の遺体安置 (待機) 期間 を教えてください \*

日数または時間でご入力ください (半角数値)

平均〇日間、または、平均〇時間

\_\_\_\_\_



64. [設問 6 - 5 - 1] でお答えいただいた平均期間の単位\*

1つだけマークしてください。

日数

時間

65. [設問 6 - 5 - 2] **最大の遺体安置（待機）期間** を教えてください\*

日数または時間でご入力ください

(半角数値)

最大△日間、または、最大△時間

---

66. [設問 6 - 5 - 2] でお答えいただいた最大期間の単位\*

1つだけマークしてください。

日数

時間

67. [設問 6 - 6] 上記の安置（待機）時間について、近年変化は見られますか\*

1つだけマークしてください。

増加している

あまり変化はない 質問70にスキップします

減っている 質問69にスキップします

『安置（待機）時間が増加している』と答えた方にお聞きします

68. どの程度増加していますか \*

---

---

---

---

---

質問 70 にスキップします

『 安置（待機）時間が減っている』と答えた方にお聞きします

69. どの程度減っていますか \*

---

---

---

---

---

70. 【設問 6 - 7】 安置（待機）時間が長いことで支障が生じることはありますか \*

1 つだけマークしてください。

- ある
- ない 質問 74 にスキップします
- 分からない 質問 74 にスキップします

【設問 6 - 8】 『 安置（待機）時間が長いことで支障が生じることがある』と答えた方にお聞きします

71. その内容や頻度を教えてください \*

①生じる支障はどのようなことですか

---

---

---

---

---

72. ②頻度（〇回程度 / 年）（半角数値） \*

※〇部分のみ入力してください

---

73. ③支障が生じる安置（待機）時間の長さ（〇日程度）（半角数値） \*

※〇部分のみ入力してください

---

#### 問7 遺体安置設備の利用者について伺います

74. 【設問7 - 1】 安置されるのは、どのようなご遺体ですか（複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

通常の火葬

身寄りのないご遺体等、福祉関係

外国籍の方のご遺体

警察関係

その他: \_\_\_\_\_

75. 【設問7 - 2】 遺体安置の目的は何ですか（複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

火葬の順番が回ってくるまでの待機

遺族が揃うまでの待機

火葬の許可が出るまでの待機

その他: \_\_\_\_\_

76. 【設問 8】 現在使用中の遺体安置設備の今後の整備予定はありますか \*

1つだけマークしてください。

- 増設を予定している
- 増設を検討中である 質問 78 にスキップします
- 整備予定はない 質問 78 にスキップします
- その他: \_\_\_\_\_

『増設を予定している』と答えた方にお聞きします

77. 増設数のご遺体何体分ですか (半角数値) \*

\_\_\_\_\_

78. 【設問 9】 遺体安置を受け入れる際の条件はありますか (複数回答可) \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- ご遺体が棺に収納されていること
- 棺の大きさが許容範囲以内であること
- 受入時間帯を守ること
- 利用者制限 (火葬利用、式場利用、福祉葬等) を守る
- 安置期間 (「見込み」可) が明らか
- ご遺体の保管状況が明らか
- その他: \_\_\_\_\_

79. 【設問 10】 安置されるご遺体の管理上の基準はありますか (複数回答可) \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- ①室 (装置) 内温度
- ② (遺体冷蔵庫で保管する場合) 棺内の保冷剤を取り除く
- ③ (遺体冷蔵庫がない場合) 保冷剤等で棺内を冷やす
- ④室 (装置) 内の消毒、清掃等、衛生基準
- ⑤防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準
- ⑥故人名を貼付ける (ご遺体の取違いの防止)
- ⑦面会の制限 (人数、時間等) の順守
- その他: \_\_\_\_\_

- 80。 ①室（装置）内温度を選んだ方にお聞きします \*  
室（装置）内温度の基準は何℃ですか  
「室（装置）内温度」を選択していない方は、「無」と入力してください

---

- 81。 ④室（装置）内の消毒、清掃等、衛生基準を選んだ方にお聞きします \*  
具体的に教えてください  
「室（装置）内の消毒、清掃等、衛生基準」を選択していない方は、「無」と入力してください

---

---

---

---

---

- 82。 ⑤防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準を選んだ方にお聞きします \*  
具体的に教えてください  
「防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準」を選択していない方は、「無」と入力してください

---

---

---

---

---

- 83。 [設問1 1] ご遺体を安置するに当たり、ドライアイスを使用しますか \*  
1つだけマークしてください。

- 使用する  
 使用しない 質問87にスキップします  
 分からない 質問87にスキップします

ドライアイスを『使用する』と答えた方にお聞きします

- 84。 **夏季**の平均的な使用量をお答えください \*  
（ご遺体を安置する場所によって使用量が変わる場合は、主に使用している場所における使用量をお答えください）  
（半角数値）  
※ご遺体1体に対する1日当たりの使用量をkg数でご入力ください
- 

- 85。 **春秋季**の平均的な使用量をお答えください \*  
（ご遺体を安置する場所によって使用量が変わる場合は、主に使用している場所における使用量をお答えください）  
（半角数値）  
※ご遺体1体に対する1日当たりの使用量をkg数でご入力ください
- 

- 86。 **冬季**の平均的な使用量をお答えください \*  
（ご遺体を安置する場所によって使用量が変わる場合は、主に使用している場所における使用量をお答えください）  
（半角数値）  
※ご遺体1体に対する1日当たりの使用量をkg数でご入力ください
- 

[設問12] 直近2ヶ月における遺体安置設備の環境について、利用者や作業  
者から意見・要望等ありましたか

- 87。 [設問12-1] **温度**について利用者や作業  
者から意見・要望等ありましたか \*

1つだけマークしてください。

- あった
- なかった 質問89にスキップします
- 分からない 質問89にスキップします

① **温度**について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

88。 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください\*

---

---

---

---

---

直近2ヶ月における遺体安置設備の環境について、利用者や作業員から意見・要望等ありましたか

89。 [設問12-2] **湿度**について利用者や作業員から意見・要望等ありましたか\*

1つだけマークしてください。

- あった
- なかった 質問91にスキップします
- 分からない 質問91にスキップします

②**湿度**について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

90。 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください\*

---

---

---

---

---

直近2ヶ月における遺体安置設備の環境について、利用者や作業員から意見・要望等ありましたか

91. 【設問12-3】**換気**について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか \*

1つだけマークしてください。

- あった
- なかった 質問93にスキップします
- 分からない 質問93にスキップします

③**換気**について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

92. 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください \*

---

---

---

---

---

直近2ヶ月における遺体安置設備の環境について、利用者や作業員から意見・要望等ありましたか

93. 【設問12-4】**臭気**について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか \*

1つだけマークしてください。

- あった
- なかった 質問95にスキップします
- 分からない 質問95にスキップします

④**臭気**について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします



94. 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください\*

---

---

---

---

---

直近2ヶ月における遺体安置設備の環境について、利用者や作業員から意見・要望等ありましたか

95. [設問12-5] **その他(衛生全般)** について利用者や作業員から意見・要望等ありましたか\*

1つだけマークしてください。

- あった
- なかった 質問98にスキップします
- 分からない 質問98にスキップします

⑤ **その他(衛生全般)** について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

96. 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください\*

---

---

---

---

---

質問98にスキップします

97. [設問13] 現在遺体安置設備を持っていない火葬場で、今後遺体安置設備 \*  
を整備する予定はありますか

1つだけマークしてください。

- 数年中に整備する予定である
- 整備を検討中である
- 整備をする予定はない
- 分からない
- その他: \_\_\_\_\_

問 火葬場における残骨灰、集じん灰等の処理について伺います

なお、残骨灰、集じん灰については、ここでは以下のように解釈します

残骨灰：火葬後に、台車上あるいはロストル式の骨受け皿に残った骨灰で、  
収骨する骨以外の骨灰を示します

集じん灰：火葬の排ガスに含まれるばいじん等が集じん装置で捕捉され、  
あるいは煙道に残留し、清掃によって排出される灰を示します

98. [設問14] 残骨灰と集じん灰を分別していますか \*

1つだけマークしてください。

- 分別している
- 分別していない
- 分からない

99. [設問15] 残骨灰、集じん灰の発生量を把握していますか \*

1つだけマークしてください。

- 把握している
- 把握していない 質問102にスキップします
- 分からない 質問102にスキップします

[設問15 - 1] 『把握している』と答えた方にお聞きします

100. 残骨灰の発生量をお答えください（半角数値）\*

○kg / 年

※○の部分のみ入力してください

\_\_\_\_\_

101. 集じん灰の発生量をお答えください（半角数値）\*

○kg / 年

※○の部分のみ入力してください

\_\_\_\_\_

102. [設問16] 残骨灰はどのように処理処分していますか\*

1つだけマークしてください。

自ら処理処分している（指定管理者、運営委託管理業者等によるものを含む）

処理業者に委託している 質問108にスキップします

分からない 質問120にスキップします

その他: \_\_\_\_\_

[設問17] 自ら処理処分している場合

103. [設問17 - 1] 処理方法は何か\*

1つだけマークしてください。

安定化処理（薬剤、セメントによる不溶化処理等）

高温処理（加熱脱塩素化、溶融処理等を含む）

そのまま埋立

分からない

その他: \_\_\_\_\_

104. [設問17-2] 残骨灰と有価物の分離を行っていますか\*

1つだけマークしてください。

- 分離を行っている
- 分離を行っていない 質問107にスキップします
- その他: \_\_\_\_\_

105. [設問17-3] 有価物は保管または売却をしていますか\*

1つだけマークしてください。

- 有価物を保管している 質問107にスキップします
- 有価物を売却している
- その他: \_\_\_\_\_

106. [設問17-4] 有価物を売却している場合、売却益は何の費用に充てていますか\*

1つだけマークしてください。

- 火葬場の施設整備費に充てている
- 一般財源に計上しており用途は特定されていない
- その他: \_\_\_\_\_

107. [設問17-5] 残骨灰について、最終的にどのように処理していますか\*

1つだけマークしてください。

- 公営墓地で保管
- 民営墓地で保管
- 廃棄
- 売却
- 分からない
- その他: \_\_\_\_\_

質問120にスキップします

[設問18] 処理業者に委託している場合

108. [設問18-1] 処理処分状況の確認はしていますか\*

1つだけマークしてください。

- 処理工場、最終処分地まで確認している
- 処理工場は確認しているが、最終処分地まで確認していない
- 書面で確認している
- 確認していない
- その他: \_\_\_\_\_

109. [設問18-2] 処理業者の選考方法は何ですか\*

1つだけマークしてください。

- 複数業者による競争入札
- 随意契約
- その他: \_\_\_\_\_

110. [設問18-3] 処理業者への委託内容について教えてください\*

1つだけマークしてください。

- 処理業者が無害化処理を行い、処理後の残骨灰と有価物については火葬場等に返却してもらう
- 処理業者が無害化処理を行い、処理後の有価物については火葬場等に返却してもらう 質問116にスキップします
- 処理業者が無害化処理を行い、処理後の残骨灰と有価物については処理業者が保管等を行う 質問118にスキップします
- 処理業者に残骨灰(残骨灰に含まれる有価物を含む)を売却し、処理業者が無害化処理や保管等を行う 質問118にスキップします
- その他: \_\_\_\_\_

111. [設問18-4] 処理業者に残骨灰と有価物の分離を行わせていますか \*

1つだけマークしてください。

- 分離を行わせている 質問112にスキップします
- 分離を行わせていない 質問114にスキップします
- その他: \_\_\_\_\_

112. [設問18-5] 返却された有価物は保管または売却をしていますか \*

1つだけマークしてください。

- 有価物を保管している 質問114にスキップします
- 有価物を売却している
- その他: \_\_\_\_\_

113. [設問18-6] 有価物を売却している場合、売却益は何の費用に充てていますか \*

1つだけマークしてください。

- 火葬場の施設整備費に充てている
- 一般財源に計上しており用途は特定されていない
- その他: \_\_\_\_\_

114. [設問18-7] 返却された残骨灰について、最終的にどのように処理していますか \*

1つだけマークしてください。

- 公営墓地で保管
- 民営墓地で保管
- 廃棄
- 売却
- 分からない
- その他: \_\_\_\_\_

115. [設問18-8] 過去5年間において、残骨灰の処理処分に関する入札または契約の結果、1円または0円の金額になったことはありますか \*

1つだけマークしてください。

- ① 3回以上ある
- ② 1、2回ある
- ③ ない（下記④の場合を除く）
- ④ 最低制限価格制度を導入しているため、ない
- その他: \_\_\_\_\_

質問120にスキップします

116. [設問18-9] 返却された有価物は保管または売却をしていますか \*

1つだけマークしてください。

- 有価物を保管している 質問118にスキップします
- 有価物を売却している
- その他: \_\_\_\_\_

117. [設問18-10] 有価物を売却している場合、売却益は何の費用に充てていますか \*

1つだけマークしてください。

- 火葬場の施設整備費に充てている
- 一般財源に計上しており用途は特定されていない
- その他: \_\_\_\_\_

118. [設問18-11] 処理業者は処理後の残骨灰をどのようにしていますか \*

1つだけマークしてください。

- 公営墓地で保管
- 民営墓地で保管
- 廃棄
- 売却
- 分からない
- その他: \_\_\_\_\_

119. [設問18-12] 過去5年間において、残骨灰の処理処分に関する入札  
または契約の結果、1円または0円の金額になったことはありますか \*

1つだけマークしてください。

- ① 3回以上ある
- ② 1、2回ある
- ③ ない（下記④の場合を除く）
- ④ 最低制限価格制度を導入しているため、ない
- その他: \_\_\_\_\_

120. [設問19] 残骨灰の処理方法について、地域住民の方に対してなど、対  
外的に方針を周知していますか \*

1つだけマークしてください。

- 周知している
- 周知していない
- 分からない
- その他: \_\_\_\_\_



121. [設問20] 残骨灰の処理方法について、遺族の方に説明していますか\*

1つだけマークしてください。

- 説明している
- 希望があれば説明している
- 説明していない
- 分からない
- その他: \_\_\_\_\_

122. [設問21] 残骨灰の処理方法について、遺族や地域住民の方から意見・要望等が出たことがありますか\*

1つだけマークしてください。

- ある
- ない 質問126にスキップします

123. [設問21-1] 残骨灰の処理方法について、遺族や地域住民の方からどのような意見・要望等が出たことがありますか(複数回答可)\*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 残骨灰をご遺体に準じた取扱い(墳墓等に埋蔵する等)をすべきである
- 残骨灰から出た有価物の売却を行うことが問題である
- 1円または0円といった低価格で入札していることは問題である
- 残骨灰の処理を専門業者に委託せず、火葬場自前で処理すべきである
- その他: \_\_\_\_\_

124. [設問21-2] 意見・要望等に基づき、残骨灰の処理を変更したことがありますか

1つだけマークしてください。

- ある
- ない 質問126にスキップします

〔設問 2 1 - 3〕「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理を変更したことがある」と答えた方にお聞きします

125. 変更前及び変更後の処理方法について教えてください\*

---

---

---

---

---

126. 〔設問 2 2〕今後、残骨灰の処理方法を見直す予定はありますか\*

1つだけマークしてください。

- 見直しの予定が明確に決まっており、近日中に見直す予定である
- 見直しの具体的な予定は決まっていないが、今後見直す予定である
- 見直す予定はない 質問 128 にスキップします
- 分からない 質問 128 にスキップします

127. 〔設問 2 2 - 1〕残骨灰の処理方法を見直す場合、なぜ見直しを行うのか、どのように見直しを行うのか、お答えいただける範囲で回答をお願いします\*

---

---

---

---

---

問 7 火葬場の運営管理、職員数等について伺います

128. 【設問2 3】火葬場の運営管理形態は次のどれに該当しますか \*

1つだけマークしてください。

- 直営
- 全面委託
- 一部委託
- 指定管理者による管理
- PFIによる運営
- その他: \_\_\_\_\_

129. 【設問2 4】火葬場の職員数、種別（直営、委託、嘱託）について伺います \*

①総職員数は何人ですか（半角数値）

\_\_\_\_\_

130. ①の中で直営は何人ですか（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

131. ①の中で委託は何人ですか（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

132. ①の中で嘱託は何人ですか（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

133. ②火葬業務担当者の総数は何人ですか（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

134. ②の中で直営は何人ですか（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

135。 ②の内で委託は何人ですか（半角数値） \*

---

136。 ②の内で嘱託は何人ですか（半角数値） \*

---

137。 ③管理業務担当者の総数は何人ですか（半角数値） \*

---

138。 ③の内で直営は何人ですか（半角数値） \*

---

139。 ③の内で委託は何人ですか（半角数値） \*

---

140。 ③の内で嘱託は何人ですか（半角数値） \*

---

141。 ④サービス（湯茶等）担当者 の総数は何人ですか （半角数値） \*

---

142。 ④の内で直営は何人ですか（半角数値） \*

---

143。 ④の内で委託は何人ですか（半角数値） \*

---

144。 ④の中で囑託は何人ですか（半角数値） \*

---

145。 ⑤その他

（例）施設借用者が従業員を○人置き、△△△を営業している

---

---

---

---

---

146。 [設問25] 現在の職員体制で、火葬作業ができる職員数は何人ですか \*

（半角数値）

---

147。 [設問26] 職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか（複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 火葬場・所管部署内等において管理職への研修を開催している
- 火葬場・所管部署内等において一般職員への研修を開催している
- 管理職を民間団体での研修や講習会等に参加させている
- 一般職員を民間団体での研修や講習会等に参加させている
- 教育訓練に取り組んでいない
- その他: \_\_\_\_\_

148. [設問26-1] 管理職・一般職員への研修を開催している、又は民間団体での研修や講習会等に参加させている場合、その研修や講習会等のテーマを教えてください（複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 火葬（技術、施設の維持・管理等）関係  
 火葬（法令・条例等に拠った事務手続等）関係  
 感染症対策  
 労働安全衛生  
 研修を開催しておらず、民間団体での研修や講習会への参加もさせていない  
 その他: \_\_\_\_\_

149. [設問27] 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について、基準・目安は設けていますか \*

1つだけマークしてください。

- はい  
 いいえ 質問157にスキップします  
 その他: \_\_\_\_\_

「はい」と答えた方にお聞きします

150. 特定の資格、免許等を有する従業員の配置についての基準・目安について具体的に教えてください

※下記 [設問27-1] の形では回答が難しい場合は、以下の自由入力欄を御利用ください

（その場合、下記 [設問27-1] の各欄には「0（ゼロ）」とご入力ください）

---

---

---

---

---

151. [設問27-1] 配置に関する基準・目安が設けられている資格、免許等の名称と、貴事業所の従業員に占める割合を教えてください（複数の資格、免許等に関する基準・目安を設けている場合、主なものを**最大3つ**お答えください） \*

1つ目の資格・免許等の名称

---

152. 1つ目の資格・免許等の割合（半角数値） \*
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

---

153. 2つ目の資格・免許等の名称

---

154. 2つ目の資格・免許等の割合（半角数値）
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

---

155. 3つ目の資格・免許等の名称

---

156. 3つ目の資格・免許等の割合（半角数値）
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

---

157. [設問28] 火葬場の管理監督体制として火葬場管理者以外に管理責任者 \*  
を選任していますか

1つだけマークしてください。

- はい  
 いいえ 質問159にスキップします  
 その他: \_\_\_\_\_

[設問29] 「管理責任者を選任している」と答えた方にお聞きします

158. 管理責任者の肩書をお答えください \*

\_\_\_\_\_

159. [設問30] 管理監督体制の一環として部内ミーティングを実施していま \*  
すか

1つだけマークしてください。

- はい  
 いいえ  
 その他: \_\_\_\_\_

160. [設問31] 火葬場利用者の方々の火葬場に対するイメージ向上を目指し \*  
た活動、取組事例等がありますか（複数回答可）

当てはまるものをすべて選択してください。

- アンケート、意見箱等の設置  
 広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施  
 葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施  
 地域自治会との定期的意見交換会の開催  
 ホームページでの利用方法等を適切に開示している  
 特に実施していない  
 その他: \_\_\_\_\_



問8 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付 - 改訂第4.1版令和5年6月14日付厚労省・経産省）（以下「ガイドライン」という）やその他感染症一般について伺います

161. [設問3 2] ガイドラインを活用していますか \*

1つだけマークしてください。

- 活用している
- 概ね活用している
- 活用していない
- 知らなかった

162. [設問3 3] 感染症に罹患したことが分かっているご遺体を扱う際の安全面の不安はありませんか \*

1つだけマークしてください。

- かなり不安がある
- 不安がある
- 不安はない
- 分からない

163. [設問3 4] ガイドラインについての説明を公衆衛生の専門家から詳しく聞いてみたいと思いますか \*

1つだけマークしてください。

- ぜひ聞いてみたい
- 機会があれば聞いてみたい
- 聞いてみたいと思わない
- 分からない

以上でアンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。「送信」をクリックしてご回答を送信していただきますようお願いいたします。

---

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

## Google フォーム



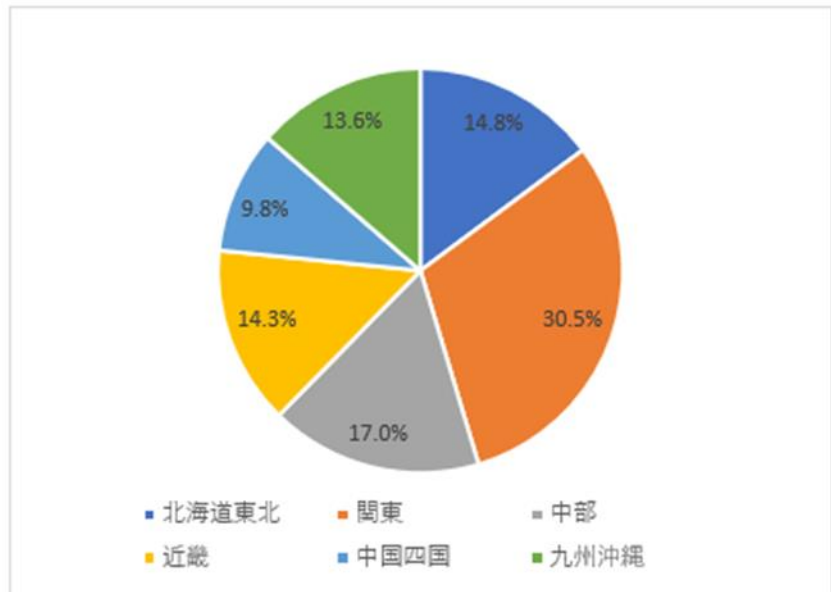
【令和5年度 厚労科学研究】葬儀・葬儀場等に関するアンケート調査（報告）

【設問1】はじめにお伺いします（本社、支店、営業所などと分かれている場合、本アンケートを受け取られた事業所の情報（本アンケートを受け取られたのが本社の場合は本社の情報を、支店・営業所の場合はそれぞれの支店・営業所の情報）をそれぞれお答えください）

〔設問1-1〕 貴事業所のある都道府県

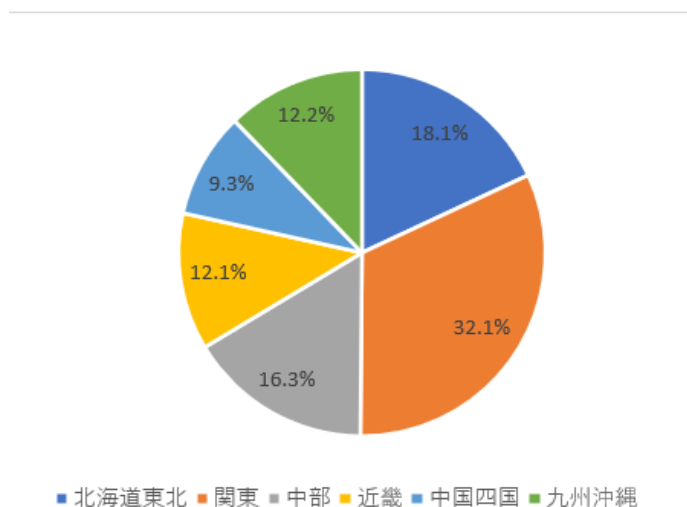
アンケート対象とした件数

北海道東北	2,300	14.8%
関東	4,737	30.5%
中部	2,630	17.0%
近畿	2,217	14.3%
中国四国	1,518	9.8%
九州沖縄	2,111	13.6%
合計	15,513	100.0%



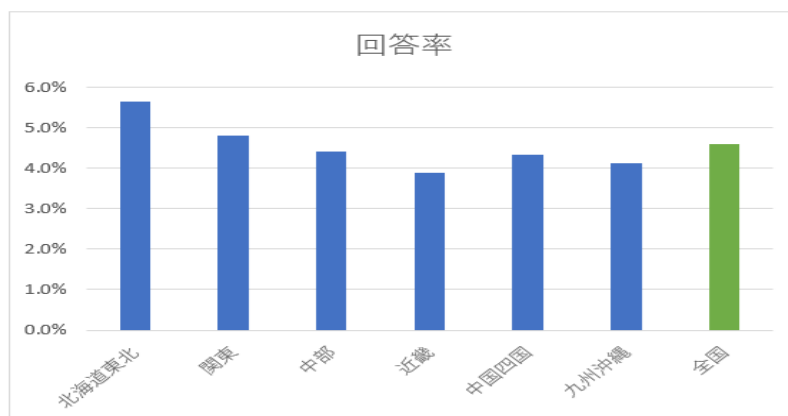
回答数（貴事業所のある都道府県・地区別内訳構成）

北海道東北	130	18.1%
関東	231	32.1%
中部	117	16.3%
近畿	87	12.1%
中国四国	67	9.3%
九州沖縄	88	12.2%
合計	720	100.0%



## 回答率（地区別内訳構成）

	回答数	発送数	回答率
北海道東北	130	2,299	5.7%
関東	231	4,812	4.8%
中部	117	2,653	4.4%
近畿	87	2,241	3.9%
中国四国	67	1,540	4.4%
九州沖縄	88	2,134	4.1%
全国	720	15,679	4.6%



$$2 \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}$$

n = サンプル数、p = ある質問に対する回答比率

「2」は信頼度95%の係数1.96の近似値

	回答数	発送数	回答率
北海道東北	130	2,299	5.7%
関東	231	4,812	4.8%
中部	117	2,653	4.4%
近畿	87	2,241	3.9%
中国四国	67	1,540	4.4%
九州沖縄	88	2,134	4.1%
合計	720	15,679	4.6%

$p(1-p)/n$

p (回収率)      p(1-p)      n (発送数)

北海道東北	0.057	0.053751	2299	0.000023380165289	<b>0.009671</b>
関東	0.048	0.045696	4812	0.000009496259352	<b>0.006163</b>
中部	0.044	0.042064	2653	0.000015855258198	<b>0.007964</b>
近畿	0.039	0.037479	2241	0.000016724230254	<b>0.008179</b>
中国四国	0.044	0.042064	1540	0.000027314285714	<b>0.010453</b>
九州沖縄	0.041	0.039319	2134	0.000018425023430	<b>0.008585</b>
合計	0.046	0.043884	15679	0.000002798902991	<b>0.003346</b>

## 「設問1-1-2」 貴事業所の創業・開設年〔西暦〕

1900年以前	22
1901~1925年	41
1926~1950年	48
1951~1975年	124
1976~2000年	232
2001~2010年	144
2011~2020	90
2020年以降	16
不明	3
合計	720

年代	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
1712~1850	3	0	1	0	0	1	5
~1900	5	5	2	2	3	0	17
~1910	4	5	1	0	1	0	11
~1920	4	4	3	3	1	0	15
~1930	6	12	7	4	1	3	33
~1940	4	3	1	3	2	2	15
~1950	3	4	1	4	3	0	15
~1960	7	5	6	3	3	4	28
~1970	7	19	9	4	2	4	45
~1980	18	29	10	10	9	13	89
~1990	16	33	8	10	7	13	87
~2000	14	35	17	17	9	15	107
~2010	18	43	31	15	19	18	144
~2020	19	30	17	10	3	11	90
2021以降	2	2	3	2	3	4	16
不明	0	2	0	0	1	0	3
合計	130	231	117	87	67	88	720

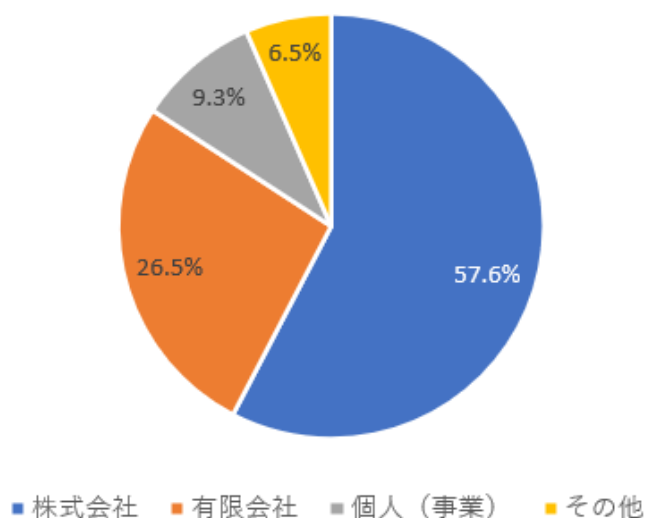
全720件中最も多いのは、2001~2010年代の144件であった。またその中でも、関東43件、中部31件、中国四国19件、北海道東北及び九州沖縄18件、近畿15件の順となっている。

〔設問1-2〕 事業の形態について

株式会社	415	57.6%
有限会社	191	26.5%
個人（事業）	67	9.3%
その他	47	6.5%
合計	720	100.0%

その他の内訳

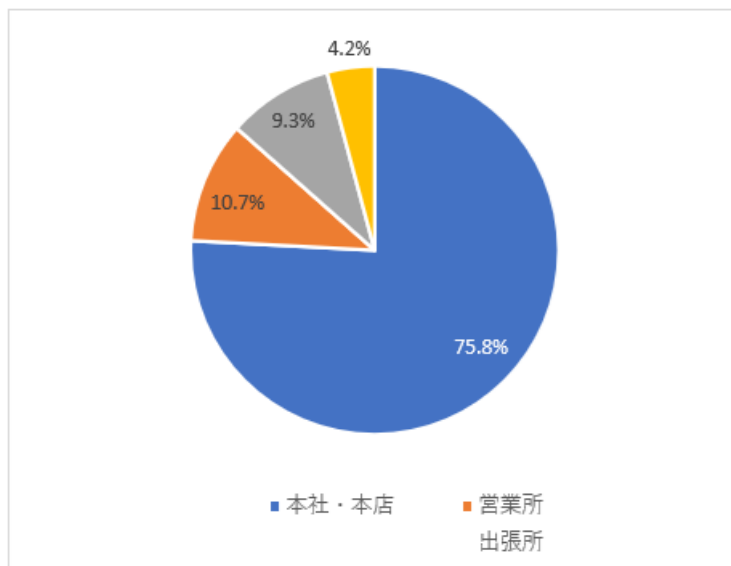
JA(農業協同組合)	26
公営	1
公共施設	3
社会福祉法人	2
指定管理	1
NPO法人	1
一般社団法人	2
公益財団法人	2
合資会社	2
合同会社	3
合名会社	1
宗教法人	2
団体	1
合計	47



過半数の57.6%が株式会社であり2位の有限会社と合わせると80%強が、株式会社と有限会社であることがわかる。

[設問1-2-2]「事業所の形態」についてお尋ねします

本社・本店	546	75.8%
営業所 出張所	77	10.7%
支社(店)	67	9.3%
その他	30	4.2%
合計	720	100.0%



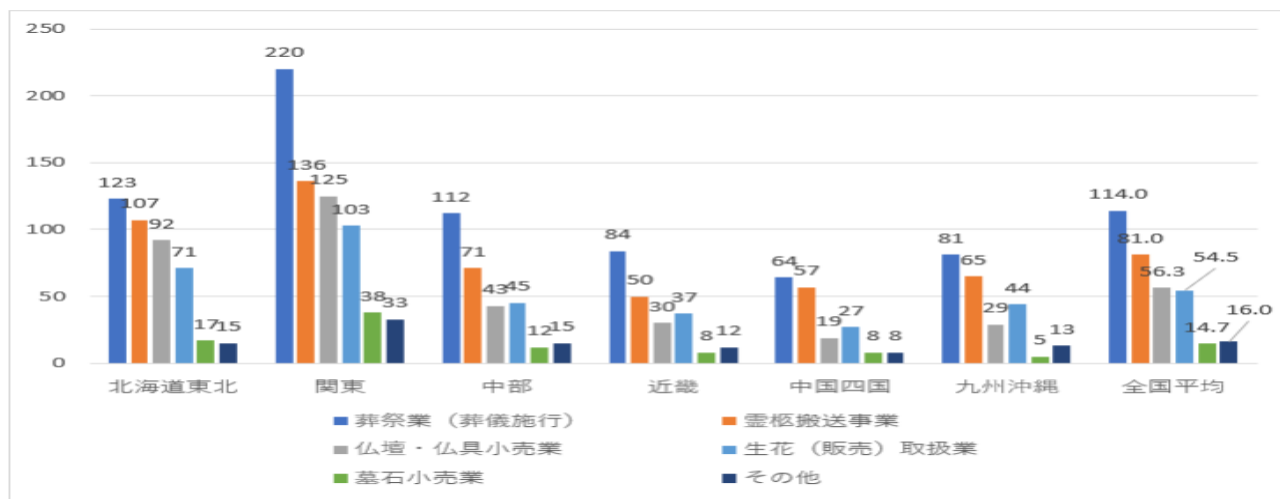
その他の記述(例)

公共	葬儀会館・葬祭ホール等
公営	旅館業
子会社	霊園・葬祭場
市営火葬場	店舗
自宅	別院
	部署・葬祭部店舗

「本社・本店」が75.8%となり大部分を占めている。

[設問1-3] 事業として行っているものについてお尋ねします(該当するものはすべて挙げて下さい)

	葬祭業 (葬儀施行)	霊柩搬送 事業	仏壇・仏 具小売業	生花(販 売)取扱業	墓石小売業	その他
北海道東北	123	107	92	71	17	15
関東	220	136	125	103	38	33
中部	112	71	43	45	12	15
近畿	84	50	30	37	8	12
中国四国	64	57	19	27	8	8
九州沖縄	81	65	29	44	5	13
全国平均	114.0	81.0	56.3	54.5	14.7	16.0
合計	684	486	338	327	88	96



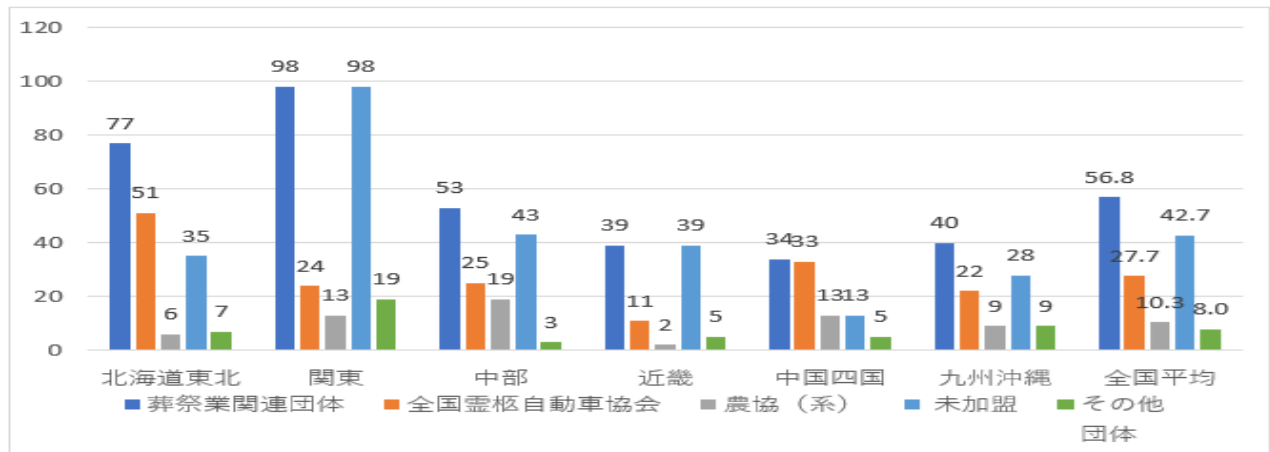
※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「遺体処置」「遺品整理」「海洋散骨」「遺骨洗浄」「霊園管理」「ペット火葬」「終活グッズ販売・（顧客向け）セミナー」「料理仕出し」「喪服レンタル」「介護タクシー」「法要商品販売」「死後事務手続き」「墓地販売」 など

全国平均と比較すると、関東はすべての項目で上回っており、中部、近畿、中国四国、九州沖縄はすべての項目で下回っている。北海道東北においてはその他のみ下回っているもののほかの項目は平均以上となった。

[設問1-4] 加盟している団体についてお尋ねします（該当するものはすべて挙げて下さい）

	葬祭業関連団体	全国霊柩自動車協会	農協（系）	未加盟	その他団体
北海道東北	77	51	6	35	7
関東	98	24	13	98	19
中部	53	25	19	43	3
近畿	39	11	2	39	5
中国四国	34	33	13	13	5
九州沖縄	40	22	9	28	9
全国平均	56.8	27.7	10.3	42.7	8.0
合計	341	166	62	256	48



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り（重複したものなどは整理）

「バス協会」「プレアカ (<https://preaka.jp/>)<sup>1</sup>」「町社会福祉協議会」「日本生活協同連合会」「トラック協会」「消費生活協同組合 (Coop)」「花キューピット」「ゆうネット (株式会社? 互助会?)<sup>2</sup>」「全国市民葬祭協会 (<https://zenkoku-shiminsousai.com/>)」「自動車連合会 (一般社団法人日本自動車販売協会連合会?)」「葬祭サポート連絡協議会 (『KKR 特約葬祭業者連絡協議会』? 『NPO 全国葬送支援協議会』?)」「日本遺体衛生保全協会」「全日本冠婚葬祭互助支援協会」「国

<sup>1</sup> 報告者による補足記述。以下のURL表記は同じ。

<sup>2</sup> 報告者による補足記述。以下の「( )」内表記は同じ。

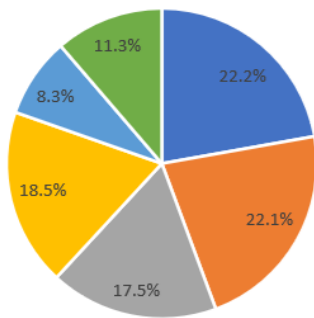
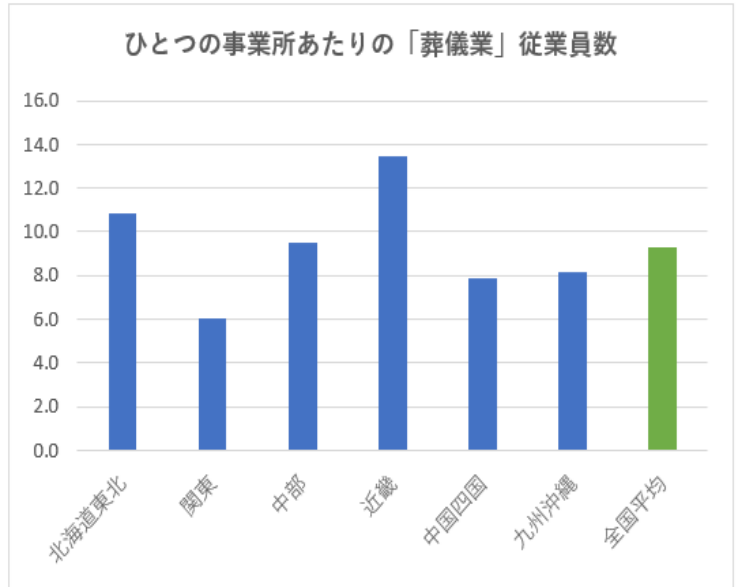


家公務員共済組合特約葬祭業者連絡協議会 (<https://www.kkrsosai.com/>)「商工会議所」「全国儀式サービス (<https://www.gishiki.co.jp/>)」「(一般社団法人?) 防災協会 (<https://www.n-bouka.or.jp/>)」など

全国平均と比較し関東は「全国霊柩自動車協会」を除きすべての項目で上回った。「全国霊柩自動車協会」においては北海道東北と中国四国が平均を上回っており、北海道東北においては平均の約 1.8 倍と大きく上回った。

〔設問1-5〕 貴事業所の従業員のうち、葬儀・ご遺体搬送業務に関わっているのは何名ですか（概算で結構です）

地域・地区	総数	全国対比	事業所数 (問1-1)	事業所毎 の人数
北海道東北	1,406	22.2%	130	10.8
関東	1,403	22.1%	231	6.1
中部	1,111	17.5%	117	9.5
近畿	1,171	18.5%	87	13.5
中国四国	528	8.3%	67	7.9
九州沖縄	716	11.3%	88	8.1
全国平均	1,055.8	16.7%	120	9.3
全国	6,335	100.0%	720	8.8



■ 北海道東北 ■ 関東 ■ 中部 ■ 近畿 ■ 中国四国 ■ 九州沖縄

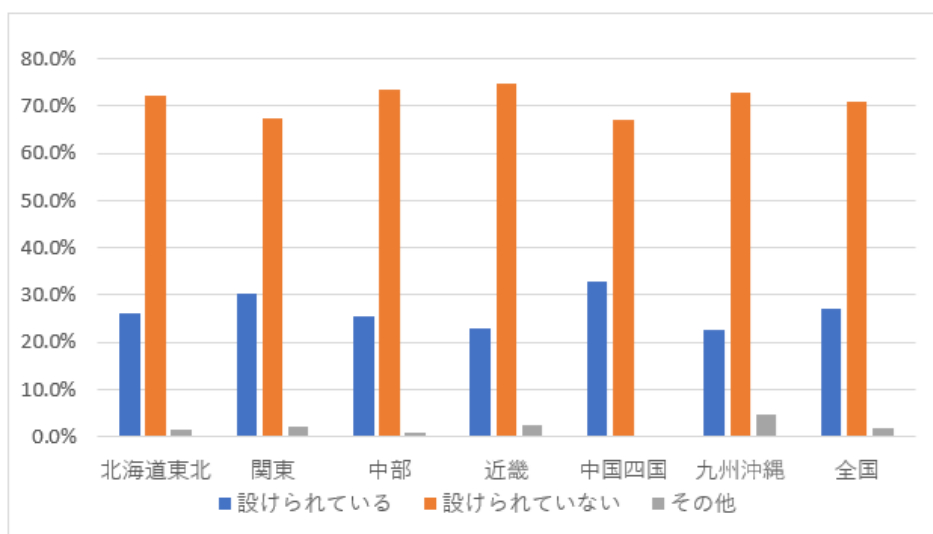
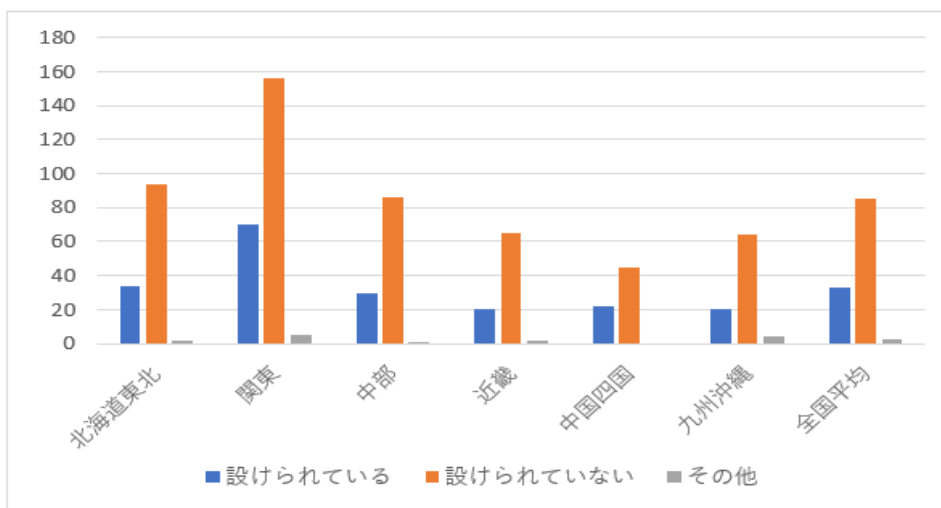
多い順に近畿、北海道東北、中部、九州沖縄、中国四国、関東の順となった。

1位の近畿と最下位の関東を比較すると、13.5人と6.1人で2倍以上近畿が多いことがわかる。

〔設問1－6〕 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について基準・目安は、貴事業所で設けられていますか

	設けられている	設けられていない	その他	合計
北海道東北	34	94	2	130
関東	70	156	5	231
中部	30	86	1	117
近畿	20	65	2	87
中国四国	22	45	0	67
九州沖縄	20	64	4	88
全国平均	32.7	85.0	2.3	120.0
全国	196	510	14	720

	設けられている	設けられていない	その他	合計
北海道東北	26.2%	72.3%	1.5%	100.0%
関東	30.3%	67.5%	2.2%	100.0%
中部	25.6%	73.5%	0.9%	100.0%
近畿	23.0%	74.7%	2.3%	100.0%
中国四国	32.8%	67.2%	0.0%	100.0%
九州沖縄	22.7%	72.7%	4.5%	100.0%
全国	27.2%	70.8%	1.9%	100.0%



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「該当者はいない・持っているが設けてはいない」「葬儀担当者には資格を取得するように促している」  
「葬祭ディレクター一級（及び審査官 ← 独自の？<sup>3</sup>）」「防火管理者のみ法令を守り配置」「法令の基準に則って」「その都度、派遣でお願いしています」「搬送業者（← 霊柩自動車運行業者？） に委託している」「危険物取扱者」「一人で運営」「エンバーマー認定資格（必須）」など

全国的に見ても「設けられていない」方が大多数であることがわかる。「設けられている」割合が一番高かったのは中国四国地方であり、次点で関東地方となった。

「特定の資格、免許等を有する従業員の配置について具体的な基準・目安」記述  
⇒ 「補足」にてまとめた

---

<sup>3</sup> 報告者による補足記述。以下の「( )」内表記は同じ。

**【設問1-6】で「設けられている」を選んだ方にお伺いいたします**

【設問1-7】特定の資格、免許等を有する従業員の配置について、その資格、免許等の名称と、貴事業所の従業員に占める割合を教えてください（複数の資格、免許等に関する基準・目安を設けている場合、主なもの最大3つお答えください）

（例）普通運転免許：5割、葬祭ディレクター：3割など

**一つ目の資格・免許等の名称・割合**

名称	件数	割合の平均
普通運転免許	141	9.49割
葬祭ディレクター	43	5.19割

**二つ目の資格・免許等の名称・割合**

名称	件数	割合の平均
普通運転免許	25	8.84割
葬祭ディレクター	92	6.12割
運行管理	5	2.84割
中型、大型運転免許	5	5.04割

**三つ目の資格・免許等の名称・割合**

名称	件数	割合の平均
普通運転免許	5	10割
葬祭ディレクター	7	4.56割
大・中型等バス免許	6	2.86割
カウンセラー、 グリーンケア士等	5	6.2割
遺品整理士	1	2.38割

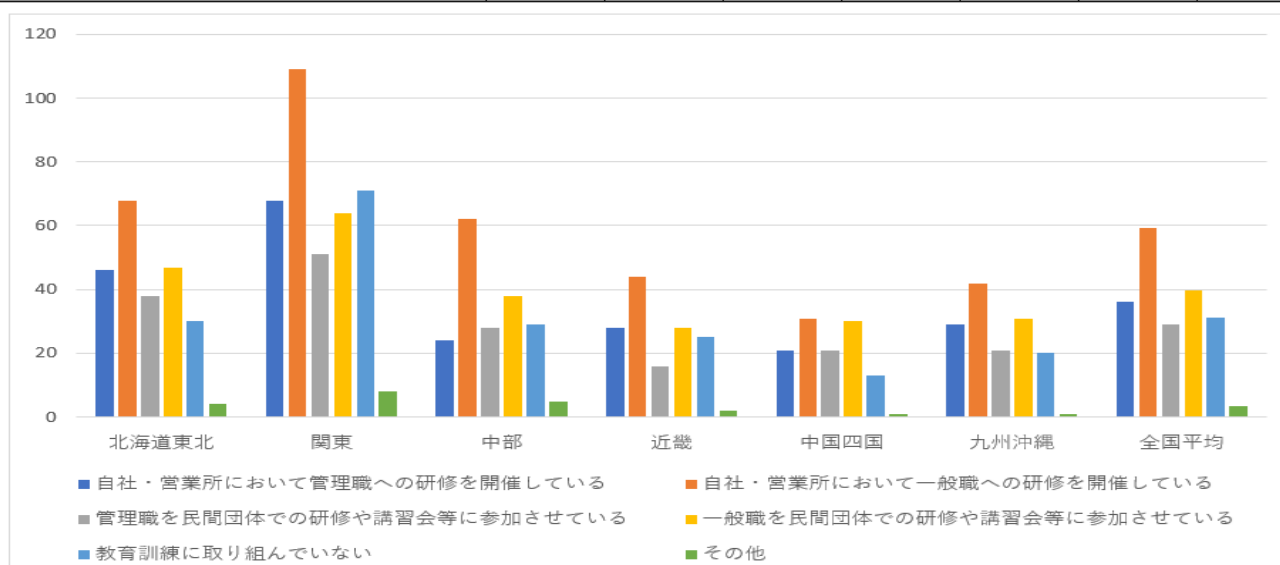
設けられているもので最も多いのは「普通運転免許」となり、5割以上を示しているのは「葬祭ディレクター」、「カウンセラー、グリーンケア士等」、「中型、大型運転免許」などが見られた。

以上で「【設問1-6】で「設けられている」を選んだ方」に対する質問は終了。

以下、全て（の方）に「（再度）質問」。

〔設問1－8〕 職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか（複数回答可）

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
自社・営業所において管理職への研修を開催している	46	68	24	28	21	29	36.0
自社・営業所において一般職への研修を開催している	68	109	62	44	31	42	59.3
管理職を民間団体での研修や講習会等に参加させている	38	51	28	16	21	21	29.2
一般職を民間団体での研修や講習会等に参加させている	47	64	38	28	30	31	39.7
教育訓練に取り組んでいない	30	71	29	25	13	20	31.3
その他	4	8	5	2	1	1	3.5
合計	233	371	186	143	117	144	



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「従業員は居ません」「葬祭組合などの研修会への参加」「公共のため該当なし」「その都度、思い当たった時や事が発生した時に指導」「管理職を（仕事上関係する宗教法人の<sup>4</sup>）本山、教務所などの勉強会に参加させている」「組合研修」「日々その都度・日々が研修」「提携先の葬儀社での研修を行なっている」「市民葬祭の研修を受講」「系統（？）内での研修参加」「管理職、一般職ともに JA グループの企画の研修で受講している」「数は少ないが外部へ勉強に行かせている」など。

ちなみに「行ってはいない」等の理由として挙げられたと思料されるのは以下の通り。

「10年、15年前は参加していましたがその後は参加していません」「福霊組（←？）開催講習会参加」「必修の研修は設けていない。必要に応じて開催」「ひとりだから・自分一人でやっている。葬祭ディレクター有資格者」「外部に委託」「全員土業のため特に実施はしていない」など。

この〔設問1－8〕については、「〔設問1－4〕加盟している団体についてお尋ねします」

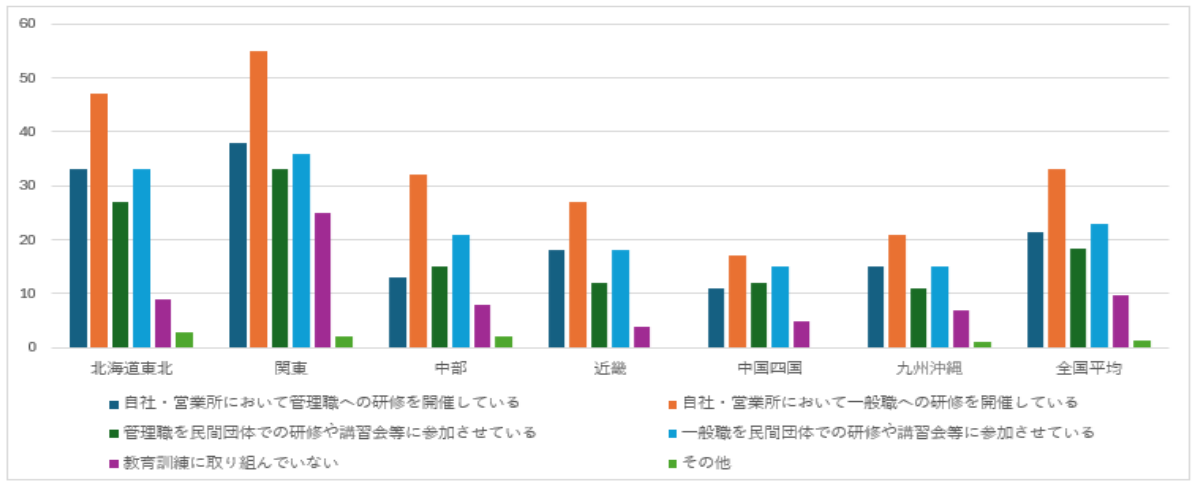
<sup>4</sup> 報告者による補足記述。以下の「（ ）」内表記は同じ。

にて、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）と、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。

【設問 1 - 8】 職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか（複数回答可）

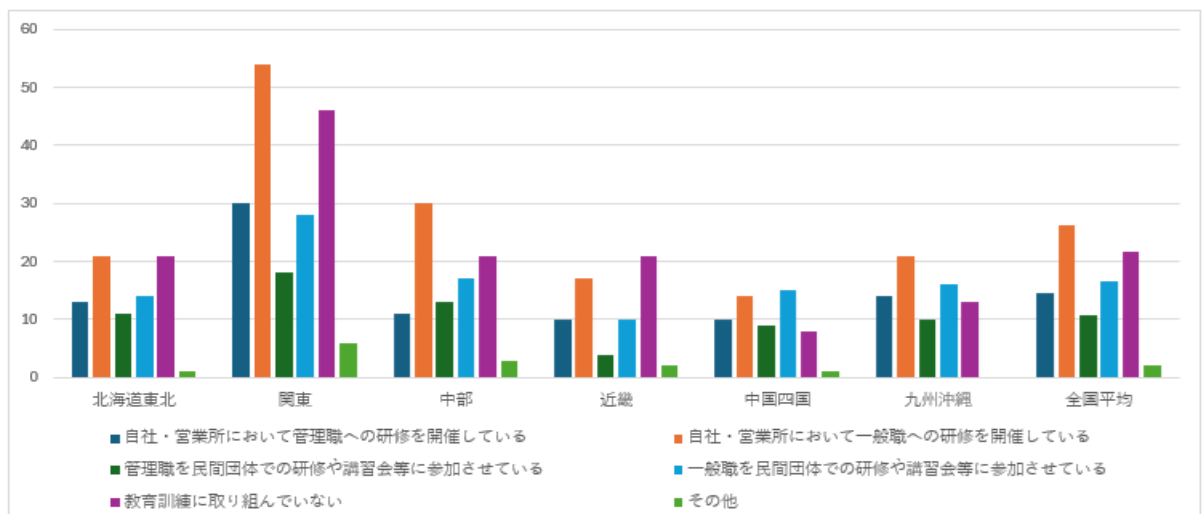
団体加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
1 自社・営業所において管理職への研修を開催している	33	38	13	18	11	15	21.3
2 自社・営業所において一般職への研修を開催している	47	55	32	27	17	21	33.2
3 管理職を民間団体での研修や講習会等に参加させている	27	33	15	12	12	11	18.3
4 一般職を民間団体での研修や講習会等に参加させている	33	36	21	18	15	15	23.0
5 教育訓練に取り組んでいない	9	25	8	4	5	7	9.7
その他	3	2	2	0	0	1	1.3
合計	152	189	91	79	60	70	



団体非加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
自社・営業所において管理職への研修を開催している	13	30	11	10	10	14	14.7
自社・営業所において一般職への研修を開催している	21	54	30	17	14	21	26.2
管理職を民間団体での研修や講習会等に参加させている	11	18	13	4	9	10	10.8
一般職を民間団体での研修や講習会等に参加させている	14	28	17	10	15	16	16.7
教育訓練に取り組んでいない	21	46	21	21	8	13	21.7
その他	1	6	3	2	1	0	2.2
合計	81	182	95	64	57	74	

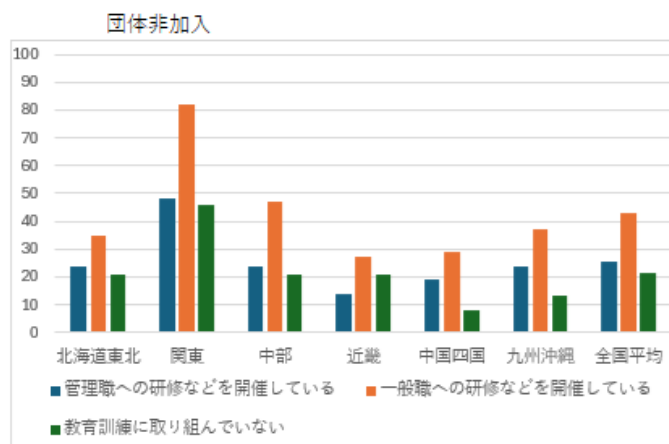
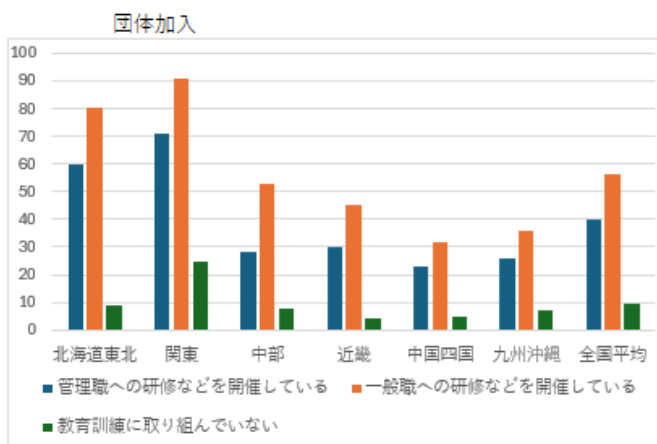


これらの違いを見易くするため、「管理職、一般職の研修を行っている」と「教育に取り組んでいない」に大別してまとめ直すと以下の様になる。

団体加入	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
管理職への研修などを開催している	60	71	28	30	23	26	39.7
一般職への研修などを開催している	80	91	53	45	32	36	56.2
教育訓練に取り組んでいない	9	25	8	4	5	7	9.7
合計	149	187	89	79	60	69	

団体非加入	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
管理職への研修などを開催している	24	48	24	14	19	24	25.5
一般職への研修などを開催している	35	82	47	27	29	37	42.8
教育訓練に取り組んでいない	21	46	21	21	8	13	21.7
合計	80	176	92	62	56	74	

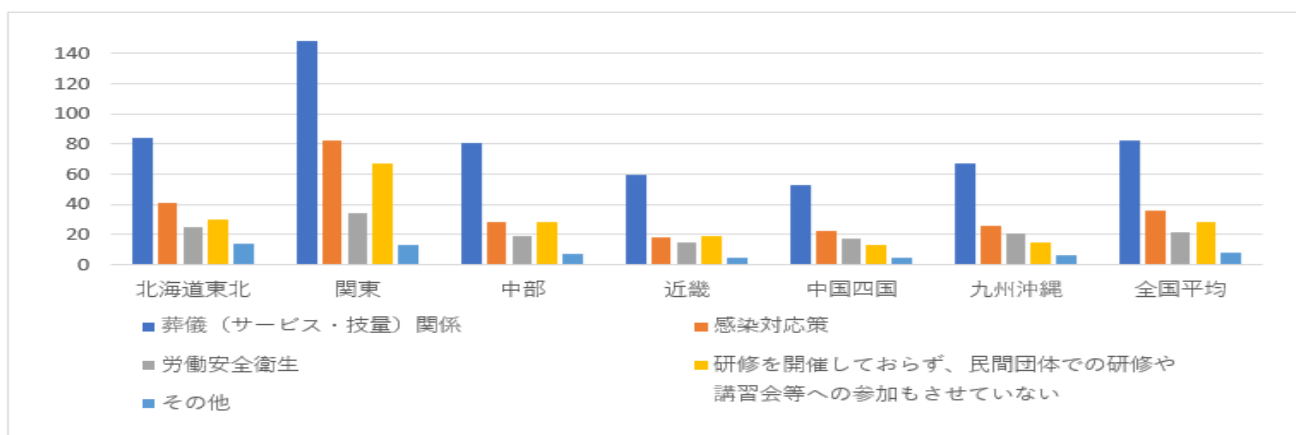
### 比較用グラフ





[設問1-9] 管理職・一般職員への研修を開催している、又は民間団体での研修や講習会等に参加させている場合、その研修や講習会等のテーマを教えてください  
(複数回答可)

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
葬儀（サービス・技量）関係	84	148	81	60	53	67	82.2
感染対応策	41	82	28	18	22	26	36.2
労働安全衛生	25	34	19	15	17	21	21.8
研修を開催しておらず、民間団体での研修や	30	67	28	19	13	15	28.7
その他	14	13	7	5	5	6	8.3
	194	344	163	117	110	135	



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「霊柩車運転研修（霊柩寝台車の安全運転に関する研修）複数回答有<sup>5</sup>」「自動車運転安全適正講習」「法令で定められた一般講習等、トラック協会の安全運転講習」「グリーンケア（複数の回答有り）<sup>6</sup>」「マーケティング」「組合の講習会に時々参加」「原田メゾット（<https://harada-educate.jp/>）<sup>7</sup>研修」「マネジメント、コミュニケーション」「IT、DX<sup>8</sup>関係」「管理者・幹部養成研修等」「安全運転講習など」「新入社員研修セミナー」「自己啓発、管理職研修など」「船の整備等の強化」「厚生労働省認定エンバーマー養成研修」「一般的な社員としての取り組み方等のビデオ研修」「食品衛生関連」「マナーや電話対応」「経理関係、広告宣伝関係」「管理者・監督者講習・研修（複数回答有）」「ハラスメント、コンプライアンス」

ちなみに「していない」等の理由として挙げられたと思料されるのは以下の通り。

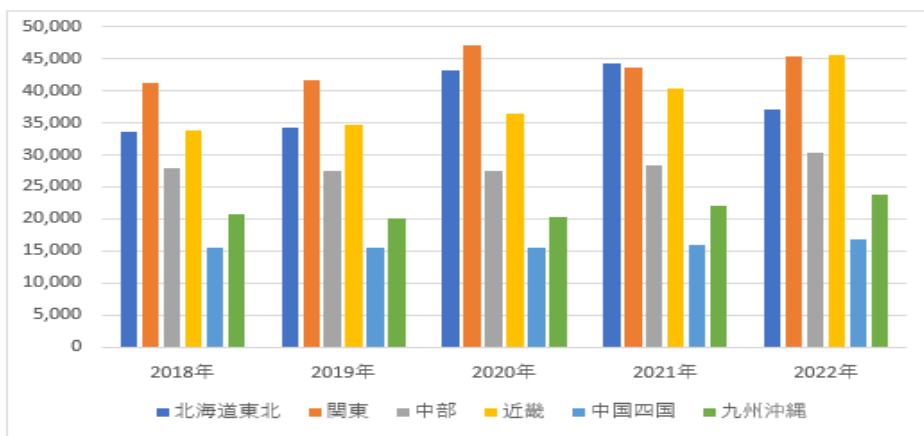
「公共のため該当なし」「基本的にはお迎え等以外は私1人」「代表者のみなので行っていない」など

<sup>5</sup> <sup>6</sup> <sup>7</sup> 報告者による補足記述。

<sup>8</sup> デジタルトランスフォーメーションの略。経済産業省では「企業がビジネス環境の変化に対し、データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革させて、業務そのものや、組織・プロセス・企業文化等を変革し、競争上の優位性を確立する」と定義している。

**【設問2】 貴事業所における 直近5年間の葬儀施行件数 について（概算で結構です）**

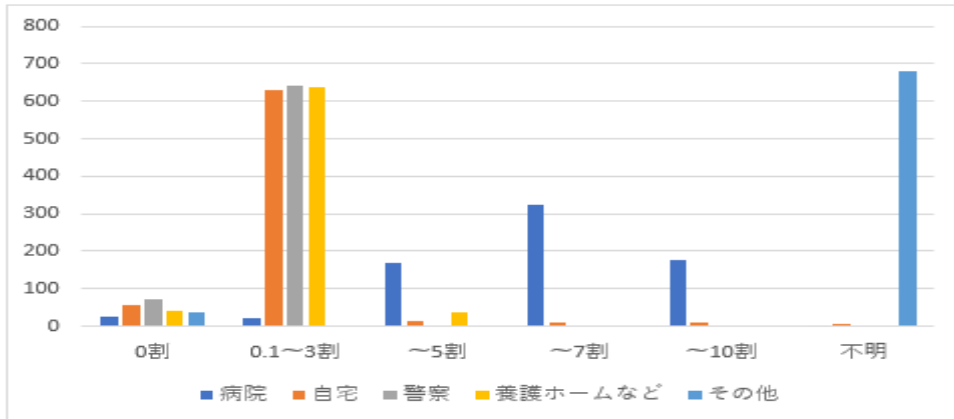
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
北海道東北	33,510	34,314	43,128	44,408	37,203
関東	41,275	41,586	47,158	43,684	45,464
中部	27,968	27,566	27,463	28,376	30,248
近畿	33,758	34,810	36,456	40,319	45,537
中国四国	15,507	15,516	15,431	15,974	16,851
九州沖縄	20,664	20,151	20,371	22,057	23,870
合計	172,682	173,943	190,007	194,818	199,173



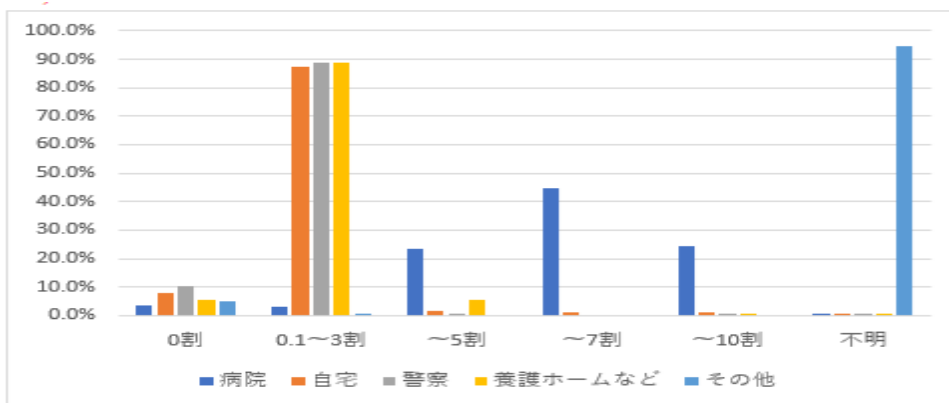
どの地域も年々上昇傾向にあり、全体の合計では、2018年と2022年で30,000件弱増加しており単年度で5,000件以上増加していることがわかる。その為全国平均は4年間（2018年～2022年）で4,415件増加、単年度で1,000件強ほど増加している。また、近畿地方においては4年間で11,779件増加しており平均の2.5倍以上増加している。

**【設問3】 貴事業所では取り扱うご遺体の引き取り先として、以下の各選択肢が占める割合をそれぞれ教えてください。各々の割合については、ここ数年間を総合して、日常の業務の範囲で感じる概算で構いませんのでお答え下さい**

	病院	自宅	警察	斎場ホームなど	その他
0割	27	57	73	39	37
0.1～3割	21	630	641	639	2
～5割	169	13	1	38	0
～7割	323	8	0	0	0
～10割	177	8	2	1	0
不明	3	4	3	3	681
合計	720	720	720	720	720



	病院	自宅	警察	養護ホームなど	その他
0割	3.8%	7.9%	10.1%	5.4%	5.1%
0.1~3割	2.9%	87.5%	89.0%	88.8%	0.3%
~5割	23.5%	1.8%	0.1%	5.3%	0.0%
~7割	44.9%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
~10割	24.6%	1.1%	0.3%	0.1%	0.0%
不明	0.4%	0.6%	0.4%	0.4%	94.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

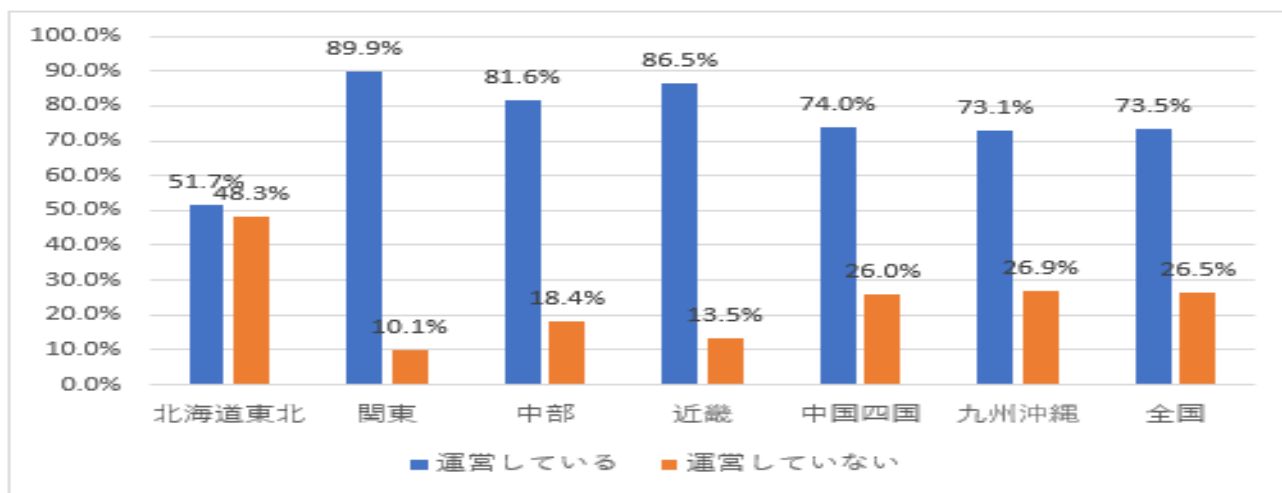
「監査医務医院」「他の葬儀会社」「葬儀社」「葬儀社（親会社）」「葬儀式場やお寺」「健康型老人ホーム」「野外など」など

3割~10割のほとんどは「病院」であり0.1割~3割では「自宅」、「警察」、「養護ホームなど」へわかれた。

**【設問4】 貴事業所で葬儀場を運営していますか**

	運営している	運営していない	合計
北海道東北	105	98	203
関東	133	15	148
中部	102	23	125
近畿	64	10	74
中国四国	57	20	77
九州沖縄	68	25	93
合計	<b>529</b>	191	720

	運営している	運営していない	合計
北海道東北	51.7%	48.3%	100.0%
関東	89.9%	10.1%	100.0%
中部	81.6%	18.4%	100.0%
近畿	86.5%	13.5%	100.0%
中国四国	74.0%	26.0%	100.0%
九州沖縄	73.1%	26.9%	100.0%
全国	<b>73.5%</b>	<b>26.5%</b>	<b>100.0%</b>

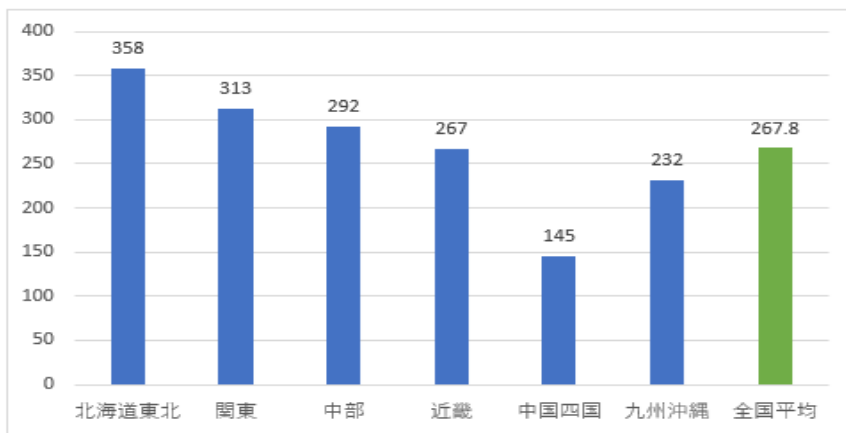


ほとんどの地域では7割強から9割弱の大部分が「運営している」と回答したが、北海道東北地方においては「運営している」が51.7%、「運営していない」が48.3%とほぼ同じ割合となった。

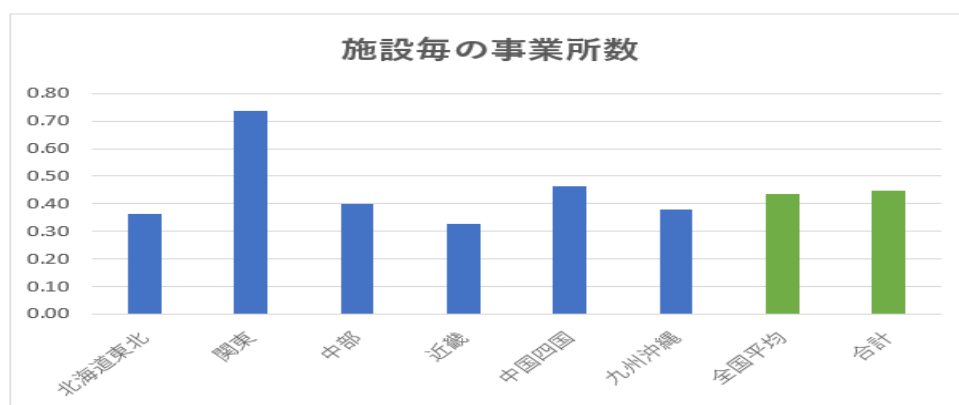
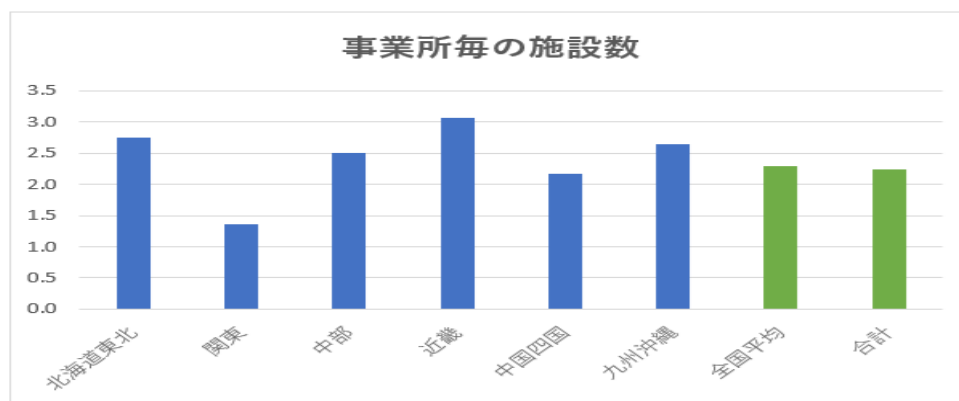
**【設問4】で「運営している」を選んだ方にお伺いたします**

運営している施設数をお答えください（半角数値）

北海道東北	358	22.3%
関東	313	19.5%
中部	292	18.2%
近畿	267	16.6%
中国四国	145	9.0%
九州沖縄	232	14.4%
全国平均	267.8	16.7%
合計	1607	100.0%



	施設数	事業所数	事業所毎の施設数	施設毎の事業所数
北海道東北	358	130	2.8	0.36
関東	313	231	1.4	0.74
中部	292	117	2.5	0.40
近畿	267	87	3.1	0.33
中国四国	145	67	2.2	0.46
九州沖縄	232	88	2.6	0.38
全国平均	267.8	116.7	2.3	0.44
合計	1607	720	2.2	0.45

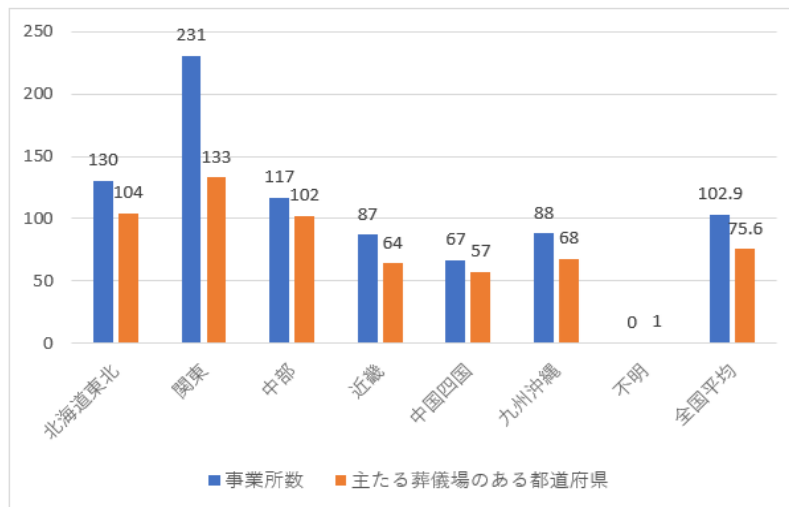


事業所毎の施設数は、平均で 2.3、最小で関東の 1.3、最大で近畿の 3.1 となっている。施設毎の事業所数は平均で 0.44、最小で近畿の 0.33、最大で関東の 0.74 となっている。

**葬儀場の概要について伺います** なお、「運営している施設」が2箇所以上の方は、**主要な、又は最も代表的な葬儀場について、以下のご質問に、ご回答下さい**

〔設問5-1〕 貴事業所の（主たる）葬儀場のある都道府県をお答えください

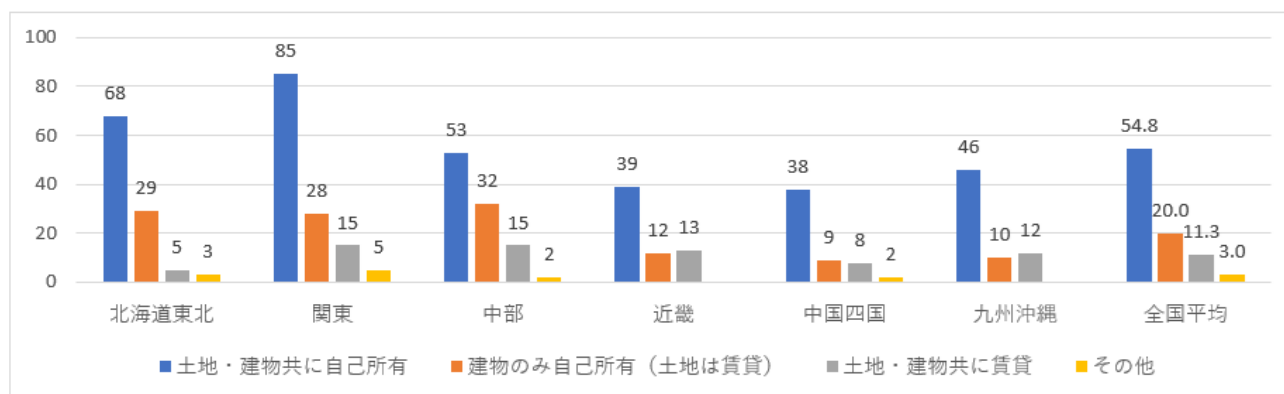
	事業所数	主たる葬儀場のある都道府県
北海道東北	130	104
関東	231	133
中部	117	102
近畿	87	64
中国四国	67	57
九州沖縄	88	68
不明	0	1
全国平均	102.9	75.6
合計	720	529



主たる葬儀場は地域ごとの事業所数に概ね比例していることがわかる。

〔設問5-2〕 所有形態についてお答えください

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	合計
土地・建物共に自己所有	68	85	53	39	38	46	54.8	329
建物のみ自己所有（土地は賃貸）	29	28	32	12	9	10	20.0	120
土地・建物共に賃貸	5	15	15	13	8	12	11.3	68
その他	3	5	2		2		3.0	12
合計	105	133	102	64	57	68	88.2	529



どの地域も比較すると「土地・建物共に自己所有」である割合が高いが、全国平均と比較すると北海道東北地方と関東地方のみが平均以上となった。

[設問5-3] 主たる葬儀場の建物の竣工年（西暦でご記入ください）

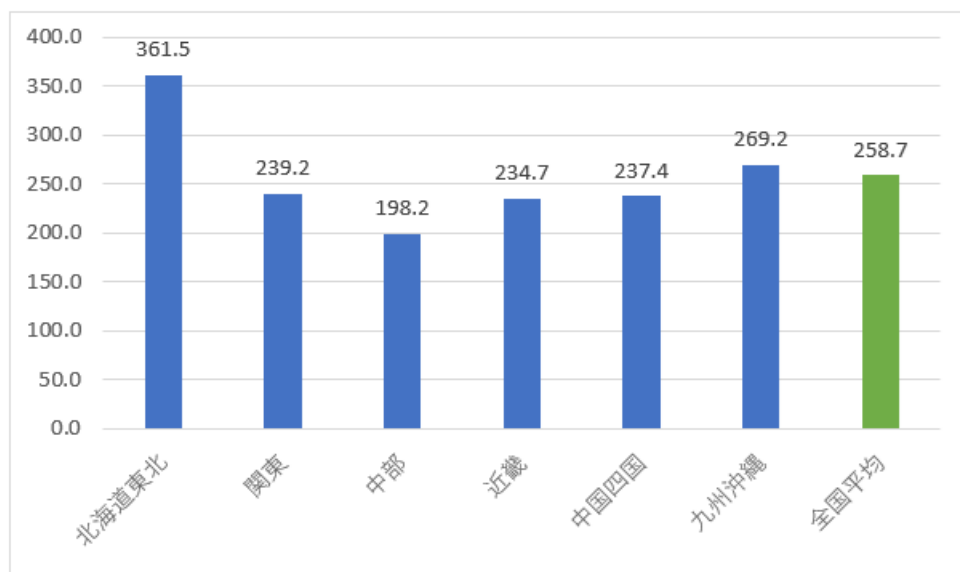
1931～1980年	22
1981～1990年	44
1991～2000年	148
2001～2010年	209
2011～2020年	88
2021～2023年	17
不明	1
合計	529

最も多いのは2001～2010年の209件であり、1991～2000年と合わせると全体の67%となり、1991年～2010年の20年間に葬儀場の建設が集中していることがわかる。



[設問5-4] 年間葬儀施行件数をお答えください

北海道東北	361.5
関東	239.2
中部	198.2
近畿	234.7
中国四国	237.4
九州沖縄	269.2
全国平均	258.7



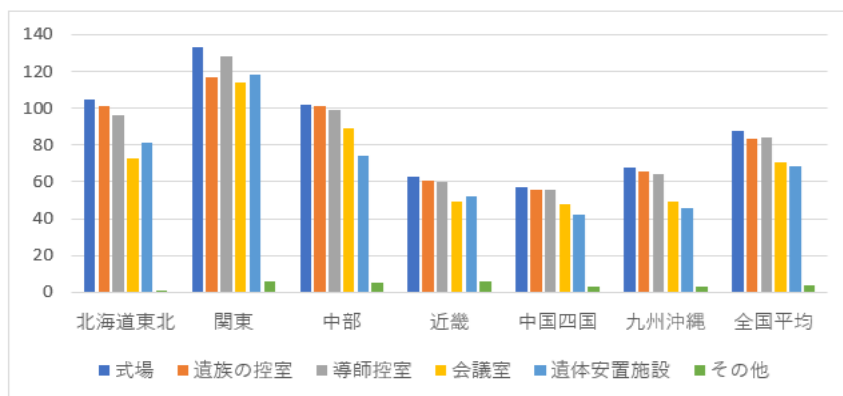
全国平均以上となったのは、多い順に北海道東北地方、関東地方となり、合計すると半数を超えるため、施行数に地域差があることがわかる。

[設問5-5] 葬儀場の付帯設備・機能等について（複数回答可）

	式場	遺族の控室	導師控室	会議室	遺体安置施設	その他
北海道東北	105	101	96	73	81	1
関東	133	117	128	114	118	6
中部	102	101	99	89	74	5
近畿	63	61	60	49	52	6
中国四国	57	56	56	48	42	3
九州沖縄	68	66	64	49	46	3
全国平均	88.0	83.7	83.8	70.3	68.8	4.0
合計	528	502	503	422	413	24

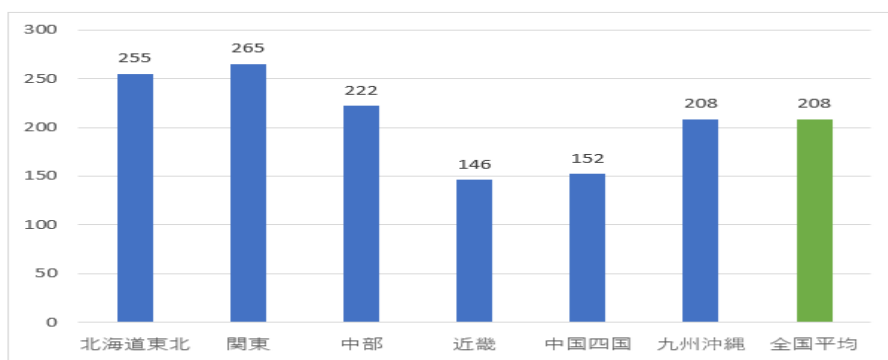
「その他」の記述

- ・ 空いている部屋で安置 4
- ・ 風呂、シャワー 3
- ・ 浴室+キッチン 2
- ・ 法要室 3
- ・ 火葬場 1
- ・ 宿泊施設 3
- ・ 別館 1
- ・ 事務所事務所倉庫等 3
- ・ その他 4



**【設問5-5】で「式場」を選択された方にお伺いいたします。式場は何室・ホールでしょうか（パーティションなどで分け可能な場合、最大「室」数をお答えください）**

北海道東北	255
関東	265
中部	222
近畿	146
中国四国	152
九州沖縄	208
全国平均	208
合計	1,248



全国平均が208となり、関東265、北海道東北255、中部222、九州沖縄208、となった。

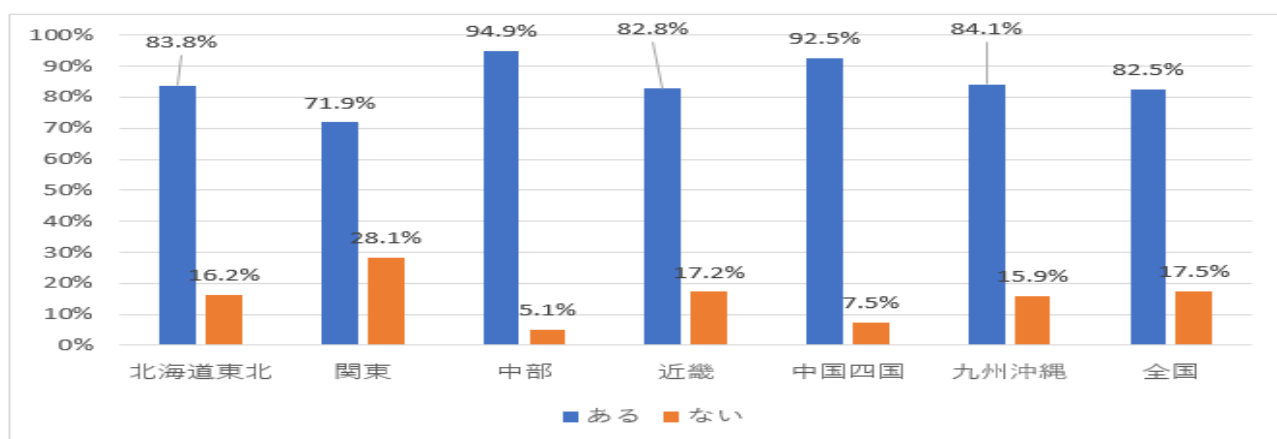
以上で「〔設問4〕で「運営している」を選んだ方」に対する質問は終了。  
 以下、全て（の方）に「（再度）質問」。

### 【設問6】ご遺体の安置について

〔設問6-1〕 貴事業所が運営する施設で、葬儀・火葬をする前にご遺体を安置することがありますか

	ある	ない	合計
北海道東北	109	21	130
関東	166	65	231
中部	111	6	117
近畿	72	15	87
中国四国	62	5	67
九州沖縄	74	14	88
合計	594	126	720

	ある	ない	合計
北海道東北	83.8%	16.2%	100.0%
関東	71.9%	28.1%	100.0%
中部	94.9%	5.1%	100.0%
近畿	82.8%	17.2%	100.0%
中国四国	92.5%	7.5%	100.0%
九州沖縄	84.1%	15.9%	100.0%
全国	82.5%	17.5%	100.0%



遺体を安置することが「ある」と回答したのは全国平均では82.5%となり、唯一下回ったのは関東地方の71.9%である。

この〔設問6-1〕は、「〔設問1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」において、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答（件）、それと、加盟していない379回答（件）別に比較した。

〔設問6-1〕 貴事業所が運営する施設で、葬儀・火葬をする前にご遺体を安置することがありますか

#### 団体加入

	ある	ない	合計
北海道東北	73	4	77
関東	76	22	98
中部	52	1	53
近畿	38	1	39
中国四国	33	1	34
九州沖縄	37	3	40
合計	309	32	341

	ある	ない	合計
北海道東北	94.8%	5.2%	100.0%
関東	77.6%	22.4%	100.0%
中部	98.1%	1.9%	100.0%
近畿	97.4%	2.6%	100.0%
中国四国	97.1%	2.9%	100.0%
九州沖縄	92.5%	7.5%	100.0%
合計	90.6%	9.4%	100.0%

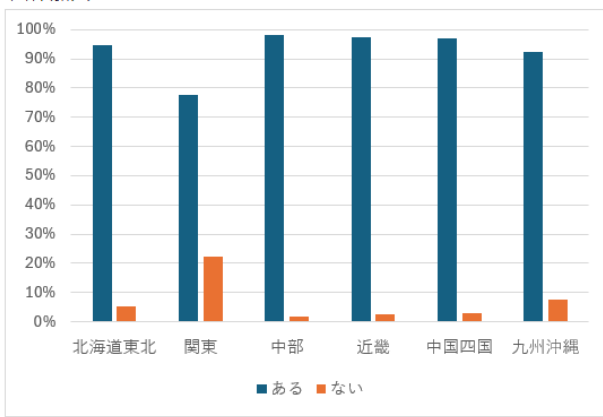
## 団体非加入

	ある	ない	合計
北海道東北	36	17	53
関東	90	43	133
中部	59	5	64
近畿	34	14	48
中国四国	29	4	33
九州沖縄	37	11	48
合計	285	94	379

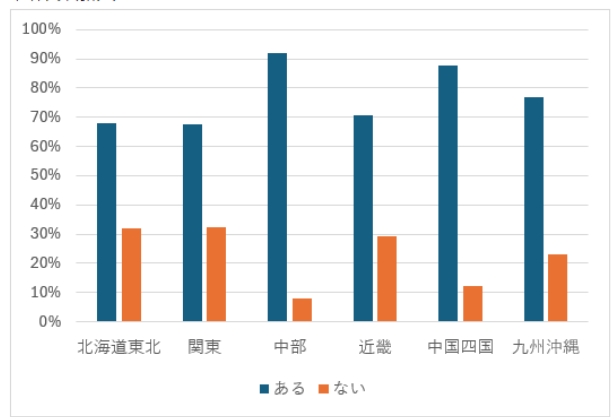
	ある	ない	合計
北海道東北	67.9%	32.1%	100.0%
関東	67.7%	32.3%	100.0%
中部	92.2%	7.8%	100.0%
近畿	70.8%	29.2%	100.0%
中国四国	87.9%	12.1%	100.0%
九州沖縄	77.1%	22.9%	100.0%
合計	75.2%	24.8%	100.0%

## 比較用グラフ

団体加入



団体非加入



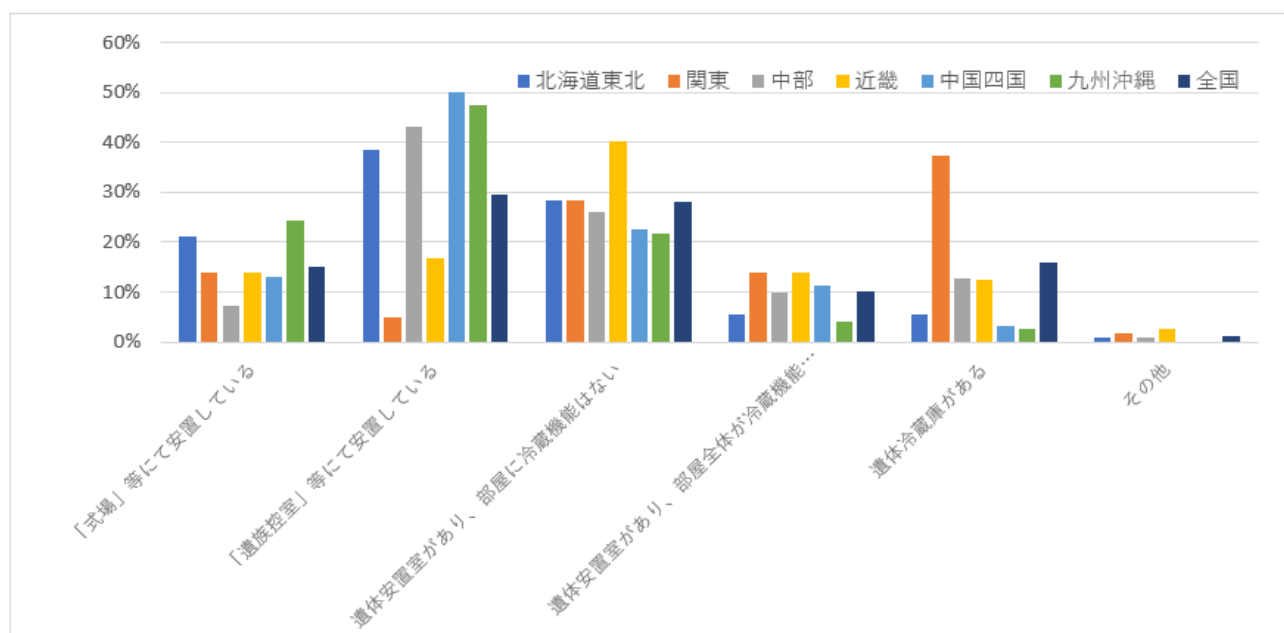
**【設問6-1】で「ある」を選んだ方にお伺いたします**

【設問6-2】主たる遺体安置施設（※）の設備の機能・状況等について、教えてください（回答は1つのみお答え下さい）

※：葬儀・火葬をする前に、ご遺体を安置することを目的とした部屋・装置をいいます

	「式場」 等にて安 置してい る	「遺族控 室」等 にて安 置してい る	遺体安置 室があ り、部屋 に冷蔵機 能はない	遺体安置室 があり、部 屋全体が冷 蔵機能を 持つてる	遺体冷蔵 庫がある	その他	合計
北海道東北	23	42	31	6	6	1	109
関東	23	8	47	23	62	3	166
中部	8	48	29	11	14	1	111
近畿	10	12	29	10	9	2	72
中国四国	8	31	14	7	2	0	62
九州沖縄	18	35	16	3	2	0	74
合計	90	176	166	60	95	7	594

	「式場」 等にて安 置してい る	「遺族控 室」等 にて安 置してい る	遺体安置 室があ り、部屋 に冷蔵機 能はない	遺体安置室 があり、部 屋全体が冷 蔵機能を 持つてる	遺体冷蔵 庫がある	その他	合計
北海道東北	21.1%	38.5%	28.4%	5.5%	5.5%	0.9%	100.0%
関東	13.9%	4.8%	28.3%	13.9%	37.3%	1.8%	100.0%
中部	7.2%	43.2%	26.1%	9.9%	12.6%	0.9%	100.0%
近畿	13.9%	16.7%	40.3%	13.9%	12.5%	2.8%	100.0%
中国四国	12.9%	50.0%	22.6%	11.3%	3.2%	0.0%	100.0%
九州沖縄	24.3%	47.3%	21.6%	4.1%	2.7%	0.0%	100.0%
全国	15.2%	29.6%	27.9%	10.1%	16.0%	1.2%	100.0%



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

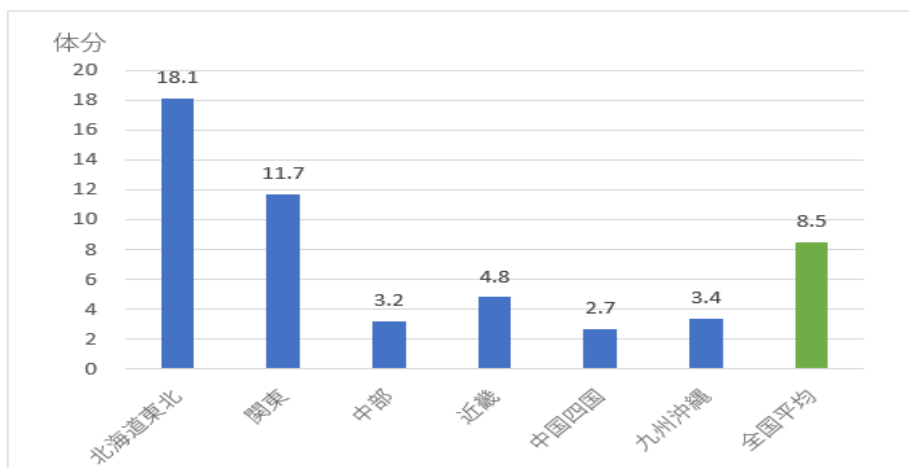
「安置部屋」「式場に複数安置・地下には冷蔵の安置もできる」「事務所の一角に安置する」「寺」「遺体安置室でエアコンをかけている」「ドライクーラーを使用」など

遺体安置施設は、全国平均で多い順に「遺族控室」等に安置している」29.6%、「遺体安置室があり、部屋に冷蔵機能はない」27.9%、「遺体冷蔵庫がある」16.0%、「式場」等に安置している」15.2%、「遺体安置室があり、部屋全体が冷蔵機能を持っている」10.1%となった。

上位2つを合わせると過半数となり、遺族控室又は冷蔵機能のない安置室にて、安置していることが多いことがわかる。

〔設問6-3〕 遺体安置施設の収容能力を教えてください

北海道東北	18.1
関東	11.7
中部	3.2
近畿	4.8
中国四国	2.7
九州沖縄	3.4
全国平均	8.5

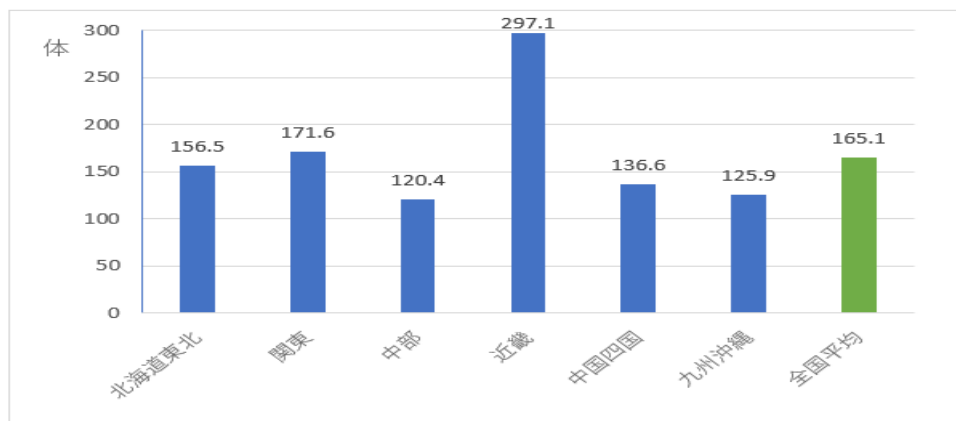


全国平均が8.5体となり、北海道東北が2倍以上の18.1体、関東が11.7体となった。

〔設問6-4〕 過去の実績における年間安置ご遺体数を教えてください

※：ここ数年における「概算」「平均的」と感じる値をご記入下さい

北海道東北	156.5
関東	171.6
中部	120.4
近畿	297.1
中国四国	136.6
九州沖縄	125.9
全国平均	165.1



全国平均が165.1体となり、最も多かったのは近畿地方の297.1体となり、2位の関東よりも1.7倍以上多いことがわかる。

**【設問6-5】 遺体安置（待機）期間について教えてください。**

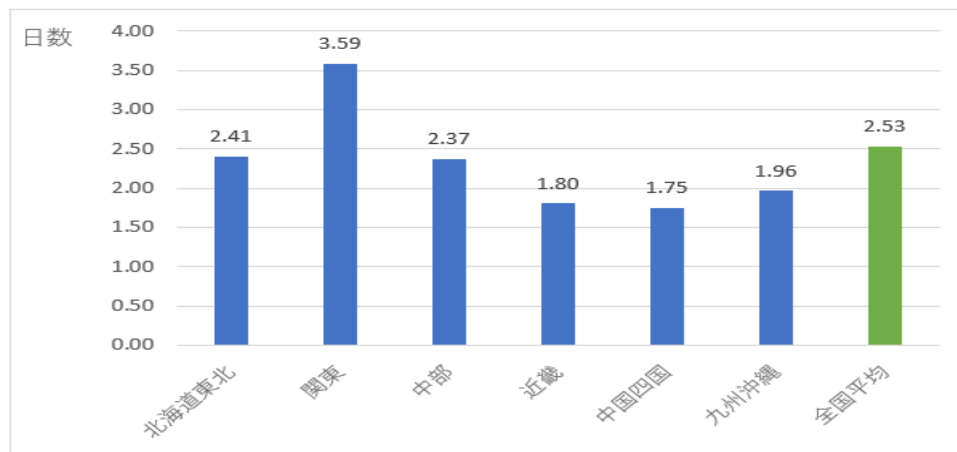
※：ここ数年における「概算」「平均的」と感じる値をご記入下さい

**【設問6-5-1】 平均の 遺体安置（待機）期間 を教えてください**

※：日数または時間でご記入ください

(日数)

北海道東北	2.41
関東	3.59
中部	2.37
近畿	1.80
中国四国	1.75
九州沖縄	1.96
全国平均	2.53



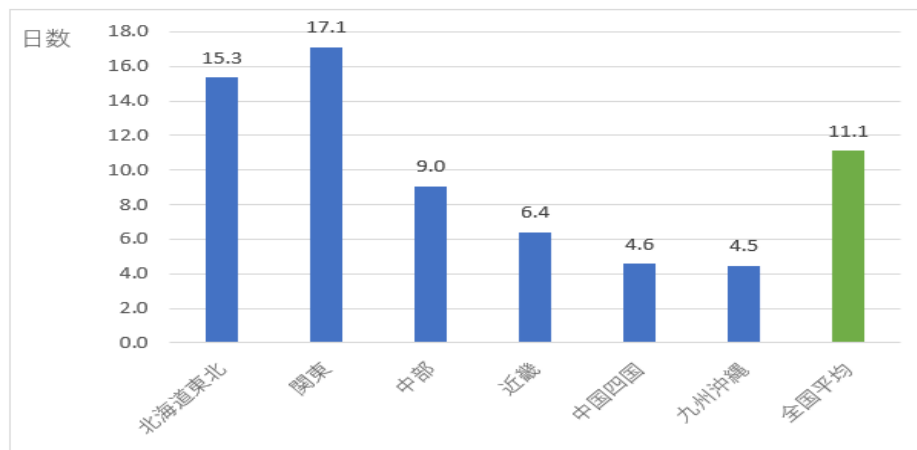
全国平均が2.53日であり、唯一上回ったのが関東地区の3.59日となった。また最も少なかったのは中国四国地区の1.75日である。

今後のこの期間は、特に、都市部を中心に延びることが予想される。適切な管理者が常駐している事業所が対応すべきであろう。

**【設問6-5-2】 最大の 遺体安置（待機）期間 を教えてください**

(最大日数の平均)

北海道東北	15.3
関東	17.1
中部	9.0
近畿	6.4
中国四国	4.6
九州沖縄	4.5
全国平均	11.1



全国平均が11.1日であり、関東地区の17.1日と北海道東北地区の15.3日が上回る形となった。また最短は九州沖縄地区の4.5日となった。



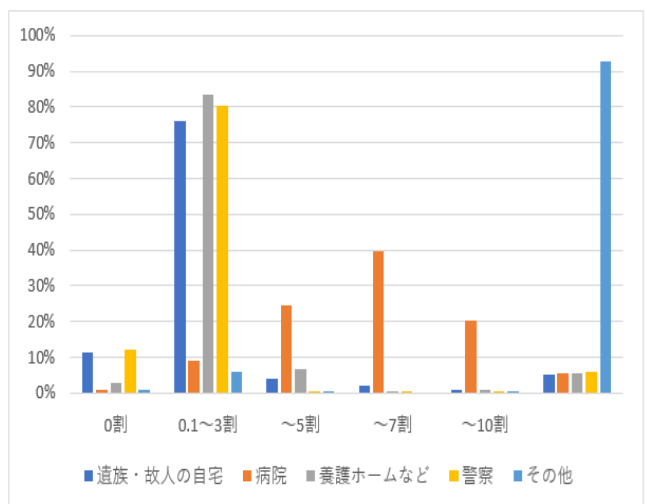
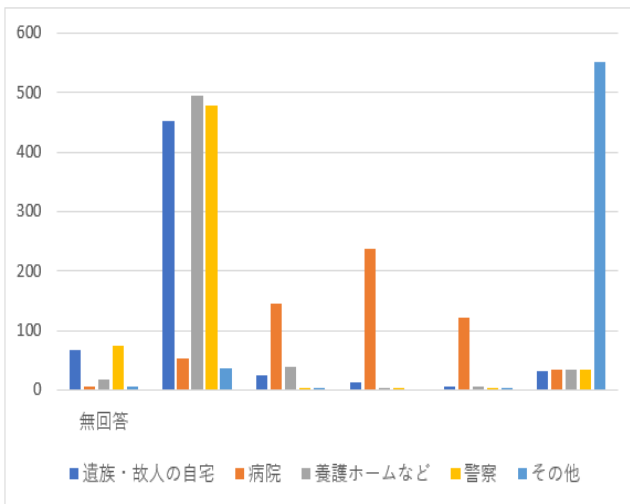
【設問6-6】 安置するご遺体について、以下の各選択肢に該当するご遺体の占める割合をそれぞれ教えてください（「割合」については概算で構いません）

【件数】

	遺族・故人の自宅	病院	養護ホームなど	警察	その他
0割	67	6	17	73	5
0.1～3割	452	53	495	477	36
～5割	24	145	39	3	1
～7割	13	236	4	2	0
～10割	6	121	6	4	1
無回答	32	33	33	35	551
合計	594	594	594	594	594

【割合（％）】

	遺族・故人の自宅	病院	養護ホームなど	警察	その他
0割	11.3%	1.0%	2.9%	12.3%	0.8%
0.1～3割	76.1%	8.9%	83.3%	80.3%	6.1%
～5割	4.0%	24.4%	6.6%	0.5%	0.2%
～7割	2.2%	39.7%	0.7%	0.3%	0.0%
～10割	1.0%	20.4%	1.0%	0.7%	0.2%
無回答	5.4%	5.6%	5.6%	5.9%	92.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



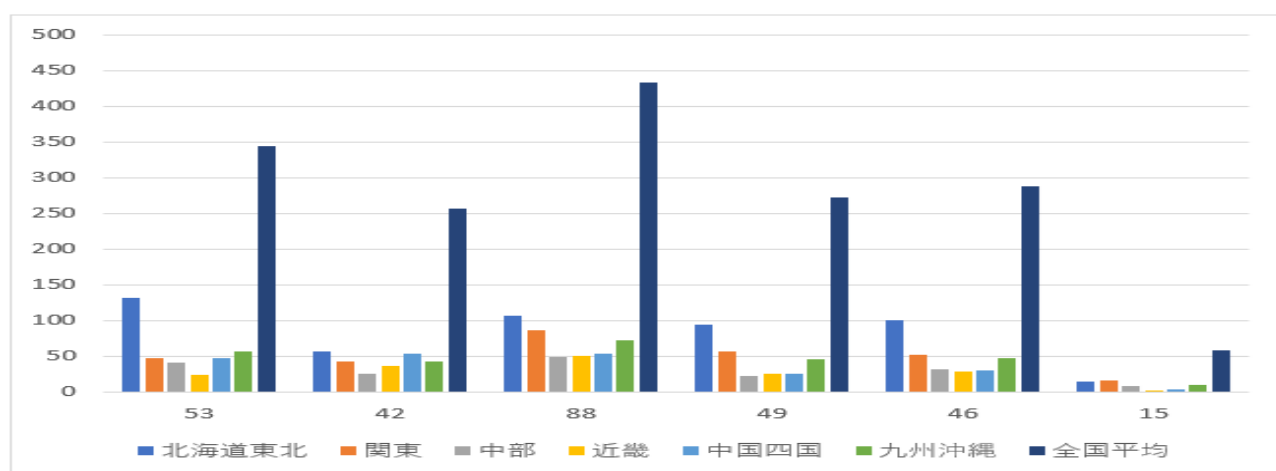
※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

身元不明のご遺体 1割 自死のご遺体 1割 自死、孤独死 1割 司法解剖 2.5割  
 事故のご遺体 2割 生活保護関係 4割 孤独死 8割 野外のご遺体など 1割

各々の選択肢で最も多かった割合としては、「遺族・故人の自宅」では 0.1～3 割、「病院」が ～7 割、「養護ホームなど」は 0.1～3 割となった。  
 また、「その他」より「孤独死」が 8 割と高い割合であることがわかった。

[設問6-7] ご遺体を安置する目的は何ですか（主な目的をお答え下さい（複数回答可）

	火葬の予約待ち	遺族が揃うまでの待機	葬儀の日程調整	宗教者の日程待ち	葬儀場の空き状況待ち	その他
北海道東北	53	42	88	49	46	15
関東	132	56	106	94	101	14
中部	47	43	86	56	52	16
近畿	41	26	49	22	31	8
中国四国	24	36	51	25	28	1
九州沖縄	47	53	53	26	30	4
全国平均	57.3	42.7	72.2	45.3	48.0	9.7
合計	344	256	433	272	288	58



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

自宅安置不可	34件	身元不明、親族捜し等	6件
遺族の都合	4件	直送等	7件
ご遺体の保全のため	3件	金額を抑えたい	1件

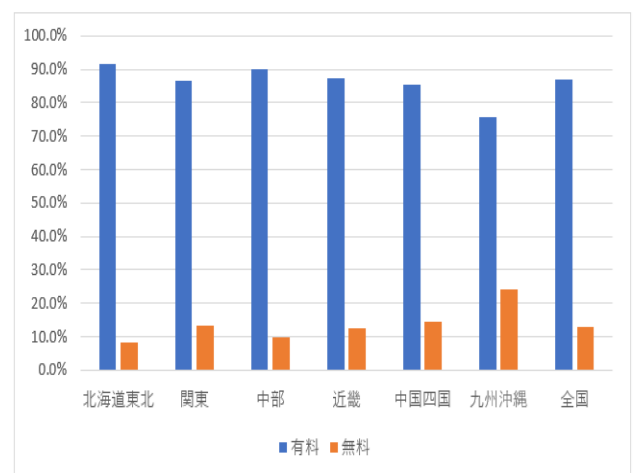
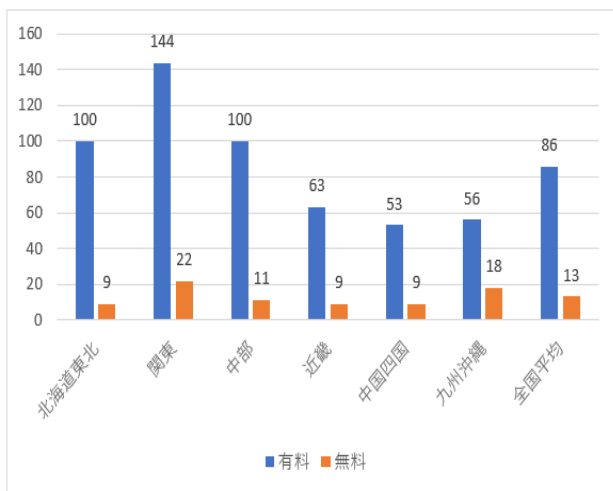
など

全国平均を上回った地区は、「火葬の予約待ち」では関東地区のみ、「遺族が揃うまでの待機」では関東地区、中部地区、九州沖縄地区、「葬儀の日程調整」では北海道東北地区、関東地区、中部地区、「宗教者の日程待ち」では北海道東北地区、関東地区、中部地区、「空き状況待ち」では関東地区、中部地区、となり、唯一関東地区においてはすべての項目で平均を上回った。

[設問6-8] 遺体安置施設の利用料（葬儀施行者・施主・喪家への請求額）についてお尋ねします

	有料	無料	合計
北海道東北	100	9	109
関東	144	22	166
中部	100	11	111
近畿	63	9	72
中国四国	53	9	62
九州沖縄	56	18	74
全国平均	86	13	99
合計	516	78	594

	有料	無料	合計
北海道東北	91.7%	8.3%	100.0%
関東	86.7%	13.3%	100.0%
中部	90.1%	9.9%	100.0%
近畿	87.5%	12.5%	100.0%
中国四国	85.5%	14.5%	100.0%
九州沖縄	75.7%	24.3%	100.0%
全国	86.9%	13.1%	100.0%

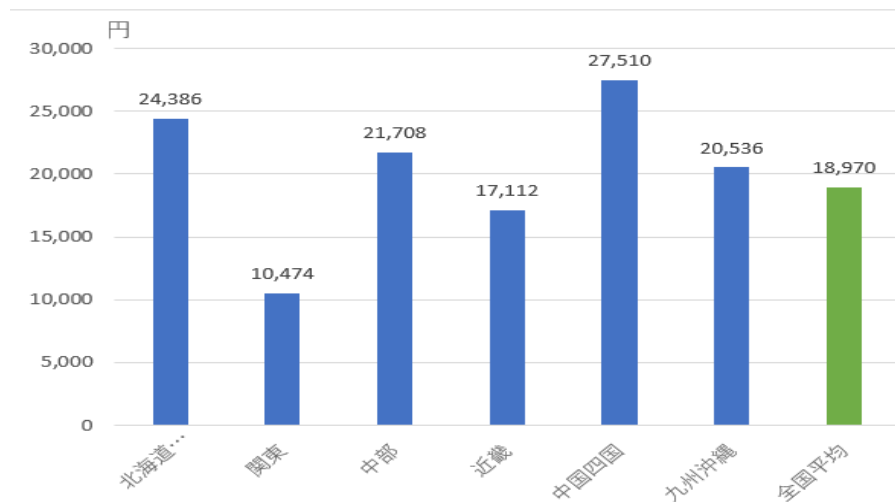


大部分が遺体安置施設の利用料を有料としているようだ。最も割合が高いのは北海道東北地区の91.7%であるが、最も低いのは九州沖縄地区の75.7%となり16ptの差があることがわかった。

〔設問6－8〕で「有料」を選んだ方にお尋ねいたします  
 一日当たりの利用料をお答えください

平均金額 (単位：円)

北海道東北	24,386
関東	10,474
中部	21,708
近畿	17,112
中国四国	27,510
九州沖縄	20,536
全国平均	18,970

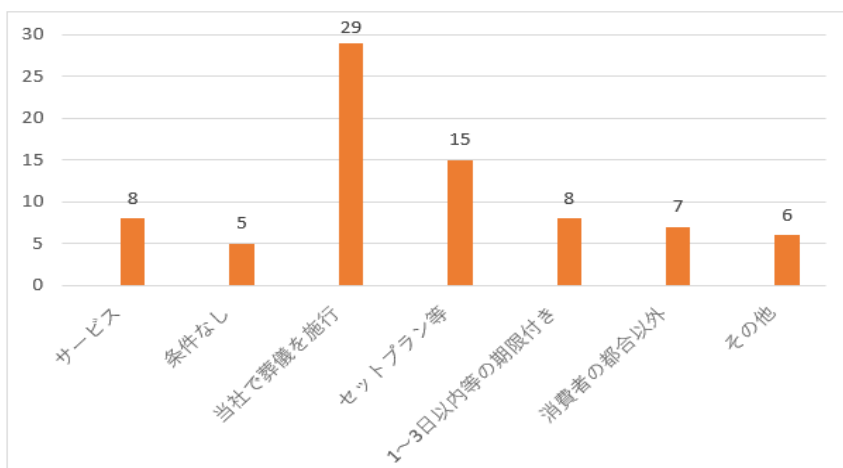


円/1日	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
0	1	0	0	0	0	0	1
1200～5000	5	13	3	4	2	4	31
～10000	9	92	16	20	8	12	157
～20000	27	31	47	20	21	24	170
～30000	39	4	16	11	9	8	87
～40000	9	1	8	4	4	4	30
～50000	3		6	2	1	3	15
～80000	1	2	0	3	1	3	10
～100000	0	1	0	2	0	1	4
165000	0	0	0	0	1	0	1
不明	3	2	1	2	2		10
合計	97	146	97	68	49	59	516

利用料は、高い順では、中国四国地区、北海道東北地区、中部地区、九州沖縄地区、近畿地区、関東地区となった。最下位の関東地区と比べ全国平均は約 1.8 倍となり、最も高い中国四国地区は約 2.7 倍も高い。関東地区が他地区と比べて相当程度安価なのが見える。

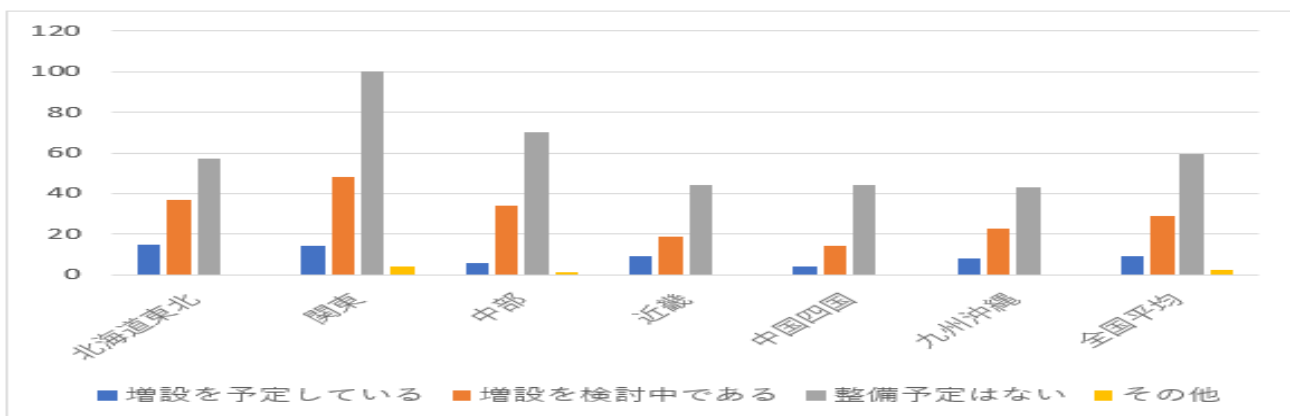
[設問6-8] で「無料」を選んだ方にお伺いいたします（記述回答を類型化しまとめた）

サービス	8
条件なし	5
当社で葬儀を施行	29
セットプラン等	15
1~3日以内等の期限付き	8
消費者の都合以外	7
その他	6
合計	78



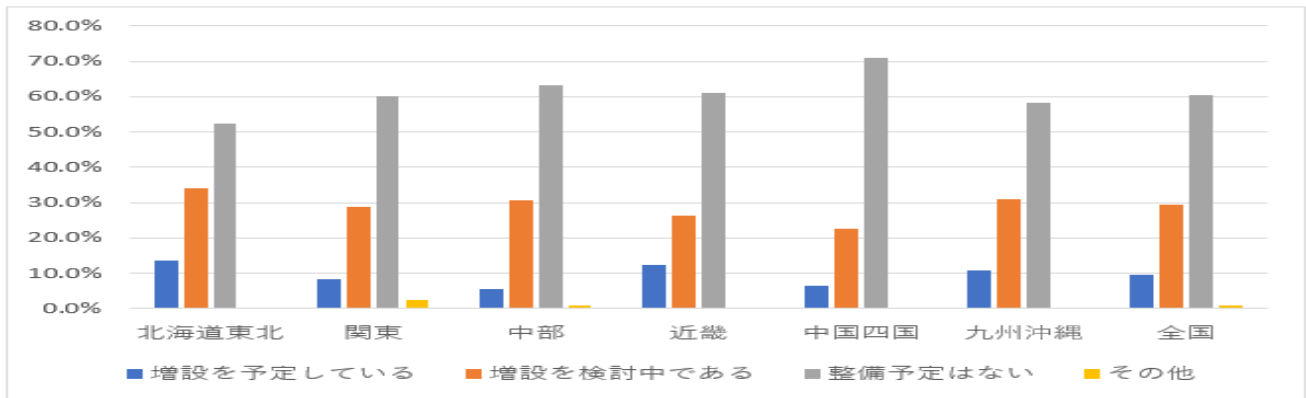
施設の利用料が無料となる条件で最も多かったのは、自社で葬儀を施工とした場合であることがわかった。

[設問6-9] 現在使用中の遺体安置施設の設備について、今後整備する予定はありますか



	増設を予定している	増設を検討中である	整備予定はない	その他	計
北海道東北	15	37	57	-	109
関東	14	48	100	4	166
中部	6	34	70	1	111
近畿	9	19	44	-	72
中国四国	4	14	44	-	62
九州沖縄	8	23	43	-	74
全国平均	9.3	29.2	59.7	2.5	99.0
合計	56	175	358	5	594

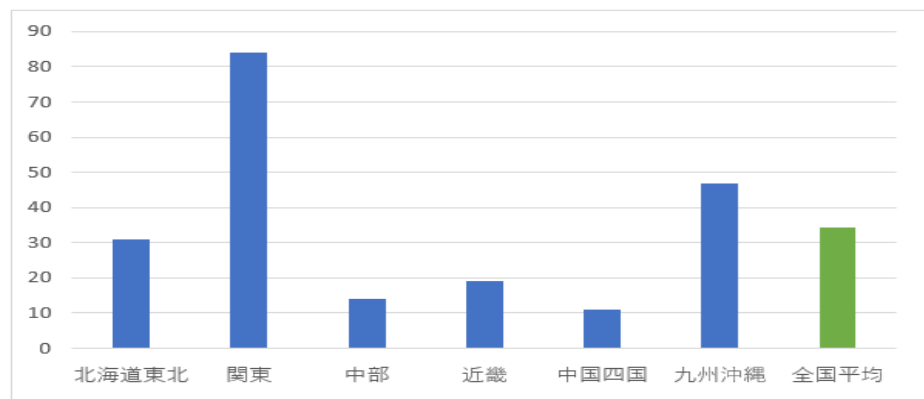
	増設を予定している	増設を検討中である	整備予定はない	その他	計
北海道東北	13.8%	33.9%	52.3%	-	100.0%
関東	8.4%	28.9%	60.2%	2.4%	100.0%
中部	5.4%	30.6%	63.1%	0.9%	100.0%
近畿	12.5%	26.4%	61.1%	-	100.0%
中国四国	6.5%	22.6%	71.0%	-	100.0%
九州沖縄	10.8%	31.1%	58.1%	-	100.0%
全国	9.4%	29.5%	60.3%	0.8%	100.0%



全国平均では、「増設を予定している」が 9.4%、「増設を検討中である」が 29.5%、「整備予定はない」が 60.3%となっている。

〔設問6－9〕で「増設を予定している」を選んだ方にお伺いいたします  
 ご検討中の増設数をお答えください（※ご遺体何体分かの数値でお答えください）

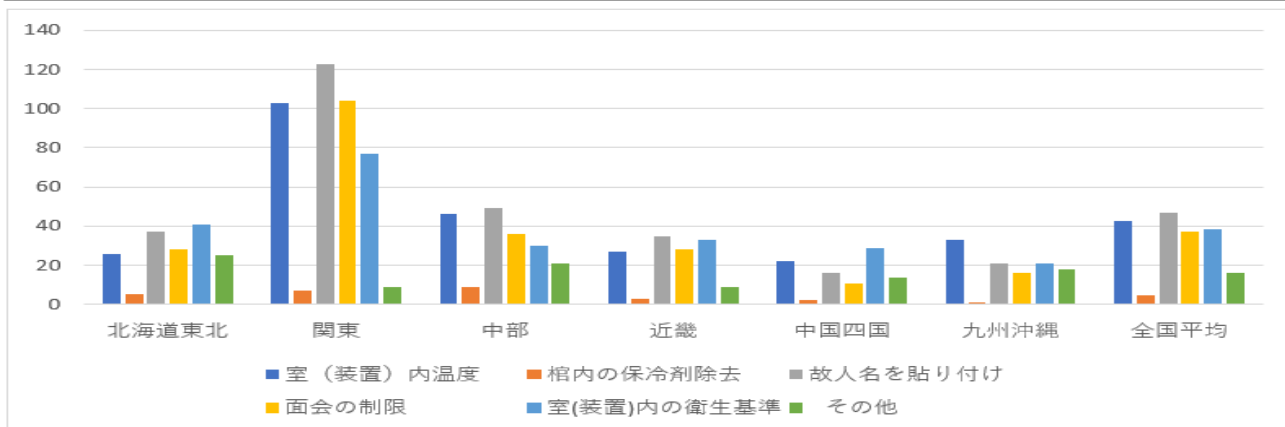
北海道東北	31
関東	84
中部	14
近畿	19
中国四国	11
九州沖縄	47
全国平均	34.3
合計	206



全国平均では 34.3 体。地区別では多い順に関東地区 84 体、九州沖縄地区 47 体、北海道東北地区 31 体、近畿地区 19 体、中部地区 14 体、中国四国地区 11 体となった。

[設問6-10] 遺体安置施設の管理上の基準はありますか（複数回答可）

	室（装置）内温度	棺内の保冷剤除去	故人名を貼り付け	面会の制限	室(装置)内の衛生基準	その他
北海道東北	26	5	37	28	41	25
関東	103	7	123	104	77	9
中部	46	9	49	36	30	21
近畿	27	3	35	28	33	9
中国四国	22	2	16	11	29	14
九州沖縄	33	1	21	16	21	18
全国平均	42.8	4.5	46.8	37.2	38.5	16.0
合計	257	27	281	223	231	96



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「特になし（66件）」「ドライアイス（6件）」「関係者以外の立入防止等のセキュリティ」「オゾン発生装置の設置」「換気」「遺族控え室に安置するのでない」など

〔設問6-10〕で「室（装置）内温度」を選んだ方にお伺いいたします

**具体的な室（装置）内温度（℃）をお答えください**

（但し）「室（装置）内温度」を選択していない方は、「無」の入力をお願いいたします

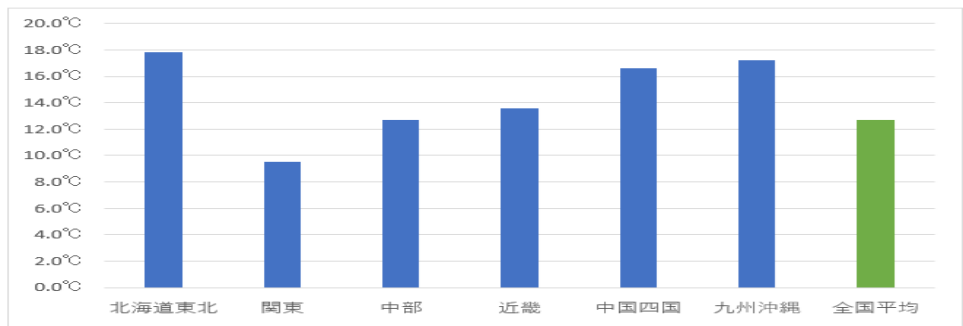
※：「その他」についての具体的記述例は以下の通り

「季節によって設定は変わる（2件）」「状況に応じて決める（2件）」「ご遺体の状態（腐敗している）などによって3℃～-6℃で調整」「保冷剤にてお体をお守りしてます」「ドライアイス併用」「ご遺族が一緒にいて不快にならない温度」「特段設定温度基準無」「室内というより御遺体の体温が4℃以下」など

この〔設問6-10〕については、「〔設問1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答（件）と、加盟していない379回答

平均温度

北海道東北	17.8℃
関東	9.5℃
中部	12.7℃
近畿	13.6℃
中国四国	16.6℃
九州沖縄	17.2℃
全国平均	12.7℃

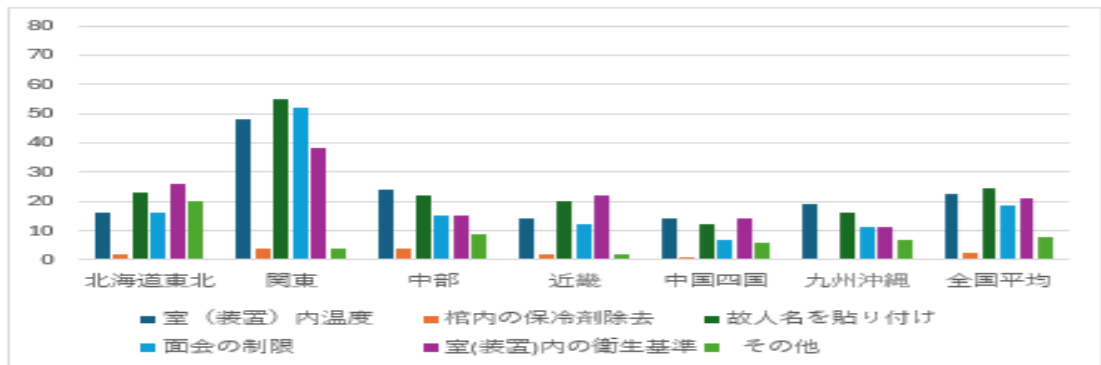


（件）別に比較した。

**〔設問6-10〕遺体安置施設の管理上の基準はありますか（複数回答可）**

団体加入

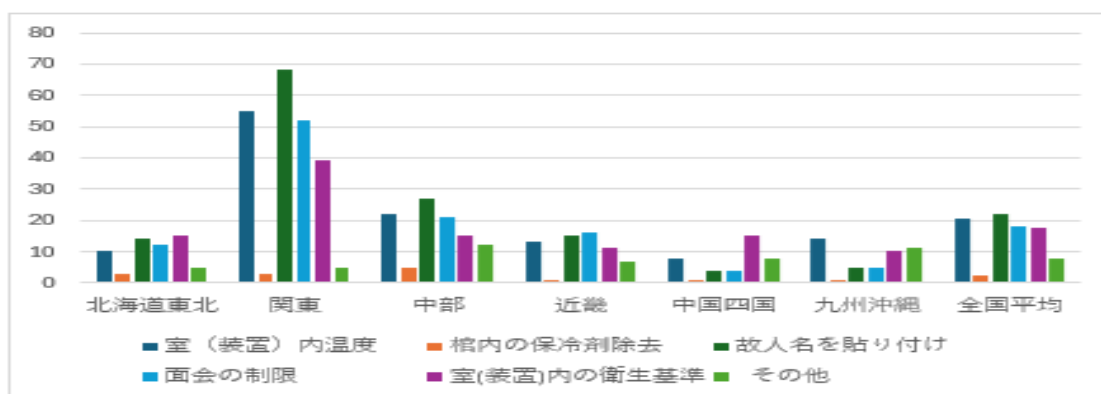
	室（装置）内温度	棺内の保冷剤除去	故人名を貼り付け	面会の制限	室（装置）内の衛生基準	その他
北海道東北	16	2	23	16	26	20
関東	48	4	55	52	38	4
中部	24	4	22	15	15	9
近畿	14	2	20	12	22	2
中国四国	14	1	12	7	14	6
九州沖縄	19	0	16	11	11	7
全国平均	22.5	2.2	24.7	18.8	21.0	8.0
合計	135	13	148	113	126	48





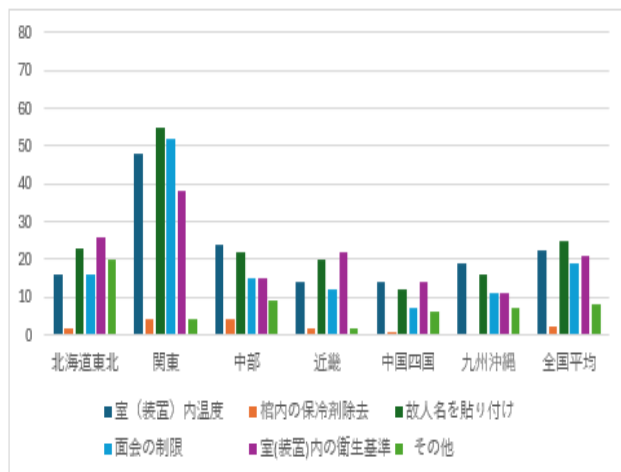
## 団体非加入

	室（装置）内温度	棺内の保冷剤除去	故人名を貼り付け	面会の制限	室（装置）内の衛生基準	その他
北海道東北	10	3	14	12	15	5
関東	55	3	68	52	39	5
中部	22	5	27	21	15	12
近畿	13	1	15	16	11	7
中国四国	8	1	4	4	15	8
九州沖縄	14	1	5	5	10	11
全国平均	20.3	2.3	22.2	18.3	17.5	8.0
合計	122	14	133	110	105	48

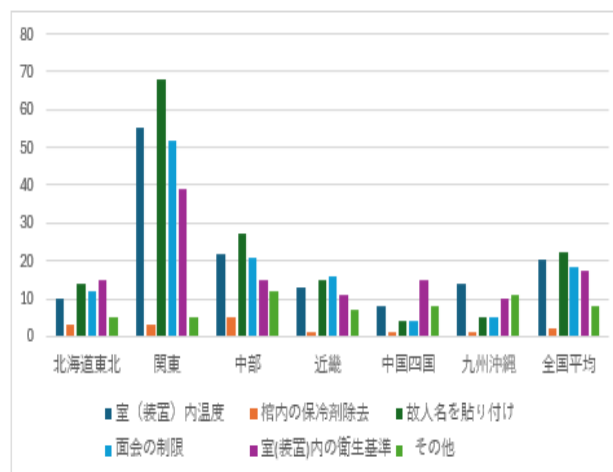


## 比較用グラフ

### 団体加入

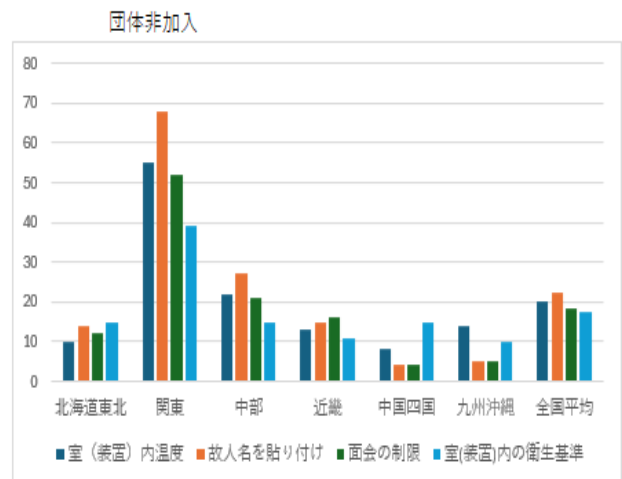
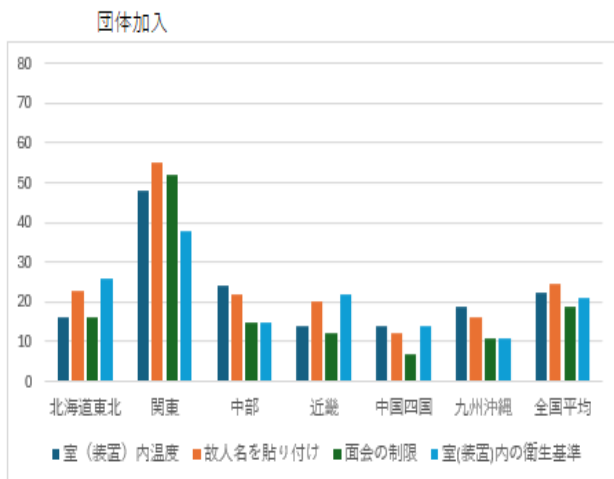


### 団体非加入



ここで、両者の比較が明瞭となるように、回答の多い「室（装置）内温度」「故人名の貼付け」「面会の時間」「室（装置）内の衛生基準」の4つのみで比較すると、以下の通り。

比較用グラフ



〔設問6-10〕で「室（装置）内の消毒、清掃等の衛生基準」を選んだ方にお伺いいたします  
**具体的な衛生基準をお答えください**

（但し）室（装置）内の消毒、清掃等の衛生基準」を選択していない方は、「無」の入力をお願いいたします

使用后必ずアルコール	61
使用后必ず	8
PHMBでの拭き取り、噴霧	1
オゾン	23
空気清浄機等	5
次亜塩素酸系	6
その他消毒、清掃	127

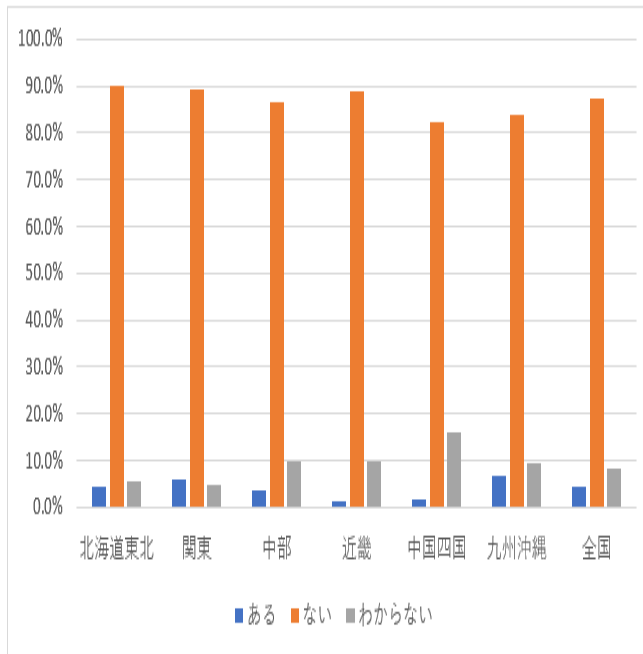
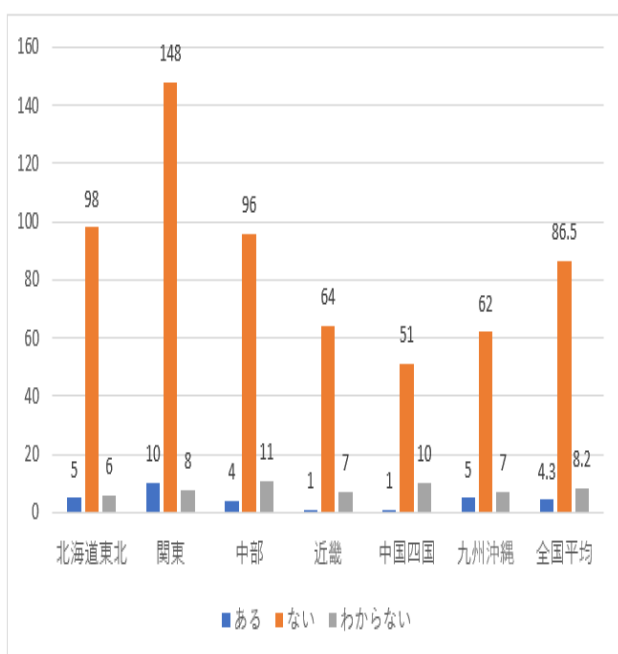
具体的な室（装置）内の温度基準は、全国平均では12.7℃。各地区高い順に北海道東北地区17.8℃、九州沖縄地区17.2℃、中国四国地区16.6℃、近畿地区13.6℃、中部地区12.7℃、関東地区9.5℃となり、関東地区のみ平均を下回った。

また、室（装置）内の消毒、清掃等の具体的な衛生基準においては、最も多かったのは「その他消毒、清掃」127件であり、順に「使用后必ずアルコール」61件、「オゾン」23件と続いた。

**【設問6-11】 過去2ヶ月に、遺体安置施設の環境について、利用者や作業員から意見・要望等がありましたか**

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	5	98	6	109
関東	10	148	8	166
中部	4	96	11	111
近畿	1	64	7	72
中国四国	1	51	10	62
九州沖縄	5	62	7	74
全国平均	4.3	86.5	8.2	99.0
合計	26	519	49	594

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	4.6%	89.9%	5.5%	100.0%
関東	6.0%	89.2%	4.8%	100.0%
中部	3.6%	86.5%	9.9%	100.0%
近畿	1.4%	88.9%	9.7%	100.0%
中国四国	1.6%	82.3%	16.1%	100.0%
九州沖縄	6.8%	83.8%	9.5%	100.0%
全国	4.4%	87.4%	8.2%	100.0%



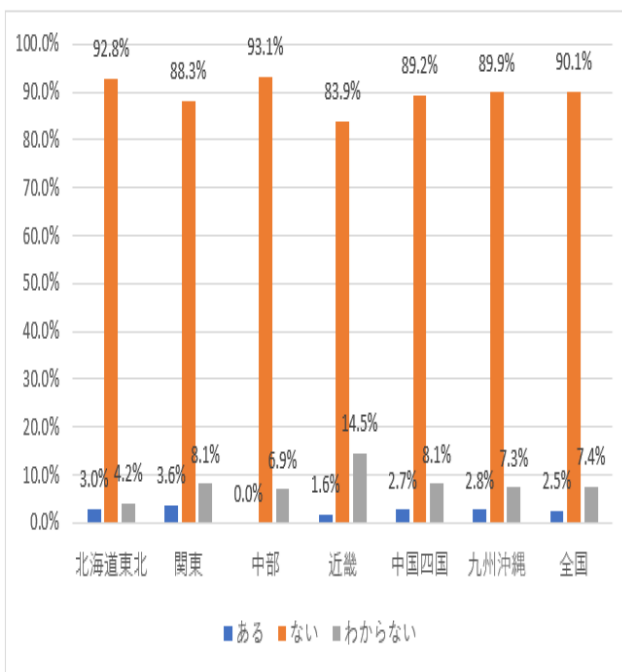
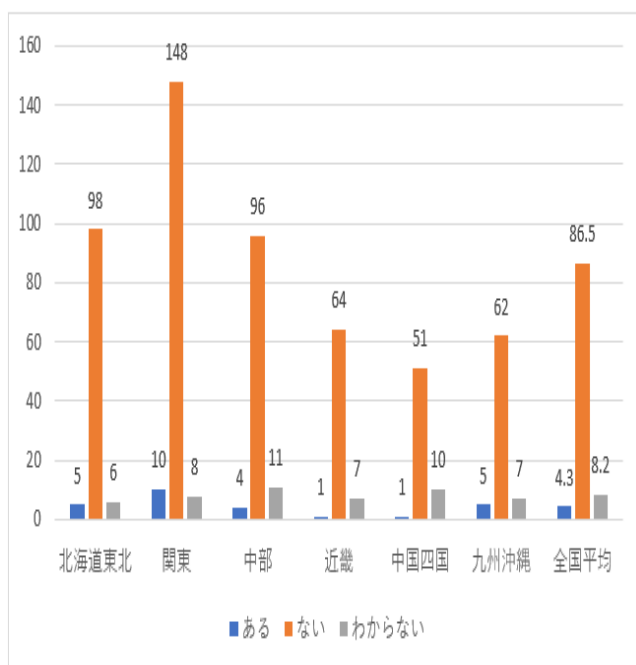
① 温度について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか場所や状況を含めた具体的な内容は（26件の回答のうち）

「寒すぎる」「ご遺体の過乾燥」「空調機の不具合時の修理」「結露」「ご遺体状を考慮して低め」など

② 湿度について利用者や作業員から意見・要望等ありましたか

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	5	154	7	166
関東	4	98	9	111
中部	0	67	5	72
近畿	1	52	9	62
中国四国	2	66	6	74
九州沖縄	3	98	8	109
全国平均	2.5	89.2	7.3	99.0
合計	15	535	44	594

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	3.0%	92.8%	4.2%	100.0%
関東	3.6%	88.3%	8.1%	100.0%
中部	0.0%	93.1%	6.9%	100.0%
近畿	1.6%	83.9%	14.5%	100.0%
中国四国	2.7%	89.2%	8.1%	100.0%
九州沖縄	2.8%	89.9%	7.3%	100.0%
全国	2.5%	90.1%	7.4%	100.0%



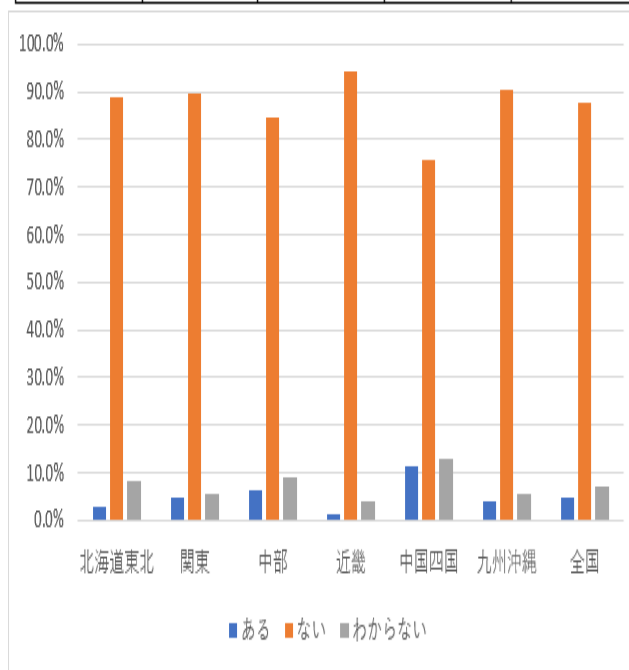
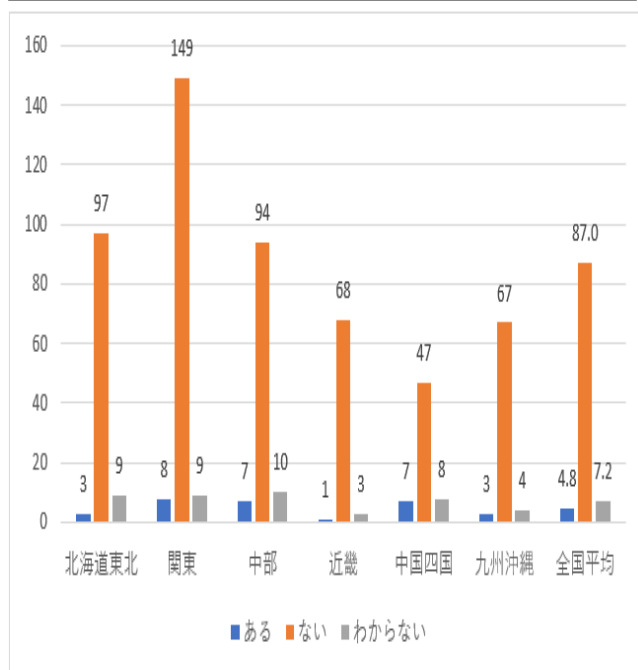
場所や状況を含めた具体的な内容は（15件の回答のうち）

「遺体の肌の乾燥」「湿度が高く、細菌、ウイルスが繁殖し易いので換気等で湿度も出来る限り下げる」「ドライアイスで棺にカビが生えるので、扇風機などで風通しを良くしている」「湿度計を設備・設置」「季節によつての乾燥・結露の苦情」「ご遺体が冷凍にならない様」「ご遺体の保全を優先しているため、部屋の利用者から寒いとの苦情がある」「エアコン使用による夏場の湿気、気温差による結露による、湿気」など

③ 換気について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	3	97	9	109
関東	8	149	9	166
中部	7	94	10	111
近畿	1	68	3	72
中国四国	7	47	8	62
九州沖縄	3	67	4	74
全国平均	4.8	87.0	7.2	99.0
合計	29	522	43	594

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	2.8%	89.0%	8.3%	100.0%
関東	4.8%	89.8%	5.4%	100.0%
中部	6.3%	84.7%	9.0%	100.0%
近畿	1.4%	94.4%	4.2%	100.0%
中国四国	11.3%	75.8%	12.9%	100.0%
九州沖縄	4.1%	90.5%	5.4%	100.0%
全国	4.9%	87.9%	7.2%	100.0%



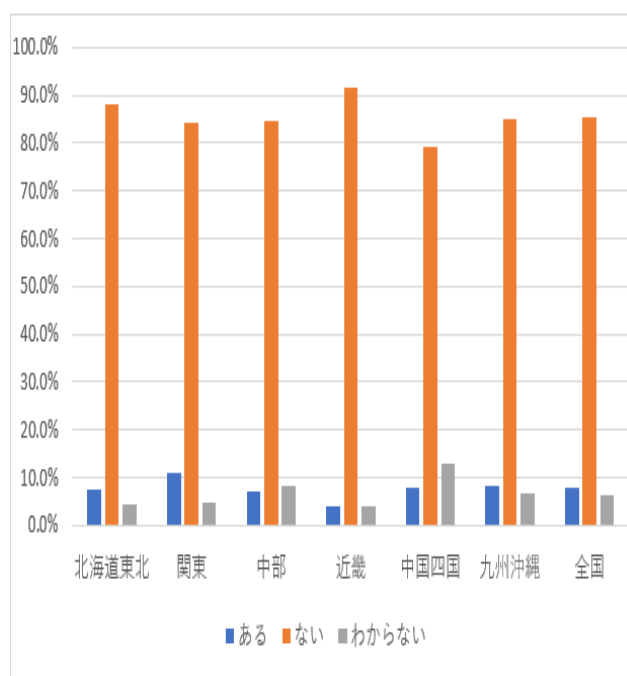
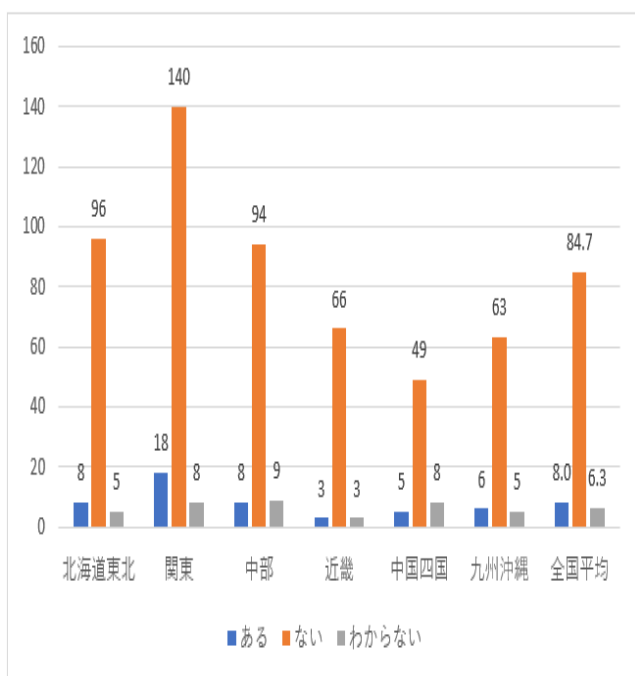
場所や状況を含めた具体的な内容は（29 の回答のうち）

「匂いの換気」「清浄機の設置」「窓をつけてほしい」「換気扇を常時稼働させる」「窓開放」「換気、会館全体の換気」「オゾン換気」「換気扇常設」「換気はできているかの確認」「換気しながらも冷気を損なわない様にしてほしい」「安置施設の臭気を弱める」「空調設備の増設」「換気扇がうるさいと言われた」「エアコンで安置室全体を冷やさないと保冷庫が効かなくなる」「空気清浄機をつける」「排水の問題で下水臭がする、ご遺体とは無関係である」「感染症対策による換気の徹底」など

#### ④ 臭気について利用者や作業員から意見・要望等ありましたか

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	8	96	5	109
関東	18	140	8	166
中部	8	94	9	111
近畿	3	66	3	72
中国四国	5	49	8	62
九州沖縄	6	63	5	74
全国平均	8.0	84.7	6.3	99.0
合計	48	508	38	594

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	7.3%	88.1%	4.6%	100.0%
関東	10.8%	84.3%	4.8%	100.0%
中部	7.2%	84.7%	8.1%	100.0%
近畿	4.2%	91.7%	4.2%	100.0%
中国四国	8.1%	79.0%	12.9%	100.0%
九州沖縄	8.1%	85.1%	6.8%	100.0%
全国	8.1%	85.5%	6.4%	100.0%



場所や状況を含めた具的な内容は（48の回答のうち）

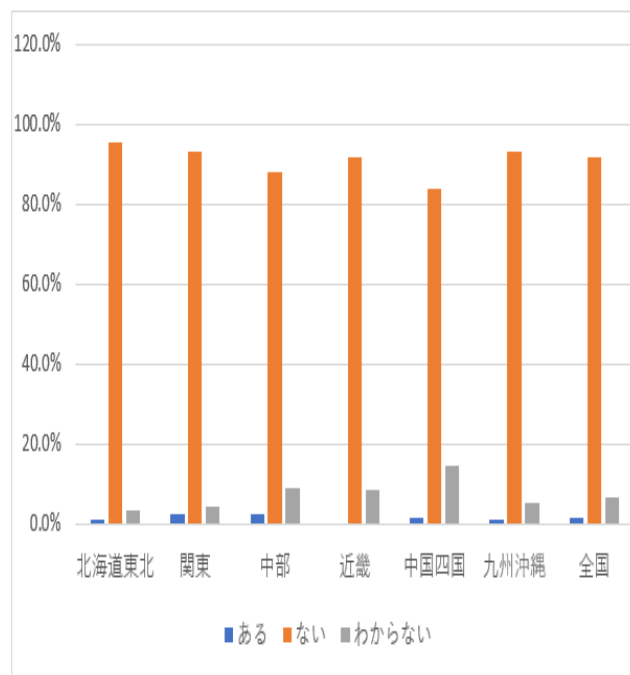
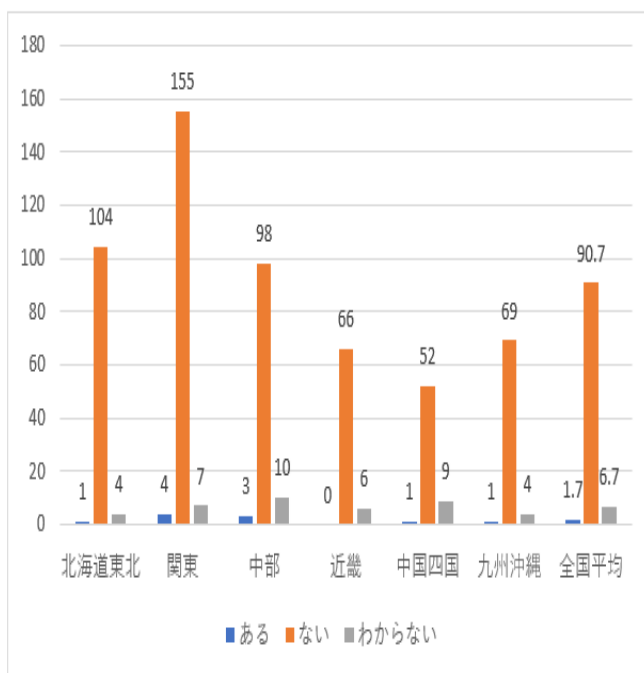
「亡くなって日数がたった遺体の匂い」「警察案件でご遺体が腐乱しているときは薬品を使い消臭を心掛けている」「火災での遺体」「控室」「遺体の発見の遅れ」「換気扇を常時稼働させる」「汚物臭」「控室の為、死臭があると改善が難しい」「消毒」「室内が狭い為、こもりやすい」「棺内消臭」「消臭剤の導入」「脱臭装置が完備、次亜塩素酸水<sup>5</sup>」など

<sup>5</sup> 次亜塩素酸水は、モノに対する除菌に使い、お部屋の消臭や衣類の花粉対策、カビやダニ対策といった、様々なシーンで活用できる。毒性が強く、吸い込んだり、目に入ってしまった場合には呼吸器や粘膜へ損傷を与える。

⑤ その他（衛生全般）について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか場所や状況を含めた具体的な内容は（10の回答のうち）

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	1	104	4	109
関東	4	155	7	166
中部	3	98	10	111
近畿	0	66	6	72
中国四国	1	52	9	62
九州沖縄	1	69	4	74
全国平均	1.7	90.7	6.7	99.0
合計	10	544	40	594

	ある	ない	わからない	合計
北海道東北	0.9%	95.4%	3.7%	100.0%
関東	2.4%	93.4%	4.2%	100.0%
中部	2.7%	88.3%	9.0%	100.0%
近畿	0.0%	91.7%	8.3%	100.0%
中国四国	1.6%	83.9%	14.5%	100.0%
九州沖縄	1.4%	93.2%	5.4%	100.0%
全国	1.7%	91.6%	6.7%	100.0%



現況を含めた具体的な内容は（10の回答のうち）

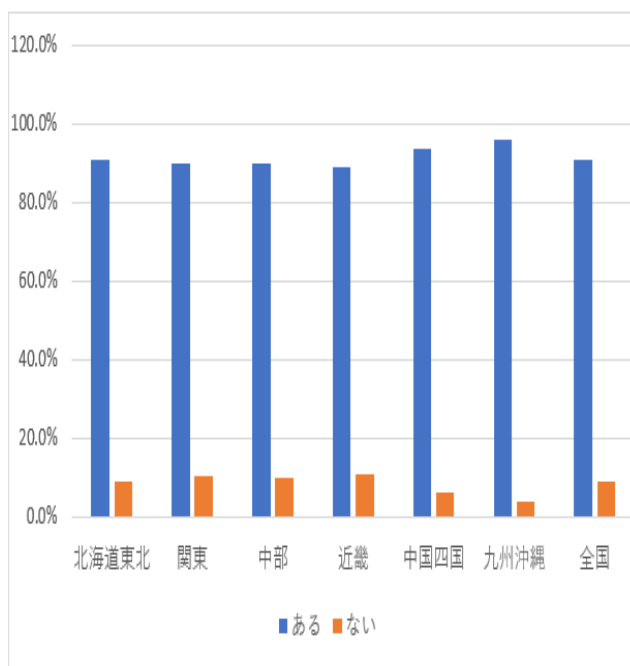
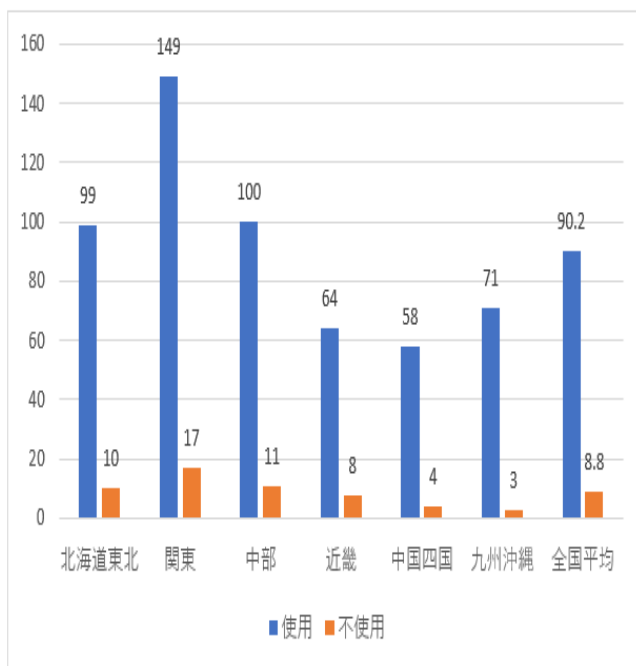
「体液と衛生状態は大丈夫か」「冬になり、底冷えがするのでホットカーペットを導入したらどうかと職員から提案があった」「標準予防策に従って、衛生管理をする」「カビの発生」「化学物質過敏な方への対応策も検討してほしい」「コロナ感染ご遺体からの感染の可能性」「保冷庫の管理」「コロナ、インフルエンザ等」「コロナで亡くなられた方への対応」「アルコール」など

以下、全て（の方）への「(再度) 質問」

【設問6-12】 現在、ご遺体を安置する際に、ドライアイスを使用しますか

	使用	不使用	合計
北海道東北	99	10	109
関東	149	17	166
中部	100	11	111
近畿	64	8	72
中国四国	58	4	62
九州沖縄	71	3	74
全国平均	90.2	8.8	99.0
合計	541	53	594

	ある	ない	合計
北海道東北	90.8%	9.2%	100.0%
関東	89.8%	10.2%	100.0%
中部	90.1%	9.9%	100.0%
近畿	88.9%	11.1%	100.0%
中国四国	93.5%	6.5%	100.0%
九州沖縄	95.9%	4.1%	100.0%
全国	91.1%	8.9%	100.0%

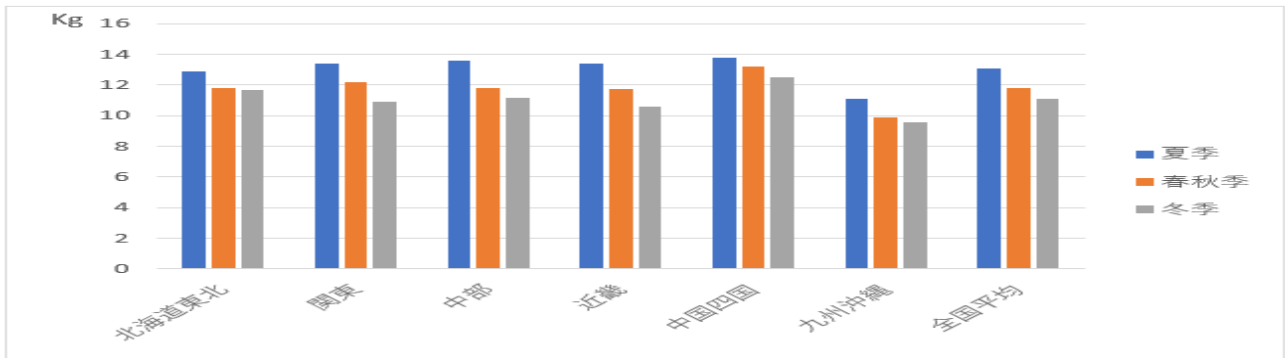


⇒ 【設問6-12】 現在、ご遺体を安置する際に、ドライアイスを「使用」する場合  
夏季、春秋季、冬季の平均的な使用量をお答えください

(単位：Kg)

地域	夏季	春秋季	冬季
北海道東北	12.9	11.8	11.7
関東	13.4	12.2	10.9
中部	13.6	11.8	11.2
近畿	13.4	11.8	10.6
中国四国	13.8	13.2	12.5
九州沖縄	11.1	9.9	9.5
全国平均	13.1	11.8	11.1





全国平均との比較では、使用量が多い地区は、夏季では、中国四国地区、中部地区、関東地区、近畿地区。春秋季では、中国四国地区、関東地区。冬季では、中国四国地区、北海道東北地区、中部地区となった。

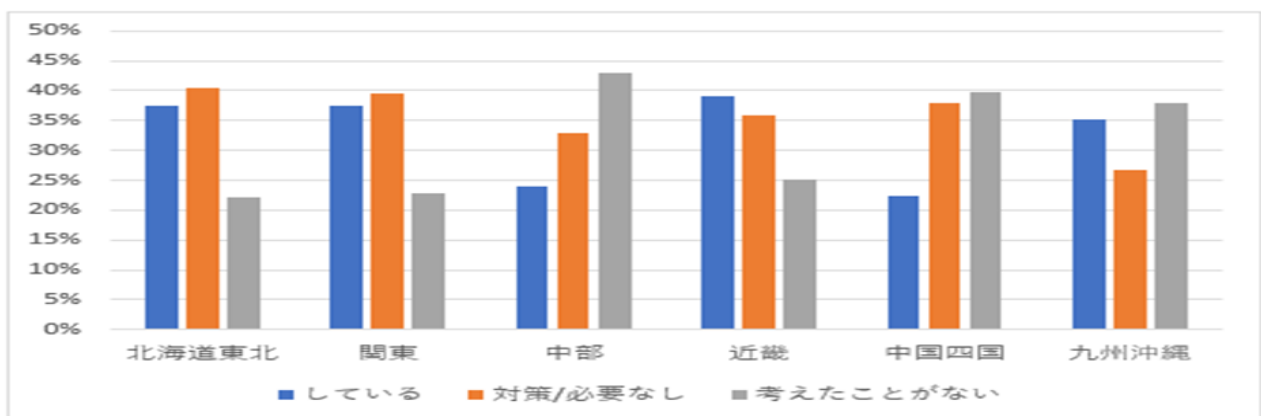
年間を通して平均より使用量が多い地区は、中国四国地区のみとなり、使用量が少ない地区は九州沖縄地区のみとなった。

【設問6-12-2】 遺体安置室におけるCO2室内濃度について留意し、対策していますか

(594件の回答のうち)

	している	対策/必要なし	考えたことがない	合計
北海道東北	37	40	22	99
関東	56	59	34	149
中部	24	33	43	100
近畿	25	23	16	64
中国四国	13	22	23	58
九州沖縄	25	19	27	71
合計	180	196	165	541

	している	対策/必要なし	考えたことがない	合計
北海道東北	37.4%	40.4%	22.2%	100.0%
関東	37.6%	39.6%	22.8%	100.0%
中部	24.0%	33.0%	43.0%	100.0%
近畿	39.1%	35.9%	25.0%	100.0%
中国四国	22.4%	37.9%	39.7%	100.0%
九州沖縄	35.2%	26.8%	38.0%	100.0%



対策なし」や「考えたことがない」という回答が多い。加えて「対策なし」と回答した葬儀事業者の場合にも、当たり前「喚起」をしているから特段の対策はしていない、と言う意味で、「対策なし」を選択された可能性も拭き切れない。

しかし、葬儀事業者にとっては「当然」のことではあっても、依頼者側は、認知していないことが想定される、実際、遺族がご遺体のドライアイスで意識不明になった事故も発生しているため、(葬儀事業者は)「遺族への注意喚起」を徹底する必要がある。

※国民生活センターでは令和5年9月に「棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意」の公表を実施している。↓

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230921\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230921_1.html)

⇒「[設問6-12-2] 遺体安置室におけるCO2室内濃度について留意し、対策していますか」に対して、「(留意し対策)している」を選んだ方にお伺いいたします  
「実施している対策を具体的にお答え下さい」

⇒「補足」にてまとめた

⇒「[設問6-12-2] 遺体安置室におけるCO2室内濃度について留意し、対策していますか」に対して、「留意しているが対策はしていない/対策の必要はない」を選んだ方にお伺いいたします  
「実施している対策を具体的にお答え下さい」

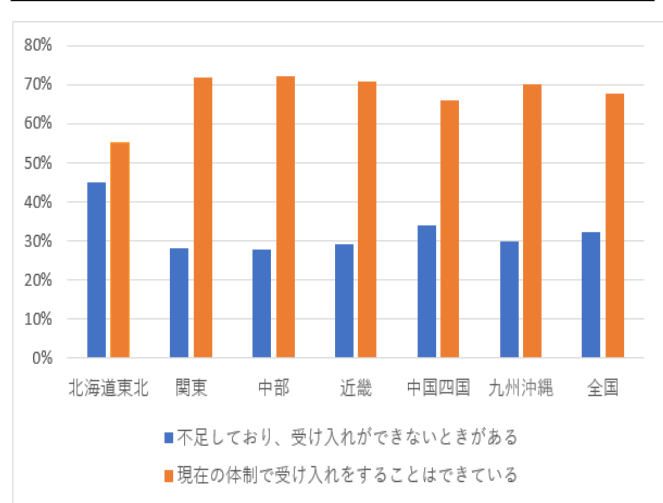
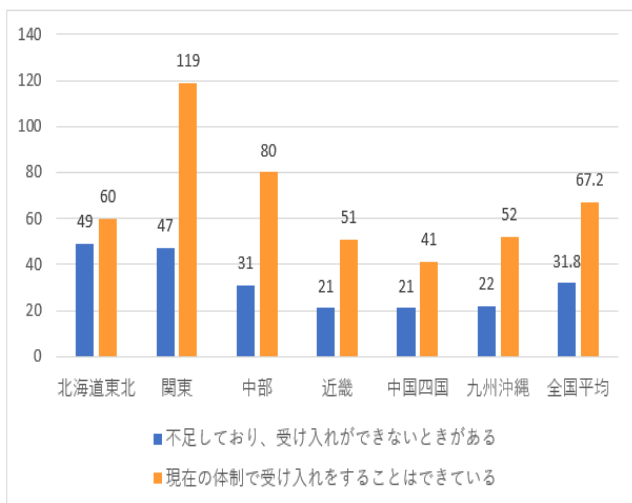
⇒「補足」にてまとめた

**以下、全て(の方)への「(再度)質問」**

【設問6-13】 ご遺体を安置するための受け入れ体制はいかがですか

	不足しており、受け入れができないときがある	現在の体制で受け入れをすることはできている	合計
北海道東北	49	60	109
関東	47	119	166
中部	31	80	111
近畿	21	51	72
中国四国	21	41	62
九州沖縄	22	52	74
全国平均	31.8	67.2	99

	不足しており、受け入れができないときがある	現在の体制で受け入れをすることはできている	合計
北海道東北	45.0%	55.0%	100.0%
関東	28.3%	71.7%	100.0%
中部	27.9%	72.1%	100.0%
近畿	29.2%	70.8%	100.0%
中国四国	33.9%	66.1%	100.0%
九州沖縄	29.7%	70.3%	100.0%
全国	32.2%	67.8%	100.0%



全国平均では「不足しており、受け入れできないときがある」が32.2%となり、これを上回る地区は多い順に北海道東北地区 45.0%、中国四国地区 33.9%の2地区となった。

この【設問6-13】について「【設問1-4】加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答(件)と、加盟していない379回答(件)別に比較した。

【設問6-13】 ご遺体を安置するための受け入れ体制はいかがですか

**団体加入**

	不足しており、受け入れができないときがある	現在の体制で受け入れをすることはできている	合計
北海道東北	33	40	73
関東	26	50	76
中部	17	35	52
近畿	15	23	38
中国四国	11	22	33
九州沖縄	12	25	37
合計	114	195	309

	不足しており、受け入れができないときがある	現在の体制で受け入れをすることはできている	合計
北海道東北	45.2%	54.8%	100.0%
関東	34.2%	65.8%	100.0%
中部	32.7%	67.3%	100.0%
近畿	39.5%	60.5%	100.0%
中国四国	33.3%	66.7%	100.0%
九州沖縄	32.4%	67.6%	100.0%

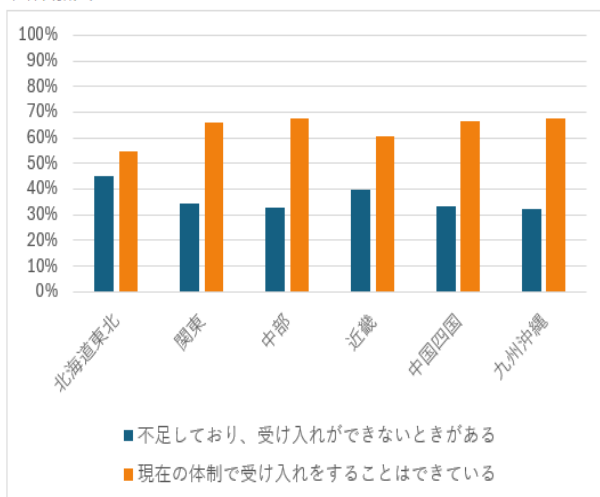
## 団体非加入

	不足しており、受け入れができないときがある	現在の体制で受け入れをすることはできている	合計
北海道東北	16	20	36
関東	21	69	90
中部	14	45	59
近畿	6	28	34
中国四国	10	19	29
九州沖縄	10	27	37
合計	77	208	285

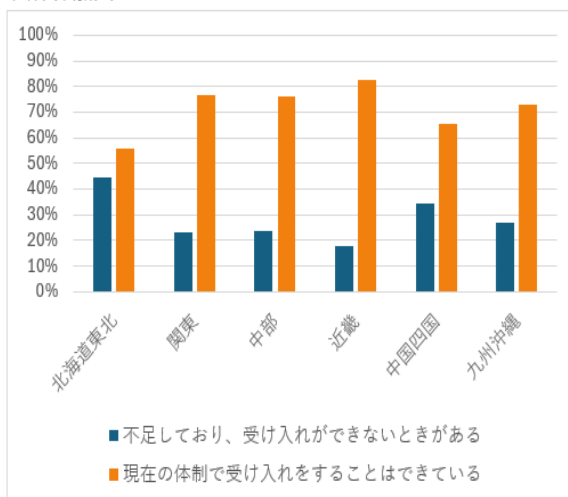
	不足しており、受け入れができないときがある	現在の体制で受け入れをすることはできている	合計
北海道東北	44.4%	55.6%	100.0%
関東	23.3%	76.7%	100.0%
中部	23.7%	76.3%	100.0%
近畿	17.6%	82.4%	100.0%
中国四国	34.5%	65.5%	100.0%
九州沖縄	27.0%	73.0%	100.0%

## 比較用グラフ

団体加入

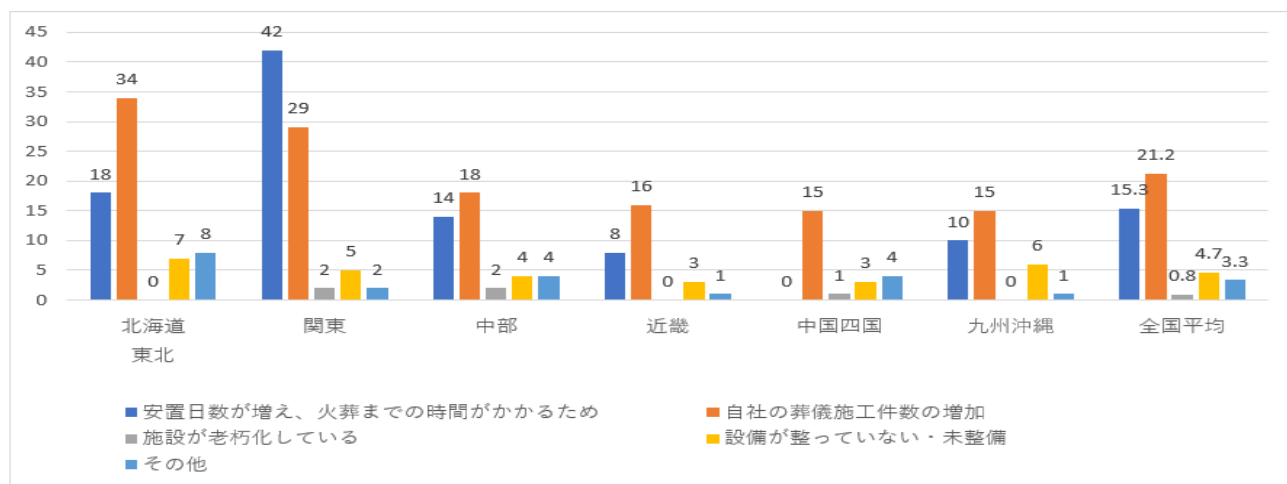


団体非加入



〔設問6-14〕 〔設問6-13〕で「不足しており、受け入れができないときがある」というのはどのような理由からですか（複数回答可）

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
安置日数が増え、火葬までの時間がかかるため	18	42	14	8	0	10	15.3
自社の葬儀施工件数の増加	34	29	18	16	15	15	21.2
施設が老朽化している	0	2	2	0	1	0	0.8
設備が整っていない・未整備	7	5	4	3	3	6	4.7
その他	8	2	4	1	4	1	3.3
合計	67	80	42	28	23	32	45.3



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「利用日の重複」「安置希望の方が多くなっている為」「安置室が2部屋しか無い為」「対応できる従業員不足」「4室4体までなので受け入れできないことがある不足しているとは思ってはならず4室4体までが対応範囲としています」「他社の安置もしている為」「安置所利用者の増加」「人員と施設のバランスで受け入れできないときがある」「足りない」など

全国平均を上回る地区は「安置日数が増え、火葬までの時間がかかるため」では、関東地区、北海道東北地区となり「自社葬儀施工件数の増加」では、北海道東北地区、関東地区となり、「施設が老朽化している」では関東地区、中部地区、中国四国地区となり、「整備が整っていない、未整備」では北海道東北地区、九州沖縄地区、関東地区、となった。

[設問6-15] [設問6-13] で「不足しており、受け入れができないときがある」という場合、ご遺体の安置については、どのようにしていますか 貴事業所が運営する施設で安置できないご遺体の安置場所として、以下の各選択肢が占める割合をそれぞれ教えてください

お寺

0割	131
0.1～3割	36
3.1～5割	0
5.1～7割	2
7.1～10割	0
合計	169

最寄りの公営葬儀場

0割	151
0.1～3割	16
3.1～5割	2
5.1～7割	0
7.1～10割	0
合計	169

最寄りの公営火葬場

0割	135
0.1～3割	27
3.1～5割	2
5.1～7割	1
7.1～10割	4
合計	169

遺族・故人の自宅

0割	21
0.1～3割	50
3.1～5割	21
5.1～7割	9
7.1～10割	68
合計	169

(他社の) 民営葬儀場

0割	116
0.1～3割	32
3.1～5割	2
5.1～7割	5
7.1～10割	14
合計	169

(他社の) 遺体安置施設

0割	118
0.1～3割	34
3.1～5割	6
5.1～7割	3
7.1～10割	8
合計	169

その他

0割	5
0.1～3割	9
3.1～5割	2
5.1～7割	7
7.1～10割	0
不明	146
合計	169

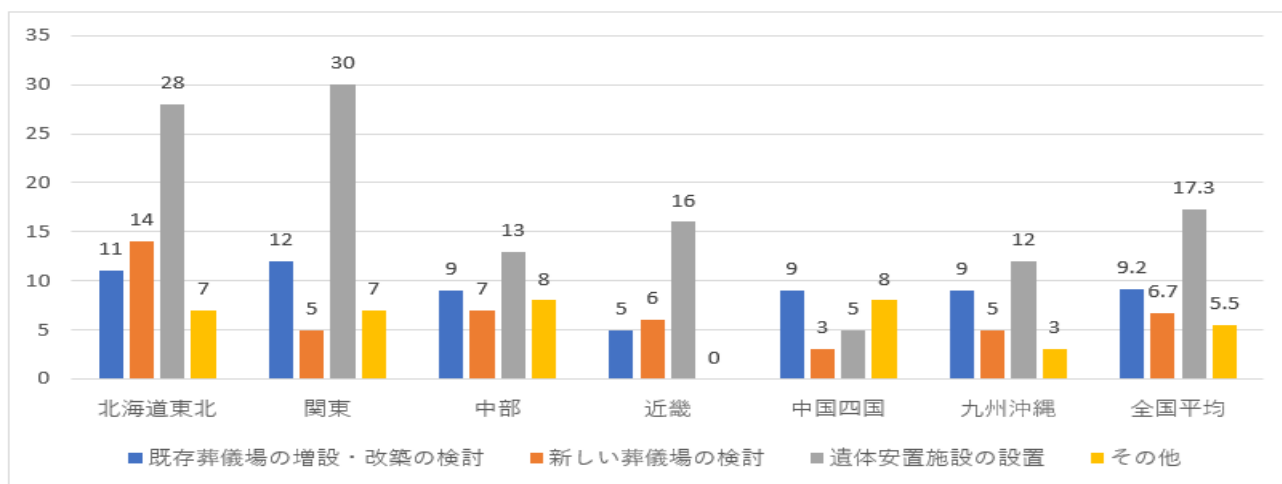
※:「その他」について具体的記述例は以下の通り

- |               |     |              |     |
|---------------|-----|--------------|-----|
| ・ 自社の他の事業所に安置 | 1割  | ・ 警察署の冷蔵庫    | 1割  |
| ・ グループ会社の霊安室  | 5割  | ・ 各自治会の集会場   | 1割  |
| ・ 自社の他営業所     | 8割  | ・ 自社の別の会館    | 10割 |
| ・ 断る          | 8割  | ・ 火葬場安置場     |     |
| ・ 自社の他営業所     | 10割 | ・ 自社の他店舗     | 9割  |
| ・ 本社の冷蔵庫      |     | ・ 私共の別ホールに安置 | 8割  |
| ・ 依頼をお断りしている  | 5割  | ・ 他の業者をお願いする | 8割  |
| ・ 民間火葬場       | 1割  | ・ 病院、施設      | 1割  |

各々の選択肢の最も多い割合は、「お寺」0割、「最寄りの公営葬儀場」0割、「最寄りの公営火葬場」0割、「遺族・故人の自宅」7.1～10割、「(他社の) 民間葬儀場」0割、「(他社の) 遺体安置施設」0割となった。主に「遺族・故人の自宅」が使用されていることがわかる。

[設問6-16] [設問6-13] で「不足しており、受け入れができないときがある」という場合、「ご遺体の安置」について将来的にはどうお考えですか（複数回答可）

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
既存葬儀場の増設・改築の検討	11	12	9	5	9	9	9.2
新しい葬儀場の検討	14	5	7	6	3	5	6.7
遺体安置施設の設置	28	30	13	16	5	12	17.3
その他	7	7	8	0	8	3	5.5



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「今のところ検討してません」「増設したいが人手不足と後継者の問題で先が読めない!」「特に考えていない」「現状維持」「自社の他の事業所へ安置」「遺体安置施設の提携業者を増やす」「人員不足」「火葬場施設での保管」「これからも4室4体の対応」「他社へ紹介」「本社の冷蔵庫」「空き部屋に安置」「現状のまま」「少人数のスタッフで運営している。無理をして受け入れはしない」「検討中」「対応スタッフの増員」「ご遺体安置室と面会室をわけ、安置室は一部屋に数体預かれるようにする予定」「出来ないものは受け付けない」「検討はしていない（不景気で設備投資の余裕なし）」など

全国平均以上となった地区は多い順に「既存葬儀場の増設・改築の検討」では関東地区と北海道東北地区になった。「新しい葬儀場の検討」では北海道東北地区、中部地区。「遺体安置施設の設置」では関東地区、北海道東北地区、となった。

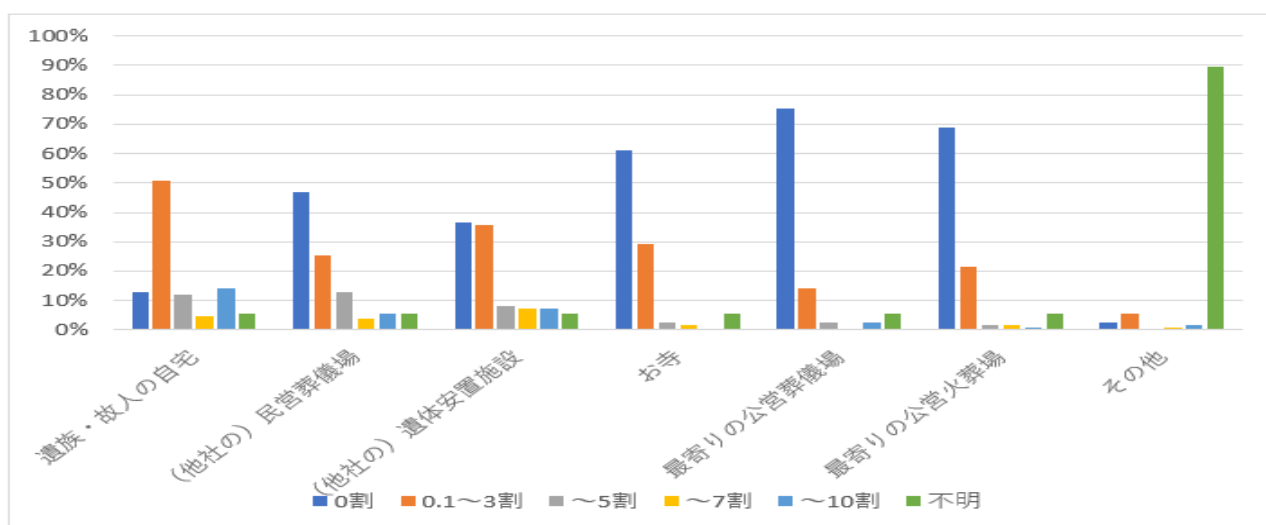


[設問6-1]で「ない」を選んだ方にお伺いいたします

[設問6-1-7] 葬儀までの遺体安置の場所として、以下の各選択肢が占める割合をそれぞれ教えてください。各々の割合は、ここ数年間を総合して、日常の業務の範囲で感じる概算で構いませんのでお答え下さい

	遺族・故人の自宅	(他社の) 民営葬儀場	(他社の) 遺体安置施設	お寺	最寄りの公営葬儀場	最寄りの公営火葬場	その他
0割	16	59	46	77	95	87	3
0.1～3割	64	32	45	37	18	27	7
～5割	15	16	10	3	3	2	0
～7割	6	5	9	2	0	2	1
～10割	18	7	9	0	3	1	2
不明	7	7	7	7	7	7	113
合計	126	126	126	126	126	126	126

	遺族・故人の自宅	(他社の) 民営葬儀場	(他社の) 遺体安置施設	お寺	最寄りの公営葬儀場	最寄りの公営火葬場	その他
0割	12.7%	46.8%	36.5%	61.1%	75.4%	69.0%	2.4%
0.1～3割	50.8%	25.4%	35.7%	29.4%	14.3%	21.4%	5.6%
～5割	11.9%	12.7%	7.9%	2.4%	2.4%	1.6%	0.0%
～7割	4.8%	4.0%	7.1%	1.6%	0.0%	1.6%	0.8%
～10割	14.3%	5.6%	7.1%	0.0%	2.4%	0.8%	1.6%
不明	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	89.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「老人ホーム内（7割）」「自社葬儀場」「教会安置（1割）」「葬儀は行っていない」「警察署（1割）」  
 「老人施設や病院等（1割）」「親会社（10割）」など

各選択肢で最も多い割合となったのは、「遺族・故人の自宅」0.1割～3割、「(他社の) 民営葬儀場」0割、「(他社の) 遺体安置施設」0割、「お寺」0割、「最寄りの公営葬儀場」0割、「最寄りの公営火葬場」0割、となった。

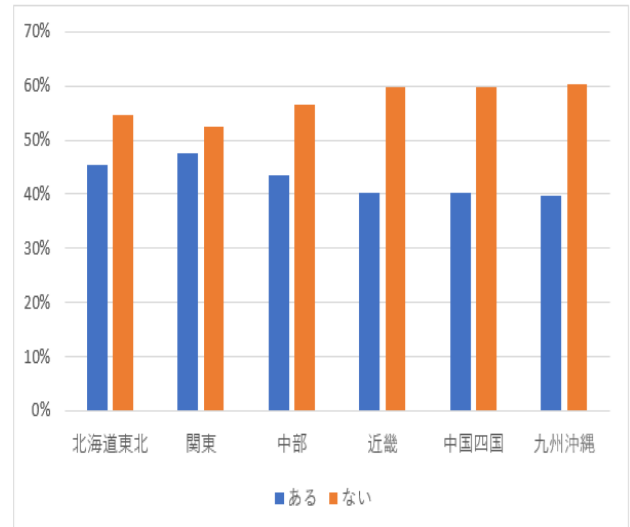
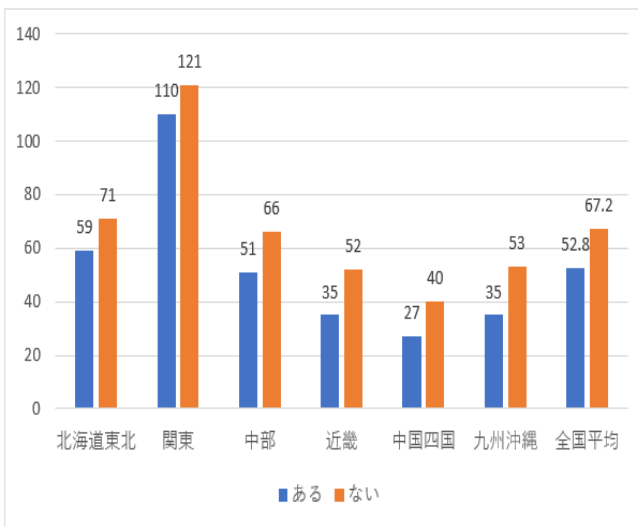


## 以下、全て(の方)への「(再度)質問」

〔設問7-1〕 ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか

	ある	ない	合計
北海道東北	59	71	130
関東	110	121	231
中部	51	66	117
近畿	35	52	87
中国四国	27	40	67
九州沖縄	35	53	88
全国平均	52.8	67.2	120.0
合計	317	403	720

	ある	ない	合計
北海道東北	45.4%	54.6%	100.0%
関東	47.6%	52.4%	100.0%
中部	43.6%	56.4%	100.0%
近畿	40.2%	59.8%	100.0%
中国四国	40.3%	59.7%	100.0%
九州沖縄	39.8%	60.2%	100.0%
全国	44.0%	56.0%	100.0%



遺体の取り扱いに係る基準・手順がないところが半数以上を占めることには大きな懸念が残る。葬儀の施行についても多様化しているので、一元化した基準・手順を指し示すことにも一定の配慮が求められるであろうが、それでもなお、最低限、遺体を取り扱うという視座からのガイドラインの策定の必要性はあろう。

基準・手順があるところは感染症の有無を確認していたり（7-2）、作業員に告げたりしている（7-3）が、そうではないところは、従業員が無防備な状況に置かれていると懸念される。労働安全衛生法上の安全配慮義務は担保されていることが求められる。

作業の現場においては、遺族の感情を思うと、個人防護具の装着はためられることがあることも事実であろうが、マスクと手袋は双方合意出来るのではないだろうか（7-4）。

⇒ 「〔設問7-1〕 ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか」に対して、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

「基準・手順について具体的にお答え下さい」

⇒ 「補足」にてまとめた

この〔設問 7-1〕について、「〔設問 1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」で、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答（件）と、加盟していない379回答（件）別に比較した。

〔設問 7 - 1〕 ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか

団体加入

	ある	ない	合計
北海道東北	42	35	77
関東	49	49	98
中部	28	25	53
近畿	22	17	39
中国四国	17	17	34
九州沖縄	24	16	40
合計	182	159	341

	ある	ない	合計
北海道東北	54.5%	45.5%	100.0%
関東	50.0%	50.0%	100.0%
中部	52.8%	47.2%	100.0%
近畿	56.4%	43.6%	100.0%
中国四国	50.0%	50.0%	100.0%
九州沖縄	60.0%	40.0%	100.0%

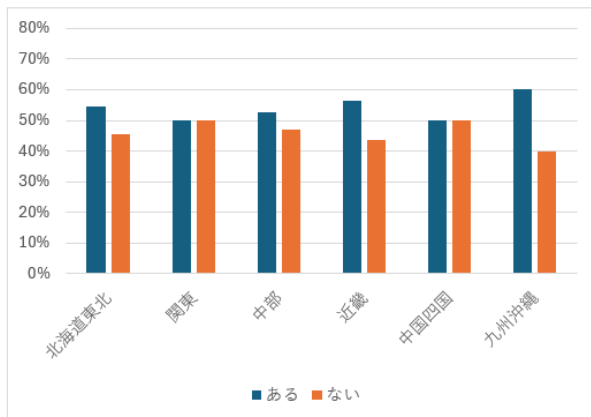
団体非加入

	ある	ない	合計
北海道東北	17	36	53
関東	61	72	133
中部	23	41	64
近畿	13	35	48
中国四国	10	23	33
九州沖縄	11	37	48
合計	135	244	379

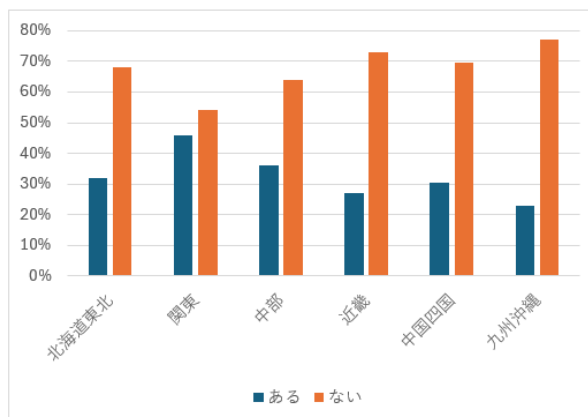
	ある	ない	合計
北海道東北	32.1%	67.9%	100.0%
関東	45.9%	54.1%	100.0%
中部	35.9%	64.1%	100.0%
近畿	27.1%	72.9%	100.0%
中国四国	30.3%	69.7%	100.0%
九州沖縄	22.9%	77.1%	100.0%

比較用グラフ

団体加入

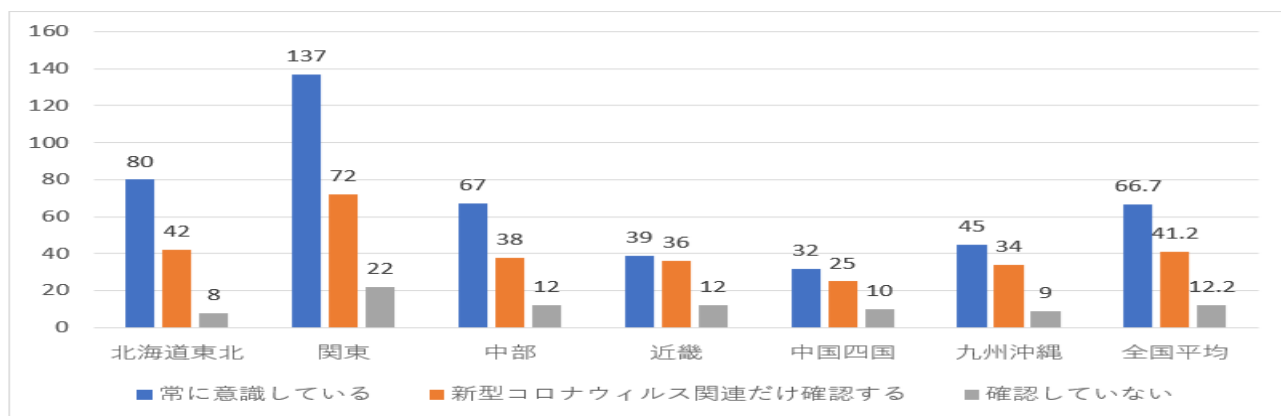


団体非加入

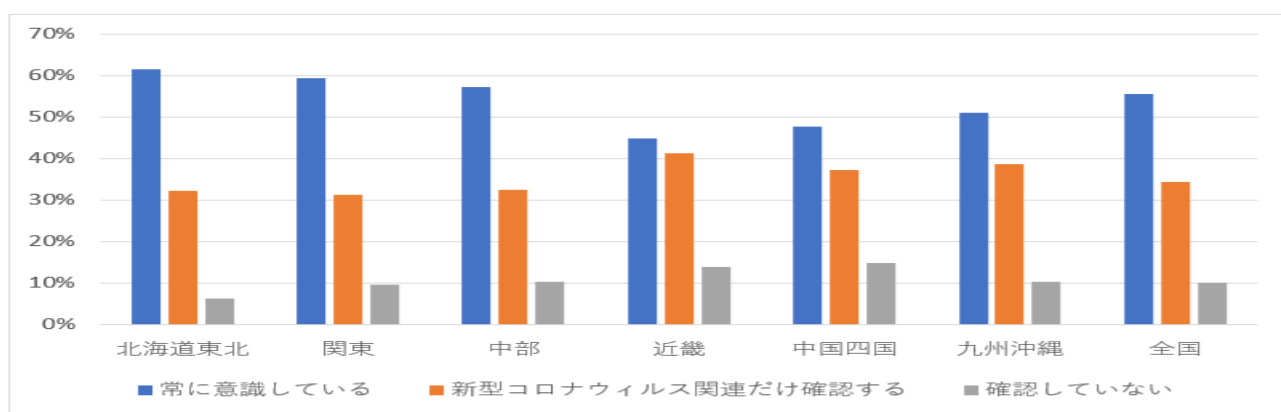


〔設問7-2〕 ご遺体の感染症の有無は、確認していますか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	計
常に意識している	80	137	67	39	32	45	66.7	400
新型コロナウイルス関連だけ確認する	42	72	38	36	25	34	41.2	247
確認していない	8	22	12	12	10	9	12.2	73
合計	130	231	117	87	67	88	120.0	720



	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
常に意識している	61.5%	59.3%	57.3%	44.8%	47.8%	51.1%	55.6%
新型コロナウイルス関連だけ確認する	32.3%	31.2%	32.5%	41.4%	37.3%	38.6%	34.3%
確認していない	6.2%	9.5%	10.3%	13.8%	14.9%	10.2%	10.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



⇒ 「〔設問7-2〕 ご遺体の感染症の有無は、確認していますか」に対して、「常に確認している」を選んだ方にお伺いいたします

「確認している感染症名をお答えください」

⇒ 「補足」にてまとめた

この〔設問 7-2〕は「〔設問 1-4〕 加盟している団体についてお尋ねします」で「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）と、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。

〔設問 7-2〕 ご遺体の感染症の有無は、確認していますか

団体加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
常に意識している	46	65	33	18	17	21	200
新型コロナウイルス関連だけ確認する	26	29	15	15	13	16	114
確認していない	5	4	5	6	4	3	27
合計	77	98	53	39	34	40	341

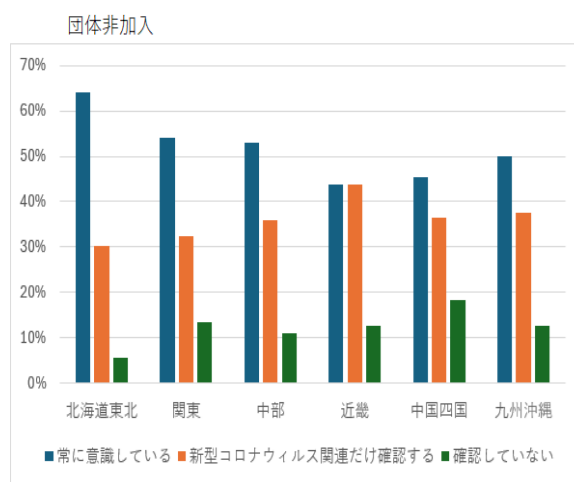
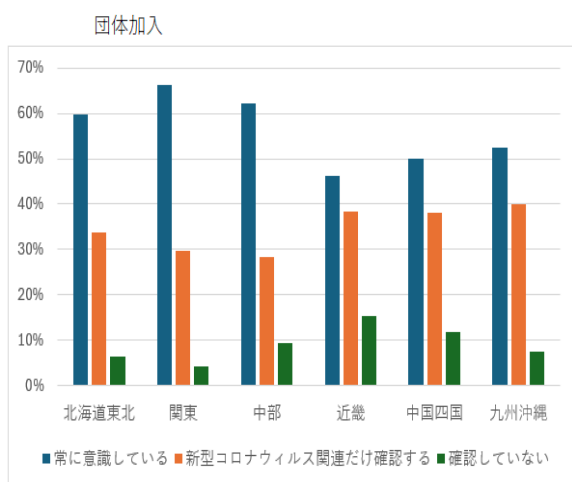
	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
常に意識している	59.7%	66.3%	62.3%	46.2%	50.0%	52.5%
新型コロナウイルス関連だけ確認する	33.8%	29.6%	28.3%	38.5%	38.2%	40.0%
確認していない	6.5%	4.1%	9.4%	15.4%	11.8%	7.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

団体非加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
常に意識している	34	72	34	21	15	24	200
新型コロナウイルス関連だけ確認する	16	43	23	21	12	18	133
確認していない	3	18	7	6	6	6	46
合計	53	133	64	48	33	48	379

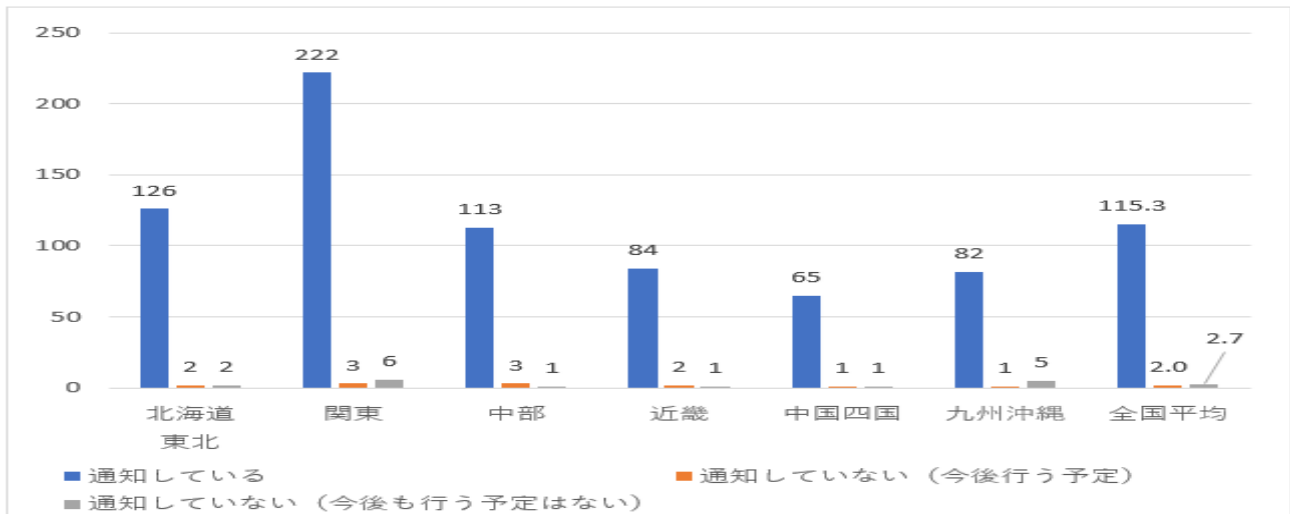
	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
常に意識している	64.2%	54.1%	53.1%	43.8%	45.5%	50.0%
新型コロナウイルス関連だけ確認する	30.2%	32.3%	35.9%	43.8%	36.4%	37.5%
確認していない	5.7%	13.5%	10.9%	12.5%	18.2%	12.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

比較用グラフ

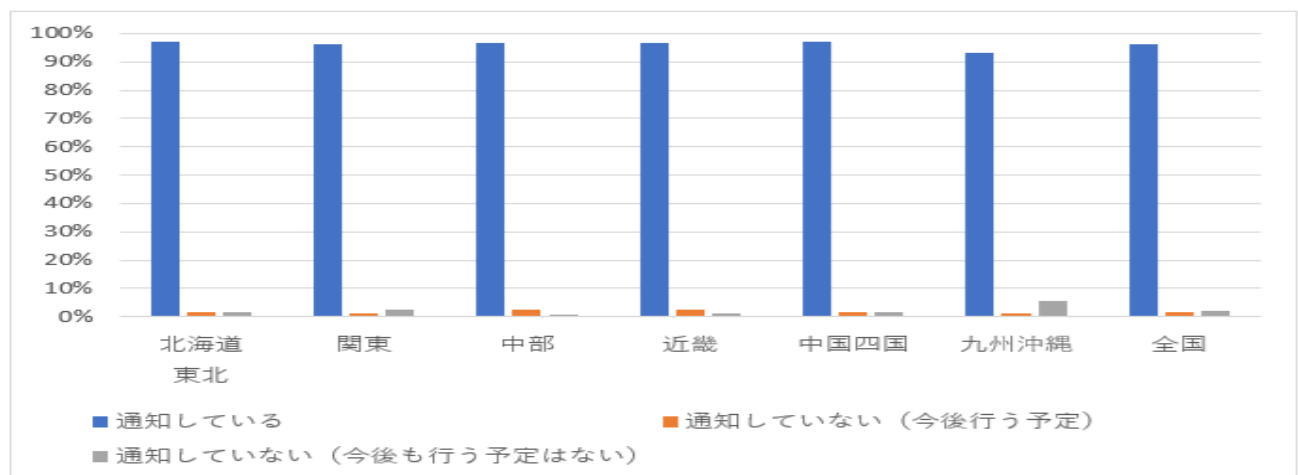


[設問7-3] ご遺体に感染症があると判明した場合、作業員にその旨を通知していますか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	合計
通知している	126	222	113	84	65	82	115.3	692
通知していない (今後行う予定)	2	3	3	2	1	1	2.0	12
通知していない (今後行う予定はない)	2	6	1	1	1	5	2.7	16
合計	130	231	117	87	67	88	120.0	720



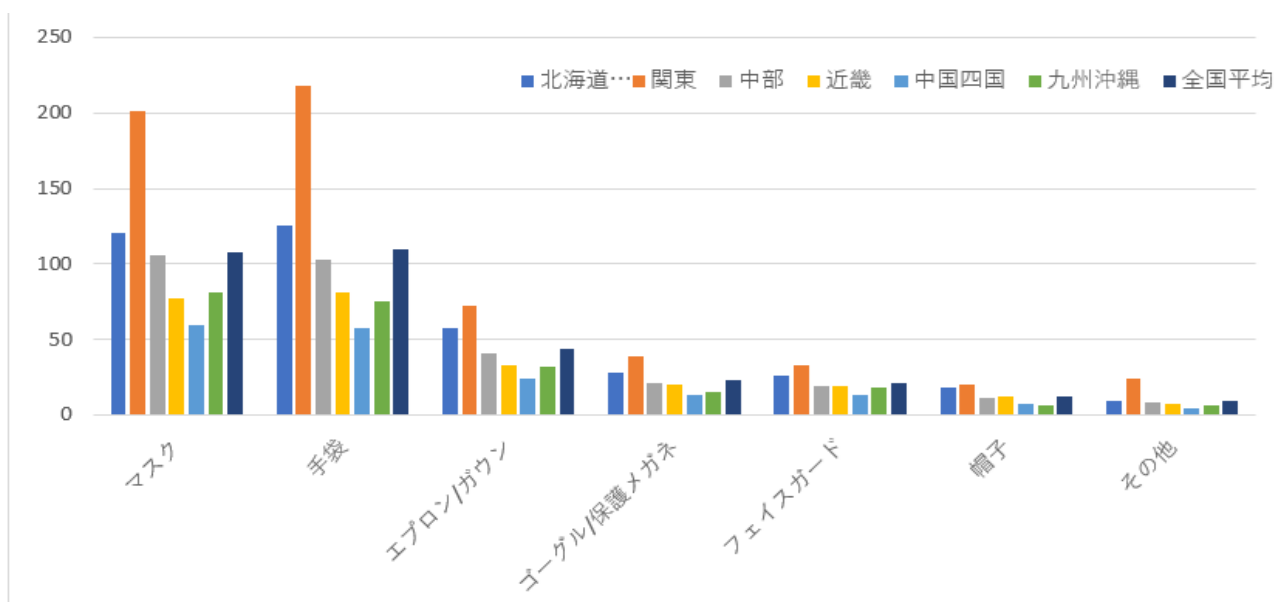
	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
通知している	96.9%	96.1%	96.6%	96.6%	97.0%	93.2%	96.1%
通知していない (今後行う予定)	1.5%	1.3%	2.6%	2.3%	1.5%	1.1%	1.7%
通知していない (今後行う予定はない)	1.5%	2.6%	0.9%	1.1%	1.5%	5.7%	2.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



どの地区においても、ほぼ 100%に近い値が「通知している」という結果になった。

〔設問7-4〕 ご遺体に触れる際に作業員に使用させている個人保護具について(複数回答可)

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均
マスク	121	201	106	77	60	81	107.7
手袋	125	218	103	81	58	75	110.0
エプロン/ガウン	58	72	41	33	24	32	43.3
ゴーグル/保護メガネ	28	39	21	20	13	15	22.7
フェイスガード	26	33	19	19	13	18	21.3
帽子	18	20	11	12	7	6	12.3
その他	9	24	8	7	4	6	9.7
合計	385	607	309	249	179	233	327.0



※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

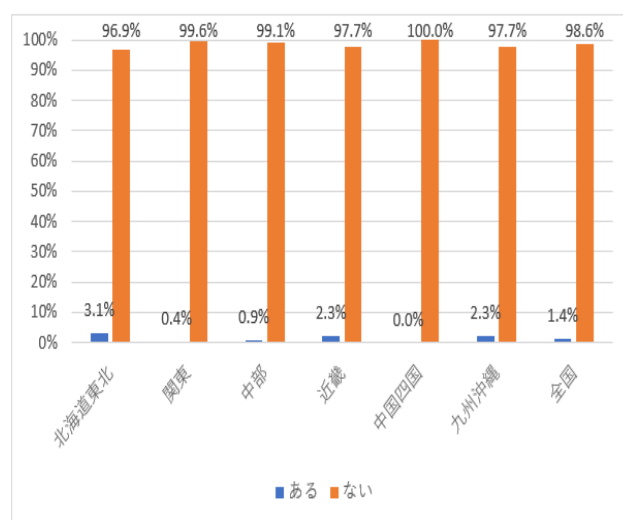
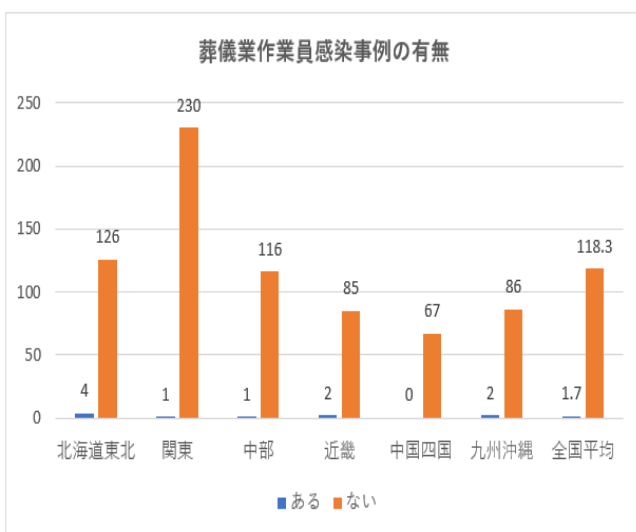
「感染でなければ特になし」「実験衣・白衣」「状況に応じて対応」「わからない」「感染症が無い場合にはマスク、手袋のみ」「靴カバー」「7-2 で回答した感染症に罹患した遺体の場合（その場合、防護服も利用）」「防護服」「状況でエプロン・ゴーグル」「コロナの際には防護服を使用した」「取り扱っていません」「死体は扱わない」「ご遺体に触れる機会はありません」「感染症のある場合、個人判断でマスク・手袋・エプロン」「感染症の程度種類による病院の意向で使用不可の場合あり」「納棺後の扱いを前提としているため遺体に触れない」「感染症の有無によって変わる」「危険なご遺体の場合全て着けます」「互助会事務所の為、ご遺体を扱わない」「従業員の判断と会社からは、バイオハザード用の提供」「医師の指示により、防護服・シューズカバー・アームカバー・ゴーグル等」「消毒液」「コロナで死亡された方の葬儀は受け入れてない」「その他、考えられる限りの感染症対策を講じている」など

全国平均を上回った地区はすべての選択肢において多い順に、関東地区、北海道東北地区の2地区のみとなった。

[設問7-5] 過去に、ご遺体取扱い時に作業員が感染したと思われる事例はありますか

	ある	ない	合計
北海道東北	4	126	130
関東	1	230	231
中部	1	116	117
近畿	2	85	87
中国四国	0	67	67
九州沖縄	2	86	88
全国平均	1.7	118.3	120.0
合計	10	710	720

	ある	ない	合計
北海道東北	3.1%	96.9%	100.0%
関東	0.4%	99.6%	100.0%
中部	0.9%	99.1%	100.0%
近畿	2.3%	97.7%	100.0%
中国四国	0.0%	100.0%	100.0%
九州沖縄	2.3%	97.7%	100.0%
全国	1.4%	98.6%	100.0%



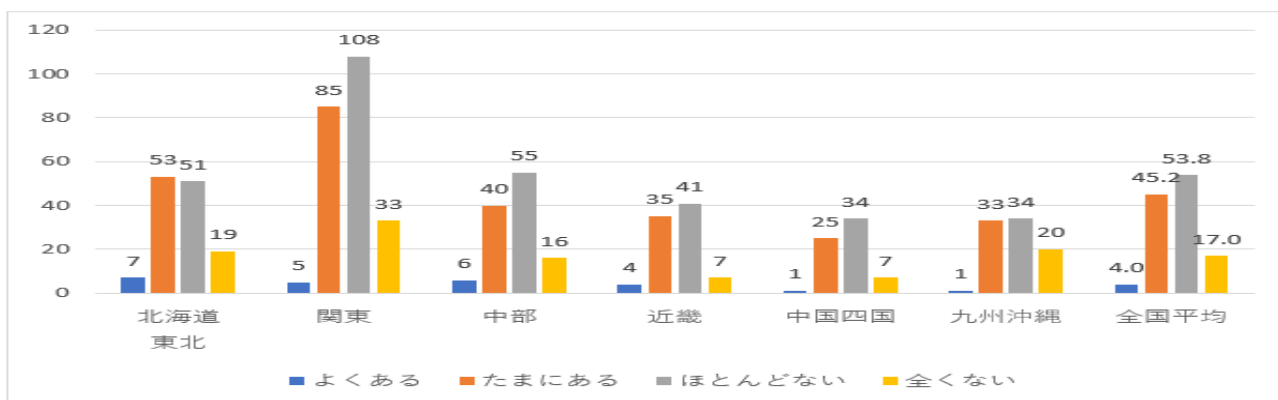
[設問7-5] で「ある」と選んだ方の具体的記述例は以下の通り

「新型コロナ（8件）」「自宅で看取ったインフルエンザ患者、換気不十分、シーツや周囲の接触があったと想像できる」「疥癬」など

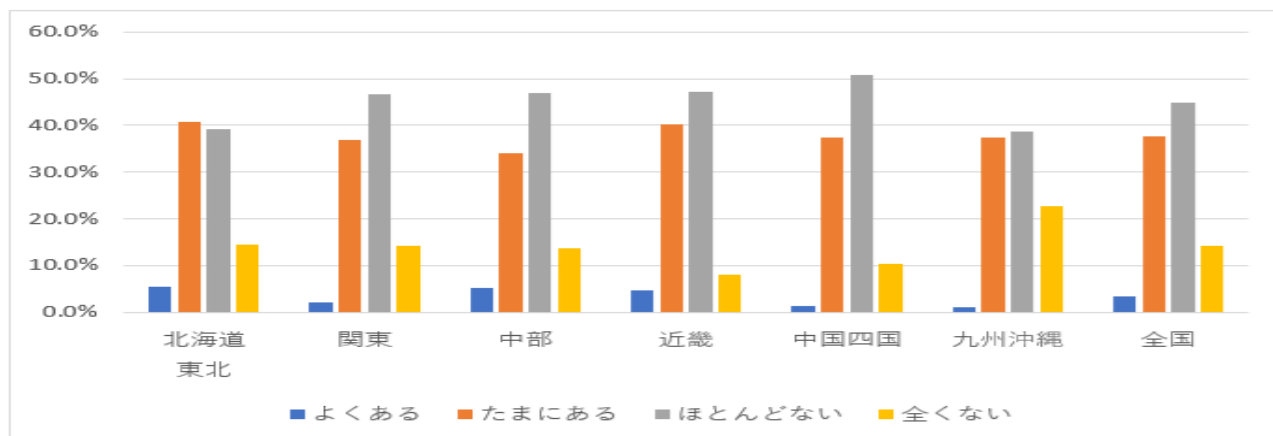
ほぼ100%に近い値が、作業員がご遺体の取扱い時に感染したと思われることはないという回答だったが、（全国で）1.4%は感染報告事例がある。この点について、葬儀業者のみならず、行政も注視するべきである。

[設問7-6] ご遺体に触れる作業員について、ご遺体の体液（血液、尿、排泄物、分泌物）に触れることはありますか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	計
よくある	7	5	6	4	1	1	4.0	24
たまにある	53	85	40	35	25	33	45.2	271
ほとんどない	51	108	55	41	34	34	53.8	323
全くない	19	33	16	7	7	20	17.0	102
合計	130	231	117	87	67	88	120.0	720



	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
よくある	5.4%	2.2%	5.1%	4.6%	1.5%	1.1%	3.3%
たまにある	40.8%	36.8%	34.2%	40.2%	37.3%	37.5%	37.6%
ほとんどない	39.2%	46.8%	47.0%	47.1%	50.7%	38.6%	44.9%
全くない	14.6%	14.3%	13.7%	8.0%	10.4%	22.7%	14.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



ほとんどないがたまにあるが80%を超える割合を占めることがわかる。しかし、「たまにある」と、相当頻度で体液に接しているという回答が、何れの地域においても30~40%



である。従業員の安全性の問題というばかりではなく、遺族においても同様の状況ではないかという懸念がされる。

この〔設問 7-6〕について「〔設問 1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）についてと、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。

〔設問 7 - 6〕 ご遺体に触れる作業員について、ご遺体の体液に触れることはありますか

団体加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
よくある	4	1	3	2	0	0	10
たまにある	30	36	20	20	13	18	137
ほとんどない	32	48	24	15	20	15	154
全くない	11	13	6	2	1	7	40
合計	77	98	53	39	34	40	341

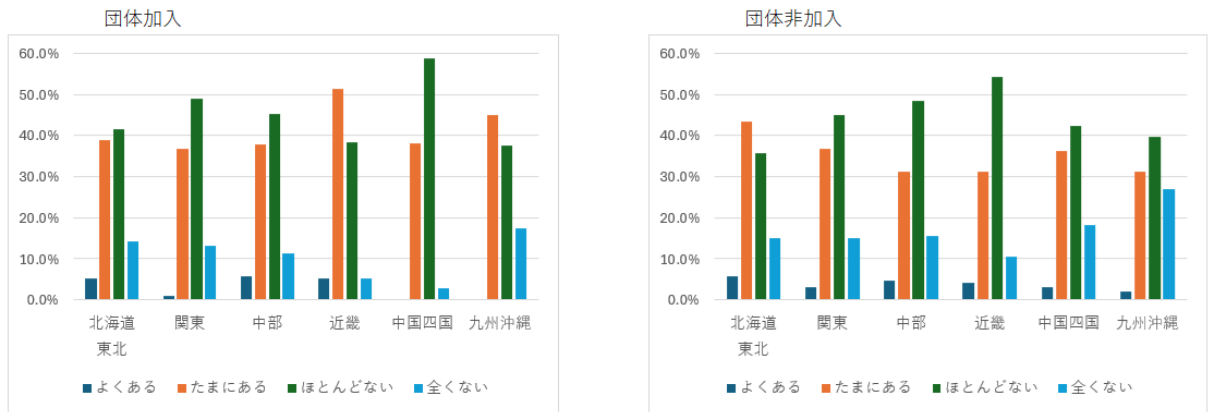
	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
よくある	5.2%	1.0%	5.7%	5.1%	0.0%	0.0%
たまにある	39.0%	36.7%	37.7%	51.3%	38.2%	45.0%
ほとんどない	41.6%	49.0%	45.3%	38.5%	58.8%	37.5%
全くない	14.3%	13.3%	11.3%	5.1%	2.9%	17.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

団体非加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
よくある	3	4	3	2	1	1	14
たまにある	23	49	20	15	12	15	134
ほとんどない	19	60	31	26	14	19	169
全くない	8	20	10	5	6	13	62
合計	53	133	64	48	33	48	379

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
よくある	5.7%	3.0%	4.7%	4.2%	3.0%	2.1%
たまにある	43.4%	36.8%	31.3%	31.3%	36.4%	31.3%
ほとんどない	35.8%	45.1%	48.4%	54.2%	42.4%	39.6%
全くない	15.1%	15.0%	15.6%	10.4%	18.2%	27.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

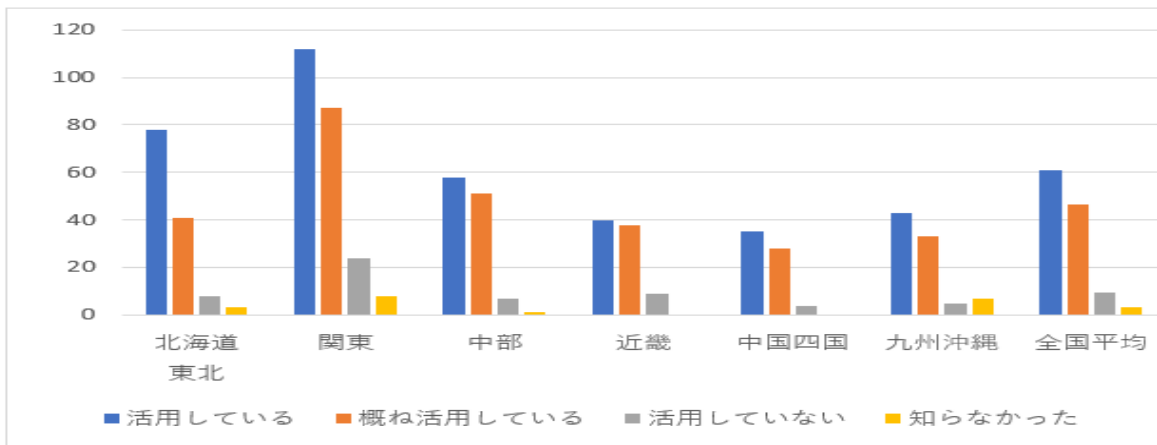
比較用グラフ



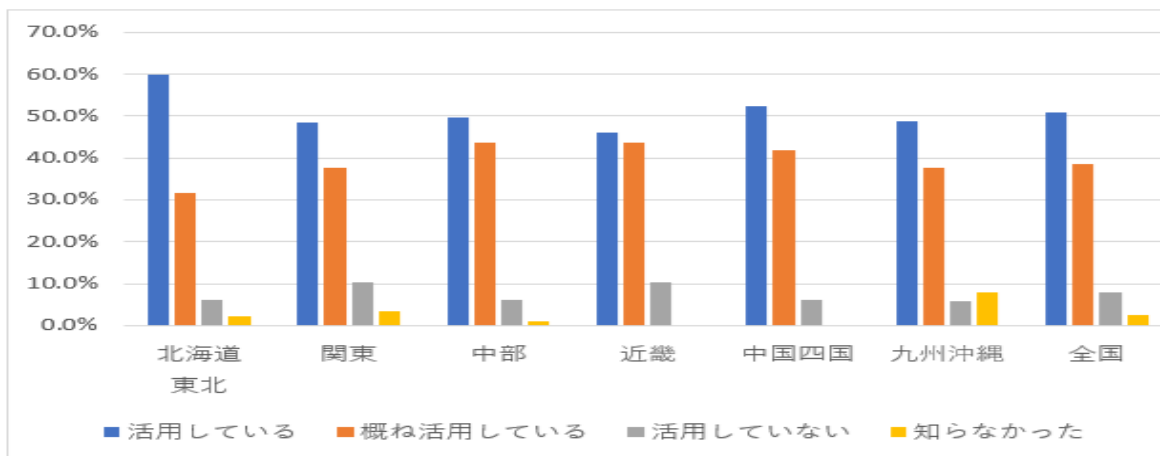
【設問 8】「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付一改訂令和5年6月14日付厚労省・経産省）（以下「ガイドライン」という）や、その他感染症一般についてお尋ねします

〔設問8-1〕 ガイドラインを活用していますか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	計
活用している	78	112	58	40	35	43	61.0	366
概ね活用している	41	87	51	38	28	33	46.3	278
活用していない	8	24	7	9	4	5	9.5	57
知らなかった	3	8	1	0	0	7	3.2	19
合計	130	231	117	87	67	88	120.0	720



	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
活用している	60.0%	48.5%	49.6%	46.0%	52.2%	48.9%	50.8%
概ね活用している	31.5%	37.7%	43.6%	43.7%	41.8%	37.5%	38.6%
活用していない	6.2%	10.4%	6.0%	10.3%	6.0%	5.7%	7.9%
知らなかった	2.3%	3.5%	0.9%	0.0%	0.0%	8.0%	2.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「活用している」「概ね活用している」を合算すると、約9割がガイドラインを活用していることがわかった。

この〔設問8-1〕では、「〔設問1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答（件）と、加盟していない379回答（件）別に比較した。

〔設問8-1〕ガイドラインを活用していますか

団体加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
活用している	48	62	32	22	21	25	210
概ね活用している	26	29	19	15	13	13	115
活用していない	2	5	2	2	0	1	12
知らなかった	1	2	0	0	0	1	4
合計	77	98	53	39	34	40	341

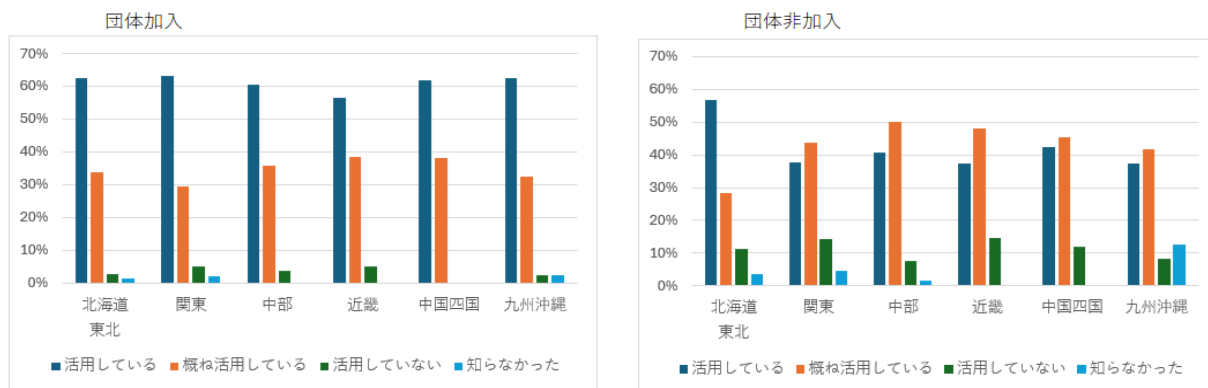
	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
活用している	62.3%	63.3%	60.4%	56.4%	61.8%	62.5%
概ね活用している	33.8%	29.6%	35.8%	38.5%	38.2%	32.5%
活用していない	2.6%	5.1%	3.8%	5.1%	0.0%	2.5%
知らなかった	1.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

団体非加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
活用している	30	50	26	18	14	18	156
概ね活用している	15	58	32	23	15	20	163
活用していない	6	19	5	7	4	4	45
知らなかった	2	6	1	0	0	6	15
合計	53	133	64	48	33	48	379

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
活用している	56.6%	37.6%	40.6%	37.5%	42.4%	37.5%
概ね活用している	28.3%	43.6%	50.0%	47.9%	45.5%	41.7%
活用していない	11.3%	14.3%	7.8%	14.6%	12.1%	8.3%
知らなかった	3.8%	4.5%	1.6%	0.0%	0.0%	12.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

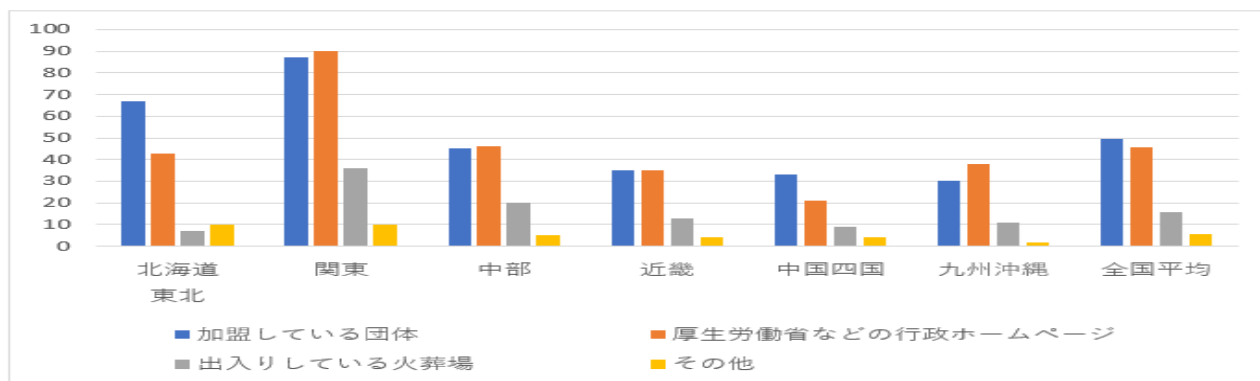
比較用グラフ



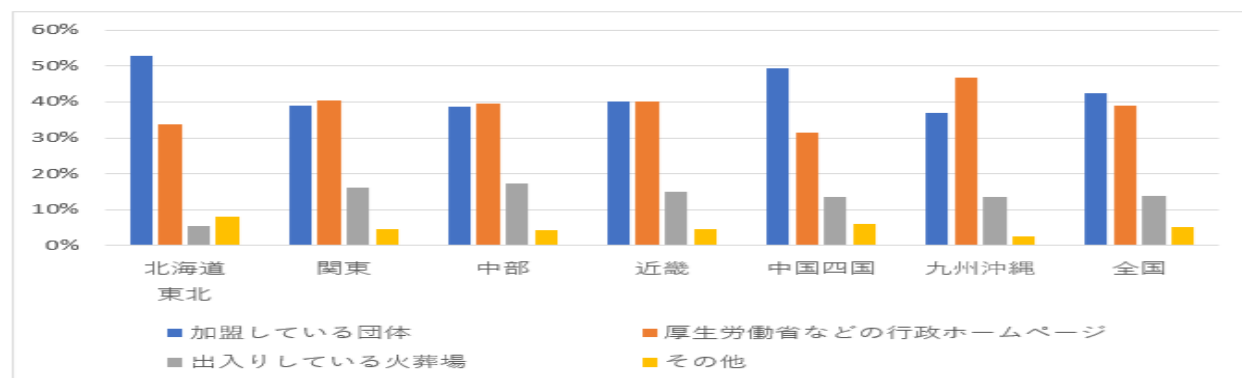
全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者では「ガイドラインを活用している」と、明確な回答を得るが、加盟していない事業者からの回答では「ガイドラインを『概ね』活用している」と、その活用の仕方、程度に曖昧さの残る回答への傾斜がうかがえる。また、「活用していない」という回答についても、加盟していない事業者への傾斜をうかがうことが出来る。

〔設問8-1-2〕 ガイドラインをどこからお知りになりましたか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	合計
加盟している団体	67	87	45	35	33	30	49.5	297
厚生労働省などの行政ホームページ	43	90	46	35	21	38	45.5	273
出入りしている火葬場	7	36	20	13	9	11	16.0	96
その他	10	10	5	4	4	2	5.8	35
合計	127	223	116	87	67	81	116.8	701



	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
加盟している団体	52.8%	39.0%	38.8%	40.2%	49.3%	37.0%	42.4%
厚生労働省などの行政ホームページ	33.9%	40.4%	39.7%	40.2%	31.3%	46.9%	38.9%
出入りしている火葬場	5.5%	16.1%	17.2%	14.9%	13.4%	13.6%	13.7%
その他	7.9%	4.5%	4.3%	4.6%	6.0%	2.5%	5.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



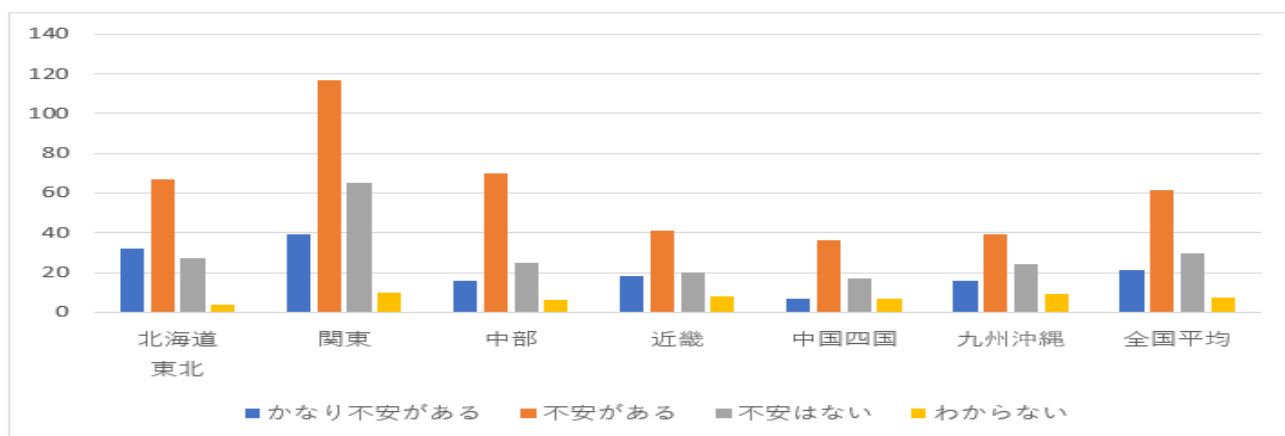
※：「その他」について具体的記述例は以下の通り

「市役所」「納棺協会」「社内にて通知がございました」「行政のホームページと納棺会社」「病院」「自治体等からの通知」「公共団体のため定期的に通知が来る」「加盟していた葬祭協会、現在は行政ホームページ」「取り扱っていません」「ネット検索」「エンゼルケアの外注先」「知人より」「遺体を見ることはありません」「葬儀社より」「搬送業者」「遺体は触らない」「保健所」「他所の葬儀社等」「取引先」など

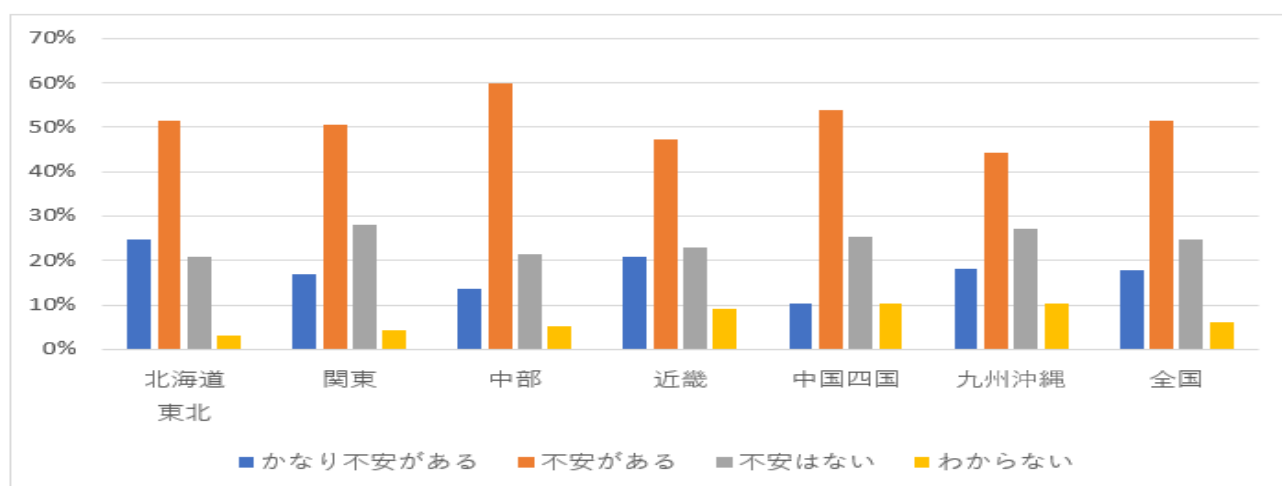
「加盟している団体」からが最も多い42.4%となった。

〔設問8-2〕感染症に罹患したことが判っているご遺体を扱う際の安全面の不安はありませんか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	合計
かなり不安がある	32	39	16	18	7	16	21.3	128
不安がある	67	117	70	41	36	39	61.7	370
不安はない	27	65	25	20	17	24	29.7	178
わからない	4	10	6	8	7	9	7.3	44
合計	130	231	117	87	67	88	120.0	720



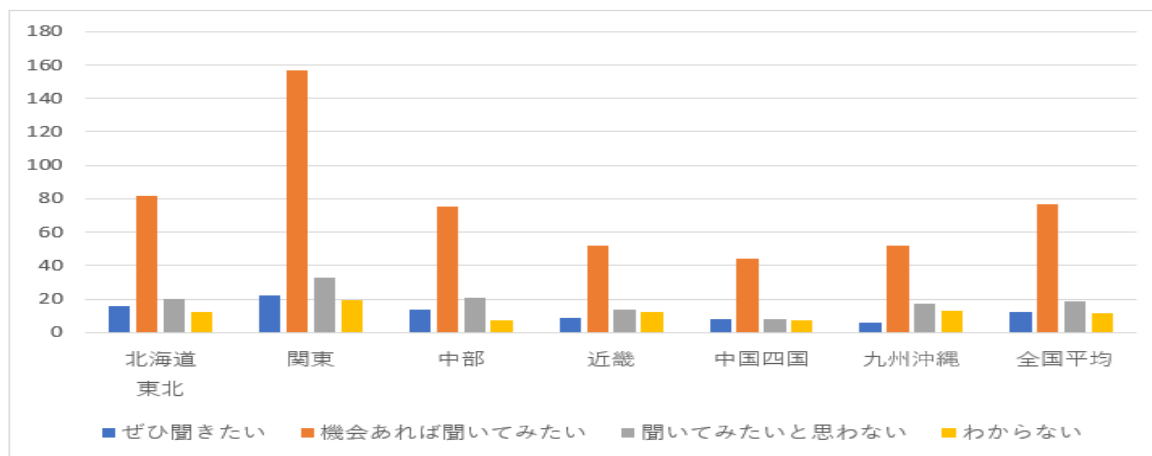
	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
かなり不安がある	24.6%	16.9%	13.7%	20.7%	10.4%	18.2%	17.8%
不安がある	51.5%	50.6%	59.8%	47.1%	53.7%	44.3%	51.4%
不安はない	20.8%	28.1%	21.4%	23.0%	25.4%	27.3%	24.7%
わからない	3.1%	4.3%	5.1%	9.2%	10.4%	10.2%	6.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



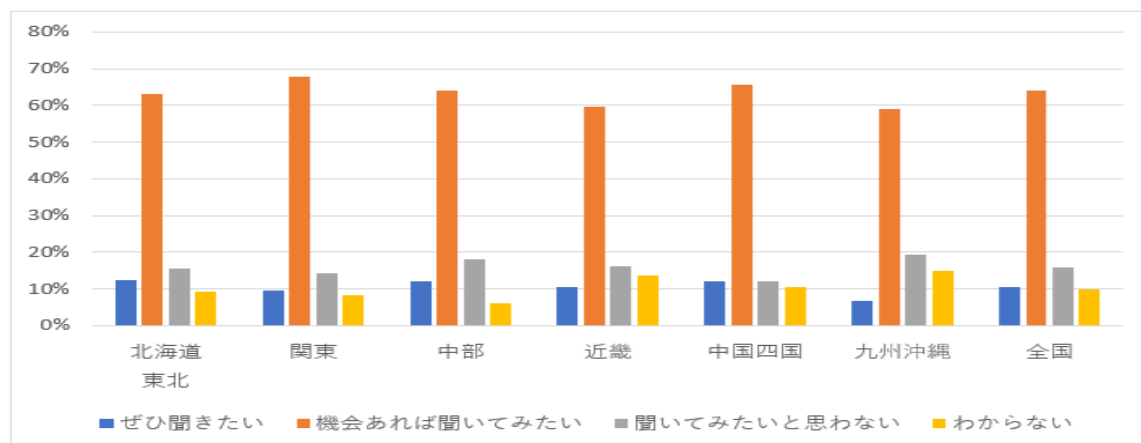
「かなり不安がある」「不安がある」を合算した 69.2%の過半数が不安を感じていることがわかる。

[設問8-3] 感染症対策・対応の説明を公衆衛生の専門家から聞いてみたいと思いますか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	計
ぜひ聞きたい	16	22	14	9	8	6	12.5	75
機会があれば聞いてみたい	82	157	75	52	44	52	77.0	462
聞いてみたいと思わない	20	33	21	14	8	17	18.8	113
わからない	12	19	7	12	7	13	11.7	70
合計	130	231	117	87	67	88	120	720



	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
ぜひ聞きたい	12.3%	9.5%	12.0%	10.3%	11.9%	6.8%	10.4%
機会があれば聞いてみたい	63.1%	68.0%	64.1%	59.8%	65.7%	59.1%	64.2%
聞いてみたいと思わない	15.4%	14.3%	17.9%	16.1%	11.9%	19.3%	15.7%
わからない	9.2%	8.2%	6.0%	13.8%	10.4%	14.8%	9.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「ぜひ聞きたい」「機会があれば聞いてみたい」を合算すると 74.6%と大部分が公衆衛生の専門家から感染症の対策・対応について聞いてみたいと思っている。7 割以上が感染症

の罹患のあるご遺体を取り扱う際の安全面の不安を持っており（8-2）、専門家の話も聞いてみたいと言っているところがやはり7割以上はあることが分かった（8-4）。なんらか必要な情報が末端まで届く方法を構築する必要性があるということが、こうした回答からも導き出される。

たとえば、事業者を登録制にするなどして、メールなどを通して、情報の発信手段の一元化出来れば、ここで求められている情報発信などについての至便化につながる。

現場で知識を必要としていることは、ここまでのアンケート結果からも明らかなことであるから、そこに届けるための「手段」として、具体的な方策ともなろう。

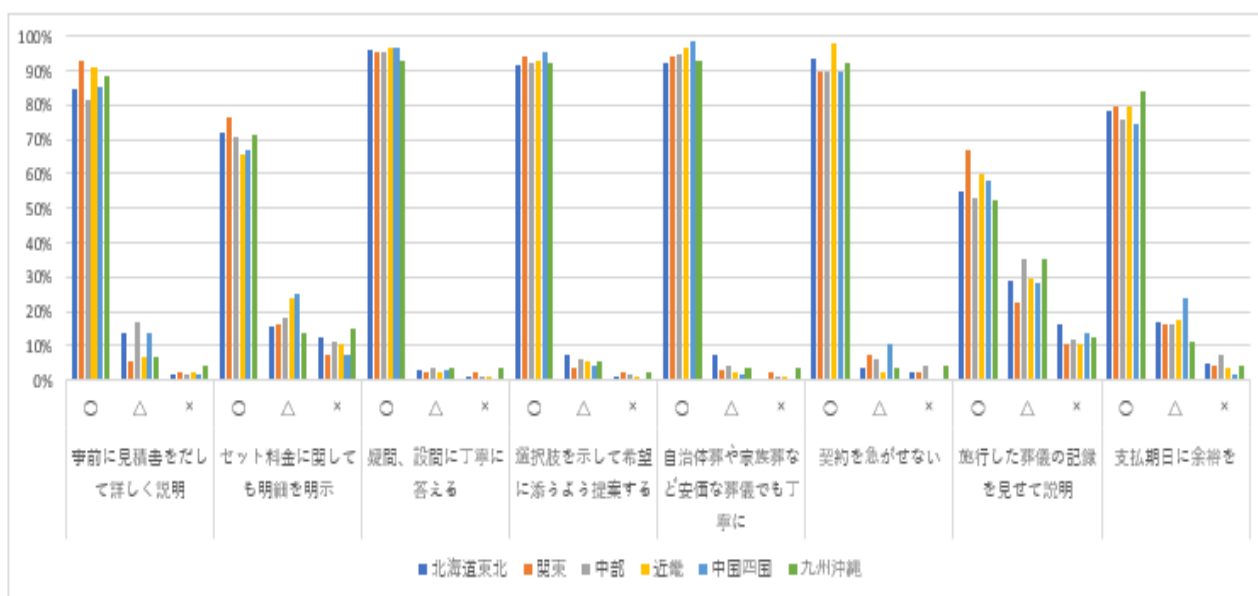


【設問9】 以下は一般的に「葬儀社と打ち合わせのポイント」として挙げられる事例です

これらのうち、貴事業所が施主・遺族に対して行っているのは「○」、貴事業所では行ってはいないものの「ポイント」として適切と思われるのは「△」、「ポイント」とするには疑問を覚えるのは「×」を選択してください

		北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
事前に見積書をだして 詳しく説明	○	110	214	95	79	57	78
	△	18	12	20	6	9	6
	×	2	5	2	2	1	4
セット料金に関しても 明細を明示	○	94	176	83	57	45	63
	△	20	38	21	21	17	12
	×	16	17	13	9	5	13
疑問、設問に丁寧に答 える	○	125	221	112	84	65	82
	△	4	5	4	2	2	3
	×	1	5	1	1	0	3
選択肢を示して希望に 添うよう提案する	○	119	217	108	81	64	81
	△	10	9	7	5	3	5
	×	1	5	2	1		2
自治体葬や家族葬など 安価な葬儀でも丁寧に	○	120	218	111	84	66	82
	△	10	7	5	2	1	3
	×	0	6	1	1	0	3
契約を急がせたりしな い	○	122	208	105	85	60	81
	△	5	17	7	2	7	3
	×	3	6	5			4
支払期日に余裕を	○	102	184	89	69	50	74
	△	22	37	19	15	16	10
	×	6	10	9	3	1	4

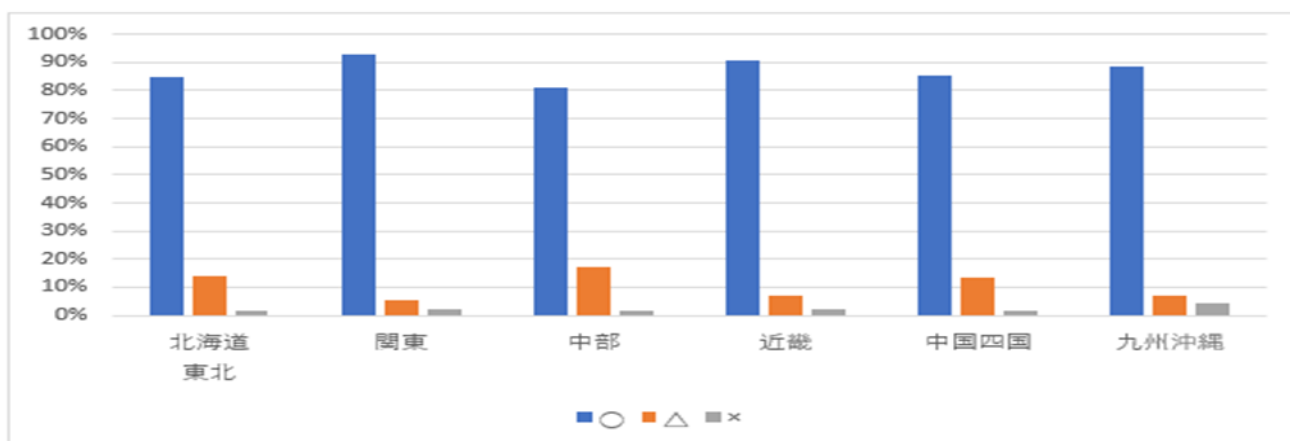
		北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
事前に見積書をだして 詳しく説明	○	84.6%	92.6%	81.2%	90.8%	85.1%	88.6%
	△	13.8%	5.2%	17.1%	6.9%	13.4%	6.8%
	×	1.5%	2.2%	1.7%	2.3%	1.5%	4.5%
セット料金に関しても 明細を明示	○	72.3%	76.2%	70.9%	65.5%	67.2%	71.6%
	△	15.4%	16.5%	17.9%	24.1%	25.4%	13.6%
	×	12.3%	7.4%	11.1%	10.3%	7.5%	14.8%
疑問、設問に丁寧に 答える	○	96.2%	95.7%	95.7%	96.6%	97.0%	93.2%
	△	3.1%	2.2%	3.4%	2.3%	3.0%	3.4%
	×	0.8%	2.2%	0.9%	1.1%	0.0%	3.4%
選択肢を示して希望に 添うよう提案する	○	91.5%	93.9%	92.3%	93.1%	95.5%	92.0%
	△	7.7%	3.9%	6.0%	5.7%	4.5%	5.7%
	×	0.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.0%	2.3%
自治体葬や家族葬など 安価な葬儀でも丁寧 に	○	92.3%	94.4%	94.9%	96.6%	98.5%	93.2%
	△	7.7%	3.0%	4.3%	2.3%	1.5%	3.4%
	×	0.0%	2.6%	0.9%	1.1%	0.0%	3.4%
契約を急がせない	○	93.8%	90.0%	89.7%	97.7%	89.6%	92.0%
	△	3.8%	7.4%	6.0%	2.3%	10.4%	3.4%
	×	2.3%	2.6%	4.3%	0.0%	0.0%	4.5%
施行した葬儀の記録 を見せて説明	○	54.6%	66.7%	53.0%	59.8%	58.2%	52.3%
	△	29.2%	22.5%	35.0%	29.9%	28.4%	35.2%
	×	16.2%	10.8%	12.0%	10.3%	13.4%	12.5%
支払期日に余裕を	○	78.5%	79.7%	76.1%	79.3%	74.6%	84.1%
	△	16.9%	16.0%	16.2%	17.2%	23.9%	11.4%
	×	4.6%	4.3%	7.7%	3.4%	1.5%	4.5%



[事前に明細のはっきりした見積もり書を出して、詳しく説明]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	110	214	95	79	57	78	633
△	18	12	20	6	9	6	71
×	2	5	2	2	1	4	16
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	84.6%	92.6%	81.2%	90.8%	85.1%	88.6%
△	13.8%	5.2%	17.1%	6.9%	13.4%	6.8%
×	1.5%	2.2%	1.7%	2.3%	1.5%	4.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



すべての地区において「事前に明細のはっきりした見積もり書をだして、詳しく説明は」少なくとも80%以上が既に行っており、行っていなかったとしても「ポイント」として適切だと思っている割合を加えると95%以上となる。

今後は、「セット料金に関しても明細を明示」のところについて「○」の割合を今後は高めてゆくことが求められよう。これは、「事前に見積書を出して詳しく説明」とリンクする部分ともなるが、「見積書は出すけれど、そこに何が含まれているかが分からない、認識の齟齬がある」場合には後々トラブルになることも想定される。

「詳しく説明している」と葬儀事業者側が思っはいても、説明を受ける側では、どのような認識なのかは切り分ける必要があるだろう。たとえば、後で見返せるように書面に記載しておく方が望ましく、セット料金もそのセットの中に何が含まれているかを記載するほうが、「あれが含まれていると思ったのに」「これが別途追加料金請求された」と言ったトラブルを防止につながる、という様なことが例示として挙げることが出来る。

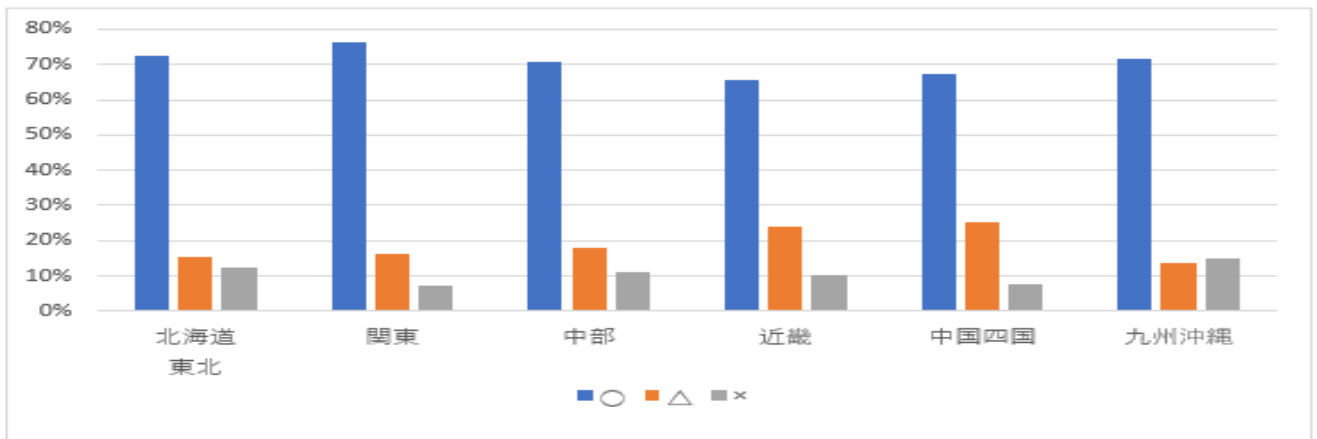
行政処分例として次の様なものがある（参考）。（令和3年7月2日公表）株式会社ユニクエストに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_210702\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210702_01.pdf)

[セット料金に関しても、その明細（個々の単価）を明示]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	94	176	83	57	45	63	518
△	20	38	21	21	17	12	129
×	16	17	13	9	5	13	73
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	72.3%	76.2%	70.9%	65.5%	67.2%	71.6%
△	15.4%	16.5%	17.9%	24.1%	25.4%	13.6%
×	12.3%	7.4%	11.1%	10.3%	7.5%	14.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

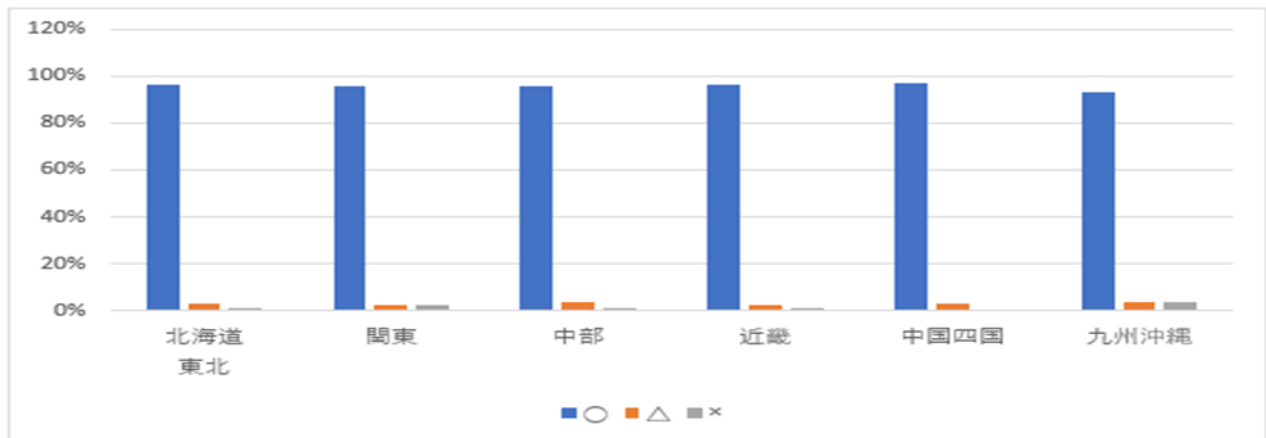


過半数が既に行っているが、各地区 10%前後の割合が「ポイント」とするかは疑問であると回答している。

[疑問・質問に丁寧に答える]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	125	221	112	84	65	82	689
△	4	5	4	2	2	3	20
×	1	5	1	1	0	3	11
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	96.2%	95.7%	95.7%	96.6%	97.0%	93.2%
△	3.1%	2.2%	3.4%	2.3%	3.0%	3.4%
×	0.8%	2.2%	0.9%	1.1%	0.0%	3.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

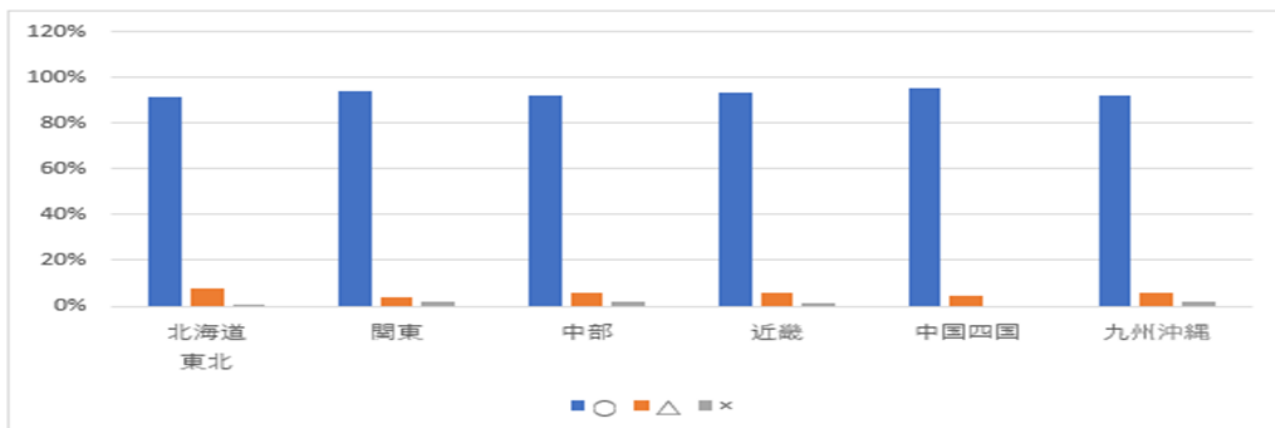


大半が既に行っており、やっていない場合も半数以上が「ポイント」として適切であると思っていることがわかる。

[まずは、選択肢を示す 希望をよく聞き、希望に沿った提案をする]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	119	217	108	81	64	81	670
△	10	9	7	5	3	5	39
×	1	5	2	1		2	11
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	91.5%	93.9%	92.3%	93.1%	95.5%	92.0%
△	7.7%	3.9%	6.0%	5.7%	4.5%	5.7%
×	0.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.0%	2.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

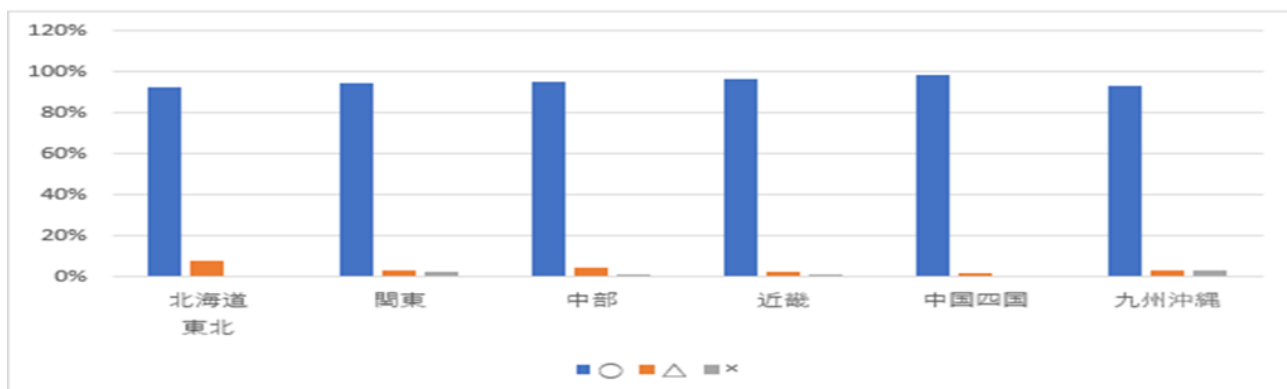


大半が既に行っており、行っていない場合でも大部分が「ポイント」として適切であると考えていることがわかる。

[自治体葬や家族葬など、安価な葬儀を希望しても、丁寧に対応する]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	120	218	111	84	66	82	681
△	10	7	5	2	1	3	28
×	0	6	1	1	0	3	11
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	92.3%	94.4%	94.9%	96.6%	98.5%	93.2%
△	7.7%	3.0%	4.3%	2.3%	1.5%	3.4%
×	0.0%	2.6%	0.9%	1.1%	0.0%	3.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

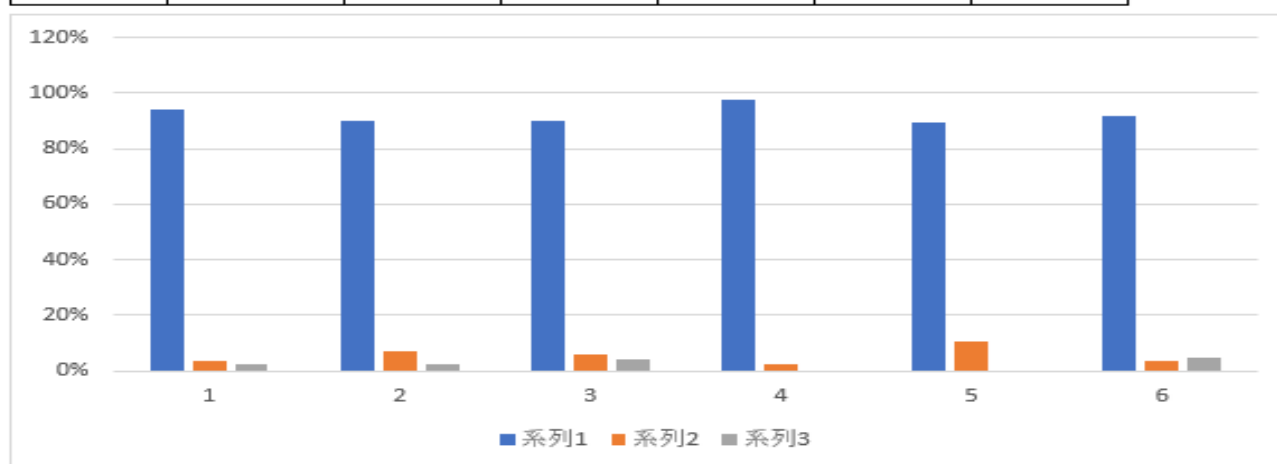


大半が既に行っており、行っていない場合でも大部分が「ポイント」として適切であると考えていることがわかる。

[契約を急がせない]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	122	208	105	85	60	81	661
△	5	17	7	2	7	3	41
×	3	6	5			4	18
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	93.8%	90.0%	89.7%	97.7%	89.6%	92.0%
△	3.8%	7.4%	6.0%	2.3%	10.4%	3.4%
×	2.3%	2.6%	4.3%	0.0%	0.0%	4.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



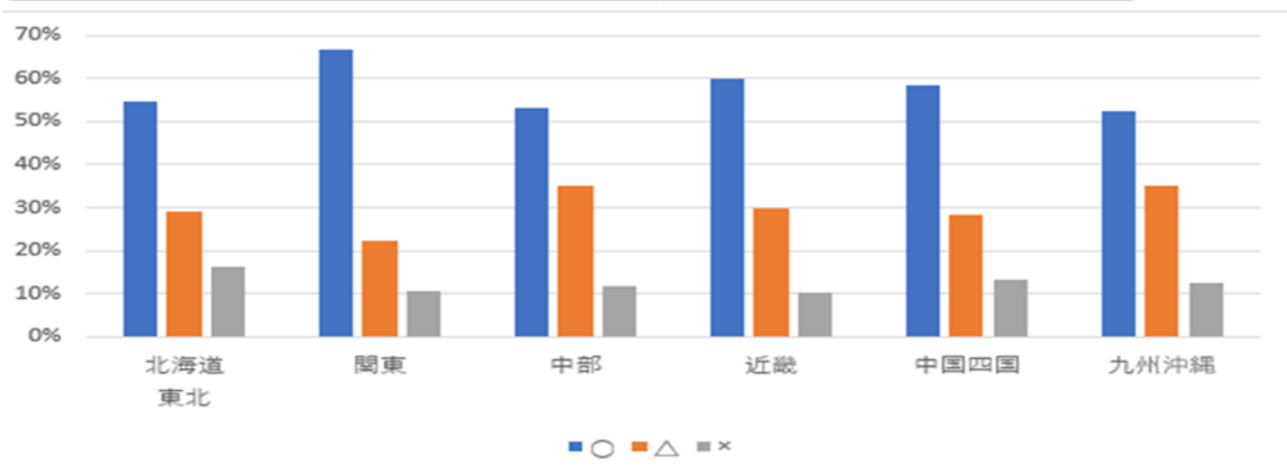
大半が既に行っており、行っていない場合でも大部分が「ポイント」として適切であると考えているが、九州沖縄地区においては「ポイント」として疑問に思う割合の方が多いとなっている。



[過去に施行した葬儀の記録を見せて説明する]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	71	154	62	52	39	46	424
△	38	52	41	26	19	31	207
×	21	25	14	9	9	11	89
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	54.6%	66.7%	53.0%	59.8%	58.2%	52.3%
△	29.2%	22.5%	35.0%	29.9%	28.4%	35.2%
×	16.2%	10.8%	12.0%	10.3%	13.4%	12.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

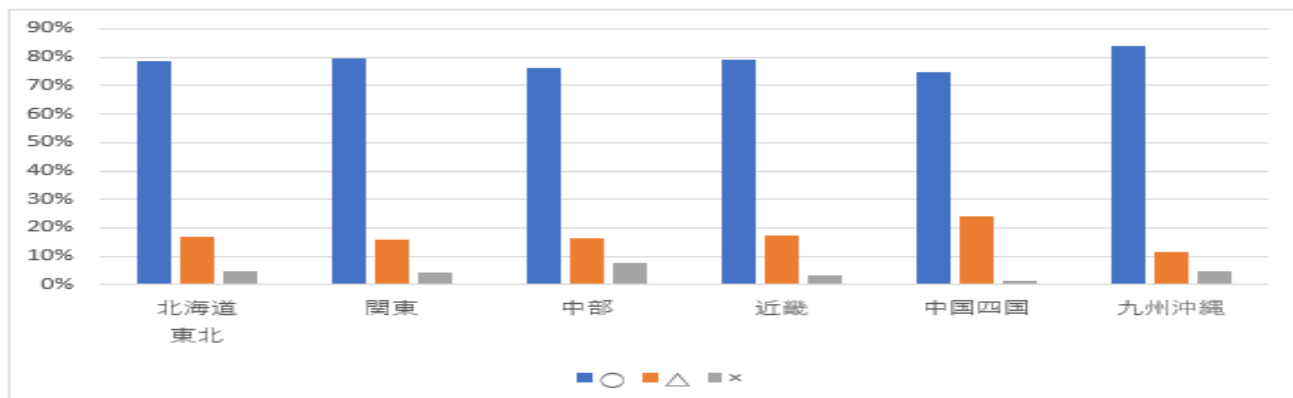


過半数が既に行っており、行っていない場合でも「ポイント」として適切と考えている割合の方が多いが、「ポイント」として疑問に思う割合も少なくはない。

[支払い期日に余裕を持たせる]

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
○	102	184	89	69	50	74	568
△	22	37	19	15	16	10	119
×	6	10	9	3	1	4	33
合計	130	231	117	87	67	88	720

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
○	78.5%	79.7%	76.1%	79.3%	74.6%	84.1%
△	16.9%	16.0%	16.2%	17.2%	23.9%	11.4%
×	4.6%	4.3%	7.7%	3.4%	1.5%	4.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

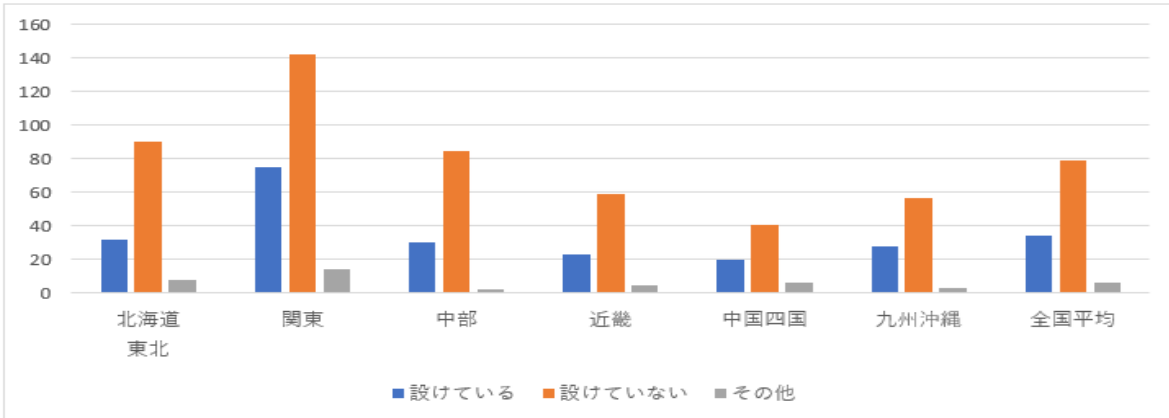


大半が既に行っており、行っていない場合でも大部分が「ポイント」として適切であると考えていることがわかる。

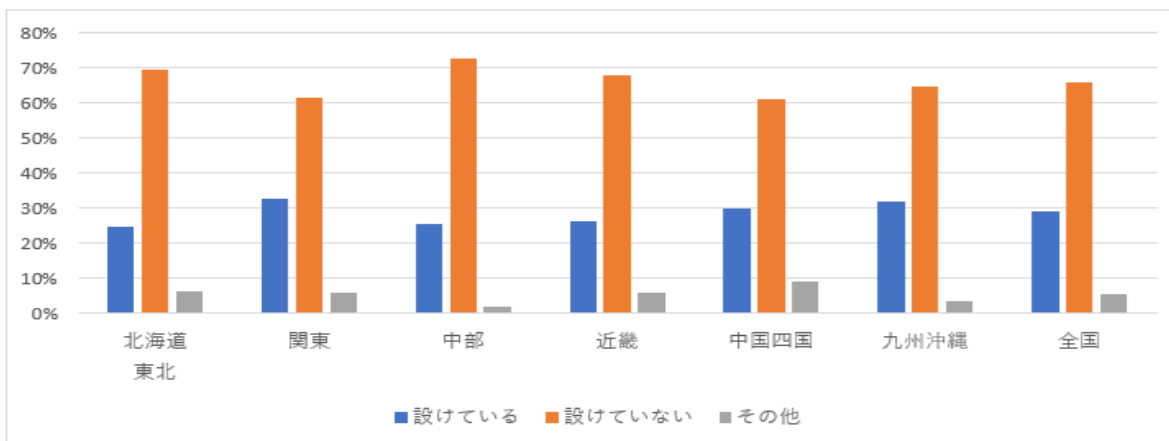
【設問10】利用者相談窓口についてお伺いいたします

【設問10-1】利用者から契約上の相談を受け付ける専用の窓口を設けていますか

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国平均	計
設けている	32	75	30	23	20	28	34.7	208
設けていない	90	142	85	59	41	57	79.0	474
その他	8	14	2	5	6	3	6.3	38
合計	130	231	117	87	67	88	120.0	720



	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	全国
設けている	24.6%	32.5%	25.6%	26.4%	29.9%	31.8%	28.9%
設けていない	69.2%	61.5%	72.6%	67.8%	61.2%	64.8%	65.8%
その他	6.2%	6.1%	1.7%	5.7%	9.0%	3.4%	5.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



全国平均では「設けている」28.9%、「設けていない」65.8%となり、最も「設けている」の割合が高い地区は、関東地区の32.5%となった。

この「設問 10-1」では「[設問 1-4] 加盟している団体についてお尋ねします」で、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）と、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。

【設問 10-1】利用者から契約上の相談を受け付ける専用の窓口を設けていますか

団体加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
設けている	18	38	11	13	8	15	103
設けていない	54	55	42	25	22	23	221
その他	5	5	0	1	4	2	17
合計	77	98	53	39	34	40	341

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
設けている	23.4%	38.8%	20.8%	33.3%	23.5%	37.5%
設けていない	70.1%	56.1%	79.2%	64.1%	64.7%	57.5%
その他	6.5%	5.1%	0.0%	2.6%	11.8%	5.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

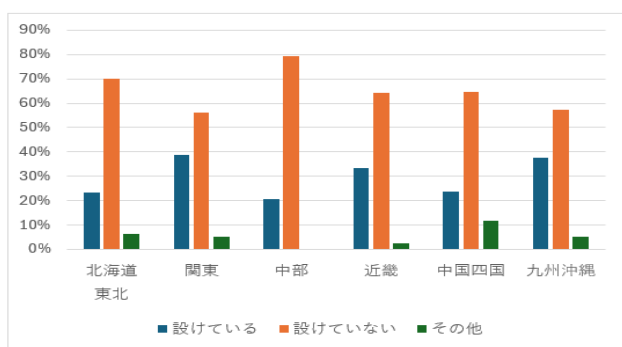
団体非加入

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	計
設けている	14	37	19	10	12	13	105
設けていない	36	87	43	34	19	34	253
その他	3	9	2	4	2	1	21
合計	53	133	64	48	33	48	379

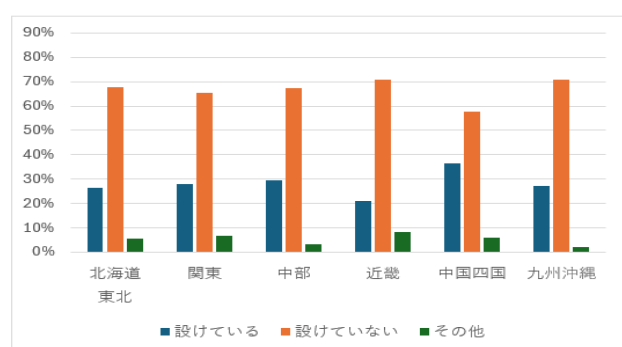
	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
設けている	26.4%	27.8%	29.7%	20.8%	36.4%	27.1%
設けていない	67.9%	65.4%	67.2%	70.8%	57.6%	70.8%
その他	5.7%	6.8%	3.1%	8.3%	6.1%	2.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

比較用グラフ

団体加入



団体非加入



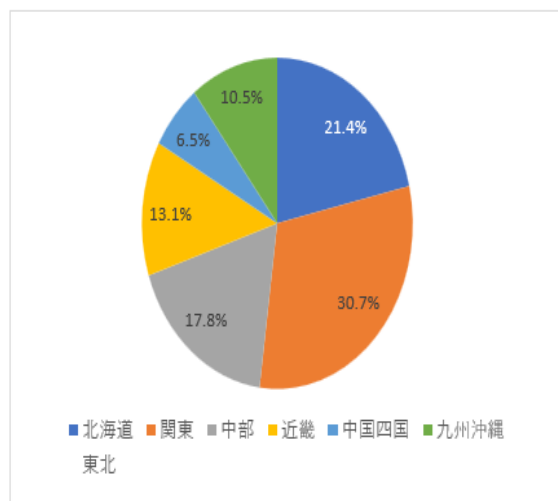
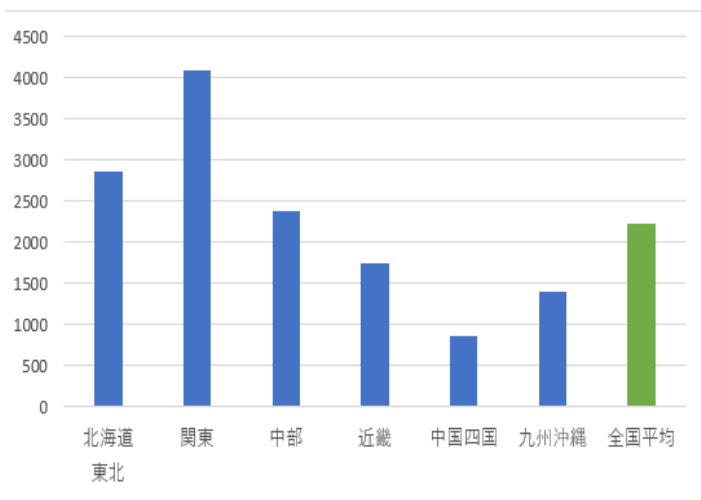
全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者では「(利用者相談窓口を) 設けていない」という回答傾向は、加盟していない事業者に比べて、地域による差が大きめに現われる。また「設けている」事業者では加盟している業者では「関東」地域に。加盟していない業者では「中国四国」地域に傾斜していることがうかがえる。

〔設問10-2〕専用の窓口を設けている場合、直近1年間で受けた相談の件数

北海道東北	2,850
関東	4,093
中部	2,375
近畿	1,752
中国四国	860
九州沖縄	1,400
全国平均	2,221.7
合計	13,330

北海道東北	21.4%
関東	30.7%
中部	17.8%
近畿	13.1%
中国四国	6.5%
九州沖縄	10.5%
合計	100.0%

~



割合が多い順に関東地区 30.7% (4,093 件)、北海道東北地区 21.4% (2,850 件)、中部地区 17.8% (2,375 件)、近畿地区 13.1% (1,752 件)、九州沖縄地区 10.5% (1,400 件)、中国四国地区 6.5% (860 件) となり、関東地区と北海道東北地区で過半数を占めていることがわかった。

なお、「設けていない」の割合は、データの読み方として、事業所単位での回答とも思料されるので、「(その) 事業所にはない」ということから、割合が低くなっているとも考えられる。葬儀トラブルに限らず、利用者相談窓口がないと担当者と交渉しなくてはなりません。問合せ段階ではなく、契約後のクレームになると、なかなか対応が難しい。望ましい体制としては、葬儀事業者の規模にも拠るが、組織内にも第三者的に相談を受ける窓口があって、申し出内容を担当者へフィードバックし、必要に応じて教育を行う、といった自律的に解決する体制を構築する可能性も挙げることが出来る。

中小規模の事業者が多い葬儀事業者の場合、登録制度の一環として、トラブル事例の報告なども募り (この場合、匿名も想定)、事例を蓄積させることを通して、トラブルを未然に回避するとも可能となろう。

## 【令和5年度 厚労科学研究】葬儀・葬儀場等に関するアンケート調査（まとめ）

このたびのアンケートはハローページ掲載のものから、重複していると思われるものなどを整理し、15,513件を対象にしてWebによるアンケート調査を2023年12月に施行した。回答率総数は720件。回収率は4.6%。地域別に「北海道東北」「関東」「中部」「近畿」「中国四国」「九州沖縄」の6つに分けているが、地域別に回収率については大きな差は認められなかった。

事務所について。事業の形態については「株式会社」が57.6%、「有限会社」が26.5%であった。株式会社、有限会社を合わせると80%強が、法人であることがわかる。「個人（事業）」も9.3%と、1割近くを占めた。

事業として行っているものとしては、「葬祭業（葬儀施行）」「霊柩搬送業」「仏壇・仏具小売業」「生花（販売）取扱業」というものが主流である。

加盟している団体は「葬祭業関連団体」「全国霊柩自動車協会」が主なものであって、「未加盟」というものも多かった。

この回答数に対する「組織率」について、補足しておくとして、「葬祭業関連団体」は47.4%であったが、実際には「葬祭業関連団体」で最大加盟数のものも1,217社。今回、調査対象数として抽出した葬儀事業者数は15,513件。いわゆる「組織率」は7.8%にとどまる。研究に際しては、調査意図などについて既存の「葬祭業関連団体」に対して、調査の主旨についての説明を行ったなどの経緯があったので、それら「団体」の判断で、今回調査への協力要請を行ったとの報告もあるので、結果、この回答における「葬祭業関連団体」の組織率が上がったことも想定される。

事業所における従業員数については全国平均で8.8名。最も多い地域で「近畿」では13.5名。少ないのは「関東」で6.1名であり、倍近い開きはあるもの他の地域では概ね全国平均に準じている。なお、これら従業員について特定の資格、免許等を有する従業員の配置についての基準・目安については、全国的に見ても「設けられていない」方が大多数である。なお、この〔設問1-8〕については、「〔設問1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答（件）と、加盟していない379回答（件）別に比較した。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者では「管理者への研修などを開催している」傾向が高く。「葬祭業関連団体」に加盟していない事業者では「一般職への研修などを開催している」ことへの傾斜がうかがえる。

事業所ごとの直近5年間の葬儀施行件数については、どの地域も年々上昇傾向にあり、全体の合計では、2018年と2022年で30,000件弱増加しており単年度で5,000件以上増加していることがわかる。その為全国平均は4年間（2018年～2022年）で4,415件増加、単年度で1,000件強ほど増加している。また、近畿地方においては4年間で

11,779 件増加しており平均の 2.5 倍以上増加している。

そうした事業所が何処からご遺体を引き取っているのか、概算値ではあるものの、その内訳は 3 割～10 割のほとんどは「病院」であり、0.1 割～3 割では「自宅」「警察」「養護ホームなど」という割合である。

また、これら事業所において葬儀場の設置状況を確認すると、ほとんどの地域では 7 割強から 9 割弱の大部分が「運営している」という回答であった。しかも、「運営している場合」であるが、「運営している施設数」は、事業所毎の施設数は、全国平均で 2.3 施設、最小で関東の 1.3 施設、最大で近畿の 3.1 施設となっている。

ここで、冒頭の「事務所について」に立ち戻るが、事業の形態について尋ねた際には、株式会社、有限会社を合わせると 80%強が、法人であることがわかっている。そうしたことも含めて考慮すると、今回の調査に回答した葬儀事業者は、比較的規模が大きい事業者からの回答である可能性を思料した方が良い。

これら葬儀場について（ここでは、回答者が複数「葬儀場」を有している場合には、「主たる」葬儀場について、尋ねている）。「土地・建物共に自己所有」は 62.2%。「建物のみ自己所有」は 22.7%であった。どの地域も比較すると「土地・建物共に自己所有」である割合が高いが、全国平均との比較では、北海道東北地方と関東地方のみが平均以上となった。

これら葬儀場の竣工年は、最も多いのは 2001～2010 年の 209 件であり、1991～2000 年と合わせると全体の 67%となり、1991 年～2010 年の 20 年間に葬儀場の建設が集中している。そうした葬儀場の付帯設備・機能等について（複数回答可）は、「式場」「遺族の控室」「導師控室」「会議室」「遺体安置室」が基本的機能とされている。

また、葬儀の年間施行数については、全国で 269.2 件。「北海道東北地区」は最も多く 361.5 件。「中部地区」が最も少なく 198.2 件であった。他、「関東地区」「近畿地区」「中国四国地区」「九州沖縄地区」では各々 230～270 件であった。

遺体の安置について。前述「葬儀場の付帯設備・機能等について」で基本的機能のひとつともいえる「遺体安置室」について質問をしている。

「葬儀・火葬をする前に遺体を安置」について、その「ある」「なし」を尋ねると、遺体を安置することが「ある」という回答は全国平均では 82.5%となり、唯一下回ったのは関東地方の 71.9%であった。

なお、このこの [設問 6-1] については、「[設問 1-4] 加盟している団体についてお尋ねします」において、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）、それと、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟していない事業者では、加盟している事業者に比べ、「遺体を安置していない事業者」への傾

斜していることがうかがえる。

以下は、ここで「ある」と回答した回答者に尋ねたものである。

主たる遺体安置施設の設備の機能・状況等については、遺体安置施設は、全国平均で多い順に「遺族控室」等に安置している」29.6%。「遺体安置室があり、部屋に冷蔵機能はない」27.9%。「遺体冷蔵庫がある」16.0%。「式場」等に安置している」15.2%。「遺体安置室があり、部屋全体が冷蔵機能を持っている」10.1%となった。

上位2つを合わせると過半数となり、遺族控室又は冷蔵機能のない安置室にて、安置していることが多いことがわかる。

そうした遺体安置施設の設備の機能・状況等における収容能力は、全国平均が8.5体となり、北海道東北が2倍以上の18.1体、関東が11.7体。これに対する過去、数年における年間安置遺体数（概算「平均」）は、全国平均が165.1体となり、最も多かったのは近畿地方の297.1体。他の地域では125.9体（九州沖縄）から171.6体（関東）。これらと比べても、ほぼ2倍程度と突出している。

ここ数年における平均の遺体安置（待機）期間は、全国平均が2.53日であり、唯一上回ったのが関東地区の3.59日となった。また最も少なかったのは中国四国地区の1.75日である。今後のこの期間は、特に、都市部を中心に延びることが予想される。適切な管理者が常駐している事業所が対応すべきであろう。また、最大の遺体安置（待機）期間は、全国平均が11.1日であり、関東地区の17.1日と北海道東北地区の15.3日が上回る形となった。また最短は九州沖縄地区の4.5日となった。

こうした安置する遺体が何処から運び込まれたか（概算値・割合）について尋ねると、各々の選択肢で最も多かった割合としては、「遺族・故人の自宅」では0.1～3割、「病院」が～7割、「養護ホームなど」は0.1～3割となった。

こうした「遺体安置施設の利用料」について。その殆どは遺体安置施設の利用料が有料である。最も割合が高いのは、北海道東北地区の91.7%。最も低いのは九州沖縄地方だが、それでも75.7%。8～9割が有料である。以下は「有料」という回答の場合である。

利用料は、高い順では、中国四国地区（27,510円）。次いで、北海道東北地区（24,386円）、中部地区（21,708円）、九州沖縄地区（27,510円）、近畿地区（17,112円）、関東地区（10,474円）となった。最も低い関東地区と比べ全国平均（18,970円）は約1.8倍。最も高い中国四国地区は約2.7倍も高い。

現在使用中の遺体安置施設の設備、今後整備する予定については、全国平均では、「増設を予定している」が9.4%、「増設を検討中である」が29.5%、「整備予定はない」が60.3%となっている。また、増設する場合、安置する遺体数の数で置き換えると、全国平均では34.3体。地区別では多い順に関東地区84体、九州沖縄地区47体、北海道東北地区31体、近畿地区19体、中部地区14体、中国四国地区11体であった。



遺体安置室の設備基準については、具体的な室（装置）内の基準としている温度は、全国平均では 12.7℃。各地区高い順に北海道東北地区 17.8℃、九州沖縄地区 17.2℃、中国四国地区 16.6℃、近畿地区 13.6℃、中部地区 12.7℃、関東地区 9.5℃となり、関東地区のみ平均を下回った。

なお、この〔設問 6-10〕については、「〔設問 1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）と、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟していない事業者では「室（装置）内温度」「故人名の貼付け」「面会の時間」「室（装置）内の衛星基準」の 4 つについては、関東における事業者における傾斜がより顕著である。

また、室（装置）内の消毒、清掃等の具体的な衛生基準は、最も多いのは「その他消毒、清掃」127 件。順に「使用後必ずアルコール」61 件。「オゾン」23 件と続く。

過去 2 ヶ月に、遺体安置施設の環境について、利用者や作業員から意見・要望等の有無については全国平均では 87.3%。地域別でもほぼ 9 割が「ない」との回答を得ている。

この点について、アンケートでは、さらに具体的・個別に尋ねている。具体的には「①：温度」「②：湿度」「③：換気」「④：臭気」などについて個別に尋ねているが、何れも、全国平均、地域別各々において、ほぼ 9 割が「ない」との回答を得ている。

この遺体安置に関連しては、別途、ドライアイス使用についても詳しく尋ねている。何故ならば、国民生活センターでは令和 5 年 9 月に「棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意」の公表を実施していることに付随した質問である。

まず、現在、ご遺体を安置する際に、ドライアイスを「使用」する場合、夏季、春秋季、冬季の平均的な使用量について尋ねた。全国平均では、季節別に尋ねているが、各々、夏季 13.1Kg。春秋季 11.8Kg。冬季 11.1Kg であった。

全国平均との比較では、使用量が多い地区は、夏季では、中国四国地区、中部地区、関東地区、近畿地区。春秋季では、中国四国地区、関東地区。冬季では、中国四国地区、北海道東北地区、中部地区となった。年間を通して平均より使用量が多い地区は、中国四国地区のみとなり、使用量が少ない地区は九州沖縄地区のみとなった。

遺体安置室における CO2 室内濃度について留意・対策について尋ねると、「対策なし」や「考えたことがない」という回答が多い。加えて「対策なし」と回答した葬儀事業者の場合にも、当たり前「喚起」をしているから特段の対策はしていない、という意味で、「対策なし」を選択された可能性も拭き切れない。

しかし、葬儀事業者にとっては「当然」のことではあっても、依頼者側は、認知していないことが想定される、実際、遺族がご遺体のドライアイスで意識不明になった事故も発生しているので、（葬儀事業者は）「遺族への注意喚起」を徹底する必要がある。

以下、全て（の方）への「（再度）質問」として、遺体を安置するための受け入れ体制につ

いて尋ねた。全国平均では「不足しており、受け入れできないときがある」が32.2%となり、これを上回る地区は多い順に北海道東北地区45.0%、中国四国地区33.9%の2地区となった。

ちなみに、このこの〔設問6-13〕については、「〔設問1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答（件）と、加盟していない379回答（件）別に比較した。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者では「葬祭業関連団体」に加盟していない事業者に比べ、ご遺体を安置するための受け入れ体制が「不足しており、受け入れできないときがある」ことへの傾斜がうかがえる。ここで「不足しており、受け入れができないときがある」という理由について具体的に尋ねると、全国平均を上回る地区は「安置日数が増え、火葬までの時間がかかるため」では、関東地区、北海道東北地区となり「自社葬儀施工件数の増加」では、北海道東北地区、関東地区となり、「施設が老朽化している」では関東地区、中部地区、中国四国地区となり、「整備が整っていない、未整備」では北海道東北地区、九州沖縄地区、関東地区、となった。

さらには、「不足しており、受け入れができないときがある」に直面した場合の対応は、各々の選択肢の最も多い割合は、「お寺」0割。「最寄りの公営葬儀場」0割。「最寄りの公営火葬場」0割。「遺族・故人の自宅」7.1～10割。「（他社の）民間葬儀場」0割。「（他社の）遺体安置施設」0割となった。主に「遺族・故人の自宅」が使用されている。

ちなみに、遺体安置室が「ない」と回答した場合で、遺体を安置せざるを得ない場合の対応は、各選択肢で最も多い割合となったのは、「遺族・故人の自宅」0.1割～3割、「（他社の）民営葬儀場」0割、「（他社の）遺体安置施設」0割、「お寺」0割、「最寄りの公営葬儀場」0割、「最寄りの公営火葬場」0割、となっている。ただ、そもそも、こうした遺体安置室がないという葬儀事業者は126件。16.8%と、そうした対応が出来ない葬儀事業者が少ないということにも留意するべきであると思料する。

そして「不足しており、受け入れできないときがある」ことの将来的な対策について尋ねると、全国平均以上となった地区は多い順に「既存葬儀場の増設・改築の検討」では関東地区と北海道東北地区になった。「新しい葬儀場の検討」では北海道東北地区、中部地区。「遺体安置施設の設置」では関東地区、北海道東北地区、となった。

次に、遺体安置室の有無にかかわらず、葬儀事業者は遺体を取扱うことが「業」となっている訳であるが、「遺体の取扱いに係る基準・手順」の有無について尋ねた。

遺体の取り扱いに係る基準・手順がないところが半数以上を占めることには大きな懸念が残る。葬儀の施行についても多様化しているので、一元化した基準・手順を指し示すことにも一定の配慮が求められるであろうが、それでもなお、最低限、遺体を取り扱うという視座からのガイドラインの策定の必要性はあろう。

なお、この設問 7-1] について、「[設問 1-4] 加盟している団体についてお尋ねします」で、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）と、加盟していない 379 回答（件）別に比較している。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者に比べて、「葬祭業関連団体」に加盟していない事業者の方が、「ご遺体の取扱いに係る基準・手順」が「ない」という回答に傾斜していることがうかがえる。

基準・手順があるところは感染症の有無を確認していたり（7-2）、作業員に告げたりしている（7-3）が、そうではないところは、従業員が無防備な状況に置かれていると懸念される。労働安全衛生法上の安全配慮義務は担保されていることが求められる。

ちなみに、この [設問 7-2] は「[設問 1-4] 加盟している団体についてお尋ねします」で「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）と、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟していない事業者のうち、「近畿」「中国四国」が他地域とは異なった特徴的な傾向が見受けられる。

作業の現場においては、遺族の感情を思うと、個人防護具の装着はためらわれることがあることも事実であろうが、マスクと手袋は双方合意出来るのではないだろうか（7-4）。

その他、「遺体に触れる作業員について、ご遺体の体液（血液、尿、排泄物、分泌物）に触れること」の有無について尋ねた。何れの地域についても、「ほとんどないがたまにある」というのが 80%を超える割合を占める。しかし、「たまにある」と、相当頻度で体液に接しているという回答が、何れの地域においても 30~40%である。従業員の安全性の問題というばかりではなく、遺族においても同様の状況ではないかという懸念がされる。

この点について、この [設問 7-6] について「[設問 1-4] 加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）についてと、加盟していない 379 回答（件）別に比較した。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者と「葬祭業関連団体」に加盟していない事業者との比較では「ご遺体の体液（血液、尿、排泄物、分泌物）に触れる」のかどうかについての状況は、「関東」地域における事業者においては、団体に加盟、非加盟で大きな傾向の差は認められない。しかし、他の地域では加盟、非加盟では「触れる」機会の有無は地域によって、違いが認められる。

ただ、実際に「過去に、ご遺体取扱い時に作業員が感染したと思われる事例」の有無については、ほぼ 100%に近い値が、作業員がご遺体の取扱い時に感染したと思われることはないという回答だった。しかしながら、（全国で）1.4%は感染報告事例がある。この点について、葬儀業者のみならず、行政も注視するべきである。

葬儀事業者を登録し、一元化させていけば、こうしたリスク事例の危険情報の共有も図ることが可能となろう。

ここまでの質問で、葬儀事業にかかわる従業員などの遺体への接触状況などについてみてきた訳であるが、そうした「業」に関する注意喚起として、たとえば、これまで「新型コロナ

ウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付一改訂令和5年6月14日付厚労省・経産省）（以下「ガイドライン」という）が示されてきたところである。その他、その他感染症一般についての留意状況について尋ねた。

まず、「ガイドライン」についてであるが、「活用している」「概ね活用している」を合算すると、約9割がガイドラインを活用していることがわかった。

しかし、「活用していない」は7.9%。「知らなかった」は2.6%である。このアンケートに回答をした葬儀事業者は、葬儀事業者の総体からすると、既存の葬儀団体などへ加盟するなど、一定規模を有する葬儀事業者に偏在している可能性はあることを鑑みれば、今回、調査対象とした15,513事業者のうち、2.6%、403事業者のみが「知らない」というのではなく、未回答の95.4%の葬儀事業者の少なくない事業者が「知らない」と思料するのが至当であろう。この点について、葬儀業者のみならず、行政も注視するべきである。

こうした「ガイドライン」など、行政の発出する情報の周知について、この〔設問8-1〕では、「〔設問1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」にて、「葬祭業関連団体」に加盟している341回答（件）と、加盟していない379回答（件）別に比較した。全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者では「ガイドラインを活用している」と、明確な回答を得るが、加盟していない事業者からの回答では「ガイドラインを『概ね』活用している」と、その活用の仕方、程度に曖昧さの残る回答への傾斜がうかがえる。また、「活用していない」という回答についても、加盟していない事業者への傾斜がうかがうことが出来る。

こうした点については、葬儀事業者を登録し、一元化させていけば、こうしたリスク事例の危険情報の共有も図ることが可能となろう。

また「ガイドライン」を知った経緯については、「加盟している団体」からが42.4%。あるいは「厚生労働省などの行政のHP」が38.9%となった。その他、「出入り（利用している）火葬場」からというのも13.7%となった。火葬場の99%は公営であることを思料するならば、この「出入り（利用している）火葬場」から、というのも広義において行政からの情報提供と言えよう。

ただ「ガイドライン」などが周知なされてはいることがうかがえるものの、「感染症に罹患したことが判っているご遺体を扱う際の安全面の不安」について尋ねると、「かなり不安がある」「不安がある」を合算した69.2%の過半数が不安を感じている。

加えて、「感染症対策・対応の説明を公衆衛生の専門家から聞いてみたいと思うか」という問に対しては、「ぜひ聞きたい」「機会があれば聞いてみたい」を合算すると74.6%と大部分が公衆衛生の専門家から感染症の対策・対応について聞いてみたいと思っている。7割以上が感染症の罹患のあるご遺体を取り扱う際の安全面の不安を持っており（8-2）、専門

家の話も聞いてみたいというのが、やはり7割以上はあることが分かった(8-4)。なんらか必要な情報が末端まで届く方法を構築する必要性があるということが、こうした回答からも導き出される。

たとえば、事業者を登録制にするなどして、メールなどを通して、情報の発信手段の一元化出来れば、ここで求められている情報発信などについての至便化につながる。現場で知識を必要としていることは、ここまでのアンケート結果からも明らかなことであるから、そこに届けるための「手段」として、具体的な方策ともなろう。

最後に利用者(消費者)との関係性について尋ねた。

本アンケートにおいては、国民生活センターなどの協力を得て、「葬儀社と打ち合わせるポイント」に挙げられる事例として、「事前に見積書をだして詳しく説明」「セット料金に関しても明細を明示」「疑問、設問に丁寧に答える」「選択肢を示して希望に添うよう提案する」「自治体葬や家族葬など安価な葬儀でも丁寧に」「契約を急がせたりしない」「施行した葬儀の記録を見せて説明」「支払期日に余裕を」の8項目を挙げ、その施行(履行)状況や、ポイントとして挙げる妥当性(必要性)などについて尋ねた。

すべての地区において「事前にも明細のはっきりした見積もり書をだして、詳しく説明は」少なくとも80%以上が既に行っており、行っていなかったとしても「ポイント」として適切だと思っている割合を加えると95%以上となる。

今後は、「セット料金に関しても明細を明示」のところについて「○」の割合を今後は高めてゆることが求められよう。これは、「事前に見積書を出して詳しく説明」とリンクする部分ともなるが、「見積書は出すけれど、そこに何が含まれているかが分からない、認識の齟齬がある」場合には後々トラブルになることも想定される。

「詳しく説明している」と葬儀事業者側が思っただけでも、説明を受ける側では、どのような認識なのかは切り分ける必要があるだろう。たとえば、後で見返せるように書面に記載しておく方が望ましく、セット料金もそのセットの中に何が含まれているかを記載するほうが、「あれが含まれていると思ったのに」「これが別途追加料金請求された」と言ったトラブルを防止につながる、という様なことが例示として挙げることが出来る。

行政処分例として次の様なものがある(参考)。(令和3年7月2日公表)株式会社ユニク

エストに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について  
[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_210702\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210702_01.pdf)

各々の葬儀事業者が独自に専用の窓口を設けている場合、直近1年間で受けた相談の件数について尋ねることで、本アンケートは締め括っている。

「(葬儀事業者が)独自に専用の窓口を設けている」と回答した割合は、多い順に列挙する

と関東地区 30.7% (4,093 件)、北海道東北地区 21.4% (2,850 件)、中部地区 17.8% (2,375 件)、近畿地区 13.1% (1,752 件)、九州沖縄地区 10.5% (1,400 件)、中国四国地区 6.5% (860 件) となり、関東地区と北海道東北地区で過半数を占めていることがわかった。

なお、「設けていない」の割合は、データの読み方として、事業所単位での回答とも思料されるので、「(その) 事業所にはない」ということから、割合が低くなっているとも考えられる。葬儀トラブルに限らず、利用者相談窓口がないと担当者と交渉しなくてはならない。問合せ段階ではなく、契約後のクレームになると、なかなか対応が難しい。

望ましい体制としては、葬儀事業者の規模にも拠るが、組織内にも第三者的に相談を受ける窓口があって、申し出内容を担当者へフィードバックし、必要に応じて教育を行う、といった自律的に解決する体制を構築する可能性も挙げることが出来る。

中小規模の事業者が多い葬儀事業者の場合、登録制度の一環として、トラブル事例の報告なども募り（この場合、匿名も想定）、事例を蓄積させることを通して、トラブルを未然に回避するとも可能となろう。

ちなみに、これらこの〔設問 10-1〕では「〔設問 1-4〕加盟している団体についてお尋ねします」で、「葬祭業関連団体」に加盟している 341 回答（件）と、加盟していない 379 回答（件）別に比較すると、全国的な傾向として、「葬祭業関連団体」に加盟している事業者では「(利用者相談窓口を) 設けていない」という回答傾向は、加盟していない事業者に比べて、地域による差が大きめに現われる。また「設けている」事業者では加盟している業者では「関東」地域に。加盟していない業者では「中国四国」地域に傾斜していることがうかがえる。

以 上

## アンケート調査結果から示唆される「登録基準」作成にあたっての今後の対応の視点

### 前提となる幾つかの事項

《a》本研究は、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、どのような点に具体的な課題があるのかについて、業界団体に属していない事業者を含めて、実態を調査するとともに、どのような方策をとることが考えられるかを検討することにその主眼を置いている。その背景としては、遺体を取り扱う事業者において、公衆衛生の観点からの課題、消費者保護の観点からの課題、その他不適切事例の存在等の課題がこれまで指摘をされてきたことにある。

《b》本研究において実施したアンケート調査の結果については「まとめ（p 193）」に記載したとおりであるが、今回のアンケート調査の結果からは、指摘をされていた3点の課題について、それぞれ次のような結果となった。

まず、公衆衛生の観点からの課題について、感染症対策の観点から調査結果を見ると、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を「活用している」・「概ね活用している」と回答した事業者は89.4%（団体非加盟は84.2%）という結果であり、当該ガイドラインは一定程度普及していたものと考えられる。一方で、遺体取扱い時の感染が疑われる事例があると回答した施設が少なからずあったことに加え（設問7-5）、約69.2%もの施設が感染症に罹患したことが分かっている御遺体を扱う際の安全面の不安を抱えている（設問8-2）と回答しており、感染症対策の観点から一定の懸念が示されている。

また、公衆衛生の観点からの課題について、遺体の適切な取扱いの観点から調査結果を見ると、遺体安置施設の管理上の基準や遺体の取扱いの基準・手順を用意していないという施設が半数以上（56%）見受けられたこと、遺体安置施設の管理上の基準がないと回答した事業所が66事業所（11.1%）あったこと、遺体安置施設の設備について、冷蔵機能はないと回答した事業所が166事業所（27.9%）あったことなど、一定割合の事業者において、衛生面の課題が存在している可能性が懸念される。このほか、御遺体の安置（待機）に関する質問において、平均安置（待機）期間が2.53日であることに対し、最大安置（待機）期間が11.1日と幅が見られ（設問6-5）、安置（待機）期間の日数や遺体の取扱いの実態等によっては、衛生面の問題を引き起こしている可能性も懸念される。

また、消費者保護の観点からの課題については、相談窓口を設けている事業所は全体の約 28.9% (208 事業所) にすぎないものの、当該窓口だけでも、直近 1 年間で約 13,330 件という決して少なくない相談が寄せられていることに加え、従業員の教育訓練に取り組んでいないという回答が 26.1% あった。一方で、事業者による不適切事例の存在について本調査ではその実態は明らかとならなかったものの、従業員の教育訓練に取り組んでいないという回答が一定数占めることから、不適切事例の防止のための取組が十分なされていない可能性も示唆される。

《c》 このようなアンケート調査の結果を踏まえると、遺体を取り扱う事業者における公衆衛生に関する課題については、公衆衛生や労働衛生の観点から、具体的にどのようなリスクを生じさせているかを明らかにするため、インタビューや実地調査の手法も含め、更なる実態把握や知見の収集を行うことが望まれる。

また、遺体安置の目的として、「身元不明、親族捜し等」と回答した施設が一部あること（設問 6 - 7）から、引き取り手のないご遺体の取扱いについての実態を把握することも必要と考えられる。

こうした更なる実態把握を行った上で、必要に応じて、遺体を取り扱う事業が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるようにする観点から、事業者が遵守すべき一定の手順等について検討することが考えられる。

一方で、消費者保護に関する課題等については、本調査において明らかにならなかった点もあることから、関係省庁とも連携しつつ、引き続き対応を検討する必要があると思われる。

《d》 なお、本研究では、アンケート調査の結果を踏まえて、今後の方策として、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度（以下「登録制度」とする。）を検討することとしていたが、上記のとおり、今回の調査結果のみでは登録制度の必要性等について必ずしも明らかではないことから、より詳細な実態調査や事業者が遵守すべき一定の手順等の検討を経た上で、改めてその必要性等について検討を行うべきである。

《e》 なお、登録制度については、葬儀事業者の正確な実態把握が困難であるといった、本アンケート調査の背景にある根本的な問題に対する解決手段の一つになり得るものと考えことから、今後の対応のあり方について検討を加える際には、以下のような



点を十分に勘案すべきであると考える。

- ① 遺体を取り扱う事業者を対象とした直接的な法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者は、どこにどのような業者が存在するかについて正確に把握する方法が現状ない。このために、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘があること。
- ② 今回の調査結果で明らかとなった遺体を取り扱う事業者における公衆衛生に関する課題については、継続的に実態把握や知見の収集を行うことが望まれるところ、登録制度はこれに寄与するひとつの方策であると思料されること。
- ③ 登録制度を設けることで、関連行政機関等からのガイドライン等の発出や、事故事例、不法・違法行為にかかわる行政処分事例についての情報共有による注意喚起を一定の実効性を持って行うことが可能となり、葬儀事業者の質的向上を図る起点となり得ること。
- ④ 上記《b》《c》などにおいて指摘された、検討事項などについては、登録制度を先行させることで、その運用のなかで、解決を図ること。つまりは登録制度の目的とするということも考えられること。

# 【令和5年度 厚労科学研究】 葬儀・葬儀場等に関するアンケート調査 ご協力をお願い

今回のアンケートは、令和5年度厚生労働省科学研究事業として、葬儀業に関わる皆さま方より広くお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなかにおいて、公衆衛生等の観点から葬儀業において考慮すべき点を考えるための基礎資料とするものです。

お伺いした内容は統計的に処理しますので、個別の葬儀場名などが特定されたりすることは一切ございませんので、率直なご意見をいただきたく、お願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入いただきますよう、ご協力をお願いします。  
調査票の記入には15分前後を要します。

\* 必須の質問です

---

【設問1】はじめにお伺いします（本社、支店、営業所などと分かれている場合、本アンケートを受け取られた事業所の情報（本アンケートを受け取られたのが本社の場合は本社の情報を、支店・営業所の場合はそれぞれの支店・営業所の情報）をそれぞれお答えください）

1. [設問1-1] 貴事業所のある都道府県 \*

---

2. [設問1-1-2] 貴事業所の創業・開設年〔西暦〕（半角数値） \*

---

3. 【設問 1 - 2】 事業の形態について \*

1つだけマークしてください。

- 株式会社
- 有限会社
- 個人（事業）
- その他: \_\_\_\_\_

4. 【設問 1 - 2 - 2】 「事業所の形態」についてお尋ねします \*

1つだけマークしてください。

- 本社
- 営業所
- 支店
- その他: \_\_\_\_\_

5. 【設問 1 - 3】 事業として行っているものについてお尋ねします（該当するものはすべて挙げて下さい） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 葬祭業（葬儀施行）
- 霊柩搬送事業
- 仏壇・仏具小売業
- 生花（販売）取扱業
- 墓石小売業
- その他: \_\_\_\_\_

6. [設問 1 - 4] 加盟している団体についてお尋ねします（該当するものはすべて挙げて下さい） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 葬祭業関係の団体（全日本葬祭業協同組合連合会、全日本冠婚葬祭互助協会）
- 全国霊柩自動車協会
- 農協（系）
- 未加盟
- その他: \_\_\_\_\_

7. [設問 1 - 5] 貴事業所の従業員のうち、葬儀・ご遺体搬送業務に関わっているのは何名ですか（概算で結構です） \*
- （半角数値）

\_\_\_\_\_

8. [設問 1 - 6] 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について \*  
基準・目安は、貴事業所で設けられていますか

1つだけマークしてください。

- 設けられている 質問 9 にスキップします
- 設けられていない 質問 16 にスキップします
- その他: \_\_\_\_\_

[設問 1 - 6] で「設けられている」を選んだ方にお伺いいたします

9. 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について、具体的な基準・目安の記述をお願いいたします \*

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

10. [設問 1 - 7] 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について、その資格、免許等の名称と、貴事業所の従業員に占める割合を教えてください（複数の資格、免許等に関する基準・目安を設けている場合、主なものを**最大3つ**お答えください）

（例）普通運転免許：5割、葬祭ディレクター：3割など

1つ目の資格・免許等の名称

---

11. 1つ目の資格・免許等の割合（半角数値）\*  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
（例）△割
- 

12. 2つ目の資格・免許等の名称
- 

13. 2つ目の資格・免許等の割合（半角数値）  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
（例）△割
- 

14. 3つ目の資格・免許等の名称
- 

15. 3つ目の資格・免許等の割合（半角数値）  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
（例）△割
-

16. 【設問1-8】 職員の部内、部外での教育訓練はどのように取り組んでいますか（複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 自社・営業所において管理職への研修を開催している
- 自社・営業所において一般職員への研修を開催している
- 管理職を民間団体での研修や講習会等に参加させている
- 一般職員を民間団体での研修や講習会等に参加させている
- 教育訓練に取り組んでいない

17. 【設問1-9】 管理職・一般職員への研修を開催している、又は民間団体での研修や講習会等に参加させている場合、その研修や講習会等のテーマを教えてください（複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 葬儀（サービス・技量）関係
- 感染症対策
- 労働安全衛生
- 研修を開催しておらず、民間団体での研修や講習会等への参加もさせていない
- その他: \_\_\_\_\_

【設問2】 貴事業所における直近5年間の葬儀施行件数について（概算で結構です）

18. 2018（1月～12月）年の葬儀施行件数（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

19. 2019（1月～12月）の葬儀施行件数（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

20. 2020（1月～12月）の葬儀施行件数（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

21. 2021（1月～12月）の葬儀施行件数（半角数値）\*

---

22. 2022（1月～12月）の葬儀施行件数（半角数値）\*

---

【設問3】貴事業所で取り扱うご遺体の引き取り先として、以下の各選択肢が占める割合をそれぞれ教えてください。各々の割合については、ここ数年間を総合して、日常の業務の範囲で感じる概算で構いませんのでお答え下さい。

23. 1. 病院（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

（例）8.5割

---

24. 2. 遺族・故人の自宅（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

（例）3割

---

25. 3. 警察（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

（例）△割

---

26. 4. 養護ホームなどの施設（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

（例）△割

---

27. 5. その他（その割合と併せてどのような先かもお答えください）  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
（例）▲▲の場所：△割
- 

28. 【設問4】貴事業所で葬儀場を運営していますか\*

1つだけマークしてください。

- 運営している 質問29にスキップします  
 運営していない 質問36にスキップします

【設問5】設問4で「運営している」を選んだ方にお伺いいたします

29. 運営している施設数をお答えください（半角数値）\*
- 

葬儀場の概要について伺います **なお、「運営している施設」が2箇所以上の方は、主要な、又は最も代表的な葬儀場について、以下のご質問に、ご回答下さい**

30. 【設問5-1】貴事業所の（主たる）葬儀場のある都道府県をお答えください\*
- 

31. 【設問5-2】所有形態についてお答えください\*

1つだけマークしてください。

- 土地・建物共に自己所有  
 建物のみ自己所有（土地は賃貸）  
 土地・建物共に賃貸  
 その他: \_\_\_\_\_



32. [設問 5 - 3] 主たる葬儀場の建物の竣工年（西暦でご記入ください）（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

33. [設問 5 - 4] 年間葬儀施行件数をお答えください（半角数値） \*

\_\_\_\_\_

34. [設問 5 - 5] 葬儀場の付帯設備・機能等について（複数回答可） \*  
（その他については、葬儀場特有のものについてのみお答えください）

当てはまるものをすべて選択してください。

式場

遺族の控室

導師控室

会食室

遺体安置施設

その他: \_\_\_\_\_

35. [設問 5 - 5] で「式場」を選択された方にお伺いいたします \*  
式場は何室・ホールでしょうか（パーティションなどで分け可能な場合、最大「室」数をお答えください）（半角数値）  
「式場」を選択していない方、「0（ゼロ）」の入力をお願いいたします

\_\_\_\_\_

#### 【設問 6】 ご遺体の安置について

36. [設問 6 - 1] 貴事業所が運営する施設で、葬儀・火葬をする前にご遺体を安置することがありますか \*

1つだけマークしてください。

ある 質問 37 にスキップします

ない 質問 85 にスキップします

[設問 6 - 1] で「ある」を選んだ方にお伺いいたします

37. [設問 6 - 2] 主たる遺体安置施設（※）の設備の機能・状況等について、教えてください（回答は1つのみお答え下さい）  
（※）：葬儀・火葬をする前に、ご遺体を安置することを目的とした部屋・装置をいいます

1つだけマークしてください。

- 「式場」等にて安置している
- 「遺族控室」等にて安置している
- 遺体安置室があり、部屋に冷蔵機能はない
- 遺体安置室があり、部屋全体が冷蔵機能を持っている
- 遺体冷蔵庫がある
- その他: \_\_\_\_\_

38. [設問 6 - 3] 遺体安置施設の収容能力を教えてください（半角数値）  
（例）ご遺体〇体分

\_\_\_\_\_

39. [設問 6 - 4] 過去の実績における年間安置ご遺体数を教えてください  
※：ここ数年における「概算」「平均的」と感じる値をご記入下さい（半角数値）

\_\_\_\_\_

[設問 6 - 5] 遺体安置（待機）期間について教えてください。 ※：ここ数年における「概算」「平均的」と感じる値をご記入下さい

40. [設問 6 - 5 - 1] 平均の遺体安置（待機）期間を教えてください  
日数または時間でご記入ください  
（半角数値）  
（例）平均〇日間、または、平均〇時間

\_\_\_\_\_

41. [設問 6 - 5 - 1] の回答の平均期間の単位 \*

1つだけマークしてください。

日数

時間

42. [設問 6 - 5 - 2] 最大の 遺体安置（待機）期間 を教えてください \*

日数または時間でご記入ください

（半角数値）

（例）最大△日間、または、最大△時間

---

43. [設問 6 - 5 - 2] の回答の最大期間の単位 \*

1つだけマークしてください。

日数

時間

[設問 6 - 6] 安置するご遺体について、以下の各選択肢に該当するご遺体の占める割合をそれぞれ教えてください（「割合」については概算で構いません）

44. 1. 遺族・故人の自宅にある御遺体（半角数値） \*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

（例）△割

---

45. 2. 病院からのご遺体（半角数値） \*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

（例）△割

---

- 46。 3. 養護ホームなどからのご遺体（半角数値） \*  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
（例）△割
- 

- 47。 4. 警察からのご遺体（半角数値） \*  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
（例）△割
- 

- 48。 5. その他（その割合と併せてどのようなご遺体かも具体的にお答えください）  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
（例）▲▲のご遺体：△割
- 

- 49。 【設問6－7】ご遺体を安置する目的は何ですか（主な目的をお答え下さい、複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 火葬の予約待ち  
 遺族が揃うまでの待機  
 葬儀の日程調整  
 宗教者の日程待ち  
 葬儀場の空き状況待ち  
 その他: \_\_\_\_\_

- 50。 【設問6－8】遺体安置施設の利用料（葬儀施行者・施主・喪家への請求額）についてお尋ねします \*

1つだけマークしてください。

- 有料 質問51にスキップします  
 無料 質問52にスキップします

有料を選んだ方にお伺いいたします

51. 一日当たりの利用料をお答えください \*

---

質問 53 にスキップします

無料を選んだ方にお伺いいたします

52. 「無料」であることの条件をお答えください \*

---

---

---

---

---

53. [設問 6 - 9] 現在使用中の遺体安置施設の設備について、今後整備する予定はありますか \*

1つだけマークしてください。

- 増設を予定している 質問 54 にスキップします
- 増設を検討中である 質問 55 にスキップします
- 整備予定はない 質問 55 にスキップします
- その他: \_\_\_\_\_

[設問 6 - 9] で「増設を予定している」を選んだ方にお伺いいたします

54. ご検討中の増設数をお答えください（半角数値） \*

※ご遺体何体分かの数値でお答えください

---

55. [設問 6 - 1 0] 遺体安置施設の管理上の基準はありますか (複数回答可) \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 室 (装置) 内温度
- 棺内の保冷剤が取り除いてあること
- 故人名を貼り付け、ご遺体の取違いを防止する
- 面会の制限 (人数、時間等) を守る
- 室 (装置) 内の消毒、清掃等の衛生基準
- その他: \_\_\_\_\_

56. [設問 6 - 1 0] で「室 (装置) 内温度」を選んだ方にお伺いいたします \*

具体的な室 (装置) 内温度 (°C) をお答えください

「室 (装置) 内温度」を選択していない方は、「無」の入力をお願いいたします

\_\_\_\_\_

57. [設問 6 - 1 0] で「室 (装置) 内の消毒、清掃等の衛生基準」を選んだ方 \*

にお伺いいたします

具体的な衛生基準をお答えください

「室 (装置) 内の消毒、清掃等の衛生基準」を選択していない方は、「無」の入力をお願いいたします

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

[設問 6 - 1 1] 過去 2 ヶ月に、遺体安置施設の環境について、利用者や作業員から意見・要望等ありましたか

58。 ①**温度**について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか\*

1つだけマークしてください。

- ある 質問 59 にスキップします
- ない 質問 60 にスキップします
- わからない 質問 60 にスキップします

①**温度**について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

59。 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください\*

---

---

---

---

---

過去2ヶ月に、遺体安置施設の環境について、利用者や作業員から意見・要望等  
はありましたか

60。 ②**湿度**について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか\*

1つだけマークしてください。

- ある 質問 61 にスキップします
- ない 質問 62 にスキップします
- わからない 質問 62 にスキップします

②**湿度**について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

61. 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください \*

---

---

---

---

---

質問 62 にスキップします

過去 2 ヶ月に、遺体安置施設の環境について、利用者や作業員から意見・要望等  
はありましたか

62. ③換気について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか \*

1 つだけマークしてください。

- ある 質問 63 にスキップします
- ない 質問 64 にスキップします
- わからない 質問 64 にスキップします

質問 64 にスキップします

③換気について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

63. 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください \*

---

---

---

---

---

過去 2 ヶ月に、遺体安置施設の環境について、利用者や作業員から意見・要望等  
はありましたか



64。 ④臭気について利用者や作業員から意見・要望等がありましたか \*

1つだけマークしてください。

- ある 質問 65 にスキップします
- ない 質問 66 にスキップします
- わからない 質問 66 にスキップします

④臭気について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

65。 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください \*

---

---

---

---

---

過去2ヶ月に、遺体安置施設の環境について、利用者や作業員から意見・要望等  
はありましたか

66。 ⑤その他（衛生全般）について利用者や作業員から意見・要望等ありましたか \*

1つだけマークしてください。

- ある 質問 67 にスキップします
- ない 質問 68 にスキップします
- わからない 質問 68 にスキップします

⑤その他（衛生全般）について、「ある」を選んだ方にお伺いいたします

67。 場所や状況を含めた具体的な内容をお答えください \*

---

---

---

---

---

68。 [設問 6 - 1 2] 現在、ご遺体を安置する際に、ドライアイスを使用しますか？ \*

1つだけマークしてください。

使用する

使用しない 質問 75 にスキップします

[設問 6 - 1 2] で「使用する」を選んだ方にお伺いいたします

69。 夏季の平均的な使用量をお答えください \*

(ご遺体を安置する場所によって使用量が変わる場合は、主に使用している場所における使用量を記載してください)

(半角数値)

(例) 葬儀施行 1 件 / 日あたり  $\Delta$ kg

---

70。 春秋季の平均的な使用量をお答えください \*

(ご遺体を安置する場所によって使用量が変わる場合は、主に使用している場所における使用量を記載してください)

(半角数値)

(例) 葬儀施行 1 件 / 日あたり  $\blacktriangle$ kg

---

71. 冬季の平均的な使用量をお答えください \*  
(ご遺体を安置する場所によって使用量が変わる場合は、主に使用している場所における使用量を記載してください)  
(半角数値)  
(例) 葬儀施行1件/日あたり0kg
- 

72. [設問6-12-2] 遺体安置室におけるCO2室内濃度について留意し、対策していますか \*

1つだけマークしてください。

- 留意し対策している
- 留意しているが対策はしていない/対策の必要はない  
質問74にスキップします
- 考えたことがない 質問75にスキップします

[設問6-12-2]で「留意し対策している」を選んだ方にお伺いいたします

73. 実施している対策を具体的にお答えください \*

---

---

---

---

---

質問75にスキップします

[設問6-12-2]で「留意しているが対策はしていない/対策の必要はない」を選んだ方にお伺いいたします

74. 理由をお答えください\*

---

---

---

---

---

75. 【設問 6 - 1 3】 ご遺体を安置するための受け入れ体制はいかがですか\*

1つだけマークしてください。

不足しており、受け入れができないときがある

現在の体制で受け入れをすることはできている 質問 92 にスキップします

76. 【設問 6 - 1 4】 【設問 6 - 1 3】 で「不足しており、受け入れができないときがある」というのはどのような理由からですか（複数回答可）\*

当てはまるものをすべて選択してください。

安置日数が増え、火葬までの期間がかかるため

自社の葬儀施行件数の増加

施設が老朽化している

設備が整っていない・未整備

その他: \_\_\_\_\_

【設問 6 - 1 5】 「不足」しており、受け入れができないとき、ご遺体の安置については、どのようにしていますか 貴事業所が運営する施設で安置できないご遺体の安置場所として、以下の各選択肢が占める割合をそれぞれ教えてください

各々の割合については、ここ数年間を総合して、日常の業務の範囲で感じる概算で構いませんのでお答え下さい

77. 1. 遺族・故人の自宅（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

△割

---

- 78。 2. (他社の) 民営葬儀場 (半角数値) \*
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください
- △割
- 
- 79。 3. (他社の) 遺体安置施設 (半角数値) \*
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください
- △割
- 
- 80。 4. お寺 (の関連施設) (半角数値) \*
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください
- △割
- 
- 81。 5. 最寄りの公営葬儀場 (半角数値) \*
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください
- △割
- 
- 82。 6. 最寄りの公営火葬場 (半角数値) \*
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください
- △割
- 
- 83。 7. その他 (その割合と併せて具体的にどのような場所かもお答えください)
- ※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください
- ▲▲の場所: △割
-

84. [設問6-16] 「不足」しており、受け入れができないときがある場合、\*  
「ご遺体の安置」について将来的にはどうお考えですか（複数回答可）

当てはまるものをすべて選択してください。

- 既存葬儀場の増設・改築の検討  
 新しい葬儀場の検討  
 遺体安置施設の設置  
 その他: \_\_\_\_\_

質問 92 にスキップします

[設問6-17] [設問6-1] で「ない」を選んだ方にお伺いいたします  
葬儀までの遺体安置の場所として、以下の各選択肢が占める割合をそれぞれ教えて  
ください

各々の割合については、ここ数年間を総合して、日常の業務の範囲で感じる概算で構いま  
せんのでお答え下さい

85. 1. 遺族・故人の自宅（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

○割

\_\_\_\_\_

86. 2. （他社の）民営葬儀場（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

○割

\_\_\_\_\_

87. 3. （他社の）遺体安置室（半角数値）\*

※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

○割

\_\_\_\_\_

- 88。 4. お寺（の関連施設）（半角数値） \*  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
○割

---

- 89。 5. 最寄りの公営葬儀場（半角数値） \*  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
○割

---

- 90。 6. 最寄りの公営火葬場（半角数値） \*  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください  
○割

---

- 91。 7. その他（その割合と併せて具体的にどのような場所かもお答えください）  
※割合については%ではなく、「割」を単位とする数値を入力してください

▲▲の場所：△割

---

- 92。 [設問7-1] ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか \*

1つだけマークしてください。

ある

ない 質問94にスキップします

[設問7-1] で「ある」を選んだ方にお伺いいたします

93. 基準・手順について具体的にお答えください\*

---

---

---

---

---

94. [設問 7 - 2] ご遺体の感染症の有無は、確認していますか\*

1つだけマークしてください。

- 常に確認している
- 新型コロナウイルス関連だけ確認する 質問 96 にスキップします
- 確認していない 質問 96 にスキップします

[設問 7 - 2] で「常に確認している」を選んだ方にお伺いいたします

95. 確認している感染症名をお答えください\*

---

---

---

---

---

96. [設問 7 - 3] ご遺体に感染症があると判明した場合、作業員にその旨を通知していますか\*

1つだけマークしてください。

- 通知している
- 通知していない (今後行う予定)
- 通知していない (今後も行わない予定)



97. 【設問 7 - 4】 ご遺体に触れる際に作業員に使用させている個人保護具についてお答えください（複数回答可） \*

当てはまるものをすべて選択してください。

- マスク
- 手袋
- エプロン/ガウン
- ゴーグル/保護メガネ
- フェイスガード
- 帽子
- その他: \_\_\_\_\_

98. 【設問 7 - 5】 過去に、ご遺体取扱い時に作業員が感染したと思われる事例はありますか \*

1つだけマークしてください。

- ある
- ない 質問 100 にスキップします

【設問 7 - 5】 で「ある」を選んだ方にお伺いいたします

99. 事例について具体的にお答えください \*

---

---

---

---

---

100. 【設問7-6】ご遺体に触れる作業員について、ご遺体の体液（血液、尿、排泄物、分泌物）に触れることはありますか \*

1つだけマークしてください。

- よくある
- たまにある
- ほとんどない
- 全くない

【設問8】「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付—改訂令和5年6月14日付厚労省・経産省）（以下「ガイドライン」という）や、その他感染症一般についてお尋ねします

101. 【設問8-1】 ガイドラインを活用していますか \*

1つだけマークしてください。

- 活用している
- 概ね活用している
- 活用していない
- 知らなかった 質問103にスキップします

102. 【設問8-1-2】 ガイドラインをどこからお知りになりましたか \*

1つだけマークしてください。

- 加盟している団体
- 厚生労働省などの行政のホームページ
- 出入りしている火葬場
- その他: \_\_\_\_\_

103. [設問 8 - 2] 感染症に罹患したことが判っているご遺体を扱う際の安全面の不安はありませんか \*

1つだけマークしてください。

- かなり不安がある
- 不安がある
- 不安はない
- わからない

104. [設問 8 - 3] 感染症対策・対応についての説明を公衆衛生の専門家から詳しく聞いてみたいと思いますか \*

1つだけマークしてください。

- ぜひ聞きたい
- 機会があれば聞いてみたい
- 聞いてみたいと思わない
- わからない

105. 【設問9】以下は一般的に「葬儀社と打ち合わせるポイント」として挙げられる事例です。これらのなかで、貴事業所が施主・遺族に対して行っているものには「○」、貴事業所では行ってはいないものの「ポイント」として適切と思われるものは「△」、「ポイント」とするには疑問を覚えるものについては「×」を選択してください \*

1行につき1つだけマークしてください。

	○	△	×
事前に明細のはっきりした見積もり書を出して、詳しく説明	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
セット料金に関しても、その明細（個々の単価）を明示	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
疑問・質問に丁寧に答える	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
まずは、選択肢を示す希望をよく聞き、希望に沿った提案する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自治体葬や家族葬など、安価な葬	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

証券希薄で上下対抗する のをせし、にはす 備儀備朝も盛寧心応			
をせしし 約約がかりしい 契契意意たなな	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
にしし儀儀録録日明明 去去行行証証記記再再説説る 過過施施たたののををててす	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
いいにををせ 払払日日検検た 支支期期未未持持る	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

【設問 10】利用者相談窓口についてお伺いいたします

106. 【設問 10 - 1】利用者から契約上の相談を受け付ける専用の窓口を設けていますか \*

1つだけマークしてください。

設けている

設けていない

セクション 49 (以上でアンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。「送信」をクリックしてご回答を送信していただきますようお願いいたします。) にスキップ

その他: \_\_\_\_\_

【設問 10 - 1】で「設けている」を選んだ方にお伺いいたします

107. [設問10-2] 専用の窓口を設けている場合、直近1年間で受けた相談の件数を教えてください（概算で結構です）（半角数値） \*

---

以上でアンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。「送信」をクリックしてご回答を送信していただきますようお願いいたします。

---

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

[設問 1-6]で「設けられている」を選んだ方にお伺いします。

9. 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について、具体的な基準・目安の記述をお願いいたします。

- (1) 特定の資格、免許等を有する従業員の配置について、具体的な基準・目安の記述をお願いいたします
- (2) 各支店 2 人以上
- (3) 葬祭ディレクター
- (4) 普通運転免許・運行管理者
- (5) 社内規定
- (6) 運転免許（1 種、2 種）、運行管理者（霊柩、旅客）
- (7) 葬祭ディレクター 2 級以上、普通自動車運転免許
- (8) 普通運転免許、葬祭ディレクター
- (9) 普通運転免許
- (10) 葬儀施行運営
- (11) 葬祭ディレクター
- (12) 葬祭ディレクター 17 名、運行管理者 1 名、旅行業取扱管理者 4 名、食品衛生責任者各施設に 1 名以上、普通運転免許全員、大型自動車運転免許 2 名、小型特殊自動車免許 8 名
- (13) 営業所ごとに葬祭一級ディレクター
- (14) 普通運転免許は必須、在籍中に葬祭ディレクター 1 級まで取得
- (15) 基本 1 人でして、私が葬祭ディレクター 1 級を持っています
- (16) 本山修習によるもの
- (17) 自動車普通免許
- (18) 葬儀全般
- (19) 普通運転免許
- (20) 葬祭ディレクターのみが受注と施行を実施。
- (21) 葬祭コーディネーター
- (22) 運転免許証は必須、運行管理者と整備管理者（各営業所に 1 名）
- (23) 普通運転免許証葬祭ディレクター
- (24) 厚生労働省認定葬祭ディレクター技能認定資格
- (25) 葬祭ディレクター、普通免許
- (26) 自動車 2 種免許
- (27) 普通運転免許の有無等
- (28) 遺体感染管理士
- (29) 終活相談等についてエンディングノートプランナーを配置している
- (30) 葬祭ディレクター 1 級・葬儀事前相談員一担当者
- (31) 最低葬祭ディレクター 2 級の資格を取得
- (32) 1 件につき 1 人

- (33) 葬儀の現場での経験
- (34) 自動車普通免許
- (35) 小型船舶操縦士 2 名
- (36) 自動車運転免許
- (37) 普通免許
- (38) 1 級葬祭ディレクター
- (39) 社員は、乙種第 4 類・防火管理者を取得
- (40) 葬祭ディレクターを葬祭部の過半数以上配置
- (41) 高齢者は除く。講習を受ける。
- (42) 普通運転免許、運行管理者、整備管理者、衛生管理者、防火管理者、安全衛生責任者
- (43) 全日本葬祭業共同組合連合会事前相談員資格、葬祭ディレクター資格、普通運転免許
- (44) 運行管理者などが必要だから
- (45) 正社員
- (46) 葬祭ディレクター
- (47) 普通運転免許葬祭ディレクター
- (48) 男性・担当できる
- (49) 給与に反映
- (50) 寝台車又は霊柩車を運転する者は、運転経験、健康診断結果が優良な者
- (51) 普通運転免許を持っている
- (52) 普通運転免許、葬祭ディレクター、安全運転管理、整備管理、運行管理、募集員
- (53) 葬祭ディレクター
- (54) 古物商
- (55) 均等に
- (56) 普通運転免許証所持かつ葬祭ディレクター 2 級～1 級所持者は葬儀施行担当に配置
- (57) 「葬祭ディレクター資格」を葬祭担当者の 70%以上、取得する
- (58) 普通運転免許
- (59) 葬祭ディレクター資格を有する者が、葬儀の受注を行う
- (60) 事前相談員
- (61) 普通運転免許・葬祭ディレクター・運行管理者
- (62) 特にない
- (63) 普通自動車免許葬祭ディレクター終活アドバイザー-ペット終活アドバイザー-
- (64) 葬祭ディレクター

[設問 6-12-2]遺体安置室における CO2 室内濃度について留意し、対策していますか。

73. 実施している対策を具体的にお答えください。

- (1) 換気
- (2) 常に換気扇を回す



- (3) 換気
- (4) 1日2回の換気、
- (5) 換気扇
- (6) 換気扇の使用及び空気の入れ換えを行うこと
- (7) 換気をしている
- (8) 遺族への注意書きと注意喚起
- (9) 換気の徹底
- (10) 使用時常に換気扇
- (11) 全社員に注意喚起
- (12) 安置室下部に換気扇
- (13) お客様に声かけ
- (14) 室内換気
- (15) 換気
- (16) ご遺族様へパンフレット及び口頭で蓋の開け閉めはご遠慮下さい
- (17) 最新保冷庫を使用
- (18) 換気をしたり、自宅の場合は注意を促している
- (19) マメな換気
- (20) 換気
- (21) 換気してます
- (22) 換気してます
- (23) 換気
- (24) 換気
- (25) 現在はドライアイスではなく、「遺体保全」という再生可能な保冷剤を使っている
- (26) 換気
- (27) 内部への通知
- (28) 換気の徹底
- (29) 換気と遺族への注意喚起
- (30) 換気の徹底
- (31) 24時間換気している
- (32) 安置所通路の出入口開放2時間毎
- (33) 換気をする
- (34) 換気、お客様へのドライアイスの注意案内
- (35) 社外秘
- (36) co2センサーの設置
- (37) 換気
- (38) 換気
- (39) 換気設備施工済み
- (40) 定期的な換気、冷蔵庫への短時間の入室の徹底
- (41) 測定器を設置し換気などで対策

- (42) ご遺族に説明と室内に注意事項の書類配置
- (43) CO2 センサーを設置している
- (44) エコドライアイスの使用
- (45) 遺体冷却機スーパーコールドを使用している
- (46) 当家に気を付けて頂くよう声かけ
- (47) 感知器 換気扇
- (48) 室内の換気
- (49) できるだけ棺に近づかないように指導している
- (50) 換気
- (51) 遺族へ口頭にて注意喚起
- (52) 換気・注意喚起など
- (53) 換気と、ご遺体付近での長時間のお別れの注意喚起
- (54) ご案内文書のお渡し
- (55) 二酸化炭素の危険性について、イラスト入りで御葬家親族の目に触れる所に掲示している。
- (56) エコアイスとの併用
- (57) 換気の徹底、空気清浄機の設置
- (58) 張り紙
- (59) 声かけ
- (60) 棺の蓋を開けた状態にしない
- (61) 換気
- (62) 換気
- (63) 室内の換気
- (64) 窓をあける。換気扇を回す。
- (65) co2 濃度警報器の設置
- (66) 換気
- (67) 換気と啓蒙
- (68) CO2 ではなくウイルス全般に薬品によって管理
- (69) 定期的に換気をしている
- (70) 24 時間換気
- (71) ドライアイスの代用品を利用している
- (72) 蓋を開けたのちにすぐに顔を近づけない
- (73) 換気の徹底 家族にもドライアイスの換気理由の説明
- (74) 換気
- (75) 換気対策"
- (76) 定期的に換気をしている
- (77) 室内の換気
- (78) お別れ時、顔を棺に近づけすぎないように注意喚起している。
- (79) 蓋を空けない
- (80) 換気

- (81) 換気扇を回し、安置室へ注意喚起の張り紙をしている
- (82) 換気等
- (83) 換気
- (84) 注意喚起
- (85) 換気
- (86) 遺体あまりに近づかない、たまに換気する。
- (87) 換気扇
- (88) 換気
- (89) ドライアイス使用による注意換気掲示と、ご遺族の長期滞在禁止
- (90) 換気を行う
- (91) 換気扇、空気清浄機
- (92) 空調にて管理
- (93) エコアイスを使用。棺の蓋は常時閉じる。
- (94) 室内の換気
- (95) 棺に入れる場合は遺族に棺を開ないように促す
- (96) 24 時間換気している
- (97) 高さ 90cm の安置台に安置する
- (98) 換気扇を常に使用
- (99) 空調設備
- (100) 換気
- (101) 部屋の換気
- (102) 換気
- (103) 空気清浄機
- (104) CO<sub>2</sub> による事故の危険性を説明
- (105) エンバーミング推奨
- (106) 室内の換気
- (107) 定期的な換気
- (108) 定期的に換気
- (109) 換気ご遺族に説明
- (110) 定期的に換気している
- (111) 換気
- (112) 換気
- (113) 換気
- (114) 換気
- (115) 換気等
- (116) スーパーアイス使用
- (117) 常に換気扇を稼働している
- (118) お客様への注意喚起。CO<sub>2</sub> もそうですが、ドライアイスは触れると、低温火傷の恐れがある為、それを口頭でお伝えしています

- (119) 従業員への教育
- (120) 定期的な換気とお客様への注意喚起
- (121) 文書と口頭での注意
- (122) 換気
- (123) 換気に気をつけている。
- (124) 定期的な換気と空気の入替え。密封されている場合、面会する時にも開封してから時間をおく
- (125) 室内の換気
- (126) 死亡事故などがある事を告知している
- (127) 常に確認
- (128) 換気扇を稼働"
- (129) ドライアイス注意換気の掲示
- (130) 喚起の徹底
- (131) 定期換気
- (132) エコドライを使用
- (133) クールプラネットスーパーアイス（商品名）
- (134) 空気循環
- (135) 換気
- (136) 顔を中に近付けない。開けるときは換気する。
- (137) 十分な換気を行う
- (138) 換気
- (139) 遺族が棺の中に顔を入れないように注意喚起している
- (140) 棺の蓋より下に顔を入れないよう遺族に失礼ないように伝える
- (141) 換気扇増設家族へ注意喚起
- (142) 付き添いのご遺族への注意喚起
- (143) お客様用資料に案内
- (144) 注意喚起換気の実施
- (145) 遺族への声掛け 蓋を必要以上に開かない
- (146) 換気
- (147) 換気
- (148) 換気
- (149) 定期的換気対応
- (150) 換気を行うこと
- (151) 担当がタイミングを見てドライアイス死亡事故について説明している
- (152) 換気
- (153) 換気扇の常時使用、定期的な窓を開けての換気
- (154) 換気
- (155) 二酸化炭素の危険性について注意喚起している
- (156) 薬品使用
- (157) 換気に気を付けている

- (158) 換気
- (159) 室内常時換気
- (160) 換気をする
- (161) 故人の近くで顔を見る際等、ドライアイスによる注意点
- (162) 換気システムの導入
- (163) 常備換気
- (164) 換気
- (165) お客様に注意喚起をしている
- (166) 換気
- (167) 24 時間換気
- (168) 柩の蓋を開けない
- (169) ドライアスを減らすため、スーパーネオアスを多めに使用している
- (170) 換気装置
- (171) こまめな環境、柩の小窓の開閉禁止
- (172) エコドライを使用している
- (173) 換気扇やドアを開放し換気している
- (174) 換気
- (175) 冷やしている
- (176) スーパーアイス使用
- (177) 環境
- (178) 注意喚起ポスター掲示
- (179) 御付き添いの方がいなる時は密閉にならない様に気を付けている
- (180) 適時換気

[設問 6-12-2]で「留意しているが対策はしていない/対策の必要はない」を選んだ方にお伺いします。

74. 理由をお答えください。

- (1) 24 時間換気のため
- (2) 冷蔵庫内ではドライアイスは使用しない為
- (3) 換気を行っているため
- (4) 室内の吸気換気が整っている
- (5) 換気をしている
- (6) 柩の蓋を開けてすぐに近づかなければ、問題なしなので。
- (7) 換気扇があるため
- (8) 定期的に換気に心掛けている。
- (9) 意識してなかった

- (10) 冷蔵庫内では使用しない
- (11) 常に換気を行なっているし問題が発生するほどドライは使用していない
- (12) 通風口があるから
- (13) 必要ない
- (14) 不都合が無かったから。
- (15) 対応しきれない
- (16) 使用量が多くなるケースが少ない（高齢者は小柄な人が多い）
- (17) 換気等を常に行っているため
- (18) 常時換気扇使用
- (19) エアコン、換気扇を常に使用しており、出入り口を開けることができるため
- (20) 対策が必要になるほどの気密性は無いため
- (21) 室内の空気はこもりにくい構造でございますので、対策として挙げられる事は行っておりません。
- (22) 冷蔵庫内は室内機は換気をしているから
- (23) 十分な換気が出来ている
- (24) 室内の広さに比べての二酸化炭素の滞留が無いから
- (25) これから対策を考える
- (26) 創業時からドライアイスだけで管理しているから
- (27) 部屋が広いから
- (28) 換気また霊安室の広さが十分なため
- (29) 注意喚起している
- (30) 特に問題は起きないと
- (31) 必要性を感じない
- (32) 室内が広い
- (33) 気密性の高い部屋ではないため
- (34) 必要性がわからない。今までその事でトラブルがない。
- (35) 棺にて安置 室内は換気されている
- (36) 過去にドライアイスの co2 が原因で、何かあったという事が無い。
- (37) 遺族への注意喚起にとどめている
- (38) ドライアイスの量の問題
- (39) 同じ場所（冷蔵庫付近）に人が滞在することがないから
- (40) 換気ができている
- (41) 特に無し
- (42) 換気は 24 時間体制で行っているから
- (43) 部屋が広い
- (44) 代替の保冷剤使用が多いため
- (45) 無し
- (46) 24 時間換気をしてる
- (47) 口頭で注意喚起をしている

- (48) 24 時間換気がされている
- (49) 設備がない
- (50) 換気扇を常時稼働させている
- (51) 特に理由はない
- (52) 換気をよくしている、空気清浄機を回している
- (53) 今現在考えていない
- (54) 多人数の面会者を想定していない（利用人員の目安がある）
- (55) 換気をしている
- (56) 頻繁に換気するから
- (57) ドライアイスで充分
- (58) そこまで濃度が高くなるとかんがえていない
- (59) 設問のとおり
- (60) 換気がされている事から。
- (61) 常に換気しているので
- (62) コロナウイルス感染症も落ち着いたので
- (63) 室内の換気を十分しているので
- (64) 密閉された場所で無いため通常の使用方法では対策の必要が無い
- (65) 換気が出来ている。密閉空間での作業はしない。
- (66) 安置場所が広いのと換気は徹底しているため
- (67) 換気などを行っている
- (68) ホールの安置状況的に危険性は低いと考えるから
- (69) 特になし
- (70) 危険の周知
- (71) 換気扇が常時作動している
- (72) 遺体にそこまで近づかないよう案内している
- (73) 24 時間喚起を行っている。
- (74) CO2 よりも温度を下げることに、換気をすることの方が重要度が高いため
- (75) 広い為
- (76) 換気をしているため
- (77) ご遺族には、棺の蓋は開けないよう注意を呼び掛けている。お顔を見る際は窓から見るよう伝えます
- (78) 部屋に「密閉」されるほどの気密性がないため。
- (79) 換気をしてるため
- (80) エコドライの為二酸化炭素は発生しない
- (81) 室内空間に対して使用するドライアイスの量が対策するにあたらぬ
- (82) 今まで 問題が無かったから
- (83) 常時換気しているから
- (84) ご遺族に注意喚起はしている
- (85) 換気扇を使用しているため

- (86) 設備が、できてる
- (87) 注意喚起及び空気の換気をしている
- (88) 人体に影響する量ではない
- (89) 室内に十分な広さがあり、換気をしている
- (90) 必要性を感じない
- (91) 控室に換気扇がある
- (92) 適切に処置、ならびに監視しているから
- (93) 遺体保冷安置の場合 co2 が発生しないため
- (94) 常に換気されている
- (95) ドライアイスを使用する部屋が広いから
- (96) わからない
- (97) 常時、換気をしているし、遺族には口頭にて説明をしているので。
- (98) 換気をしている
- (99) 基本的に、ドライアイスの使用量を抑えるために、保冷機器の導入による対策を行っている。ドライアイスを補助的に使用しているので、二酸化炭素の濃度は計測器等による対策は必要性は感じていない。

安置室のスペースも充分で換気扇も常時作動している、

- (100) 換気はしっかり出来ているので
- (101) 換気扇使用
- (102) 控室にて安置していて、空間が広いため
- (103) 常に換気状態
- (104) 作業員が留意して行なっている
- (105) 問題ないから
- (106) 納棺している
- (107) 十分な広さがある為対策は特にしていません、しかしご遺体近くにはガスが充満している可能性がある旨を伝え、さらに注意喚起の用紙をお渡しし、事故を未然に防いでいます。
- (108) 換気をしている
- (109) 使用量と室内の大きさと換気
- (110) 特別対策してない
- (111) 使用頻度が低い為
- (112) 換気等、気を配っている
- (113) 必要があるかどうかわからない
- (114) 換気設備がある
- (115) 無
- (116) 換気している
- (117) 部屋の広さが十分に確保できている
- (118) 部屋が広い、換気されている、密閉されていない
- (119) 広いから
- (120) 密閉空間ではありません。



- (121) 納棺してしまうため、外部に漏れることがない
- (122) 事件のことは把握しています。注意喚起ぐらいで落ち着いています。
- (123) 部屋の大きさと使用するドライアイスの量から
- (124) 換気は充分だと思います
- (125) 換気扇を回す以外に方法が見つかりません
- (126) 換気、アルコール消毒する程度
- (127) 対策方法がわからない
- (128) きちんと換気している
- (129) 過去に問題無しのため
- (130) 換気扇しかない。
- (131) 24 時間換気している
- (132) 周知しているから
- (133) 入手時に換気をしてから立ち入る
- (134) 換気を行っているので悪影響を感じたことがない。
- (135) 今まで問題なかったから
- (136) 柩に納棺して使用するため
- (137) 部屋の広さがある
- (138) 問題が起きていないから
- (139) 換気
- (140) ドライアイス使用時は棺の蓋を開けないから。
- (141) 特にない
- (142) 換気機能が良いため
- (143) 常時換気をしているため
- (144) 部屋が広く換気も十分に行き届いている
- (145) 定期的な換気を行っている。
- (146) 具体的な対策がわからない
- (147) 換気している
- (148) 配慮しつつ何十年も運営しているが、気をつけていれば問題ない
- (149) 親族控室で換気を常にしているから
- (150) 対策方法があまりない
- (151) まだ指摘された事が無い
- (152) 十分な換気が行われている
- (153) 換気されている
- (154) 換気を 24 時間おこなっている為
- (155) 毎日換気している
- (156) ご遺体を寝かせている部屋は十分に換気されているので問題ありません。
- (157) 長年の経験
- (158) 棺の中以外に CO2 濃度が危険レベルになる可能性はほぼ考えられないと思っている。
- (159) 控室で和室のため密閉されていないので

- (160) 密閉状況ではない
- (161) 常に換気扇を作動させているため
- (162) 安置室兼遺族控室になっており、部屋が広く換気扇も機能しているため、それ以上の対策はしていない。
- (163) 来客が無い為
- (164) 換気には注意している
- (165) 常に換気をしているため
- (166) 対策検討中
- (167) 換気が可能なため
- (168) 今の所対策案が無い
- (169) ドライアイス使用の場合は、棺内の濃度には注意喚起を促している
- (170) 換気している
- (171) CO2 の危険性を認知し説明している
- (172) 換気を十分に行っている。
- (173) 24 時間換気システム
- (174) 安置場所が密閉空間ではないため
- (175) 常に換気をしており館内が広々している
- (176) 控室に安置し密閉空間ではない
- (177) 換気わして
- (178) コロナ禍（今年の5月）までは対策していた
- (179) 換気が十分な為
- (180) 問題性を感じない
- (181) 常に喚起している
- (182) 対策の仕方がよくわからない
- (183) 常に交換と棺が対策してある
- (184) 控え室自体の換気をしている為
- (185) 十分なスペースが確保されており、常に換気を行っている状態が保たれているため
- (186) 基本的に遺体のみが安置され面会者がある場合は必ず開放されるから。
- (187) 注意はしている
- (188) 狭い部屋ではなく、充分換気が出来ている。
- (189) 換気
- (190) 部屋が広いから
- (191) 対策しなくてよいから
- (192) わからない
- (193) 換気しているため
- (194) スタッフ全員に注意喚起をしている。
- (195) 棺の蓋を開けることが無いので、対策を考えることが無かった。
- (196) 室内喚起せんを常に使用しているため

[設問 7-1]で「ある」を選んだ方にお伺いします。

93. 基準・手順について具体的にお答えください。

- (1) ご遺体の状態により判断
- (2) 感染症予防対策
- (3) 安置場所により面会時間が異なる
- (4) ご遺体の状況によりドライアイス量や化粧等実施
- (5) ゴム手袋着用、取扱後の手洗い・消毒
- (6) ドライアイス処置
- (7) 触った後のアルコール消毒。マスクの着用。
- (8) ゴム手袋、マスク着用
- (9) マスク、手袋着用
- (10) キッチンと穴詰めをしドライアスを当てる
- (11) 素手では触らない。
- (12) 専任の納棺師による衛生処置とドライアイスによる保冷
- (13) ゴム手袋の使用および周辺器具の消毒の徹底
- (14) ドライアイスとドライクーラーの両方利用
- (15) 一言では言えない
- (16) 遺体の損傷や腹水の有り無しなどの対応を細かに対策している。
- (17) 遺体を間違えないよう名札を付ける・手袋を使用する
- (18) 衛生管理の徹底
- (19) 日数が長い、臭気がある等の場合はドライアスを当てる
- (20) 血液や体液には触れない様にしている
- (21) どこまでの範囲か分からないので回答不可
- (22) 故人の尊厳を守るため大切に扱う
- (23) お迎え先で感染症の有無を確認し、必要な場合手袋などの対策をする。病院へはマスク着用を基本とする。
- (24) 作業に取り掛かる前に必ず合掌または一礼する
- (25) 社内で指導されている手順に沿っておりますが、具体的には記載しきれませんので割愛させていただきます。申し訳ございません。
- (26) 通常ではない死亡原因もしくは病院から引継ぎ事項などで判断
- (27) 細か過ぎてとても記しきれません。主に所作、動作について
- (28) マスク・ゴム手袋
- (29) 診断書、看護師の様子等からの情報収集→観察、取扱い前後の手指消毒、対応者が動いた経路把握、グローブ着用、着用したまま周りを触らない
- (30) マスク、手袋着用と使用後の手の消毒
- (31) ご遺体の処置を施してから棺に納める
- (32) 長期安置遺体は、透明の拝顔可能な収納袋に収納し、納棺の上ご遺体に名札（氏名・生年月日・

性別・死亡日・依頼先)を貼り付け、同様の名札を棺に貼り付けます

- (33) ご遺体の状態を注視する
- (34) 2名で丁寧に対応すること名前を付けること
- (35) 手袋マスク着用
- (36) 移動及び納棺の際等、手袋・マスク着用
- (37) 機器の扱い順序
- (38) ご遺体の状況確認と処置
- (39) 衛生面
- (40) 感染症に注意し、ビニール手袋、マスクの着用、手洗い消毒
- (41) 処置、メイク、消臭
- (42) 遺体の状況についていちいち検討して対応している
- (43) ご遺体の状況から個別に対応する
- (44) 個別に遺体の管理している。
- (45) マニュアル作成
- (46) 感染対策
- (47) 安置後直ぐにドライアイス 口が開かない様にする
- (48) 自社マニュアルによる
- (49) 専門の納棺業者に依頼している
- (50) 遺体毎の的確な処置
- (51) ドライアイスの置く場所、遺体の状況見て腐敗防止処置の提案～実施
- (52) 早い段階で、下腹部をドライアイスで固める

お身体に損傷などないかの確認

臭いなどの確認

- (53) 防水シート、ネーム確認、安置番号
- (54) 丁寧に・手袋、消毒等で感染症対策
- (55) 個々の御遺体な必ず名札を付ける
- (56) 挨拶をしてから始める
- (57) 詳細は多くなるので基本の考えは丁重に扱うこと
- (58) 診断書により病名確認、ゴム多袋などの感染対策、納棺後の案件、故人名など詳細を記載し棺の蓋と本体の方へ取付、事務所での故人名をホワイトボードへの詳細記入とデータ管理
- (59) ゴム手袋を使用し感染症対策に留意する
- (60) 腹水が出ない様にする
- (61) 社外秘
- (62) 遺体の状況を判断し、それに伴って行なっている
- (63) 公営火葬場では納棺して保管する
- (64) 個々の遺体状況に個々に対応
- (65) 名前確認・副葬品の確認・防腐の処置をする
- (66) 感染症対策にのっとり手順にて行う
- (67) 個別に遺体を検証して対応している

- (68) 感染症等についてはガイドラインに基づいて行っている
- (69) 手袋着用
- (70) マニュアルに関わる設問にはお応えしかねます。
- (71) マニュアルを作成している
- (72) 基準は手袋マスク着用 手順は清拭 納棺 ドライアイス
- (73) 医療用手袋を着用し業務に従事、作業後にアルコールによる手指の消毒
- (74) 決まり事がある
- (75) 手袋着用、御遺体の状態に合わせて対応
- (76) 搬送後 15 分以内に安置を整える
- (77) ご遺族に説明をした後にご遺族の心情に配慮し丁寧に行う
- (78) 故人名前・お迎え場所・安置か自宅か・感染症・連絡者氏名連絡先・診断書・御寺院
- (79) ドライアイスのあて方など
- (80) ご遺体に接触する際の感染症対策マニュアルの導入
- (81) すぐ納棺、冷却、
- (82) J A 葬祭マニュアル基準
- (83) 使い捨て手袋着用。使用済みタオル保管・洗濯は区別。
- (84) 全葬連のガイドラインに準じている
- (85) 必ずドライアイスを使用する。

必ずマスク、手袋を着用し、感染対策を徹底する。

- (86) マスク
- (87) 死後 48 時間以内
- (88) ドライアイス、ドライクーラー等を使用し遺体の腐敗をなるべく進まないよう保存する
- (89) 設問のとおり
- (90) 死因を聞き 病院側の指導の下作業を行う
- (91) 衛生管理
- (92) 御遺体の尊厳
- (93) ご遺体状態の確認・消毒・納棺・消臭・ドライアイスなど
- (94) 口腔内の消毒、含み綿での口元の修正、顔面の保湿、簡単な、メイク、状態によっては着せ替えなど。ドライアイス設置前に行う。
- (95) ゴム手袋着用などで感染症対策を徹底しながら尊厳を持ち接する
- (96) 防水シート・消臭剤・ドライアイスの使用
- (97) "①病院などでの死因の確認

②必要に応じて、防護服の着用

③搬送先施設などの確認

④安置

⑤必要に応じて防護服や手袋をして、仏衣を着せる

⑤保冷剤・脱臭剤の使用

- (98) 手順書に基づく
- (99) 手袋、エプロンを着用、アルコール消毒

- (100) ご遺体の状態にあわせた処置(口を開かないようにしたり体液が漏れないようにするなど)をそれぞれの葬儀担当者が行っております。
- (101) 手袋、マスクなど気お付けている
- (102) 取り間違い防止のマニュアル
- (103) 弊社規定にて
- (104) 手袋、マスク着用、手洗い等
- (105) マスク、手袋、白衣
- (106) ご遺体の状態確認、処置の決定、冷却器もしくはドライアイス、保冷剤で処置、ご遺体に影響のないように処置し毎日確認する、状態により処置の仕方を変えるなど
- (107) 安置の前に体液漏れがないか
- (108) 手袋を着ける。
- (109) 病名の確認。
- (110) 手袋 面タイ マスクの徹底
- (111) コロナ等感染予防対策等
- (112) 国際基準の感染予防対策及び遺体の管理を参照
- (113) 搬送時に看護師に注意点の確認 手袋の着用 必要に応じてのうたい袋や防護服利用
- (114) 手袋着用、消毒、エプロン着用、場合によりマスク着用。
- (115) 標準予防策に従って行う。
- (116) 死亡確認から日数が過ぎているご遺体
- (117) 血液等の処理、腐食剤設置、化粧等
- (118) 出血等している際には手袋をし、対応にあたる。
- 早めに納棺をする。
- (119) ご遺体消毒、冷却方法のマニュアル
- (120) 死亡診断書の確認をして、感染症等で亡くなっているかの確認をしたのちに御遺体の安置をします。
- (121) 保冷材の取り換え時間
- (122) 社内のマニュアルに沿って
- (123) 安置後、速やかにドライアスを各所に充てて、枕飾りを行う。
- (124) ゴム手袋着用 ドライアイス換気説明"
- (125) 1.遺体を取り扱う時は、手袋、マスクは必ず装着する。
- 2.遺族との対応の場合は各自マスクを装着する。
- 3.終了後、必ず手洗い、うがいをを行う
- (126) 社内マニュアル遵守
- (127) マニュアル
- (128) 搬送時のゴム手袋白衣の着用 同意を得て死因の確認
- (129) 故人の尊厳の遵守
- (130) 搬送後速やかに喉廻りや腹部にドライアスをあて、ご遺族の了承を得て早めにお棺に納棺し、状況によっては納棺師でのご処置を施し、御遺体がある部屋のエアコン温度を 20 度以下に設定する。ドライアスを約 24 時間以内に追加・交換し遺体の保全に努める。

- (131) 手袋、服装、クリーニング、感染症対策の知識
- (132) マスク着用、手袋着用、エプロン等着用
- (133) マニュアルがある
- (134) 現場でないからわからない
- (135) マスク・ニトリル手袋の着用、二酸化塩素によるご遺体の殺菌・防腐処置
- (136) 厚生省のマニュアル
- (137) 2名にて行う。必ず冷蔵する。出棺するまで面会禁止
- (138) 腐敗については細心の注意をします。

諸事情で火葬までの日数がある場合は一両日中に納棺する

- (139) 保冷剤の個数と配置、エンバーミングの早期提案
- (140) ビニール手袋、マスクの着用
- (141) 体液漏れなどの異常がないか
- (142) お腹に5キロ、顔周りに5キロ
- (143) ご遺体状態の確認、特別処置の要・不要、性別・体格の確認など
- (144) 感染症予防対策等
- (145) 使い捨て手袋、マスク着用の上で作業。作業完了後に遺族の入室を許可。
- (146) 死因を聞き、消毒します
- (147) 当社マニュアル
- (148) マニュアル作成をしています
- (149) 感染症対策
- (150) マニュアル
- (151) 内臓等腐敗しやすい場所及び、傷口に重点的に置く
- (152) 体液 血液に注意
- (153) 感染症など状況の確認、マスク・手袋の着用、故人の尊厳を守る
- (154) 故人様の尊厳を守ったうえで作業を進める
- (155) 遺体状況と納棺時間によりドライアイス使用か判断
- (156) 手袋 マスク着用
- (157) 優しく丁寧に
- (158) 細かいマニュアル有り
- (159) 遺体の対応
- (160) 会葬者、面会者の人数、時間によって部屋を調整する
- (161) 素手でご遺体に触れることの禁止。触れた後は手指消毒の徹底。
- (162) 通夜葬儀まで日数がかかる場合は早めに納棺しドライアイスの具合をこまめに点検しています
- (163) 死亡診断書が必要
- (164) 丁寧な対応
- (165) 出来るだけ作業前に死亡診断書確認（感染病か確認）手の消毒と衛生手袋は必ず着用する。
- (166) 感染症の方でないか確認を行う
- (167) 家族の身になって対応
- (168) 名前を明確にする。

- (169) マニュアルに沿う。
  - (170) 非透過性グローブ着用、専用服着用、手指消毒必須、不織布マスク必須
  - (171) 体液漏れの処置
  - (172) ご遺体の状況に応じて手袋、マスクの使用
  - (173) 感染症遺体に対する消毒、防護服、納体袋の使用
  - (174) 自社の手順書による
  - (175) 死亡診断書の確認 遺体の確認
  - (176) 自社基準
  - (177) マニュアル
  - (178) 的確、慎重
  - (179) 手袋着用、業務後の手洗い・消毒の徹底
  - (180) 消毒
  - (181) 安置後直ちにドライアイスをあてる
  - (182) 尊厳を守って扱う
  - (183) 感染症有無確認 含み綿 処置 消毒 着替 納棺
  - (184) マスク、手袋着用
  - (185) "衛生的、心情的な作業手順
  - (186) 故柩紙、リストネームバンドの着用
  - (187) 感染者の場合は厚生労働省ガイドラインを基準に御遺体の取扱をしています。
  - (188) 棺内のアルコール消毒とドライアイス処置の徹底
  - (189) 安置日数が長い場合は納棺して安置
  - (190) 感染症対策の徹底
  - (191) 防腐剤・ドライアイス・止血などの処置
  - (192) 手袋装着
  - (193) 冷蔵
  - (194) 冷却方法など
  - (195) ご遺体ケア
  - (196) マニュアル作成をしている
  - (197) 安置所に着いたら必ずドライアイスをあてる。
  - (198) 遺体状況の確認 納体袋、棺の確認"
  - (199) 感染症予防に努めながら取り扱う。ご遺体の取り間違いが無いように名札の貼付及びスタッフ間の情報交換
  - (200) 衛生面、体液の漏れなどに関するご遺体の取り扱い方の注意
  - (201) 粗末に扱わない。
- 状態を確認して適切に処置、対応する。
- (202) ドライアイスのあて方
  - (203) コロナなど特殊死亡者
  - (204) 感染症ガイドラインを設けている。
  - (205) 死亡診断書、遺体検案書(医師の死亡確認が済んでいる場合)の発行後に実務にあたる。



- (206) マスクと手袋等の衛生器具着用の上、処置後のアルコール洗浄。体液が洩れている場合は、使い捨てのビニールエプロン着用。
- (207) 一般的な手順
- (208) 死亡原因の確認、感染対策の確認
- (209) 会社規定によるもの
- (210) 遺体の処置、ドライアイス、化粧、など
- (211) 搬送後、ドライアイスを入れ枕飾りをする
- (212) ご遺体の状態で判断する
- (213) 衛生面等を考慮し、素手では触れずに手袋等を使用している。
- (214) ことわる
- (215) マニュアルがあるがここに記載できる様な簡単なものではない
- (216) 安置保冷剤
- (217) 手袋等による感染予防後、安置、ドライアイス処置
- (218) 故人様へ必ずネームバンド付け、安置室への名札、出庫入庫の連絡の徹底
- (219) 感染症予防。
- (220) 施行担当者のみ扱い可能
- (221) コロナ禍での厚労省の対応マニュアルを基準に手指消毒等を行っている
- (222) 丁寧に行うことをベースに、搬送マニュアルを設置しています。
- (223) 手袋着用 処置後消毒
- (224) 遺体の状態に応じて
- (225) 丁寧に取り扱う
- (226) 手袋着用 消毒 手洗い励行
- (227) 生きている人扱うようにする。出来るだけ早くドライアスをあてる
- (228) ゴーグル、ゴム手袋、消毒剤等
- (229) 故人の状態に合わせて扱いを変えている
- (230) ドライアスの当て方
- (231) ご遺体の衛生処置の手順あり。または、専門業者に処置して頂いている。
- (232) シーツ ドライアイス 棺
- (233) 納棺後すぐに冷蔵庫へ
- (234) 回答不能
- (235) 感染症があるご遺体、警察からの搬送ご遺体などは手袋を着用し、事後の消毒
- (236) 死亡原因、年齢、気温、火葬日までの日数
- (237) ドライアスを適切に当てる
- (238) 風習慣習に従う
- (239) 安置所で納棺後ドライアスを必ず入れる
- (240) 搬送時は納棺を済ませてあるもの
- (241) 会社マニュアルにて
- (242) スタッフの感染予防
- (243) 会社独自ルールに基づいて

(244) 教えません。

(245) 手袋、マスクの着用

(246) 遺族の心情

ご遺体を雑にしない

ドライアイスのあてる場所

ドライアイスの消費期限の注意"

(247) お引き取り先の死亡確認医師に、死因等の詳細を確認の上で御引渡しを受ける事になっている。お引渡しの際には、必要備品を持参の上対応させて頂いている。\*防護服一式・お棺・納体袋・除菌剤等持参

(248) ドライアイスの当て方など

(249) "自社研修を修了し、指定する研修会・勉強会に参加している者  
自社研修 ご遺体搬送 ドライアイス設置個所 衛生処置 保全 納棺  
研修会 衛生処置 感染症対策 メイク 他"

(250) 手袋、マスク着用。安置後は手洗い、うがい、着衣の消毒。

(251) 死亡診断書がある事

(252) アルコール消毒 ドライアイス処置

(253) 死亡診断書の確認

(254) 御遺体を触る際は、手袋をするようにしている。

(255) 感染の可能性があるご遺体や、警察案件のご遺体については、ゴム手袋を必ず着用し、消毒の徹底を心掛けています。

(256) ドライアイス、脱臭剤、お参り準備、葬儀日程調整

(257) 1 安置する 2 消臭剤を入れる 3 ドライアイスを入れる 4 布団をかぶせる

(258) 故人の尊厳を守り、衛生管理に配慮したマニュアルにのっとる

(259) 外部委託

(260) 防水シートにご安置

ドライアイスを当てる

体液漏れの確認

顔の確認"

(261) 血液や体液は拭き取り、すぐにドライアイスを当てる。一部損傷されている場合はガーゼや包帯で止血しドライアイスを当て、損傷部分をできるだけ早く凍結させる。腐敗の進んだご遺体は専用の袋に入れ体液の漏れを防ぎ保管する。

(262) ドライアイスを使用し衛生管理を行う

(263) 安置してから直ぐにドライアイスを充てる。

(264) 口などの消毒

(265) お体のケア

(266) マニュアルに沿った手順で行う

(267) 外注にてラストメイク等

(268) 感染症対策

(269) 消毒・防護服等での感染症対策

- (270) ご遺体の状態によっては、専門の納棺師にお願いすることもある
  - (271) ゴム手袋、マスク着用 手指消毒
  - (272) 必ず素手では取り扱わない 状態によって納棺士を依頼する
  - (273) 個別に状況によって判断
  - (274) 処置をしっかりとる
  - (275) 衛生面に配慮
  - (276) ご遺体の尊厳を充分意識したうえでの感染対策の徹底
  - (277) 事前の消毒、手袋、マスク、
  - (278) マニュアル
  - (279) 白衣着用、マスク、手袋
  - (280) 感染防止の観点から白衣、ディスポーザブル手袋の徹底をする。
- ご遺体安置は、慣習や宗派等に基づき適切に行い、防腐処置は適切な位置にドライアイス当てる。
- (281) 故人様の取り違えが無いようにする手順
  - (282) ドライアイスの設置場所、注意点
  - (283) 遺体の状況確認の徹底。必要により作業者の衛生管理。安置場所の選定。状態に合わせて防臭防菌の薬剤投入。
  - (284) 社内マニュアルに準ずる 感染症の有無 ・ 腐敗状態
  - (285) 基本、ゴム手袋必須
  - (286) マニュアルがある
  - (287) 御遺体の状態次第ですが、露出部分の保湿→ドライアイスによる胸部・腹部の冷却→安置
  - (288) 手袋を着用。感染症等の場合は、防護服・ゴーグル等を使用。感染予防で、鼻腔や肛門等に詰め物を行う。
  - (289) 感染症への配慮 手袋マスク防護服の着用
  - (290) マニュアル化
  - (291) マニュアル
  - (292) 状態を見てどこから進めたらいいか判断する
  - (293) コロナ等の感染症対策
  - (294) 御遺体の状態 感染リスクの有無でその都度変わる
  - (295) ドライアイス、保湿
  - (296) エンバーミング施術の基本に準ずる
  - (297) 感染症予防のための装備を装着
  - (298) 枕経後納棺
  - (299) 腐乱していない事
  - (300) ご遺体に触れる際には必ずビニール手袋とマスクを着用し、処置後はアルコール消毒と石鹸で手洗い、うがいを徹底。服や体全体には次亜塩素酸水をスプレーしている。
  - (301) 名前確認
  - (302) 死亡原因などを確認し感染予防の為手袋等を着用し作業を行なう
  - (303) 引き取り、安直、ドライアイス、納棺儀式

- (304) 衛生法
- (305) ご遺体の腐敗が進まないように納棺しての管理など
- (306) ご遺体のケア・移送・安置など
- (307) 所作
- (308) 一般的な基準・手順
- (309) マニュアルを作成している
- (310) 感染予防
- (311) 感染予防
- (312) 故人の取り違えが無いよう、名札の作成と同時に、冷蔵庫での保管の場合は、扉に名前の記入
- (313) マスク・手袋を使用し、ご遺体の移動は、複数名で行う
- (314) マスク、手袋の着用
- (315) 手袋・マスク・ドライアイス処置
- (316) ドライアイスの装着
- (317) マニュアルに従う

[設問 7-2]で「常に確認している」を選んだ方にお伺いいたします。

95. 確認している感染症名をお答えください。

- (1) インフルエンザ
- (2) コロナ、B型肝炎
- (3) コロナ、肝炎
- (4) 皮膚感染 わかならい
- (5) コロナ
- (6) 一類感染症他
- (7) コロナウイルスや劇症肝炎などの体液の漏れやその他
- (8) 第1類、2類感染症に類する物
- (9) 1類から5類
- (10) 型肝炎、結核
- (11) コロナ
- (12) 肝炎
- (13) コロナウイルス
- (14) ウイルス、細菌、真菌、原虫
- (15) ほとんどの病気や感染症は確認しています。
- (16) コロナ、肝炎、乾癬
- (17) コロナ
- (18) 肝炎 HIV
- (19) 新型コロナウイルス B型肝炎 C型肝炎
- (20) B型肝炎等

- (21) 主にコロナ、エボラ、B型肝炎
- (22) コロナ、肝炎、結核
- (23) コロナ、肝炎
- (24) B型肝炎
- (25) 全て
- (26) 結核、コロナ、などに神経質に対応してる。
- (27) コロナ、肝炎他
- (28) 新型コロナウイルス、B型肝炎、結核など
- (29) 新型コロナ
- (30) コロナ、結核、疥癬等。
- (31) C型肝炎
- (32) 結核、C型肝炎
- (33) 感染する可能性のあるものすべて
- (34) ウィルス性肝炎、コロナ等
- (35) 一類か否か
- (36) 伝染病
- (37) 結核、肝炎、乾癬、指定感染症全般
- (38) 新型コロナ
- (39) 死亡診断書や検案書において、他社に感染する、害を及ぼす可能性のあるもの（乾癬など）であれば全て確認を行っております。
- (40) 結核、肝炎
- (41) 結核、コロナ、B型肝炎
- (42) 様々
- (43) インフルエンザ 肝炎 コロナ
- (44) 特にナシ
- (45) 死亡診断書の確認、自宅に搬送できる4類5類の感染症全て
- (46) コロナ、インフルエンザ
- (47) コロナ、結核など
- (48) 主に肝炎、結核、診断書を見て聞きなれない病気
- (49) コロナ
- (50) 疥癬・インフルエンザ・コロナ・肝炎・・・
- (51) コロナウイルス、インフルエンザ
- (52) 特定の病気ではなく死因を確認している
- (53) コロナ 肝炎
- (54) 病院で看護師に聞いている
- (55) 一類感染症・コロナウイルス
- (56) コロナ・インフルエンザ
- (57) 結核、インフルエンザ
- (58) 診断書を確認

- (59) 一類
- (60) コロナ 肝炎
- (61) 結核、コロナ、他
- (62) 診断書記載有無確認
- (63) 結核、コロナ他
- (64) 結核、コロナ、他
- (65) 感染症
- (66) 結核 コロナ C型肝炎
- (67) コロナ
- (68) 新型コロナ
- (69) 肝炎 結核 コロナ
- (70) 2類以上
- (71) 肝炎 コロナ
- (72) コロナ、肝炎、肺炎、
- (73) コロナウイルス、B型肝炎、結核等
- (74) 新型コロナウイルス
- (75) 第1類全般
- (76) b型肝炎
- (77) コロナ、インフルエンザ
- (78) 肝炎、コロナウイルス、エイズ、1類感染症等
- (79) コロナ
- (80) 医師や看護師から、どんな種類にしても全て
- (81) コロナ、肺炎、肝炎
- (82) 新型コロナ、肝炎
- (83) 肝炎
- (84) 1から3類までの感染症
- (85) 新型コロナ、肝炎、結核
- (86) コロナ 肝炎 エイズ
- (87) 1類感染症に該当するものすべて
- (88) コロナ、結核
- (89) コロナ、結核、C型肝炎、B型肝炎、エイズウイルス
- (90) コロナ、B型肝炎
- (91) 新型コロナ 結核 肝炎
- (92) 肝炎等
- (93) 社外秘
- (94) その時の状況による
- (95) コロナ、肝炎、結核、その他の感染力の強い感染症
- (96) 結核菌、コロナ、O157、インフルエンザ
- (97) 肝炎・コロナ

- (98) コロナ、疥癬等
- (99) 結核菌、コロナ、インフルエンザ、0157
- (100) コロナウイルス 敗血症 肝炎 結核など
- (101) コロナ・エイズ・結核・肝炎
- (102) 全ての感染症
- (103) 肝炎 新型コロナ 疥癬
- (104) 1類、2類
- (105) 感染症は無いかを確認していて、具体的に名称は聞いていない
- (106) B型肝炎など
- (107) コロナ、肺炎、結核菌
- (108) コロナ インフルエンザ MRSA 梅毒等
- (109) 診断書を確認
- (110) 結核、コロナ
- (111) コロナ、インフルエンザ、結核、肝炎等
- (112) コロナウイルス感染・B型肝炎ウイルス・白血病ウイルス
- (113) B型肝炎やコロナ等
- (114) 肝炎・コロナ・HIV・梅毒
- (115) 死亡診断書により判断する
- (116) 感染症
- (117) コロナ、ウイルス、B型かいいん
- (118) 感染症5類
- (119) 法定伝染病ほか医師からの指示による病状
- (120) コロナ
- (121) コロナ
- (122) 結核 肝炎 コロナ その他感染症
- (123) コロナ
- (124) 新型コロナ
- (125) コロナ、肝炎、エイズ
- (126) 各種肝炎、コロナ、結核
- (127) 肝炎、コロナ、その他感染症
- (128) 法定感染症全て
- (129) 新型コロナ
- (130) B型肝炎,C型肝炎
- (131) 肝炎、コロナ
- (132) 1類、2類、3類感染症、新型インフルエンザ等感染症
- (133) コロナウイルス
- (134) 肝炎等、死後感染の危険があるものかを確認する。
- (135) covid19 及び第一種～第五種感染症
- (136) コロナ B型肝炎

- (137) コロナ、エボラ等
- (138) コロナ
- (139) 第一類感染症
- (140) コロナ、法定伝染病
- (141) コロナ、結核、皮膚炎等
- (142) HIV,結核,肝炎,新型コロナ,乾癬,その他重篤または感染力の強い感染症等
- (143) 肝炎やコロナウイルスなど
- (144) 全般
- (145) 肝炎等
- (146) 新型コロナ、マダニなどの感染症
- (147) コロナ
- (148) HIV 肝炎 コロナウイルス
- (149) 肝炎・コロナウイルス
- (150) 肝炎、コロナ、結核など
- (151) B・C肝炎、結核等
- (152) 空気感染する病気の場合。
- (153) c型肝炎
- (154) 基本すべて
- (155) 肝炎
- (156) コロナ、肝炎、その他病院から特殊な感染リスクある病名等
- (157) 全ての遺体に対して感染対策をする
- (158) 看護師に確認しているので個別ではなく出血や感染症予防法全般
- (159) 結核、新型コロナ
- (160) コロナ
- (161) 三類以上
- (162) 肝炎、結核
- (163) 全ての感染症を聞くわけには行かないので、留意すべきことを看護師等に聞く。
- (164) 死因確認、コロナ
- (165) コロナ、結核等感染確率が高い病気
- (166) コロナ、肝炎、梅毒等
- (167) コロナ等
- (168) インフルエンザ・新型コロナウイルス
- (169) 多数
- (170) 新型コロナウイルス、B型、C型肝炎、結核
- (171) 結核
- (172) 感染症全て
- (173) 結核など
- (174) コロナ、体液による感染症、皮膚炎などに関わる感染症
- (175) インフルエンザ コロナウイルス 肝炎 劇症型 等



- (176) 肝炎など
- (177) エイズ C型肝炎
- (178) 病院等とのやり取りで確認
- (179) 肝硬変 コロナ
- (180) コロナ
- (181) 新型コロナウイルス、B型肝炎
- (182) 結核 インフルエンザ 新型コロナ 肝炎
- (183) 肝炎、その他感染症
- (184) コロナウイルス
- (185) 新型コロナウイルス、疥癬、肝炎、など
- (186) コロナ、結核、肝炎系
- (187) 肝炎
- (188) 感染している状況ならその病名も聞く
- (189) 病院で教えていただける範囲の感染症全般
- (190) インフル、肝炎
- (191) 法定伝染病を確認
- (192) すべての感染症
- (193) AIDS、肝炎、結核など
- (194) B型肝炎 C型肝炎 コロナウイルス
- (195) 結核 肝炎 コロナなど
- (196) コロナ
- (197) 診断書に書いてあるもの
- (198) 感染症
- (199) コロナウイルス
- (200) コロナ・肝炎
- (201) 新型コロナ
- (202) コロナ、結核、肝炎
- (203) 感染するリスクのある感染症か否か
- (204) 診断書を良く読んで
- (205) C型B型肝炎
- (206) 病院担当者に毎回確認
- (207) 結核・肝炎・敗血症
- (208) 肝炎
- (209) 結核、B型、C型肝炎、コロナ、重症熱性血小板減少症候群、エイズ等々、感染症の確認は基本的に必要と考えています。
- (210) コロナ 一般感染症すべて
- (211) "特に何かあるか
- (212) 肝炎 皮膚病等
- (213) コロナ、インフルエンザ、他

- (214) 感染症すべて
- (215) 血液系感染
- (216) コロナ、C型肝炎など
- (217) 連絡（電話）をくれたご遺族様に感染症名を聞くのではなく感染症のあるなしを聞きます
- (218) 死亡診断書の確認
- (219) 新型コロナウイルスとB型肝炎それに結核等を確認します。
- (220) コロナ
- (221) 肝炎、新型コロナ、HIV、法定伝染病
- (222) C型肝炎
- (223) 肝炎、結核、コロナ
- (224) コロナ、C型肝炎など
- (225) コロナ
- (226) 指定感染症三類まで
- (227) C型肝炎、エイズ、新型コロナウイルスなど
- (228) 肝炎 エイズ
- (229) コロナのみ
- (230) 厚労省指針に準じる（死亡診断医に確認）
- (231) コロナ 結核 B型肝炎 C型肝炎 疥癬
- (232) 肝炎 コロナ
- (233) コロナ、肝炎
- (234) 結核、肝炎
- (235) これとは決めず、毎回診断書を確認している
- (236) インフルエンザ・その他感染症
- (237) 新型コロナ、肝炎等
- (238) 病院から又は、死亡診断書にて確認
- (239) コロナ、結核
- (240) C型肝炎
- (241) コロナ、梅毒、その他感染症すべて
- (242) 死亡診断書の死亡原因を確認
- (243) コロナ
- (244) C型肝炎
- (245) コロナ B C型肝炎
- (246) 1類感染症（埋火葬許可申請書に記入欄があるため）
- (247) 第一・第二類感染症
- (248) コロナ
- (249) 都度看護師に聞いている
- (250) コロナ、c型肝炎等
- (251) 死亡診断書での確認
- (252) コロナ等

- (253) 重大感染症
- (254) 肝炎、新型コロナ、インフルエンザ
- (255) 新型コロナウイルス、結核
- (256) 新型コロナウイルス、こちらが確認するよりも先に病院関係者や遺族から先に教えてくれることが多い。
- (257) コロナ インフルエンザ
- (258) ノロウイルス・コロナウイルス・インフルエンザウイルス・梅毒等
- (259) A.B.C型肝炎、コロナ感染症
- (260) コロナ、結核
- (261) コロナ、インフルエンザ、乾癬等
- (262) 結核
- (263) 死因の確認
- (264) B型肝炎
- (265) コロナウイルス
- (266) コロナ・一類感染症等
- (267) 肝炎 新型コロナ
- (268) コロナウイルス
- (269) コロナ 結核
- (270) 肝炎、新型コロナ等
- (271) 特に病名というわけではなく、病院や医師からの注意事項がないかを確認している。
- (272) 病院からの指示や、診断書の記載事項を確認しています。一類感染症の有無
- (273) C型肝炎
- (274) 特定の感染症だけを確認しているわけではない
- (275) 肝炎など
- (276) コロナウイルス 肝炎
- (277) コロナ、一類感染症など
- (278) B型肝炎
- (279) インフルエンザ 肝炎 コロナ他
- (280) 肝炎、コロナ、1類、2類に該当する各種感染症等
- (281) 新型コロナ、疥癬、結核、肝炎
- (282) コロナ感染、肝炎
- (283) コロナ
- (284) コロナ
- (285) 何類の感染症か
- (286) 新型コロナウイルス・肺結核
- (287) コロナ、インフルエンザ
- (288) 感染症全般について、有無の確認
- (289) 肝炎
- (290) コロナ、結核、肝炎等

- (291) 感染症全般
- (292) 全て
- (293) 結核 肝炎 ウイルス性疾患
- (294) エボラ出血熱 B型肝炎
- (295) コロナ 疥癬
- (296) コロナ、インフルエンザ、B型肝炎
- (297) コロナ、肝炎、結核、
- (298) 一類・二類感染症
- (299) 院内感染等エボラ
- (300) コロナ・肝炎・肺結核
- (301) コロナ・インフル・肝炎
- (302) コロナ、各感染症
- (303) 特定の病名ではなく、疑いがあるかどうかを聞く
- (304) 肝炎など
- (305) 病名まで分かりませんがコロナを含め病院からご遺体の取り扱いについて説明があった場合は手袋・マスク等を装着し対応している
- (306) コロナ
- (307) 死亡診断書の感染症を確認しています
- (308) 結核 コロナウイルス
- (309) コロナ
- (310) B・C型肝炎 コロナ
- (311) 肝炎、結核
- (312) 結核、コロナ、一類感染症
- (313) 新型コロナ、結核、B型肝炎、疥癬など
- (314) 指定感染症
- (315) C型肝炎・コロナ・インフルエンザ
- (316) 第1～第5種感染症・敗血症
- (317) B型肝炎
- (318) 肝炎、コロナ、MRSA
- (319) 肝炎 疥癬
- (320) 結核
- (321) 基本的にはどの感染症というよりは、死亡確認医師に感染に関する情報（適切に処置や感染対策をしてから扱った方が良いか？）はその都度確認して対応している。
- (322) コロナ、肝炎など
- (323) 肝炎 新型コロナウイルス 他接触感染しうる病気があるか
- (324) HIV.C型肝炎、コロナ、梅毒、
- (325) 新型コロナウイルス
- (326) 肝炎、インフルエンザ、新型コロナ
- (327) 肝炎、結核、コロナ

- (328) エイズ コロナ
- (329) コロナ、結核、疥癬など
- (330) 1類から3類
- (331) B型肝炎
- (332) コロナウイルス感染症、敗血症、肝炎、その他の感染症
- (333) 結核、肝炎
- (334) 1 コロナ 2 インフルエンザ 3 皮膚病
- (335) コロナ B型肝炎
- (336) 病院の指示に従う
- (337) コロナ
- (338) 1. 2類及び指定感染症
- (339) コロナウイルス感染症
- (340) 肝炎
- (341) コロナ・結核
- (342) 新型コロナウイルスを始めとする感染症
- (343) 肝炎 コロナ
- (344) 肝炎ウイルス、結核、新型コロナウイルス感染症
- (345) B型肝炎、結核
- (346) インフルエンザ
- (347) 肝炎
- (348) 病院で搬送時に申し送られる感染症
- (349) 新型コロナ
- (350) 結核や covid など、具体的な病名をだして聞いていない。「何か感染症に感染してますか？」でその場（病院施設等）の責任者などから「〇〇に感染しています」などで確認している。
- (351) コロナ感染症、角化型カイセン
- (352) すべて
- (353) コロナ他
- (354) コロナ 肝炎 血液 体液
- (355) 新型コロナ、インフルエンザ、結核
- (356) コロナ・肝炎
- (357) 新型コロナ、肝炎など
- (358) 肝炎など
- (359) コロナ・結核・肝臓病等
- (360) 肝炎
- (361) 肝炎 疥癬
- (362) ノロウイルス
- (363) 肝炎
- (364) コロナ
- (365) コロナ

- (366) 結核・疥癬・コロナウイルス・各種肝炎
- (367) 結核、敗血症、
- (368) コロナウイルス、インフルエンザウイルス、肝炎
- (369) 特定感染症・肝炎系・結核等
- (370) コロナ、肺炎、
- (371) 肝炎ウイルス
- (372) コロナ
- (373) 肝臓関係、皮膚病関係、エイズ、コロナ等
- (374) コロナ 肝炎
- (375) B型肝炎 C型肝炎
- (376) 新型コロナウイルス、クロイツフェルト・ヤコブ病、感染性疥癬
- (377) 感染リスクがあるか否か全て確認している
- (378) コロナ
- (379) コロナ、C型肝炎、B型肝炎
- (380) コロナ・インフルエンザ・B型C型肝炎、H I Vなど
- (381) 法定伝染病
- (382) 肝炎
- (383) 肝炎、コロナ他伝染病
- (384) 全て
- (385) いろいろ
- (386) 特定はない。何らかの重い感染症にかかってないか病院に尋ねる
- (387) コロナウイルス
- (388) 皮膚病ウイルス
- (389) 死亡届に記載された感染症
- (390) 指定感染症全て
- (391) コロナ
- (392) コロナ 肝臓系
- (393) 肝炎など
- (394) 病院から預かる時に、伝染病については確認をしている。
- (395) B型肝炎
- (396) コロナなどお迎えに伺った際に、感染症の確認をしています
- (397) コロナ
- (398) 接触感染の可能性がある感染症
- (399) インフルエンザ・コロナ

[設問 7-4]ご遺体に触れる際に作業員に使用させている個人保護具についてお答えください。

97. その他

- (1) 感染でなければ特になし
- (2) 実験衣
- (3) 無
- (4) 白衣
- (5) 殆どマスクと手袋だが、必要であれば上記全て。
- (6) 白衣
- (7) 状況に応じて対応
- (8) 感染症が無い場合はマスク、手袋のみ
- (9) わからない
- (10) 無し
- (11) 靴カバー
- (12) 7-2 で回答した感染症に罹患した遺体の場合（その場合防護服も利用）
- (13) なし
- (14) 防護服
- (15) ご遺体に触れることは無い
- (16) ご遺体の状況によりエプロン・ゴーグル等追加
- (17) シューズカバー
- (18) 防護服
- (19) 状況でエプロン・ゴーグル
- (20) コロナの際には防護服を使用した
- (21) 遺体により防護服
- (22) 無し
- (23) 取り扱っていません
- (24) 無
- (25) 特になし
- (26) 感染症の疑いが無い場合は特になし
- (27) ご遺体に触れる機会はありません
- (28) 感染症のある場合、個人判断でマスク・手袋・エプロン
- (29) 無し
- (30) 無
- (31) 無
- (32) 場面により対応が変わる
- (33) 防護服
- (34) 感染症の程度種類による病院の意向で使用不可の場合あり
- (35) 無

- (36) 納棺後の扱いを前提としているため遺体に触れない
- (37) 白衣
- (38) 靴の防水カバー
- (39) 死体は扱わない
- (40) 危険なご遺体の場合全て着けます
- (41) 感染症の有無によって変わる
- (42) 防護服
- (43) 靴カバー
- (44) goitainihuremasenn
- (45) 特に無し
- (46) 特になし
- (47) 互助会事務所の為、ご遺体を扱わない
- (48) 従業員の判断と会社からは、バイオハザード用の提供
- (49) 医師の指示により、防護服・シューズカバー・アームカバー・ゴーグル等
- (50) 消毒液
- (51) 該当せず
- (52) コロナで死亡された方の葬儀は受け入れてない
- (53) コロナ感染された方はお引き受けしていない
- (54) 遺体は触らない
- (55) 無
- (56) 状況によりエプロン等
- (57) 無
- (58) その他、考えられる限りの感染症対策を講じている。



横田 睦  
浦川道太郎  
小松 初男

## 第1 無縁墳墓の発生と無縁改葬・整理の必要性

### 1 無縁墳墓の定義

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）第2条第4項は、「この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。」と規定している。そして、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「墓埋法施行規則」という。）第3条は、「死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）・・・」と規定している。よって、無縁墳墓とは、「死亡者の縁故者がない死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設」であると定義することができる。また、最高裁は、無縁墓地の定義と判断基準について以下の判断を示している。すなわち、最高裁昭和38年7月30日第三小法廷決定（最高裁判所裁判集刑事147号897頁、裁判所ウェブサイト）は、原判決である福岡高裁昭和36年2月22日判決に対する上告に対して、その上告趣意の主張のすべてが刑事訴訟法第405条の上告理由に当たらないとして、上告を棄却した決定であるが、その理由の中で括弧書きながら（無縁墓地の解釈に関する原判決の判旨は相当である）として、原判決の判旨を認容している。そして同ウェブサイトには原判決の要旨として、「無縁墓地とは、これに葬られた死者を弔うべき縁故者等がいなくなった墓のある土地の意と解すべく、墓埋法施行規則第3条の無縁墳墓改葬に関する規定の趣旨に鑑みてもかく解するのが相当である。単に墓地の管理寺院と墓地の使用者又はその縁故者とが無関係であるという事だけでは、これを無縁墓地と断ずることはできない。」という福岡高裁判決の判旨が掲載されている<sup>8</sup>。

これによれば、無縁墓地とは、墳墓自体のみならず、その施設を設置した土地を含む概念であると考えることができる。

なお、「縁故者」という概念については、法令上の定義はない。一般的な言葉の意味としては、「縁やゆかりのある人、縁故のある人。または亡くなった人の関係者の人」（「weblio辞書」より）などと解説されている。

### 2 無縁墳墓の発生原因

このような無縁墳墓の発生原因としては、①少子・高齢社会の進行により祭祀承継者のいない墓地が増えること、②生活のあり方が大家族から核家族となりさらに単身世帯に変化するに従い、先祖代々の墓地である「家墓」に死者を葬る葬送のあり方に変化が生じて

<sup>8</sup> 別紙資料1

従来の「家墓」が放置される傾向があること、③人口の減少と都市部への集中により、出身地である故郷にある墓地が放置される傾向にあること、が挙げられる。

上記①を発生原因とする場合は、真の意味で無縁墳墓と言える。しかしながら、②、③を発生原因とする場合は、祭祀承継者が存在する（ないしはその可能性が大である）にもかかわらず、当該墳墓の祭祀が行われず放置された状態に置かれているものである。前記福岡高裁判決のいう「葬られた死者を弔うべき縁故者等がいなくなった墓のある土地」という意味、及び当該墳墓が後述するような社会に与える負の影響を考えると、②、③の墓地も実質的に無縁墳墓として対策を講じるべき対象になろう。

### 3 無縁改葬・整理の必要性と問題点

#### (1) 無縁改葬数の推移

現行の無縁改葬手続は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第29号）による改正後の墓理法施行規則に拠っている。当該改正が施行されたのは平成11年10月1日からであり、以後の無縁改葬数の推移をまとめると、次の通りである。なお、この表は公営・民営霊園を合わせた数であるが、無縁改葬の手続以外の無縁墳墓の整理（使用関係の解消、建立されている墳墓の撤去、無縁改葬後の遺骨の管理のなされかた）は、公営、民営で異なる部分もあることに留意を要する。

平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
2,096	7,517	2,584	3,625	1,948	3,384	4,033	2,982	2,718

厚生労働省 衛生行政報告例より。

#### (2) 無縁改葬・整理の必要性と問題点

「葬られた死者を弔うべき縁故者がいなくなった」墳墓である無縁墳墓を放置することは、以下のような問題を引き起し、一部は社会問題として既にマスコミ等により取り上げられている。

その第一は、墓石や塀の荒廃による倒壊などのリスクであり、また樹木・雑草が生い茂ることによる環境の悪化（害獣・害虫の発生等を含む）である。このことにより、墓地周辺の居住者及び墓地参詣・参拝者に危険を及ぼすことになる。また、管理料を徴収している墓地管理者にとっては、管理料の減収が生じ、必要な墓地の管理・維持が困難になる。

第二に、無縁墓地の被埋葬者・被埋蔵者が弔われずに粗略に扱われることは、一般人の宗教的感情を害し、健全な宗教的風俗のみならず、広く公共の福祉に反することになる。

第三に、墳墓地の新規需要のある地域においては、既に「墓地」として許可を得ており、無縁改葬などを通して、墓所区画が適正な整理・整備が行われることで、本来であれば、「墓地」として利用できる土地が無駄に放置された状態になっていることは、国土の有効利用という点からも問題である。

したがって、無縁墳墓については、可及的かつ円満に整理することにより、上記の問題を解消する必要がある。もっとも、無縁墳墓の改葬、整理をすすめるにあたっては、相当な費用を要することに加えて、改葬の許可を定める墓理法第5条と無縁改葬の許可を得

るための手続を規定する墓埋法施行規則第 3 条、祭具や墳墓の所有権は相続法理ではなく祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する旨を定める民法第 897 条や所有権の消滅時効を規定していない民法第 166 条等との関係で十分に検討しなければならない問題点があり、これも原因となって、無縁墓地整理が進捗しないのが現状である。

本論では、これらの問題点を改めて検討することにより、より安定した形で無縁改葬の進捗に資することを目的とする。

## 第2 無縁改葬・整理に関する留意事項

### 1 無縁改葬・整理が着手される目安・タイミング

「墓地行政に関する調査 - 公営墓地における無縁墳墓を中心として - 結果報告書」(令和 5 年 9 月 総務省行政評価局、以下「総務省報告」という。)は、公営墓地の実地調査に基づき、縁故者がないと判断する主な目安を以下のとおりまとめている(同報告書 8 頁)。

総務省報告では、縁故者がないと判断する期間については、「3 年」ないしは「5 年」

表 2-① 縁故者がないと判断する主な目安 (実地調査結果)

区 分	判断の目安
管理料 <sup>11</sup> の長期間にわたる滞納	管理料の滞納が 3 年程度で、住民基本台帳による確認や戸籍の公用請求 <sup>12</sup> 等によっても縁故者が不明の場合 (秋田県大仙市)
	管理料の滞納が 10 年程度で、戸籍の公用請求等による縁故者調査を行っても発見されない場合 (兵庫県神戸市)
使用者死亡又は所在不明から一定期間経過	使用者が死亡し 5 年以内に相続人、親族若しくは縁故者から利用権承継の申出がない場合又は使用者が所在不明となり 10 年が経過した場合 (福島県白河市)
	使用者が死亡して 5 年が経過しても承継の申出がない又は使用者が所在不明となり 10 年が経過した場合 (兵庫県尼崎市)
承継意思のある者の不在	戸籍の謄本や附票の公用請求により使用者の親、兄弟姉妹、配偶者及び子を把握して縁故者調査の対象者リストを作成。縁故者調査対象者に対し、承継意思を確認する文書を送付し、その結果、承継意思のある縁故者がいない場合 (青森県三沢市)
	使用者本人が亡くなり、配偶者及び 3 親等以内の親族(親、叔父叔母、兄弟姉妹、子、孫等)に承継する意思がない場合 (新潟県長岡市)
立札等掲示・墓参状況	無縁墳墓等の疑いがある区画について、郵送調査によっても使用者が確認できなければ、連絡を求める白札を 1 年以上掲示するとともに、管理者の見回りにより墓参の形跡を確認。その結果、縁故者から申出もなく、墓参の形跡もなかった場合 (石川県小松市)
	使用者が所在不明の区画に連絡を求める立札を設置するとともに墓参状況を確認。5 年連絡がなく墓参の形跡もない場合 (奈良県御所市)

という事例が多い。近年では、海外渡航・赴任などで、長期にわたり我が国を離れる生活様式も珍しいことではないというような可能性はある。しかしながら、管理料の滞納が 3

年以上も続き、その間に墓参の形跡も見られないというのであれば、墓地経営者においては放置できない問題であり、無縁改葬・整理に向けた手続に着手するタイミングとして、「3年」ないしは「5年」とすることには合理性がある。

但し、管理料滞納、墓参形跡がみられないことを契機に、「準備」に着手<sup>2</sup>するのは良いとしても、後日、縁故者であるとして墳墓や遺骨に関する権利を主張する者が現れてトラブルとなる可能性を念頭におけば、墓理法施行規則第3条の定める手続を経て、実際に、無縁改葬し、当該墳墓の整理・整備を完了するには10年程度の「期間」を見込むべきであろう。

無縁改葬・整理の完了までに10年を要するということ、墓地の管理・運営の実務からみるとかなりの長期にわたるのではないかと、という懸念もあろう。しかしながら、たとえば、年間管理料の支払いが滞って<sup>3</sup>3年以上を経過した時点で、縁故者等の有無や所在調査を行い、並行して、当該墳墓に無縁改葬を行なう予定の告知と「縁故者」があれば申出てほしい旨催告する立札を示しつつ、墓参を行なう可能性のある縁故者への働きかけを行なう。そうしたことの結果・状況を踏まえ、墓理法施行規則第3条に拠る公告を行い、1年の経過を待った後に無縁改葬の申請を行ないその許可を得るという経緯を経れば、結果として、10年近くの時間は経過することとなるのではないかと。

ここで注意すべきことは、立て札や公告等を見た関係者からの申し出の有無だけではなく、墓参の形跡の有無の調査（墓参者、焼香、供花、供物などの有無のみならず、墳墓周りの草むしりや植栽の剪定など、墳墓管理の形跡の調査を含む）を継続して、これらが「無い」ことを確認することである。

こうしたことを通してもなお、「縁故者」の存在が確認出来なければ、霊園が、無縁改葬・整理に着手するにあたり「使用契約関係が失われた」場合に準ずると判断したことにつき相当程度の合理性を認め得るのではないかと。

## 2 縁故者の所在調査その他無縁改葬・整理に向けた「準備」と留意すべき事項

### (1) 縁故者の所在調査に関する留意事項

縁故者の所在調査は、その着手が遅れると、住所や連絡先の手掛かりが失われたり、該当者が死亡し又は行方不明になっていたり、相続人が多人数になり中には外国に在住しているなど時間の経過とともに調査が困難となることが懸念される。

公営霊園の場合では、使用者ないし承継者などの行方が判明しない場合、公用請求による調査が行われる。「公用請求」とは、戸籍法第10条の2や住民基本台帳法第12条の

<sup>2</sup> ここでいう「着手」とは、督促や住所等の所在に関する調査のことをいう。

<sup>3</sup> 民営墓地の場合、管理料を徴収するコストや手間がかかることから、5年、10年単位の徴収、あるいは永代管理料として一括徴収しているケースが見受けられる。

しかし、ここで述べた通り、無縁改葬の手続においては管理料の不払いは、無縁改葬・整理に着手する大きな前提となるので、そうした徴収方法は避けるべきであり、改めるべきであろう。

たとえば、墓地使用契約で管理料の金融機関への振込送金を指定しておけば、所定の期間に振り込まれないケースのみを対象として督促をすればよく、効率的な運用が可能である。



2等に基づき、国又は地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要がある場合、戸籍謄本や住民票の写し等の交付を請求することをいう。公営霊園の経営主体は地方公共団体又はその機関であることから、それらの請求が可能となる。

これに対して民営墓地の場合には、このような公用請求の制度は認められていないが、一定の要件のもとに住民票の写しの交付が認められている。すなわち、平成12年12月19日付総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長あて事務連絡「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」<sup>4</sup>によれば、当該申出に対する適切な事務処理として、①申出書の内容の確認、②申出の任に当たっている者の本人の確認、③申出の任に当たっている者と法人との関係の確認、④利用目的の疎明資料による確認（必要に応じて）、⑤郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認、を行うことにより申出に対応することとしている。このような申出を利用することにより、民営霊園においても、墳墓の使用者や承継者、それらの縁故者の行方が判明しない場合においても、所在調査が可能となっている。

なお、上記事務連絡に「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合」とあることから、墓地使用契約書が存在することが望ましい。いわゆる「事業型墓地」では、通常、使用者との墓地使用契約書が取り交わされている。この点、寺院境内墓地など宗教法人が自身の宗教活動の一環として墓所区画を提供している墳墓の場合には、未だ墓地使用契約書が締結されていない場合も少なくない。これらの墓地においても、債権・債務が明確になる形での墓地使用契約書が締結されるよう務めるべきである。

## (2) 「無縁改葬」 手続実務に関する留意事項

墓理法施行規則第3条第2号によれば、無縁改葬手続に関して無縁改葬の広告を官報に掲載することのほか、無縁墳墓等の見やすい場所に立て札を設置することが必要となる。この立て札は、「墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者」に対して行う公告手段である。「公告」である以上広く公衆に知らしめる機能を果たすべきであるし、また、1年間掲示してその期間中に申請者に当該墳墓に関する縁故者等による申出がなかったことが改葬許可申請の要件となるものであるから、手続の公正を図るためにはなるべく人が容易に目にしやすく理解しやすいものであるべきである。「逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律」（以下「逐条解説」という。）においても「立札」については、「立札の大きさや文字等も明瞭に公告の趣旨が読みとれるものでなければならない」と明記されている<sup>5</sup>。

しかし、総務省報告で参考として挙げられている具体的事例<sup>6</sup>では、10×20 cm 以下

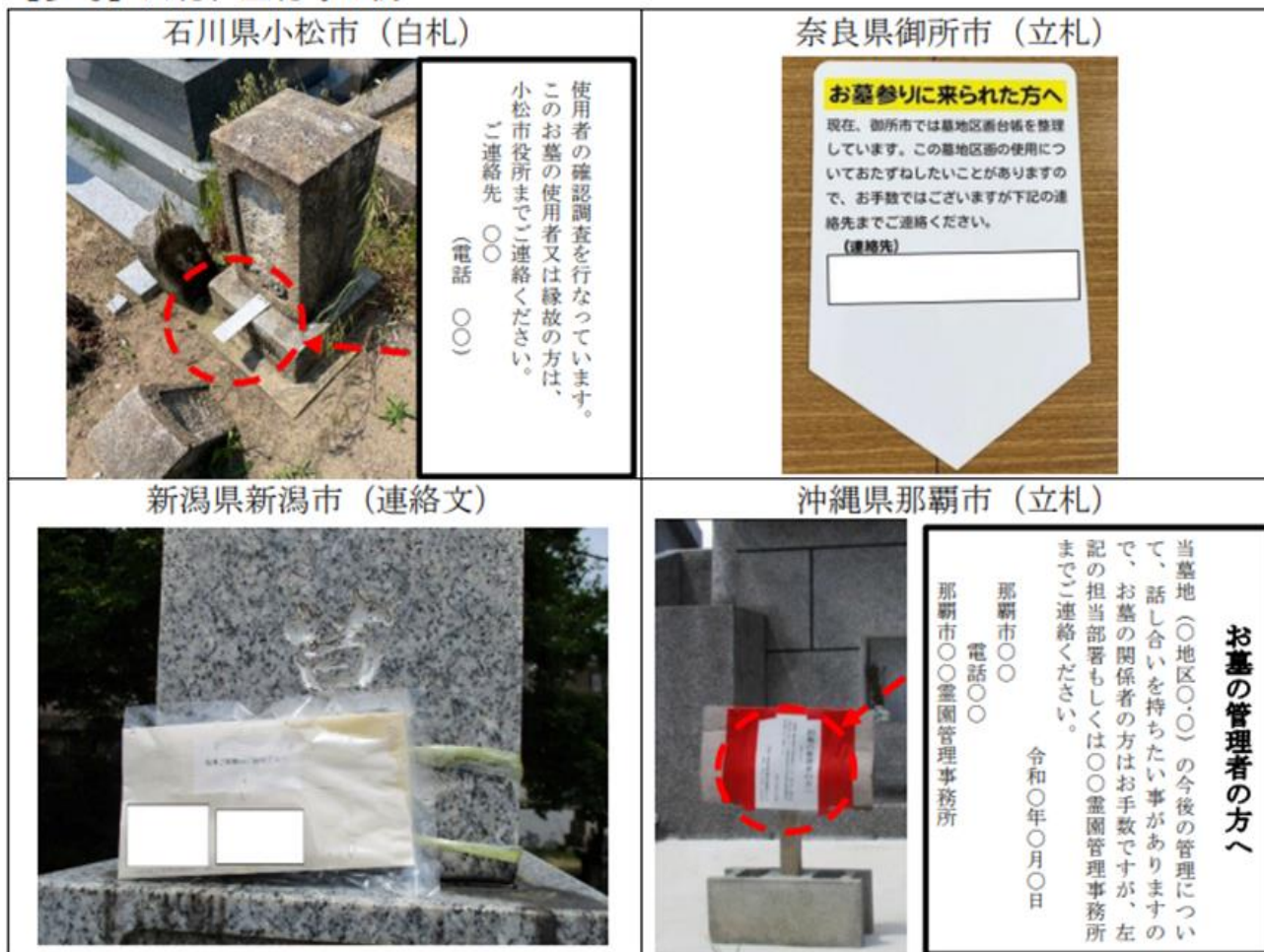
<sup>4</sup> 別紙資料2

<sup>5</sup> 生活衛生法規研究会監修『新訂 逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律〔第3版〕』（第一法規）30頁、31頁

<sup>6</sup> 「墓地行政に関する調査－公営墓地における無縁墳墓を中心として－結果報告書」9頁

程度しかない、かなり小さな表示（写真からの推計）と思われるものが少なからずみられた。総務省報告で取り上げている高松高裁判決<sup>7</sup>でも、無縁改葬の立札は掲げられていたにもかかわらず、墓地縁故者である原告（控訴人）側の「眼に入らなかった」「読めな

【参考】白札、立札等の例



かった」という主張が採用されている。

こうしたことを考慮するなら、立札の大きさについて、現行の解説で述べられている「立札の大きさや文字等も明瞭に公告の趣旨が読みとれるものでなければならない」という注意喚起をするだけに留まらず、具体的な「基準」を、無縁改葬をしようとする墓地管理者等に対し明示する必要があると考える。

たとえば、記載される文字の大きさは55ポイント程度（いわゆる「弱視」者が矯正視力で0.3未満とされていることに拠った）であること。この55ポイントの文字を表記する表示板の大きさは、A4からB4（あるいはB5からA4）。なお、表記される文字は、全てが55ポイントである必要はないが、無縁であるため縁故者を探していること、連絡先など、重要な点について、55ポイントとすべき。といった具体的な例示が必要で

<sup>7</sup> 別紙資料3「無縁改葬に対する損害賠償等請求事件の裁判例の検討」

あろう。

加えて、当然ではあるが、野外にて1年以上掲げられるものであるから、風雨などで毀損しない工夫や公告文が不鮮明とならないための工夫が求められる。

### 3 使用関係の解約・使用権の消滅

#### (1) 公営墓地と民営墓地との墓地使用権消滅の違い

地方公共団体が管理・運営している「公営墓地」の場合、墓地使用権は使用許可によるものである。使用許可が取り消されれば墓地使用権は消滅するが、その許可の取消しは行政の不利益処分にあたることから、聴聞（委員）会の開催などを経て、その許可を取り消す手続が整備されている場合がある。民営墓地の場合は、墓地使用権は墓地経営主体との墓地使用契約に基づくものであるから、墓地使用契約が解除されれば墓地使用権は消滅する。墓地使用権者の所在が不明の場合、墓地使用契約解除の意思表示は公示送達によることになるが（民法98条）、これが行われたという事例は、今般の総務省報告以外においても見当たらない。

公示送達は、いよいよ最後の手段ともいえる意思表示の送達方法であるため、送達先の宛名人となる者が、送達場所に実際に所在していない場合には、そのことを調査して、裁判所に書面で報告する必要がある。具体的には、相手方が転居などにより所在不明である、居場所がわからない旨の報告書をそれを裏付ける資料を付して作成しなければならないとされている。それを調査会社等の専門業者に依頼した場合の費用は、1件あたり5万円を超えるとされている。こうした調査は労力と費用面で極めて負担が大きく<sup>8</sup>、墓地管理の実務という点からみると、およそ現実的ではない。

#### (2) 関係者が現われた（判明した）場合

「無縁と思しき状況」から所在調査を通して、墳墓に関する権利を承継し得る（と思われる）者が見つかった場合、その者との間で使用契約解除の合意をすることとなる。ただ、この「契約解除」を行うには、いったんその人が墳墓の使用権の「承継・名義変更」をすることにより権利（承継をした）者とならなくては、そもそも「解除し得る者」とはならないのではないのか、という疑問がある。また、権利を承継し得る者が複数いる場合には、その全員に対して解除しなければ有効な解除とはいえないという問題がある（民法544条1項）。

墓地管理・運営の現実では、そうした「権利を承継し得る（と思われる）者」が見つかった場合、「解除のための手続のために『いったん』名義変更をしていただきたい」と、墓地経営者・管理者側が説明を行っても、「権利を承継し得る（と思われる）者」からは、名義を書換え、使用者となった場合に生じるかもしれない責任（滞納管理料の支払い、解除した後の墳墓（墓石）の撤去・整地等の原状回復責任）を負うことになるのではないか

---

<sup>8</sup> 相手がその場所に居住していないことを示すために、住居に不在であること等の現況調査のほか、水道や電気メータが動いていないこと、近隣住民やマンションの管理人らへの聴取等の「調査」を求められることがある。

という懸念から、承継・名義変更については忌避されることが多い。しかしながら、そうした該当者が権利の承継と権利行使の機会を与えられたにもかかわらずこれを放置しているという事実が長期間継続すれば、そのことにより、権利を放棄したとみなして無縁改葬を実施しようと解する余地が生ずるのではないかと思われる。

なお、今後発生し得る無縁墳墓への対応については、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号）の別添2において示された墓地使用に関する標準契約約款（墓地使用権型標準契約約款）第9条（使用者による契約の解除）第2項のような契約解除に関する規定<sup>9</sup>をあらかじめ契約条項として定めておく、又は既存の契約を変更して当該規定を設けることが望ましい。

#### 4 墓所区画における工作物等の撤去

##### （1）当該墓所区画内の工作物等の所有権

墓地使用権は前述した契約の解除により消滅し、また墓地使用権の不行使（無縁状態）が長期間継続すれば時効により消滅することもあり得る（民法第166条）。

しかしながら、当該墓所区画内の工作物等の所有権は時効にかからないため、墓地使用権は消滅しても当該墓所区画内の工作物等の所有権は存続しているのではないかと解する余地がある。

そのため、墳墓が無縁となったとしても、従来の使用権者の所有であった当該墓所区画内の工作物等を何故に撤去できるのかという問題が残る。

##### （2）当該墓所区画内の工作物等を撤去（整理）し得る法にかかわる議論の整理

一つの考え方として、当該墓所区画内の工作物等の機能に着目する考え方がある。すなわち、当該墓所区画内の工作物等とは、墓所区画使用権が存することを周囲に知らしめる権利の標示物という性格もあるのであり、墓地使用権が失われた時点で、権利の標示物としての意義や価値が失われると解することができるのではないか。すなわち、当該墓所区画内の工作物等とは、墓地使用権の存在を前提にして存しているものであり、墓地使用権があることによりその価値が発揮されるものである。そのため、使用権が消滅すれば、当該墓所区画内の工作物等もすべて無価値になる、という考え方である。

別の考え方として、使用者もしくは、祭祀主宰者・承継者、埋蔵されている故人（焼骨）にかかわる者が長期間にわたり管理料も払わず、墓所の管理も怠っているような状況下においては、墓所区画を「『墳墓』と総称される工作物を設置する」ということを目的として使用をする権利を放棄したと解することができる場合もあると考えられる。前述したよ

---

<sup>9</sup> 同条項に提示される約款規定案には、使用者が次の各号の一に該当する場合には、経営者は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには書面をもって契約を解除することができるとして、①〇年間管理料を支払わないあったとき、②約款に定める使用目的に違反して墓所を使用した場合、③約款の規定に違反して墓所使用権を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合、が規定されている。こうした現実を踏まえた場合、前述した「3 使用関係の解約・使用権の消滅（1）公営墓地と民営墓地との墓地使用権消滅の違い」にて、触れた「公示送達」と同様に墓地管理の実務という点からみると、およそ現実的ではないといえよう。



うな縁故者等であると主張する者が現れ、祭祀承継者となることを求められたにもかかわらず、長期間放置しているような場合も同様である。

以上のような状態にある墓所区画内の当該墓所区画内の工作物等については、墓園（経営者・管理者）側としては既に、そうした墓所区画内の工作物に対する所有権を主張する者が現われることはないと考え<sup>9</sup>、民法上の「無主物先占」の規定（民法239条1項）により、墓園（経営者・管理者）側が撤去することも検討の対象となり得るのではないかと考えられる。

なお、総務省報告29頁には、「（実地調査の結果）無縁改葬の実施後、墓石の所有権をめぐるトラブルが発生した例や墓石の返還を求められた例はみられなかった」との記載がある。

### （3）墳墓（墓石）をはじめとする当該墓所区画内の工作物等を撤去しないケース

総務省報告では、公営墓地の無縁墳墓への対応が進んでいない要因として、無縁改葬を行った霊園（寺院墓地）側に不法行為に基づく損害賠償責任を認めた前記高松高裁判決の影響が示唆されている。しかし、都市部の公営墓地では、東京都都立霊園をはじめ、積極的に無縁改葬を行っていることは広く知られているところである。

その背景として、「公営墓地の無縁墳墓への対応が進まない、進んでいない」ことの本質的問題は、必ずしも人口が集中していない（あるいは人口が減少に転じている）地方公共団体があるという事実を見落としてはならない。たとえば、「無縁改葬をすすめて、整地しても、次の使用希望者が現われない、つまり、無縁改葬・整理をすすめれば、すすめてゆくほど、建立されている墳墓の減少につながり、墓地全体が荒涼とした景観になってしまう懸念がある」があることが想定される。

つまり、「徒に無縁改葬・整理をすることを見合わせ、無縁化した墳墓（墓石）を遺したままにしておけば、墓地全体の景観が保たれる」という墓地の管理・運営上の判断から、あえて、無縁墳墓が「放置」されていることがある。すなわち、地方公共団体の実情により、無縁改葬・整理が躊躇されている、というケースが存在するのである。

### （4）墳墓（墓石）をはじめとする当該墓所区画内の工作物等撤去に要する費用の負担

次に公営墓地において無縁改葬がすすまない要因として、墓所区画の返還に際しては使用者に対してその費用による現状復旧の義務を求めていることが指摘し得る。すなわち、無縁改葬・整理がすすまない墓地を有する当該地方公共団体においては、使用者に代わり整地する費用負担を賄えない、という財務上の課題を抱えていることが少なくない。

このような問題を生じさせないためには、以下の対応策が考えられる。

<sup>9</sup> ここでは、当該墓所区画ない工作物に関する所有権については、いわゆる「時効取得」という手続を検討し得る余地があるのではないかと、という議論はある。

しかし、民法でいう「時効取得」というのは、本来、不動産にかかわる権利を想定したものであること。時効取得の手続を「はじめる」ためには20年間にわたる「実績」が求められること。そして、工作物ひとつひとつについて、裁判所での手続が求められること。

こうしたことから、前述した「脚注9」の「公示送達」においても述べたように、労力と費用面で墓園（経営者・管理者）側にとって極めて負担が大きく、墓地管理の実務という点からみると、およそ現実的ではないと考えられよう。

〔ア〕デポジット制の導入。たとえば、当初の使用料の内に将来想定される墓石撤去費用を加える等である。

〔イ〕管理料（年間）に墓石撤去費用を加算する。適切に無縁改葬を行うことは、墓園全体の環境維持にもつながることから、管理料の一部に加えることに合理性は認められる。問題は使用者の負担がどの程度になるかであるが、仮に5000区画として、20年間に5%の割合で無縁化がすすむと仮定し、1区画あたりの墓石撤去費用として50万円を要すると仮定すると、1区画あたりの負担は1,250円となる。

〔ウ〕無縁改葬施工業者への対価的措置。すなわち、事業者の負担で墓石の撤去や整地工事を行ってもらい代わりに、当該整地された区画における墳墓等の施工に関する請負優先権を認める。というものである。

なお、これら〔ア〕から〔ウ〕の対応策の導入は、公営霊園のみならず民営墓園においても可能であろう。

## 5 無縁改葬をした遺骨の取扱い

### （1）無縁改葬問題の帰趨を決めるもの

無縁改葬・整理について、突き詰めて考慮してゆくと、無縁改葬の対象となった遺骨が如何に適切に取扱われるか否かによって、無縁改葬の問題化の帰趨が決まると考えられる。

たとえば、高松高裁判決及びその原審である徳島地裁判決では、訴訟に至る前の原告（無縁改葬された墳墓の権利者）と、被告（無縁改葬を行った寺院墓地経営者）との間で行なわれた協議がまとまらず、訴訟に至っているが、その大きな原因が原告側の要望により返還するべく被告側が提示した無縁改葬した遺骨が、原告側において当該墳墓から取り出された故人らのものであると信じるに足る根拠に乏しく、認め難かったことにあることが前記2つの各判決文から読み取ることが出来る<sup>10</sup>。

また、京都地裁判決（平成19年2月13日、裁判所ウェブサイト<sup>11</sup>）でも、被告である宗教法人は、遺骨を有償で預かり保管するという寄託契約に類似する無名契約をしているものとみるのが相当と判断されている。したがって、預けている遺骨を「返してくれ」と言われた時には返さなくてはならない。本件では、被告である宗教法人では、「一旦預かった遺骨は一切返しません」と規定していることを理由として、遺骨の合祀をしまった。

しかし、この裁判で京都地裁は、「遺骨を預かる」という行為は、その寺の内部規範（いわゆる「規則」「約款」のこと）が、どうであるにせよ、普通の寄託契約として、返却すべきであり、それができなければ債務不履行であり、委託された遺骨を勝手に合祀してしまったのだから、所有権を侵害する不法行為であるとされた。

以上の事案に照らせば、無縁改葬手続後に遺骨の返還を求める縁故者が出現した場合でも、遺骨を返却することができれば、後日の紛争を回避できる可能性が高いといえる。そ

<sup>10</sup> 別紙資料3

<sup>11</sup> 別紙資料4

ここで、無縁改葬手続を私法上の権利義務関係に関しても帰結させるためには、改葬の対象となった遺骨をどのように管理するのか、どの期間管理するのかが大きな要諦となる。

なお、墳墓（墓石）を撤去（整理）し得る法的根拠については、前記4（2）で検討したとおりであるが、未だ議論のあるところであり、また該当する条件を満たす事例は限定的である。焼骨を返却できる状況を確保しておくことが後日の紛争の解決に有益であることは異論のないところであろう。

## （2）無縁改葬後の遺骨の管理

前述したとおり。遺骨の所有権は、消滅時効にかからないというのが民法の大原則である。これに従う限り、墳墓が何年も放置されていても、カロート内に収められた遺骨は、その所有権を主張する者が現れて返還を求めた場合、これに対応せざるを得ないという問題が生じる。ただし、地域・地方によって、墳墓のカロート内に遺骨をどうおさめるのかについては多様である。骨壺でおさめる場合、あるいは、骨壺から遺骨を取出し、カロート内に遺骨を直接納める場合があり（この場合、先に埋蔵されていた遺骨と混じり合うこととなる）、おさめる遺骨の量にしても、部分拾骨する地域と、全拾骨する地域では、骨壺におさめる遺骨の量は異なる<sup>12</sup>。地域の実情が異なるため、その実情に応じた工夫が必要になろう。

総務省報告は「イ 無縁改葬に伴う焼骨の取扱い」において「その後に返却を求められた場合に特定が困難となるとして、合葬式施設に移管する前に納骨堂で一時保管する例がみられた」と述べているが（同報告書24頁）、これは墳墓のカロート内に骨壺でおさめている場合であろう。カロート内に遺骨を直接納め（てい）る場合には、カロート内に遺骨が確認出来るものを骨壺等、容器に移し変え、これを保管することとなる<sup>13</sup>。

いずれの場合であっても、無縁改葬の対象となった遺骨については、誰の遺骨がどのような形で収められていたか、それをどのように移動し、その後どのように保管されたか、が明確に記録化されている必要がある。その前提として、墓理法第15条、墓理法施行規則第7条に拠る、墓籍簿の整備を充実させることが求められる。高松高裁判決でも、無縁改葬・整理に際して、そもそもの墓理法第15条、墓理法施行規則第7条に規定する墓籍簿の不備が問題であったことが指摘されている。

## 第3 無縁改葬・整理以外に総務省報告が指摘している事項の考察

### 1 「個人や集落等が経営する墓地・納骨堂の現状と課題」について

総務省報告では、「個人や集落等が経営する墓地・納骨堂の現状と課題」が挙げられている（同報告書29頁）。

しかし、こうした墓地は権利関係そのものが個々の墓地により異なり、錯綜している。

たとえば、「集落等が経営する墓地」の場合、そもそも「経営（主体）」と呼びうるよう

<sup>12</sup> 部分拾骨は主に西日本、全部拾骨は主に東日本における慣習である。

<sup>13</sup> 逐条解説55頁、解説「12」

な「集落」組織によって管理されている墓地自体ばかりではない。土地の権利関係にしても、共有持ち分となっている場合もあれば、墓所区画毎に分筆されており、個人墓地の集合体のような「集落墓地」、あるいは、ひとり個人の所有地である場合もある。こうしたことから、「集落等が経営する墓地」については、個々の墓地毎に考察して行くことが求められる。

何より、全国に約 88 万箇所の墓地があるとされ、うち、個人墓地が 71 万箇所、「その他」として分けられている集落墓地（あるいは共同墓地、ムラ墓地、地縁（団体）墓地などとも呼ばれる）が約 7 万箇所に上る。しかもこれらは墓地、埋葬等に関する法律第 26 条による、いわゆるみなし墓地であり、無許可の個人墓地、集落墓地はこの数倍にもなる（後掲 【表・グラフ・解説】 参照）。

こうした墓地については、その全容を明らかにすること自体も極めて困難であり、これらの墓地に対する行政の取り組む方策・手段としては、国土交通省の示す「所有者不明土地問題」の対策事業の文脈から、解きほぐしてゆくべき課題であると考ええる。

## 2 地方公共団体における「墓地」（いわゆる「財産区墓地」）について

加えて、公営墓地も、統計上は 3 万以上ある、とはされてはいるが、実態は地方公共団体が適切に管理・運営をしているものは 5,000 箇所程度である。残る 8 割、2 万 5 千箇所の墓地は、いわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓」と呼ばれており、その実態としては、厚生労働省による統計「衛生行政報告」において、「その他」に割り振られる、集落墓地と変わらぬものであると考えられる（後掲 【表・グラフ・解説】 参照）。

前述した通り、個人墓地、集落墓地は、市町村単位で取り組める課題ではない。

総務省報告では「個人や集落等が経営する墓地・納骨堂の現状と課題」をまとめているが、本論では、その知見、提言を敷衍し、市町村単位に考えられる、あるいは考えるべき対象の「墓地」は、まずは、各々の地方公共団体が有している「財産区墓地」であり、それらにおいて、墓埋法第 15 条、墓埋法施行規則第 7 条による墓籍簿の整備を充実させることこそが求められると考える。

また、そうした「財産区墓地」への管理・運営を見直す作業を手掛かりとすることで、個人墓地、集落墓地への対応に関する実務的、あるいは具体的な議論につながっていくものと思料する。

【表・グラフ・解説】

表 2-② 無縁墳墓等の発生状況（基礎調査結果）

（単位：市町村、％）

人口規模	公営墓地・納骨堂を有する市町村数	無縁墳墓等の有無		
		ある	ない	分からない
30 万人以上	57	45 (78.9)	9 (15.8)	3 (5.3)
10 万人以上～ 30 万人未満	107	70 (65.4)	23 (21.5)	14 (13.1)
5 万人以上～ 10 万人未満	127	69 (54.3)	46 (36.2)	12 (9.4)
5 万人未満	474	261 (55.1)	137 (28.9)	76 (16.0)
合計	765	445 (58.2)	215 (28.1)	105 (13.7)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「ある」には、無縁墳墓等の疑いがあるとするものを含む。

3 ( )は、各区分の「公営墓地・納骨堂を有する市町村数」に占める割合を表す。なお、四捨五入により合計は 100 にならない場合がある。

※：「墓地行政に関する調査－公営墓地における無縁墳墓を中心として－結果報告書」10 頁より。

地方公共団体 1,741 団体。うち、公営墓地等を有する市町村数は 765 団体（44%）<sup>14</sup>。

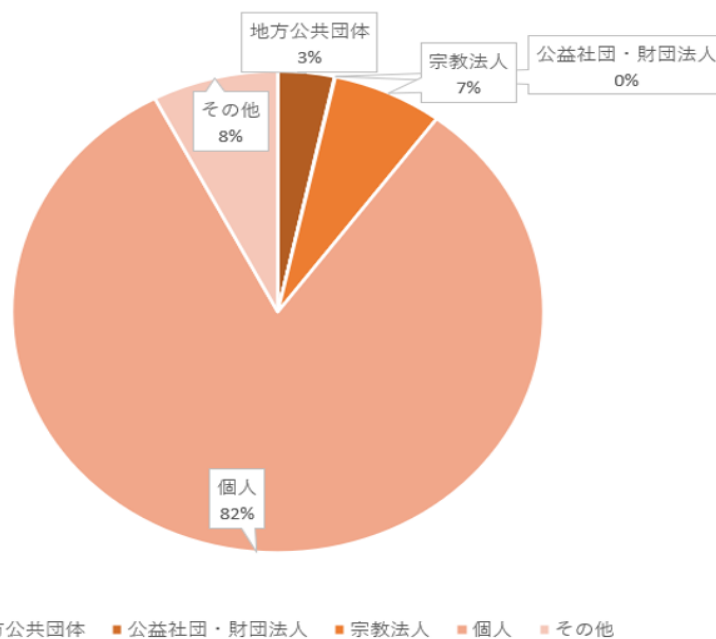
仮に「公営墓地等を有する市町村」1 団体あたり、5 箇所の公営墓地を有していると仮定すると、公営墓地の数は 3,825 箇所、ほぼ 4,000 箇所。

令和 4 年の衛生行政報告例での「地方公共団体」の墓地数は 30,039 箇所。

つまり、25,000 箇所をこえる「『地方公共団体』の墓地」は、墓地の土地

は所有しているものの、その土地の上にある墓地の管理・運営の実態については、集落墓地（あるいは共同墓地、ムラ墓地、地縁（団体）墓地と大きく変わるところではない。

厚労省・衛生行政報告例にある「墓地」の数・内訳



<sup>14</sup> 平成 26 年度 厚生労働省厚生労働科学研究「墓地行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」における公営墓地の実態調査では、公営墓地を有している地方公共団体は 33%であったが、そもそも公営墓地を有している（と認識していない）地方公共団体からの回答が得られ難いアンケートの設問構成であったことから、ここでの 44%という結果は、ほぼ実態を示している。

## 《書誌》

【文献番号】 25349558  
【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷（上告審）  
【裁判年月日】 昭和38年 7月30日  
【事件番号】 昭和36年（あ）第842号  
【事件名】 墳墓発掘事件  
【判示事項】 [裁判所ウェブサイト]  
無縁墓地の解釈  
【要旨】 [裁判所ウェブサイト]  
無縁墓地の解釈に関する原判決の判示は、相当である。（原判示の要旨）無縁墓地とは、これに葬られた死者を弔うべき縁故者等がいなくなった墓のある土地の意と解すべく、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条の無縁墳墓改葬に関する規定の趣旨に鑑みてもかく解するのが相当である。単に墓地の管理寺院と墓地の使用者又はその縁故者とが無関係であるという事だけでは、これを無縁墓地と断ずることはできない。  
【裁判結果】 棄却  
【裁判官】 五鬼上堅磐 河村又介 石坂修一 横田正俊  
【掲載文献】 最高裁判所裁判集刑事147号897頁  
裁判所ウェブサイト  
【参照法令】 刑法189条  
墓地、埋葬等に関する法律2条  
墓地、埋葬等に関する法律5条2項  
墓地法施行規則2条  
墓地法施行規則3条  
【備考】 原審 昭和36年2月22日福岡高等裁判所

事務連絡  
平成20年12月19日

各都道府県住民基本台帳担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

## 法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために 住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について

住民票の写し等の交付制度については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県あて通知）の一部が改正され、平成20年5月1日から、各市区町村においては、これらの法令及び通知等に基づき対応がなされているところと認識しています。

このような中、複数の地方公共団体から、全国的に事業展開を図る法人等から、契約に基づく権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付の申出があった場合の対応に当たっての手順、確認内容、留意事項等について照会が寄せられており、別添のとおり回答しております。

各市区町村で適切に対応していただく上での参考になると考えますので、貴課におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

問 全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づく権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付を申し出た場合の対応について、他の市区町村との取扱いの差異をめぐり、法人等から苦情が寄せられることから、対応に当たっての手順、確認内容、留意事項等を教示されたい。

(答)

お尋ねの件については、適正な事務手続を円滑に行うことが求められるところであるが、次のような事務処理が適切と考えられる。

法人等から権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付の申し出があった場合には、

- (1) 申出書の内容の確認
- (2) 申出の任に当たっている者の本人確認
- (3) 申出の任に当たっている者と法人等との関係の確認
- (4) 利用目的についての疎明資料による確認 (必要に応じて)
- (5) 郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認を行うことになる。

#### (1) 申出書の内容の確認

申出書には、法人等の名称、法人等の代表者の氏名、法人等の主たる事務所(本店、支店、営業所、事業所等)の所在地、申出の任に当たっている者の氏名及び住所、申出対象者の氏名及び住所並びに利用目的が記載されているかどうか確認する必要がある。

また、法人等からの申出の意思を確認するため、法人等の代表者印(印鑑登録済みの社印、通常使用している社印(角印)、申出責任部署の責任者の私印等であって、法人等の組織的な意思が合理的に推認できるものであれば差し支えない)の押印等を求めることが適当である。

#### (2) 申出の任に当たっている者の本人確認

申出の任に当たっている者の住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、その他官公署発行の写真付の公的書類(免許証、許可証又は資格証明書等)の提示を求める必要がある。

これらの書類が提示されない場合にあっては、申出の任に当たっている者の事情・意向を確認の上、健康保険の被保険者証など準ずる書類の提示を受けることにより確認に努めるべきである。

郵送による申出の場合は、これらの写しの提出を求め、確認に用いるほか、(5)により確認した法人等の主たる事務所の所在地あてに住民票の写しを送付することになる。

健康保険証などの提示のみでは、十分な本人確認を行うことができない場合もあることから、当該法人等の社員証などさらに信頼するに足る書類の提示を求めたり、電話により、現に申出の任に当たっている者を通話口に呼び出し、口頭で質問を行うな



ど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。

その際、過度に形式的な対応に固執することなく、實際上、本人である旨の心証形成がされたかどうかを適切に判断する必要がある。

なお、現に申出の任に当たっている者の名刺の提示だけでは、本人確認としては不十分であると考ええる。

### (3) 申出の任に当たっている者と法人等との関係の確認

申出の任に当たっている者が、

- ・法人等の代表者である場合には、代表者の資格証明書
- ・法人等の代表者以外の者である場合には、代表者作成の委任状、法人等の社員証又は法人等への在籍証明書

を提示させることにより、法人等と現に申出の任に当たっている者との関係を明らかにさせる必要がある。

郵送による申出の場合は、これらの写しの提出を求め、確認に用いることになる。

これらの書類の提示のみでは、法人等との関係について十分な確認を行うことができない場合もあることから、電話により、法人等の責任者を通話口に呼び出し、口頭で任務遂行の事実を確認するなど、補充的に任に当たる権限等の確認のための行為を積み重ねることが適当である。その際、過度に形式的な対応に固執することなく、實際上、法人等との関係について任に当たる権限等を有する旨の心証形成がされたかどうかを適切に判断する必要がある。

### (4) 利用目的についての疎明資料による確認（必要に応じて）

疎明資料としては、申し出た法人等の側に申出の対象者である者に対する債権（請求権）や債務があり、権利の的確な行使や債務の確実な履行のため（正当な理由があるため）住民票の写しを必要とすることが合理的に推測できるものが適当である。

具体的には、当事者間の契約書の写し、一方当事者の側で作成した誓約書（債務者の氏名や債務金額が明示された書類）、債権残高証明書、伝票等が考えられる。

なお、契約の申込みの段階など具体的な債権債務関係が発生していない段階で、法人等から住民票の写しの交付の申出が行われる場合もあるが、そうした場合には、契約申込書の写しなど、当事者間の関係を十分認識できる資料の提示を求めることにより、住民基本台帳法第12条の3第1項第3号の「正当な理由」に該当するかどうか判断することになる。

### (5) 郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認

法人等の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地の確認については、事務所の所在地の記載のある社員証、登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証の写し等の提示が考えられる。

なるべく公証力の高いものが適当だが、これらの書類の提示を受けることが難しい場合には、防火責任者選任届出書の写しなど信頼するに足る書類の提示を受けることにより確認に努めるべきである。

## 無縁改葬に対する損害賠償等請求事件の裁判例の検討

原 審 徳島地方裁判所平成25年7月17日判決

控訴審 高松高等裁判所平成26年2月27日判決

## I 事案の概要

- 1 A夫（昭和55年6月5日死亡）及びB子（昭和46年4月26日死亡）には、長女C子、長男D夫及び次男E夫がいる。
- 2 E夫は平成23年1月16日に死亡した。E夫には、長女X及び二女F子がいる。
- 3 A夫は、昭和46年Y寺から墓地の1区画（西区32番、以下「本件墳墓」という。）に永代使用権を取得し同年8月頃、墓石（以下「本件墓石」という。）を建立した。
- 4 平成20年9月当時、本件墳墓にはA夫及びB子の遺骨の入った骨壺2柱（以下「本件骨壺」という。）が埋葬されていた。
- 5 Y寺は墓地整備のために無縁墳墓を改葬することとし、墓埋法（以下「法」という。）5条1項、同法施行規則（以下「規則」という。）3条2項所定の事項につき、平成19年3月22日の官報に公告し、併せてY寺の墓地の入り口に改葬公告の立札を設置した。
- 6 徳島市は、平成20年6月5日、上記改葬の許可をした。
- 7 Y寺は、上記公告から許可までの間、5の立て札とは別に、「墓地整備に伴い、墓地使用者の調査を行うことになりました。当墓所使用者、又は縁故者の方はY寺事務所の下記へご連絡ください。」との文面とY寺の電話番号が記載された書面（その全体がラミネート加工されたもの）を本件墓石に麻紐で結びつけていた。
- 8 また、Y寺は上記許可後の平成20年6月11日ころから本件墓石の撤去までの間（平成20年9月ころ）、再公告をし、再度墳墓の使用の確認をしたいとして墓地管理者は、下記の連絡いただきたいとしてY寺の電話番号等を記載し、「承継者のお知らせがない場合は、平成20年8月31日を以て無縁墳墓として改葬する」旨が記載された紙面（その全体がラミネート加工されたもの）を本件墓石に麻紐で結びつけていた（以下、この紙面と前記7の紙面を合わせて「本件プレート」という。）。
- 9 Y寺は、平成20年9月ころ、本件墳墓の改葬を行い、安置されていた骨壺2柱を取り出し、本件墓石を撤去した。
- 10 本件墳墓の祭祀主宰者の地位は、A夫の死亡によりE夫に承継されているところ、E夫はY寺に対して本件墳墓の無縁改葬手続きを違法であるとし、平成21年、徳島地方裁判所に対し、Y寺をY寺として後記請求の趣旨記載の請求をして提訴した。その後E夫が死亡したため、後遺産分割協議によりXが祭祀主宰者の地位を承継しXの地位を承継した。

## II 徳島地方裁判所平成25年7月17日判決

## 第1 Xの請求内容（請求の趣旨）

- 1 不法行為に基づく損賠賠償請求

Y寺はXに対し、不法行為に基づき544万円及び内金494万円に対する平成21年5月1日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく損害賠償請求）。

内訳：ア 精神的損害による慰謝料 200万円

イ 墓石の原状回復費用 294万円

ウ 弁護士費用 50万円

## 2 遺骨、骨壺の所有権侵害に基づく請求

(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱及び骨壺2口（いずれもB子とA夫のもの、以下同じ。）を引き渡せ（所有権に基づく返還請求）。

(2) (1) が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく代償請求）。

(3) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(1)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え（不法行為に基づく慰謝料請求）。

## 3 第2の請求の予備的請求

(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱について、徳島市に対し、墓埋法5条1項に規定する改葬許可申請手続きをせよ（不法行為に基づく原状回復請求）。

(2) Y寺はXに対し、(1)の許可あり次第、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱と骨壺2口を引き渡せ（所有権に基づく返還請求）。

(3) (2) が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく代償請求）。

(4) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(2)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え（不法行為に基づく慰謝料請求）。

## 4 永代使用権に基づく妨害排除請求

Y寺は、Xが本件墳墓の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖先の霊を祭祀することを妨害してはならない。

## 第2 争点

### ① 訴えの適法性（本案前の答弁）

遺骨及び骨壺を特定しないままの、上記第1の2（本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求（主位的請求））及び第1の3（改葬手続及び第1の2と同様の請求）の請求は適法か。

### ② 本件改葬行為が不法行為となるか。

### ③ 本件改葬行為による損害の発生及びその数額

### ④ 本件骨壺の引き渡し請求の可否

### ⑤ 本件墓地の使用の妨害排除の可否

### ⑥ 過失相殺

X側がY寺に何ら連絡せず放置していたことから、損害賠償請求に対して過失

相殺されるべきか。

### 第3 判決主文

- 1 Xの遺骨等の引き渡し及びそれに関する金銭請求についての訴えを却下する。
- 2 Xのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はXの負担とする。

### 第4 理由（争点に対する判断）

#### 1 争点① 訴えの適法性（本案前の答弁）について

(1) 上記第1の2（本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求（主目的請求））及び第1の3（改葬手続及び第1の2と同様の請求）について  
ア Xの上記請求の前提として、引渡の対象となるべき本件骨壺等について執行が可能な程度に特定をする必要がある。

イ この点、Y寺は別紙の写真に写っている2口の骨壺等であると特定する。これに対し、Xはこれらの骨壺と遺骨はいずれもA夫及びB子のものではないと主張し、それ以上にどれが引渡の対象となるものであるかにつき具体的に特定しない。

とすると、Xの骨壺等の引渡請求については結局特定がなされていない不適法な訴えというべきであり、改葬手続、代償請求及び引渡しまでの慰謝料請求も、その前提となる引渡の対象となるものを特定していないことになるから、これらの訴えも不適法となる。

よって、上記の請求はいずれも不適法な訴えとして却下を免れない。

(2) 上記第1の4（妨害排除請求）について

Xのこの請求については、訴えの要件を欠く不適法とする理由が見当たらない。

#### 2 争点② 本件改葬行為が不法行為となるかについて

(1) 前提として、

ア 昭和46年にA夫がY寺との間で本件墓地の利用権を取得していたこと、それ以降X側が本件墓地を使用していたことやY寺（先代の住職）が法要を執り行っていたことも明らかといえる。そして、Y寺墓地管理のための台帳があったのであるから、法15条、規則7条の趣旨から、その利用者について記載しておくべきであったことも明らかであるから、利用者であるX側の情報が記載されていなかったことはY寺側の落ち度である。

イ もっとも、それ以降、利用者特定のために十分な調査を行ったにもかかわらず利用者が判明しなかった場合にまで、Y寺が墓地の利用に関して永久に何らの対応ができないとすることが不都合であることは明らかである。

(2) そこで本件について検討する。

ア 本件では、平成13年にY寺代表者が住職に就任して以降、本件改葬行為に至るまでの約7年間、X側からY寺側に対して前任職が行っていた棚経に来ないことにつき問い合わせがあるはずなのにそのような問い合わせがなかったのであるから、Y寺代表者において何年もの間連絡なく音信不通となっているものの、未だ檀信徒である者がいると想定することは無理を強いるものである。

イ 加えて、Y寺は法5条1項、規則3条2号所定の官報公告、Y寺墓地の唯一の入り口に設置した立て札、個々の墓石にプレートの貼付といった、利用者からの連絡を求める手続きを1年半もの間行っていた。

ウ Y寺としては、尽くすべき調査を十分に尽くした上で、法及び規則に則って本件改葬行為を行ったのであるから、もはやY寺に過失はないというべきである。

(3) この点、Xは、B子が毎月のように墓参しており、そのお参りの跡を見れば利用者があることは容易に分かったはずであると主張する。

ア しかし、友人知人が物故者を参ることもあり、余ったしきみを別の墓地に捧げることも珍しくないことに照らし、墓参の跡があるかといって直ちに利用者がそれを行っていることにはつながらない。

イ そもそも主張のような頻度で利用者が墓参しているのであれば、1年半も貼付されていた本件プレートを放置するのは不自然。プレートの貼付は利用者からすれば気分を害する行為であり、利用者としては苦情を申し立てるはずで、そのまま長期間墓参を続けることはあり得ない、

ウ 墓参の仕方は人それぞれであろうが、毎回ではないにせよ、墓石の掃除をして墓地を清める行為を行うことが想定される場所、本件プレートはそれを妨げるものであり、それを放置したまま1年半も間その状態を放置しておくなどあり得ない。

よって、Xの上記主張は採用できない。

(4) 以上の次第で、Y寺には不法行為が成立しないので、争点③及び⑥については検討の必要がない。

## 2 争点⑤ 本件墓地使用の妨害排除の可否について

証拠によれば、本件改葬行為後X側から苦情の申立があり、Y寺は本件墓地を引き続き利用することで話をしていたことが認められる。すなわち、Y寺は、本件墓地をX側が利用すること自体は否定していないので、妨害排除の前提を欠く。

## 3 争点④ 本件骨壺の引渡し請求の可否について

上記1で検討したとおり、不適法な訴えであるが、なお念のため検討する。

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、①Y寺側は、改葬対象となった墳墓から骨壺を取り出す場合、蓋が開かぬようにガムテープで封じ、そのガムテープに墳墓の番号を記載し、骨壺が割れている場合にはそのまま透明のビニール袋に入れ、ガムテープで封じて番号を記載する、骨壺が残っていない場合（土葬であった場合など）にはお骨を取り出して工事請負業者N社が用意しておいた骨壺に入れ、それに番号を付している、②その後、これらの骨壺複数を段ボールないしはプラスチックのケースにまとめ、③それらをY寺の本堂に運び、そのままの状態で一時的に保管し、④永代供養堂の完成後、それらの骨壺をそのまま永代供養堂に安置した、という事実が認められる。

そして、別紙の写真に写っているのは茶色の骨壺と白色の骨壺、ビニール袋に入れられた骨壺の破片様のもの3点で、茶色の骨壺は本件墳墓内に安置されていたものであり、その蓋の内側にはA夫の名前と没した昭和55年の記載等がなされている。白色の骨壺はN社が用意した新しい骨壺で、元々安置されていた骨壺

は割れていたため、破片しか現存していない。その破片には「西32」と記載されたガムテープ袋に入れられて保管されている。

これらの事実を総合すると、A夫及びB子の遺骨、その骨壺は、Y寺が特定する別紙の写真に写っているものと認められる。

- (2) この点、Xは、骨壺が記憶と異なると主張するが、平成24年7月18日に実施した現地での進行協議期日では骨壺に疑問を全く呈しておらず、むしろ裁判所としてはX側がこれらの骨壺を見て認めるような雰囲気を出しており（ただし、最後に認めることで良いかと尋ねたところ、改めて書面で回答することにしたため期日朝食はその記載はしていない）、その直後の同年8月27日の進行協議期日では、遺骨は違いと主張したが、茶色の骨壺は本件骨壺であることを認めており、その後否認するに至っている。

これらの事実を照らすと、Xの骨壺が違うとの主張は、感覚的なものに過ぎず、明確な記憶等に基づいて確信的に主張しているものとは到底考えられない。加えて、遺骨に関しての主張はまさに感覚的意見そのものでしかなく、Xの主張は何らの根拠もなく感覚的に論難しているにすぎない。

- (3) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、Xが祭祀承継者と認められるから、抽象的にはXが本件骨壺等につき引き渡しを求める法的権利を有しているといえるが、法及び規則によって改葬手続といった法的手続きをとらない限り、行政法規上の制約によって無条件にY寺に引き渡しを求めることはできないため、上記第1の2の請求には結局理由がない。

- (4) 上記第1の3(1)の改葬手続請求については、調査囑託の結果によってもXにおいて手続を行えば良いものであり、Y寺に請求する法的根拠を欠き、同(2)から(4)の請求については、上記説示の通りである。

## 第5 結論

以上の次第で、Xの本訴請求のうち、

遺骨等の引渡し及びそれに関する金銭請求（上記第1の2の請求）及び予備的請求（上記第1の3の請求）の訴えについては、いずれも不適法であるからこれらを却下し、その余の請求には理由がないからこれを棄却する。

\* Xは判決を不服として、高松高等裁判所に控訴した。

## III 高松高等裁判所平成26年2月27日判決

### 第1 判決主文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 Xの遺骨及び骨壺の引渡請求、その代償請求、遺骨引渡しまでの金員の支払請求並びに改葬許可申請手続に係る訴えをいずれも却下する。
- 3 Y寺は、Xに対し、374万6500円及びうち339万6500円に対する平成21年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 Y寺は、Xが原判決別紙物件目録記載の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖

先の霊を祭祀することを妨害してはならない。

- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを2分し、その1をX、その余をYの負担とする。
- 6 この判決は、3項に限り、仮に執行することができる。

## 第2 当裁判所の判断（原判決の補正）

### 1 争点② 本件改葬行為が不法行為となるか

- (1) A夫は、昭和48年頃Y寺から本件墓地の永代使用権を取得し、その上に墓を建立してB子の遺骨の入った骨壺を埋葬し、A夫死亡後はE夫が祭祀主宰者の地位を承継し、本件墓地にA夫の遺骨の入った骨壺を埋葬しており、B子及びA夫の葬儀、一周忌法要、三周忌法要等はY寺の先代住職により執り行われ、同住職は平成11年春の彼岸までE夫宅に赴いて棚経を行っていたのであるから、X家はY寺の檀家であったもので、Y寺の前住職は本件墓地の使用人であるE夫の住所氏名及び連絡先を把握していたと認められる。しかし、Y寺はXの墓地について、法15条1項、規則7条が定める墓地使用者等の住所氏名を記載した帳簿を備えておらず、他に本件墓地の使用人を記載した過去帳等の帳簿を有していたかったため、その後、前住職が病気になり、死亡したこともあって、後任の住職であるY寺の現代表者は、前住職から本件墓地について適切な引き継ぎを受けることができず、本件改葬行為当時、本件墓地の使用人等を把握しておらず、Y寺が本件墓地使用者に連絡できない状況にあったことについてはY寺に責任があるというべきである。
- (2) そして、①本件墓地はそれほど古い時期とはいえない昭和46年8月に建立されたものであり、②現代表者も平成13年か14年に本件墓地の墓参者を見たことがあり、その際に前住職の妻からその墓参者が誰であるかを知らされていたもので、さらに、本件墓地には本件改葬行為直前にも複数回にわたって墓参の形跡があったものであるから、本件改葬行為当時、本件墓地には依然として使用者又は縁故者が存在することが強く疑われたというべきであり、このような墓地を無縁墓地として改葬を行い、墓石を撤去処分し、骨壺や遺骨を搬出するにはさらに相当期間をかけて使用者の有無について調査を尽くす義務があると解される。したがって、Y寺が本件墓地を無縁墓地であると判断して調査義務を尽くさないで本件改葬工事を行ったことには過失があるというほかなく、本件改葬工事は本件墓地の使用人であったE夫に対する不法行為を構成する。
- (3) これに対し、Y寺は法や規則の手続きに従ったなどと主張するが、改葬を行おうとするときにはこれらの手続きを履践しなければならないというだけで、永代使用権を消滅させることができるものではない。

また、Y寺は本件プレートを手付石に取り付けるなどして改葬を予告したこと、N社の担当者が年6回1日常駐して改葬対象の墳墓について聞き取り調査を行ったことや、数年間にわたりE夫から墓地管理料の支払いがなされなかったことを指摘するが、墓地使用者が1年半程度の期間墓参せず、本件プレート等に気づかなかつたりY時から請求を受けないまま数年間管理料の支払いをしなかった

りしたことをもって、本件墓石の破壊、撤去という重大な結果を受忍すべきであるとはいえないし、これを過失相殺の事由とすることも相当ではない。

Y寺の主張は、いずれも理由がない。

## 2 争点③ 本件改葬行為による損害の発生及びその数额について

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件墓地上の墳墓は破壊・撤去され、現在は竿石（芯石）が残されているに過ぎず、それ以外の墓石等はY寺によって廃棄処分されており、B子及びA夫の遺骨並びにこれらが収められた骨壺の所在は不明となったことが認められ、これに本件改葬行為の経過等一切の事情を斟酌すると、上記不法行為によりE夫が被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は200万円をくだらないと認めるのが相当である。

これに対し、Y寺は本件骨壺は添付別紙の写真③及び⑤に写っている2口の骨壺であり、B子及びA夫の遺骨は同写真に写っている2柱であると主張するが、証拠によれば、上記改葬作業は300余の墳墓を対象として3か月にわたり行われた大規模なもので、1日あたり8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われており、本件改葬行為当日も約8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われ、同じ日に取り出された骨壺や遺骨は1個のプラスチックケース等の中に他の墳墓のものと一緒に保管されたこと、実際の改葬作業はN社ではなくその下請け業者であるV庭園が担当しており、Y寺代表者やN社の担当者が本件改葬行為の際に実際に立ち会ったかどうか不明であるから、V庭園が本件骨壺やB子及びA夫の遺骨が上記のものであると述べ、Y寺がそのように主張しているとしても、そのように断定はできず、結局、B子及びA夫の遺骨並びにこれらが収められていた骨壺の所在は不明といわざるを得ない。

(2) 本件墓石の原状回復費用としては、証拠により認められる139万6500円の限度でこれを認める。これに対し、Xは損害額を252万円の墓石建立工事の見積書を提出するが、上記見積書は実際の墓石が庵治石の白石であったにもかかわらず墓石を黒石とするものであるから採用できない。

## 3 争点⑤ 本件墓地の使用に対する妨害排除について

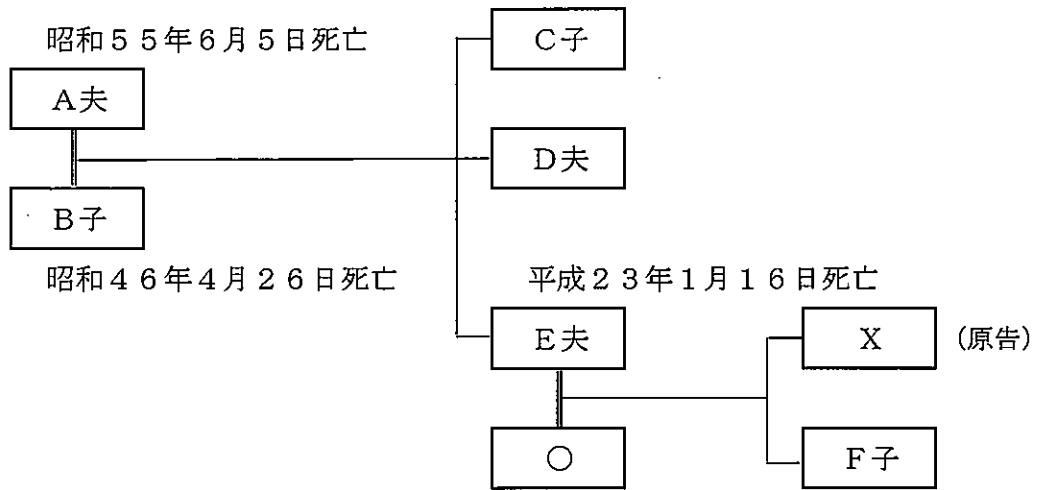
XはY寺の墓地につき永代使用権を有しているところ、YはE夫の永代使用権は消滅していると主張するほか、Xが壇信徒としての義務と責任を果たさず、Y寺との信頼関係は破壊された状態にあるので、Xが本件墓地を使用することは認められない旨主張しており、Xが墓地を使用することに意義を述べているので、Xの請求4は理由がある。

## 第3 結論

以上の次第で、原判決は一部相当ではなく、本件控訴は一部理由があるから、現編活を変更することとして、主文の通り判決する。



# 原告側相続関係図



## 第1 Xの請求内容（請求の趣旨）

- 1 不法行為に基づく損害賠償請求  
Y寺はXに対し、544万円及び内金494万円に対する平成21年5月1日から支払い済みで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく損害賠償請求）。  
内訳：ア 精神的損害による慰謝料 200万円  
イ 墓石の原状回復費用 294万円  
ウ 弁護士費用 50万円
- 2 遺骨、骨壺の所有権侵害に基づく請求  
(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱及び骨壺2口（いずれもB子とA夫のもの、以下同じ。）を引き渡せ（所有権に基づく返還請求）。  
(2) (1) が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく代償請求）。  
(3) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(1)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え（不法行為に基づく慰謝料請求）。
- 3 2の請求の予備的請求  
(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱について、徳島市に対し、墓埋法5条1項に規定する改葬許可申請手続きをせよ（不法行為に基づく原状回復請求）。  
(2) Y寺はXに対し、(1)の許可あり次第、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱と骨壺2口を引き渡せ（所有権に基づく返還請求）。  
(3) (2) が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく代償請求）。  
(4) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(2)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え（不法行為に基づく慰謝料請求）。
- 4 永代使用権に基づく妨害排除請求  
Y寺は、Xが本件墳墓の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖先の霊を祭祀することを妨害してはならない。

## 第2 争点

- ① 訴えの適法性 (本案前の答弁)  
遺骨及び骨壺を特定しないままの、上記第1の2 (本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求 (主位的請求)) 及び第1の3 (改葬手続及び第1の2と同様の請求) の請求は適法か。
- ② 本件改葬行為が不法行為となるか。
- ③ 本件改葬行為による損害の発生及びその数额
- ④ 本件骨壺の引き渡し請求の可否
- ⑤ 本件墓地の使用の妨害排除の可否
- ⑥ 過失相殺  
X側がY寺に何ら連絡せず放置していたことから、損害賠償請求に対して過失相殺されるべきか。

## 第3 両判決の比較

	徳島地裁判決 (平成25年7月17日)	高松高裁判決 (平成26年2月27日)
本文の 要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 Xの遺骨等の引き渡し及びそれに関する金銭請求についての訴えを却下する。</li> <li>2 Xのその余の請求を棄却する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原判決を次のおり変更する。</li> <li>2 Xの遺骨及び骨壺の引渡請求、その代償請求、遺骨引渡しまでの金員の支払請求並びに改葬許可申請手続に係る訴えをいずれも却下する。</li> <li>3 Y寺はXに対し、374万6500円及びびうち339万6500円に対する平成21年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</li> <li>4 Y寺は、Xが別紙物件目録記載の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖先の霊を祭祀することを妨害してはならない。</li> </ol>
争点① 訴えの 適法性	<p>(1) 上記第1の2 (本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求 (主位的請求)) 及び第1の3 (改葬手続及び第1の2と同様の請求) について</p> <p>ア Xの上記請求の前提として、引渡の対象となるべき本件骨壺等について執行が可能な程度に特定をする必要がある。</p> <p>イ この点、Y寺は別紙の写真に写っている2口の骨壺等であると特定</p>	<p>変更なし</p>

	<p>する。これに対し、Xはこれらの骨壺と遺骨はいずれもA夫及びB子のものでないこと主張し、それ以上にどれが引渡の対象となるものであるかにつき具体的に特定しない。</p> <p>とすると、Xの骨壺等の引渡請求については結局特定がなされていない不適法な訴えというべきであり、改葬手続、代償請求及び引渡までの慰謝料請求も、その前提となる引渡の対象となるものを特定していないことになるから、これらの訴えも不適法となる。</p> <p>よって、上記の請求はいずれも不適法な訴えとして却下を免れない。</p>	
<p>争点② 本件改葬行為が不法行為となるか</p>	<p>(1) 前提として、 ア 昭和46年にA夫がY寺との間で本件墓地の利用権を取得していたこと、それ以降X側が本件墓地を使用していたことやY寺(先代の住職)が法要を執り行っていたことも明らかといえる。そして、Y寺墓地管理のための台帳があったのであるから、法15条、規則7条の趣旨から、その利用者について記載しておくべきであったことも明らかであるから、利用者であるX側の情報が記載されていなかったことはY寺側の落ち度である。</p> <p>イ もつとも、それ以降、利用者特定のために十分な調査を行ったにもかかわらず利用者が判明しなかった場合にまで、Y寺が墓地の利用に関して永久に何らの対応ができずとすることが不都合であることは明らかである。</p> <p>(2) そこで本件について検討する。 ア 本件では、平成13年にY寺代表者が住職に就任して以降、本件改葬行為に至るまでの約7年間、X側からY寺側に対して前住職が行っていた柵経にこないことにつき問い合わせがあるはずなのにそのような問い合わせがなかったのだから、Y寺代表者において何年もの間連絡なく音信不通となつていているもの、未だ檀信徒である者がいると想定することは無理を強いるものである。</p> <p>イ 加えて、Y寺は法5条1項、規則3条2号所定の官報公告、Y寺墓</p>	<p>(1) A夫は、昭和48年頃Y寺から本件墓地の永代使用権を取得し、その上に墓を建立してB子の遺骨の入った骨壺を埋葬し、A夫死亡後はE夫が祭祀主宰者の地位を承継し、本件墓地にA夫の遺骨の入った骨壺を埋葬しており、B子及びA夫の葬儀、一周忌法要、三周年法要等はY寺の先代住職により執り行われ、同住職は平成11年春の彼岸までE夫宅に赴いて柵経を行っていたのであるから、X家はY寺の檀家であったもので、Y寺の前住職は本件墓地の利用者であるE夫の住所氏名及び連絡先を把握していたと認められる。しかし、Y寺はXの墓地について、法15条1項、規則7条が定める墓地使用者等の住所氏名を記載した帳簿を備えておらず、他に本件墓地の利用者を記載した過去帳等の帳簿を有していたため、その後、前住職が病気になる、死亡したことあつて、後任の住職であるY寺の現代表者は、前住職から本件墓地について適切な引き継ぎを受けることができず、本件改葬行為当時、本件墓地の利用者等を把握しておらず、Y寺が本件墓地使用者に連絡できない状況に陥つたことについてはY寺に責任があるというべきである。</p> <p>(2) として、①本件墓地はそれほど古い時期とはいえない昭和46年8月に建立されたものであり、②現代表者も平成13年か14年に本件墓地の墓参者を見たことがあり、その際に前住職の妻からその墓参者が誰であるかを知らされていたもので、さらに、本件墓地には本件</p>

争点③ 本件改葬行為による損害の	<p>地の唯一の入り口に設置した立て札、個々の墓石にプレートに貼付と いった、利用者からの連絡を求めるとして1年半もの間行っていた。 ウ Y寺としては、尽くすべき調査を十分に尽くした上で、法及び規則 に則って本件改葬行為を行ったのであるから、もはやY寺に過失はな いというべきである。 (3) この点、Xは、B子が毎月のように墓参しており、そのお参りの跡 を見れば利用者がいることは容易に分かったはずであると主張する。 ア しかし、友人知人が物故者を参ることもあり、余ったしきみを別の 墓地に捧げることも珍しくないことに照らし、墓参の跡があるかとい って直ちに利用者がそれを行っていたことにはつながらない。 イ そもそも主張のような頻度で利用者が墓参しているのであれば、1 年半も貼付されていた本件プレートを放置するのは不自然。プレート の貼付は利用者からすれば気分を害する行為であり、利用者としては 苦情を申し立てるはずで、そのまま長期間墓参を続けることはあり得 ない。 ウ 墓参の仕方は人それぞれであるが、毎回ではないにせよ、墓石の 掃除をして墓地を清める行為を行うことが想定される。本件プレ ートはそれを妨げるものであり、それを放置したまま1年半も間そ の状態を放置しておくなどあり得ない。 よって、Xの上記主張は採用できない。 (4) 以上の次第で、Y寺には不法行為が成立しないので、争点③及び⑥ については検討の必要がない。</p>	<p>改葬行為直前にも複数回にわたって墓参の形跡があったものである から、本件改葬行為当時、本件墓地には依然として使用者又は縁故者 が存在することが強く疑われたというべきであり、このような墓地を 無縁墓地として改葬を行い、墓石を撤去処分し、骨壺や遺骨を搬出す るにはさらに相当期間をかけて使用者の有無について調査を尽くす 義務があると解される。したがって、Y寺が本件墓地を無縁墓地であ ると判断して調査義務を尽くさないで本件改葬工事を行ったことに は過失があるというほかに、本件改葬工事は本件墓地の利用者であ ったE夫に対する不法行為を構成する。 (3) これに対し、Y寺は法や規則の手續きに従ったなどと主張するが、 改葬を行おうとするとときにはこれらの手続きを履践しなければなら ないというだけで、永代使用権を消滅させることができるものではな い。 また、Y寺は本件プレートを本件墓石に取り付けるなどして改葬を 予告したこと、N社の担当者が年6回1日常駐して改葬対象の墳墓に ついて聞き取り調査を行ったことや、数年間にわたりE夫から墓地管 理料の支払いがなされなかつたことを指摘するが、墓地使用者が1年 半程度の期間墓参せず、本件プレート等に気づかなかつたりY寺から 請求を受けないまま数年間管理料の支払いをしなかつたりしたこと をもって、本件墓石の破壊、撤去という重大な結果を受忍すべきであ るとはいえないし、これを過失相殺の事由とすることも相当ではな い。 Y寺の主張は、いずれも理由がない。</p> <p>(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件墓地上の墳墓は破壊・撤去 され、現在は卒石(芯石)が残されているに過ぎず、それ以外の墓 石等はY寺によって廃棄処分されており、B子及びA夫の遺骨並び にこれらが収められた骨壺の所在は不明となったことが認められ、 これに本件改葬行為の経過等一切の事情を斟酌すると、上記不法行 為によりE夫が被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は200万円</p>
---------------------	---	---

発生及びその数額		<p>をくだらないと認めるのが相当である。</p> <p>これに対し、Y寺は本件骨壺は添付別紙の写真③及び⑤に写っている2口の骨壺であり、B子及びA夫の遺骨は同写真に写っている2柱であると主張するが、証拠によれば、上記改葬作業は300余の墳墓を対象として3か月にわたり行われた大規模なもので、1日あたり8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われており、本件改葬行為当日も約8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われ、同じ日に取り出された骨壺や遺骨は1個のプラスチックケース等の中に他の墳墓のものと一緒に保管されたこと、実際の改葬作業はN社ではなくその下請け業者であるV庭園が担当しており、Y寺代表者やN社の担当者が本件改葬行為の際に実際に立ち会ったかどうか不明であるから、V庭園が本件骨壺やB子及びA夫の遺骨が上記のものであると述べ、Y寺がそのように主張しているとしても、そのように断定はできず、結局、B子及びA夫の遺骨並びにこれらが収められていた骨壺の所在は不明といわざるを得ない。</p> <p>(2) 本件墓石の原状回復費用としては、証拠により認められる139万6500円の限度でこれを認める。これに対し、Xは損害額を252万円の墓石建立工事の見積書を提出するが、上記見積書は実際の墓石が庵治石の白石であったにもかかわらず墓石を黒石とするものであるから採用できない。</p>
争点⑤ 本件墓地使用の妨害の排除の可否	<p>証拠によれば、本件改葬行為後X側から苦情の申立があり、Y寺は本件墓地を引き続き利用することで話をしていたことが認められる。すなわち、Y寺は、本件墓地をX側が利用すること自体は否定していないので、妨害排除の前提を欠く。</p>	<p>XはY寺の墓地につき永代使用权を有しているところ、YはE夫の永代使用权は消滅していると主張するほか、Xが壇信徒としての義務と責任を果たさず、Y寺との信頼関係は破壊された状態にあるので、Xが本件墓地を使用することは認められない旨主張しており、Xが墓地を使用することに意義を述べているので、Xの請求4は理由がある。</p>

H19.2.13 京都地方裁判所平成 17 年(ワ)第 2092 号 損害賠償請求事件

事件番号：平成 17 年(ワ)第 2092 号（甲事件），平成 18 年(ワ)第 871 号（乙事件）

裁判年月日：H19.2.13

部：第 4 民事部

結果：一部認容

判示事項の要旨：

- 1 原告らが被告（寺院）の信徒でなくなったことを理由に，被告の管理する納骨堂に原告らが納骨した遺骨をほかの遺骨と分別できない状態にした被告の行為が，債務不履行及び不法行為に該当するとされた事例
- 2 納骨時の「納骨された遺骨は一切返還しない」との約定に基づき遺骨の返還義務を負わないとする被告の主張が排斥された事例
- 3 上記被告の行為は「合祀」として社会通念上相当な行為であるから不法行為に該当しないとする被告の主張が排斥された事例

#### 主 文

- 1 被告は，原告 A に対し，80 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は，原告 B に対し，60 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は，原告 C に対し，60 万円及びこれに対する平成 18 年 4 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は，原告 A と被告との間で生じた費用はこれを 5 分し，その 4 を被告の負担とし，その余は原告 A の負担とし，原告 B と被告との間で生じた費用はこれを 5 分し，その 3 を被告の負担とし，その余は原告 B の負担とし，原告 C と被告との間で生じた費用はこれを 5 分し，その 3 を被告の負担とし，その余は原告 C の負担とする。
- 6 この判決は，第 1 項ないし第 3 項に限り，仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第 1 請求

###### 1 原告 A（甲事件）

被告は，原告 A に対し，100 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

###### 2 原告 B（甲事件）

被告は，原告 B に対し，100 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

###### 3 原告 C（乙事件）

被告は，原告 C に対し，100 万円及びこれに対する平成 18 年 4 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

##### 第 2 事案の概要

- 1 本件は，被告の信徒であった原告らが，被告との間で納骨所の使用契約を締結し，

被告が管理する納骨所に遺骨を納骨した後、他の寺院に転寺したことを理由に、被告に対し遺骨の返還を求めたところ、被告が原告らの遺骨をほかの遺骨と混合してしまったために、遺骨の返還が不可能になったと主張して、被告に対し、債務不履行及び不法行為に基づき、損害の賠償及びこれに対する遅延損害金（原告A及びBについては甲事件訴状送達の日翌日である平成17年9月9日から、原告Cについては乙事件訴状送達の日翌日である平成18年4月9日から、各支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金）の支払を求めた事案である。

## 2 争いのない事実等

### (1) 当事者等

ア 被告は、佛立開導日扇の開講の本旨に基づき、宗祖日蓮の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とし、この目的を達成するための業務及び事業を行う宗教法人（寺院）である。

イ Eは、被告代表者の子であり被告の副住職の地位にある。

F、G及びHは、いずれも被告の信徒かつ役員である。

ウ 原告らは、いずれも被告の信徒であったが、原告Aは平成15年6月ころ、原告Bは平成15年10月ころ、原告Cは平成5年3月ころ、被告に対しそれぞれ転寺の申出を行い、いずれもそのころ別の寺院の信徒となった。

### (2) 被告が設置・管理する納骨堂の概要（甲8、9、乙6ないし8、16、証人E、弁論の全趣旨）

ア 被告は、肩書地の境内に納骨堂（以下「本件納骨堂」という。）を設置し、その地下室に、被告の信徒（被告所属信者及び門末信者）が遺骨を納めるための専用納骨所（以下、単に「専用納骨所」という。）、一般納骨所（以下、単に「一般納骨所」という。）を設けている。

専用納骨所は全588区画からなるロッカーであり、遺骨を納める場合には、遺骨を所定の容器（高さ8.3センチメートル、差渡し6センチメートルの八角形の骨壺）に納め、各使用者ごとの家名が記された白大理石の小型墓標が置かれた1区画（間口19センチメートル、高さ11センチメートル、奥行き31センチメートル）に同容器を納めるようになっている。

一般納骨所は専用納骨所（ロッカー）の下部に作られた引き出しであり、遺骨を納める場合には、遺骨は上記容器に納め、上記引き出し内に同容器を納めるようになっている。

イ 本件納骨堂には、専用納骨所、一般納骨所及び歴代住職の遺骨を納めるための特別納骨所のほか、床をコンクリートで固めた総骨室（以下単に「総骨室」という。）が設けられている。専用納骨所又は一般納骨所に遺骨を納めるにあたり、所定の容器に収まりきらない遺骨（残骨）は総骨室に納めることとされており、松影寺納骨堂管理規則（以下「本件規則」という。）7条は、これを「合祀する」と表現している。遺骨が総骨室に納められると、既に総骨室に納められているほかの遺骨と分別が不可能な状態となる。

ウ 被告の信徒が専用納骨所に遺骨を納めることを希望する場合には、被告は、信徒に対し、専用納骨所使用願と題する書面（以下「本件使用願」という。）に署



名・押印させて、信徒との間で、専用納骨所に遺骨を納骨する契約（以下、単に「納骨契約」という。）を締結し、所定の使用料と所定の年度管理費を納付させるという取扱をしている。

本件使用願には、「私は裏面記載の納骨堂管理規則を承知いたしましたので、左記使用料を相添え専用納骨所の使用をお願い致します」と不動文字で印刷されており、裏面には、本件規則の内容が同様に不動文字で印刷されている（記載内容は別紙のとおりである。）。

(3) 納骨契約の締結と終了（甲5、乙6ないし8、原告C、弁論の全趣旨）

ア 原告Aは、昭和53年7月24日、専用納骨所使用願に署名・押印して被告との間で納骨契約（以下「本件納骨契約（A）」という。）を締結し、そのころI（原告Aの夫）の遺骨（以下「本件遺骨（A）」という。）を専用納骨所に納めた。

イ 原告Bは、平成9年3月9日、専用納骨所使用願に署名・押印して被告との間で納骨契約（以下「本件納骨契約（B）」という。）を締結し、同年5月12日ころ、J（原告Bの父）の遺骨（以下「本件遺骨（B）」という。）を専用納骨所に納めた。

ウ 原告Cは、亡K（以下「K」という。）の代理人として、昭和47年3月12日、専用納骨所使用願に署名・押印して被告との間で納骨契約（以下「本件納骨契約（C）」という。）を締結した（以下、本件納骨契約（A）、本件納骨契約（B）、本件納骨契約（C）を合わせて「本件各納骨契約」という。）。Kは昭和56年3月13日に、Kの妻（原告Cの母）であるLは同年5月26日に、それぞれ死亡した。S家の祭祀承継者（祭祀承継者が原告Cであるか否かは当事者間に争いがある。）は、昭和56年7月26日ころ、Lの遺骨（以下「本件遺骨（C）」という。）を専用納骨所に納めた（以下、本件遺骨（A）、本件遺骨（B）及び本件遺骨（C）を合わせて「本件各遺骨」という。）。

エ 本件各納骨契約は、上記のとおり原告らがそれぞれ被告に対し転寺の申出を行っていたとしてもそのころ別の寺院の信徒となったことにより、それぞれ終了した。

(4) 総骨室への納骨

被告は、本件遺骨（A）については平成15年9月ころ、本件遺骨（B）については平成15年12月ころ、本件遺骨（C）については平成5年8月ころ、いずれも所定の容器から遺骨を取り出して総骨室に納めた（以下「本件各行為」という。）。現在、本件各遺骨はいずれも、総骨室へ納められたほかの遺骨と分別ができない状態にある。

3 争点

- (1) 遺骨は所有権の客体となるか
- (2) 原告Cは、本件納骨契約（C）の当事者か及び本件遺骨（C）の所有権を有していたか
- (3) 本件各行為が債務不履行を構成するか
- (4) 本件各行為が不法行為を構成するか
- (5) 損害

(6) 原告Cの損害賠償請求権の消滅時効の起算点はいつか

#### 4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について

(原告らの主張)

遺骨も有体物である以上、当然に所有権の客体となる。

(被告の主張)

遺骨は所有権の客体とはならない。

(2) 争点(2)について

(原告Cの主張)

Kが昭和56年3月13日に、Lが同年5月26日に、それぞれ死亡し、原告Cは、専用納骨所の使用权を祭祀承継者として又は遺産分割協議により単独で承継し、昭和56年7月26日ころ、本件遺骨(C)を専用納骨所に納めた。本件遺骨(C)は、S家の祭祀財産というべきものであるから、S家の祭祀承継者である原告Cが所有していたものである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

(3) 争点(3)について

(原告らの主張)

ア 本件各納骨契約は、遺骨を目的物とする寄託契約であるから、本件各納骨契約の終了により、被告は原告らに対し本件各遺骨を返還する義務を負う。

イ 被告は、本件規則6条の存在を理由に、遺骨返還義務の存在を争うが、原告らは、本件各納骨契約締結時、本件規則の内容を示されておらず、本件規則の内容に同意したこともなく、被告から本件規則の内容を説明されていなかった。したがって、本件規約の内容は、本件各納骨契約の内容とはなっていない。仮に、本件規則が、本件各納骨契約の内容になっていたとしても、本件規則6条は、納骨者の転寺を不当に妨げ信教の自由を侵害するものであるから、公序良俗に反し無効である。

ウ よって、被告は、原告らに対し、本件各納骨契約の終了により、本件各遺骨を返還する義務を負うとともに、本件各遺骨を返還するまでの間、本件各遺骨を善良なる管理者の注意をもって保管すべき義務(以下「善管注意義務」ともいう。)を負っていたにもかかわらず、同義務に違反し本件各行為を行い、本件各遺骨の返還を不可能にしたから、債務不履行責任を負う。

(被告の主張)

ア 本件各納骨契約は、専用納骨所を目的物とする賃貸借契約であるから、本件各納骨契約が終了しても、被告は、原告らに対し、本件各遺骨の返還義務を負わない。

イ また、本件規則6条には、「納骨された舎利(お骨)は如何なる場合も一切返還しない。」との記載があり、本件規則の内容は、本件各納骨契約締結の際に、原告A、原告B及び原告C(Kの代理人)に示され、原告らは、この内容に同意して本件各納骨契約を締結した。

ウ 本件規則6条は、被告が遺骨の返還をめぐる紛争に巻き込まれあるいは遺骨の引取人が現れないことによる不都合などを避けるための規定であり、遺骨をめぐる紛争・不都合を避ける適切な規定である。加えて、遺骨は納骨堂という教義上及び社会通念上適切な場所に合祀されるのであるから、本件規則6条は、公序良俗に反するものではない。

エ よって、被告は原告らに対し本件各遺骨の返還義務を負っていない。

オ さらに、本件各納骨契約は賃貸借契約であるから、被告は本件各遺骨につき善管注意義務を負うものではないが、仮に善管注意義務を負うとしても、本件各行為は、「合祀」という、遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、同義務に違反するものではない。

#### (4) 争点(4)について

##### (原告らの主張)

ア 本件各行為が行われるまで、本件各遺骨の所有権は、それぞれ原告らに帰属していたのであり、また、人の遺骨は一般社会通念上、遺族等の故人に対する敬愛・追慕の情に基づく宗教的感情と密接に結びついたものである。したがって、本件各行為は、本件各遺骨の所有権及び原告らの人格的利益を侵害する行為であり、不法行為を構成する。

イ 仮に、本件規則が本件各納骨契約の内容となっており、本件規則6条が公序良俗に反せず有効であったとしても、本件規則6条は、被告に本件各行為を行う権限を与えたものではないから、本件各行為が本件各遺骨の所有権及び原告らの人格的利益を侵害するものであることに変わりはない。

ウ よって、被告は、原告らに対し、不法行為に基づき、本件各行為によって生じた損害を賠償する責任を負う。

エ 仮に本件各行為が不法行為を構成しないとしても、被告は、本件各行為により、本件各遺骨と既に総骨室に納められている遺骨とを混和させ、本件各遺骨の所有権を消滅させたのであるから、被告は原告らに対し償金支払義務を負う。

##### (被告の主張)

ア 遺骨は所有権の客体とはならないから、被告が行った本件各行為は、所有権を侵害するものではない。

イ 仮に、遺骨に所有権が観念できるとしても、原告らは、本件規則6条、11条により、本件各遺骨についての返還請求権を放棄している上、本件各行為は、「合祀」という、遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、本件各遺骨の所有権及び原告らの人格的利益を侵害するものではない。

ウ 被告は、本件各行為により利得を受けていないから、被告は、原告らに対する償金支払義務を負わない。

#### (5) 争点(5)について

##### (原告らの主張)

慰謝料 各100万円

##### (被告の主張)

否認する。原告らは、遺骨に対する愛惜の気持ちを持っていないから、本件各行

為により精神的苦痛を受けていない。

(6) 争点(6)について

(被告の主張)

ア 原告Cは、遅くとも平成5年5月末日には、本件遺骨(C)の返還を受けられないことを知ったのであるから、原告Cが被告に対して有する損害賠償請求権は、債務不履行を理由とするものについては遅くとも平成15年5月末日の経過により、不法行為を理由とするものについては遅くとも平成8年5月末日の経過により消滅時効が完成している。

イ 被告は、上記時効を援用する。

(原告Cの主張)

原告Cが、本件遺骨(C)が総骨室に納められたことを知ったのは、平成17年3月16日である。したがって、債務不履行に基づく損害賠償請求権についても、不法行為に基づく損害賠償請求権についても消滅時効は完成していない。

第3 争点に対する判断

1 前記争いのない事実等、証拠(後掲のもの)及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

(1) 本件納骨堂の管理形態(証人E, 弁論の全趣旨)

本件納骨堂は、普段、施錠されており、本件納骨堂に遺骨を納骨した被告の信徒は、本件納骨堂に自由に入出入りすることができず、1年に3回(彼岸の中日及び盆施餓鬼の日)だけ、本件納骨堂に立ち入り礼拝を行うことができるものとされている。

(2) 原告らの転寺の経緯(甲9, 10, 19ないし21, 23, 乙9, 10, 証人M, 証人F, 証人E, 原告B, 原告C)

ア 原告Aは、平成15年6月ころ、被告に対し、転寺の申出を行ったところ、被告の信徒かつ役員であるF及びGは原告Aの自宅に赴き、原告Aに対し、転寺を思いとどまるよう説得し、その際、原告A又はM(原告Aの子)に対し、転寺した場合には本件遺骨(A)は返還できない旨説明した。

イ 原告Bは、平成15年10月ころ、被告に対し、転寺の申出を行ったところ、被告の信徒かつ役員であるF及びHは原告Bの自宅に赴き、原告Bに対し、転寺を思いとどまるよう説得し、その際、原告Bに対し、転寺した場合には本件遺骨(B)は返還できない旨説明した。

ウ 原告Cは、平成5年3月ころ、被告に対して、転寺の申出を行うとともに本件遺骨(C)の返還を請求したが、被告代表者又はEは、転寺した場合には本件規則により遺骨は返還できない旨説明した。

エ なお、原告A及び原告Bが被告の信徒かつ役員であるFとG又はHから転寺を思い止まるようにとの説得を受けた際、転寺した場合には遺骨の返還を受けられないことを承諾した旨の証拠(乙9, 10 [FとG又はHとの連名の陳述書], 証人F)がある(原告Aは「わかりました」と頷いて了解し、原告Bは「それは承知しております」とのことです了解をいただいたとする。)が、これに反する証拠(甲20 [原告Bの陳述書], 証人M, 原告B)があることに加え、的確な裏

付けを欠くから、上記証拠をにわかには採用することはできない。なお、仮に、原告A及び原告Bが、被告の信徒かつ役員であるFとG又はHから転寺した場合には遺骨を返還しないとの説明を受けた際に、直ちにこれに対して抗議することなくこれを受け入れるかのような受け答えをしたとしても、事柄の重要性に鑑みると、被告が遺骨の返還をしないという立場に立つことを理解しただけで遺骨の返還を受けられないことを承諾したのではないものと評価するのが相当である。

(3) Nの養子縁組及び離縁等（甲4ないし6，21，23，24，原告C，弁論の全趣旨）

ア K・L夫妻は、その間に、長女O，二女P，三女C及び四女Qをもうけた。長女O，二女P及び四女Qは、いずれも婚姻し夫の氏（長女Oは甲，二女Pは乙，四女Qは丙）を称する旨の届け出をした。

イ Nは、昭和39年3月27日、K・L夫妻の養子となる縁組の届出を行い「S」姓になるとともに三女Cと婚姻し夫の氏（S）を称する旨の届出をした。Nは、昭和42年6月8日、K・L夫妻と協議離縁の届出を行い、「T」姓に復した。上記養子縁組は、NがS家の継承者となるべくして行われたものであったが、昭和42年ころ、Nの実兄が死亡しT家を継承する者がいなくなったため、NがT家を承継するために上記協議離縁をしたものである。

ウ K・L夫妻は、昭和54年8月4日、Rを養子とする縁組の届出を行っている。

エ K・L夫妻の死後、S家の祭祀に関わる事項については、主に原告Cが取り仕切っており、K・L夫妻の共同相続人である長女O，二女P，四女QのほかR（養子）は、いずれも、原告CがS家の祭祀を承継し本件納骨契約（C）を引き継いだことを承認している。

(4) 本件に先立つ調停事件（甲13，14，17，原告C，弁論の全趣旨）

ア 原告A，原告B，Nほか1名は、平成16年12月6日、被告を相手方として、本件各遺骨等の返還を求める調停の申立てを行い（伏見簡易裁判所平成16年（ノ）第92号納骨返還請求調停申立事件，以下「本件調停事件」という。），本件調停事件は、平成17年4月20日、調停不成立により終了した。

イ 原告Cは、本件調停事件の期日（平成17年3月16日）に出席し、その席上で、初めて、本件遺骨（C）が既に総骨室に納められていることを知った。

(5) 本件各遺骨（甲20，21，証人M，原告B，原告C，弁論の全趣旨）

ア 本件遺骨（A）は、Iの遺骨の一部であり、残部は、原告Aが本件遺骨（A）を専用納骨所に納めた際に総骨室に納められた。

イ 本件遺骨（B）は、Jの遺骨のうちの一部であり、残部は、滋賀県彦根市内の墓地に納められている。

ウ 本件遺骨（C）は、Lの遺骨のうちの一部であり、残部は、京都市内の墓地に納められている。

2 争点(1)について

遺骨は、有体物であるから所有権の対象となるものの、故人に対する敬愛・思慕の思いと密接に結びついていることから、遺骨に対する所有権の行使は、法令（民法206条，墓地，埋葬等に関する法律〔たとえば4条1項による焼骨の埋蔵場所の制限〕

等)のみならず、慣習ないし条理により認められた範囲内においてのみ許されるものと解するのが相当である。これと異なる被告の主張は、独自の見解に立つものであり採用することができない。

### 3 争点(2)について

前判示の事実関係によれば、K・L夫妻は、いったんは、両名の養子となり三女Cと婚姻したNを「(S家の)祖先の祭祀を主宰すべき者」と指定したものの、その後の事情の変更でNと協議離縁したことにともない上記指定を取り消しているものと推認することができることに加え、K・L夫妻は、Rを養子とする縁組の届出を行ってはいるものの、Kを代理して被告との間で本件納骨契約(C)を締結したのは原告Cであり、K・L夫妻の死後、S家の祭祀に関わる事項を主として取り仕切っているのも原告Cであって、K・L夫妻がRを「(S家の)祖先の祭祀を主宰すべき者」に指定したことをうかがわせる事情は認められないこと、K・L夫妻の共同相続人が一致して原告CがS家の祭祀を承継し本件納骨契約(C)を引き継いだことを承認していることによれば、原告Cが「(S家の)祖先の祭祀を主宰すべき者」であり、原告Cは、民法897条1項本文に基づき、慣習にしたがって、本件納骨契約(C)の権利を承継し本件遺骨(C)の所有権を承継したものと認められる。

なお、前判示のとおり、本件調停事件を申し立てたのは原告CではなくNであり、また、本件訴訟において当初被告に対し損害賠償を請求していたのもNであるが(当裁判所に顕著である。)、過誤によるものであり、上記認定判断を左右しない。

### 4 争点(3), (4)について

#### (1) 本件各納骨契約の性質

証拠(甲8, 乙6ないし8)によれば、原告A, 原告B及び原告C(ただしKの代理人として)が、本件各納骨契約を締結するにあたって作成し被告に提出した本件使用願の裏面に印刷されていた本件規則には遺骨の所有権の帰属につき定めた規定は設けられておらず、本件各納骨契約は、遺骨の所有権の帰属に影響を及ぼすものではないものと(納骨により遺骨の所有権が被告に移転することはない。)認められる。そして、前判示のとおり、本件使用願の標題には、本件各納骨契約があたかも専用納骨所の1区画を目的物とする賃貸借契約であるかのような「専用納骨所使用願」という名称が使用されている。

しかしながら、前判示のとおり、専用納骨所に遺骨を納めた信徒であっても普段は本件納骨堂に立ち入ることさえ許されておらず、1年に3回だけ被告の定める方法により、本件納骨堂に立ち入って礼拝することが認められているに過ぎないのであるから、専用納骨所(全588区画からなるロッカー)の1区画はもとより、専用納骨所に納められた遺骨自体を管理しているのは、遺骨を納め所有権を有する信徒ではなく被告であるものというほかなく、本件各納骨契約をもって賃貸借契約と捉えることは実体にそぐわず、むしろ遺骨を目的物とする寄託契約に類似した無名契約とみるのが相当である。

#### (2) 本件規則の効力・内容

証拠(甲8, 乙6ないし8)によれば、原告A, 原告B及び原告C(ただしKの代理人として)が、本件各納骨契約を締結するにあたって作成し被告に提出した本

件使用願の裏面に印刷されていた本件規則は11条で構成されておりその文言も簡明であるから、原告らは、本件規則の内容を認識した上で、本件各納骨契約を締結したものと推認することができる。

そこで、本件規則の内容について検討するに、本件規則は、6条で「納骨された舍利（お骨）は如何なる場合も一切返還しない。」と規定する一方、8条で「年度管理費が5ヶ年以上滞納された場合は、無縁佛として合祀し、専用納骨所の使用権は消失する。」と規定している。本件規則は、7条で「総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で遺骨を納めること」を「合祀する」と表現しているから、専用納骨所に遺骨を納めた信徒が年度管理費を5年以上滞納した場合には所定の容器を一般納骨所（専用納骨所〔ロッカー〕の下部に作られた引き出し）に移すのではなく、遺骨を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納め、また、一般納骨所に遺骨を納めた信徒が年度管理費を5年以上滞納した場合にも、遺骨を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めることが規定されていることになる。これに対し、本件規則は、信徒が転寺して被告が設置する納骨堂を使用する資格を喪失した場合における遺骨の取り扱いに関する規定を設けていないから、被告は、6条の規定だけを根拠にして、専用納骨所内の所定の容器から遺骨を取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めることは許されない。そして、証拠（乙19）及び弁論の全趣旨によれば、本件規則の6条は、被告が「遺骨の引取をめぐる故人の親族間の争いに当寺（被告）が巻きこまれることを、心配して定めたもの」であることが認められるから、本件規則6条は、信徒から専用納骨所又は一般納骨所に納められた遺骨の返還を求められた場合であっても、合理的な理由がある場合には、被告は、信徒に遺骨を返還しないことができる旨を定めたものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、当裁判所に提出された全証拠を子細に検討しても、遺族間で遺骨の帰属について争いがあるなど被告が本件各遺骨の返還を拒む合理的理由となり得る事情は一切認めることができないから、原告らから本件各遺骨の返還を求められた被告は、速やかに、原告らに対し、本件各遺骨を返還しなければならず、本件各遺骨を返還するまでの間は、本件各遺骨を善良なる管理者の注意をもって保管していなければならなかったものというべきである。

なお、本件規則6条は、その意味するところが上記のとおりであるから、「納骨者の転寺を不当に妨げ信教の自由を侵害するもの」ではなく、民法90条に違反するものではない。

### (3) 債務不履行責任の存否

前判示のとおり、被告は、原告らに対し本件各遺骨を返還する義務を負うとともに、本件各遺骨を返還するまでの間は、本件各遺骨を善良なる管理者の注意をもって保管する義務を負っていたものと認められるところ、被告が、本件各遺骨を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めたことにより、上記返還義務の履行が不能の状態にあるから、被告は、原告らに対し、上記返還義務の履行不能による損害を賠償する責任を負うものというべきである。

なお、被告は、本件各行為が「合祀」という遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、被告が本件各行為を行ったことは善管注意義務に違反しないと主張するけれども、遺骨を丁寧に取り扱い、宗教上相当な方法により適切な場所に納めたとしても、遺骨の所有者の同意がなければ、遺骨の上記返還義務を免れることがないことは明らかであり、本件全証拠によっても、本件各行為を行うことにつき原告らが同意した事実は認められないから、被告の上記主張を採用することはできない。

#### (4) 不法行為責任の存否

前判示の事実関係によれば、本件各行為は、本件各遺骨の所有権を侵害するものであることが明らかであるから、不法行為を構成する。なお、原告らは、本件各行為は、同時に原告らの人格的利益を侵害するものであると主張するが、侵害された所有権の対象（遺骨）の性質から所有権の侵害に伴い原告らの人格的利益が損なわれるという関係にあるから、原告ら主張の要素は所有権の侵害に含まれるものと解するのが相当である。

これに対し、被告は、本件各行為が「合祀」という遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、本件各行為は不法行為を構成しないと主張するけれども、前判示のとおり、本件全証拠によっても、本件各行為を行うことにつき原告らが同意した事実は認められないから、被告の上記主張を採用することはできない。

#### 5 争点(5)について

(1) 前判示のとおり、本件各行為は、原告ら所有の本件各遺骨を対象とする債務不履行又は不法行為を構成するものであり、遺骨の性質上遺骨自体の金銭的評価を行うことは社会通念上相当でないから、本件各行為による損害は、本件各行為により原告らの受けた精神的苦痛に対する慰謝料として評価するのが相当である。そして、前判示の事実関係によれば、原告らは、本件各行為によってそれぞれ相当な精神的苦痛を被ったものと認められ、原告らの被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては、諸般の事情を考慮し、原告Aにつき80万円、原告Bにつき60万円、原告Cにつき60万円と認めるのが相当である。

(2) 被告は、原告らが本件各行為により精神的苦痛を受けていないと主張し、これを基礎づける事情であるとして原告らが本件各遺骨の返還を受けられないことを承知しながら些細な理由で転寺したなどと縷々主張するが、前判示のとおり、原告らが本件各遺骨の返還を受けられないことを承知していたとの前提事実を認めることができない上、原告らが転寺をした理由により原告らの本件各遺骨に対する思いを推し量ることはできないから、被告の上記主張を採用することはできない。

#### 6 争点(6)について

##### (1) 債務不履行責任の消滅時効

債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求し得る時点からその進行を開始するものと解するのが相当である。これを本件についてみるに、前判示の事実関係によれば、原告Cは、平成5年3月ころには、被告に対し転寺の申出を行い別の寺院の信徒となり、そのころには本件納骨契約（C）は終了



しているのであるから、遅くとも平成5年5月末日の時点（被告が消滅時効の起算点として主張する時点）では、原告Cは、被告に対し、本件遺骨（C）の返還を請求することが可能であったものというべきである。したがって、遅くとも平成15年5月末日経過の時点では、原告Cの被告に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権につき10年の消滅時効期間が経過していることとなる。

(2) 不法行為責任の消滅時効

民法724条にいう「損害及び加害者を知ったとき」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知ったときを意味し（最高裁判所第二小法廷昭和48年11月16日判決・民集27巻10号1374頁参照）、同条にいう被害者が損害を知ったときとは、被害者が損害の発生を現実に認識したときをいうものと解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成14年1月29日判決・民集56巻1号218頁参照）。これを本件についてみるに、前判示の事実関係によれば、被告が本件遺骨（C）を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めたことを原告Cが初めて知ったのは、平成17年3月16日（本件調停事件の期日）であり、原告Cは、少なくとも同日の時点までは、被告に対する損害賠償の請求が可能である程度に、損害及び加害者を現実に認識したとはいえないから、少なくとも同日の時点までは、原告Cの被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は進行を開始していないものと解される。したがって、この点に関する被告の主張は採用することができない。

第4 結論

以上の次第で、原告Aの請求は、80万円及びこれに対する不法行為の日の後であり甲事件訴状の送達により催告した日の翌日である平成17年9月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原告Bの請求は、60万円及びこれに対する不法行為の日の後であり甲事件訴状の送達により催告した日である平成17年9月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原告Cの請求は、60万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成18年4月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、それぞれ理由があるから、これらを認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

池 田 光 宏

裁判官

関 根 規 夫

裁判官

中 嶋 謙 英

(別紙)

## 松影寺納骨堂管理規則

### 第 一 条

当山納骨堂は、当山所属信者及び門末信者に限り使用することが出来る。

### 第 二 条

納骨堂内に左の三種の納骨所を設ける。

- 1 特別納骨所
- 2 専用納骨所
- 3 一般納骨所

### 第 三 条

専用納骨所使用希望者は、所定の使用冥加料を納めなければならない。

### 第 四 条

納骨に際しては、規定の納骨料及び回向料を志納しなければならない。  
但し専用納骨所使用者は納骨料の志納を必要としない。

### 第 五 条

- 1 納骨所使用者は、所定の年度管理費を納付しなければならない。
- 2 既納の専用納骨所使用冥加料、一般納骨料及び管理費は、一切返還しない。
- 3 納骨所使用冥加料及び年度管理費の金額は、松影寺事務局役員会で定める。

### 第 六 条

納骨された舍利（お骨）は如何なる場合も一切返還しない。

### 第 七 条

納骨に際しては、松影寺所定の容器を使用し、残骨は総骨室に合祀する但し全骨の場合は別に規定の納骨料を志納しなければならない。

### 第 八 条

年度管理費が五ヶ年以上滞納された場合は、無縁佛として合祀し、専用納骨所の使用権は消失する。

### 第 九 条

松影寺の都合により、納骨堂の移転、改築又は祭祀の方法が変る場合は松影寺の方針に従うものとする。

### 第 十 条

専用納骨所使用権は、相続に依る場合の外、譲渡することが出来ない。

但しやむを得ない特別の事由ある場合に於ては、親族が住職の許可を得て使用権を承継することが出来る。

### 第 十 一 条

専用納骨所使用者及びその承継者が、松影寺及びその門末を離れた場合は使用権を消失する。

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
厚生労働科学特別研究事業

遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び  
今後の方策検討に資する研究

令和5年度 統括・分担研究報告書

令和6年(2024)年3月

研究代表者 横田 睦  
公益社団法人 全日本墓園協会 理事・主管研究員

公益社団法人 全日本墓園協会  
〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町1-12 山萬ビル  
TEL 03-5298-3282  
FAX 03-5298-0085  
info@zenbokyo.or.jp

研究成果の刊行に関する一覧表（「厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）事後評価資料」より）

## 7 研究発表

### 1) 国内

口頭発表 0件

原著論文による発表 0件

それ以外（レビュー等）の発表 0件

そのうち主なもの

#### 論文発表

現段階では、論文発表の実績はないが、宗教学会・建築学会・都市計画学会などにおける公表は想定される。

#### 学会発表

上記、「論文発表」と同様。

### 2) 海外

口頭発表 0件

原著論文による発表 0件

それ以外（レビュー等）の発表 0件

そのうち主なもの

ウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸

#### 論文発表

I C C F A（The International Cemetery, Cremation & Funeral Association）総会にて、「口頭発表」「レビュー等の発表」は想定される。

#### 学会発表

現段階では具体的な予定はない。

（著者・題名・発表誌名・巻・頁・発行年等については上記の次第から未定）

## 9 研究成果の法改正等への活用状況

・葬儀事業者の登録制度の実現に向けた

予備的成果を得た。

・無縁改葬に伴う整理により生じる私人間の法的権利関係について。実務を反映させた課題の整理と、一定の「あり方」についての提示した。

様式A(3) (厚生労働科学研究費  
厚生労働行政推進調査事業費) 補助金交付申請書

令和 5 年 4 月 27 日

厚生労働大臣 殿

(申請者)

所属機関名	公益社団法人全日本墓園協会
部署・職名	理事・主管研究員
氏名(フリガナ)	横田 睦 (ヨコタ ムツミ)
自宅住所	〒183-0053 東京都府中市天神町 1-1-84 パークホームズ府中の森公園サザンコート 201

補助事業名 : 令和5年度 (厚生労働科学研究費  
厚生労働行政推進調査事業費) 補助金  
(厚生労働科学特別研究事業)

申請金額 : 金 8,558,000 円也 (うち間接経費 1,974,000 円)

研究課題名 (課題番号) : 遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究 (23CA2004)

当該年度の研究事業予定期間 : 令和 5 年 4 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日まで  
( 1 ) 年計画の ( 1 ) 年目

上記補助事業について、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「規程」という。)第10条第1項の規定に基づき、国庫補助金を交付されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

1. 経費所要額調書(別紙イ)
- ~~2. 外国旅費行程表(別紙ロ)~~
3. 申請金額総括書(別紙ハ)
4. 申請内容ファイル(別紙ニ)

(別紙イ)

## 経費所要額調書

## 1 総括表

(単位：千円)

	物品費	人件費・ 謝金	旅費		その他		計	間接経費 譲渡額	合計
			うち 外国旅費	うち 委託費					
(1)総事業費	428	384	208	0	5,564	3,560	6,584	1,974	8,558
(2)寄付金その 他の収入額							0	0	0
(3)差引額 ((1)-(2))							6,584	1,974	8,558
(4)補助金対象 経費支出予定額	428	384	208	0	5,564	3,560	6,584	1,974	8,558
(5)交付基準額								1,974	8,558
(6)補助金所要 額							6,584	1,974	8,558

## 2 研究者別内訳

研究者			直接経費の 配分予定額	間接経費 譲渡額
所属機関・ 部署・職名	氏名	分担する 研究項目		
公益社団法人全日本 墓園協会  理事・主管研究員	横田 睦		6,584	1,974
公益社団法人全日本 墓園協会  特別研究員	浦川 道太郎		研究代表者一括 計上	0
虎の門法律事務所  弁護士	小松 初男		研究代表者一括 計上	0

特定非営利活動法人 日本環境齋苑協会 主任研究員	森山 雄嗣		研究代表者一括 計上	0
計	名		6,584 千円	1,974 千円

3 機械器具等の内訳（50万円以上の機械器具等を購入する場合に各欄に記入すること。なお、該当がない場合には「機械器具等名」欄に「該当なし」と記入すること。）

機 械 器 具 等 名	数 量	単 価	規 格	納 入 予 定 時 期	保 管 場 所
該当なし					

(  
(別紙ハ)

## 申請金額総括書 (交付申請書添付用)

研究代表者名：横田 睦

研究課題名：遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究（採択された研究代表者の研究課題）

上記の研究課題について、国庫補助金を交付されるよう申請する申請金額の総額は以下のとおりである。

申請金額（総額）：金 8,558,000 円也（うち間接経費 1,974,000円）

(申請者別内訳)

① 申請者名 (研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者)	② 所属研究機関及び 職名	③ 申請金額 (円)	④ うち間接経費 (円)
横田 睦	公益社団法人全日本 墓園協会  理事	8,558,000	1,974,000

※研究代表者が代表して作成し、様式A(3)に添付して提出すること（補助金の交付を受ける研究分担者がいない場合も作成のうえ、提出すること）。

※当該研究課題について、研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者が申請する申請金額の総額を記入すること。



## 1 研究目的

### 【研究目的】

研究の目的、必要性及び特色・独創的な点について、適宜文献を引用しつつ、1,000字以内で具体的かつ明確に記入すること。

なお、記入にあたっては以下の点に留意すること。

- ・当該研究計画に関して現在までに行った研究等、研究の最終的な目標を達成するのに必要な他の研究計画と、当該研究計画の関係を明確にすること。
- ・国内・国外の他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかを明確にすること。
- ・研究期間内に何をどこまで明らかにするか、各年度の目標を明確にしたうえで記入すること。

### 【期待される効果】

厚生労働行政の施策等への活用の可能性（施策への直接反映の可能性、政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性、間接的な波及効果等（民間での利活用（論文引用等）、技術水準の向上、他の政策上有意な研究への発展性など）が期待できるか）を中心に600字以内で記入すること。

なお、記入にあたっては、当該研究がどのような厚生労働行政の課題に対し、どのように貢献するのか等について、その具体的な内容や例を極力明確にするよう留意すること。

### 【流れ図】

研究の目的、方法及び期待される効果の流れ図を記入又は添付すること。

### 【研究目的】※1,000字以内で具体的かつ明確に記入すること。

#### <研究全体の目的>

現在、我が国は高齢社会を背景に死亡者が増加傾向であり、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化する傾向があるとの指摘があるほか、新型コロナウイルス感染症の発生を機に遺体の取扱いに係る公衆衛生上の問題に注目が集まる等、死亡から埋火葬されるまでの間について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から遺体を適切に取り扱う重要性が増している。

また、遺体を取り扱う事業（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）の運営については、国民の宗教的感情に適合することが望ましいが、遺体を取り扱う事業者による遺体へのわいせつや遺体の取り違えの報道がある等、国民の宗教的感情に適合しないと考えられる形で営まれる事例も散見される。

遺体を取り扱う事業者については、墓地・火葬場を除いては許可・認可等の法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者については、どこにどのような業者が存在するかの把握をする方法が現状ないことから、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘がある。

かかる状況下、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、どのような点に具体的な課題があるのかについて、業界団体に属していない事業者を含めて、実態を調査するとともに、どのような方策をとることが考えられるかを検討する必要がある。

その方策の一つとして、例えば、提供されるサービスの水準や内容等について一定の水準や合理性を満たしていることを、業界横断的な第三者が評価し、その基準を満たしている事業者を登録する仕組みが考えられる。この登録をした遺体取扱事業者に対して必要な情報を共有する仕組みも併せて検討に値する。

これらの検討課題に関して、令和4年度厚生労働科学特別研究事業（新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究）において、遺体の取扱いについて、葬儀場や火葬場等での状況に関するアンケート調査を行うとともに、自治体における条例等の制定状況や諸外国での法令の調査が行われており、今後の検討にあたり貴重な資料となるものであるが、

- ・当該アンケート調査において、業界団体に属していない事業者を対象としていなかったことや、質問項目について国民の宗教的感情への適合という点に焦点を置いていなかったこと等から、更に検討を進める上で調査を追加的に行う必要がある。

- ・当該調査においては、今後の方策について具体的な検討までは行われなかったため、その点の検討を加える必要がある。

こうした遺体の取扱いとは別に、無縁墳墓等（死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂）の更なる増加が懸念される中、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手續や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、具体的に示すことが必要との指摘がある。

そこで本研究では、研究計画書に記載したとおり、遺体を取り扱う事業者に関する調査を行った上で登録基準案を作成するほか、無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

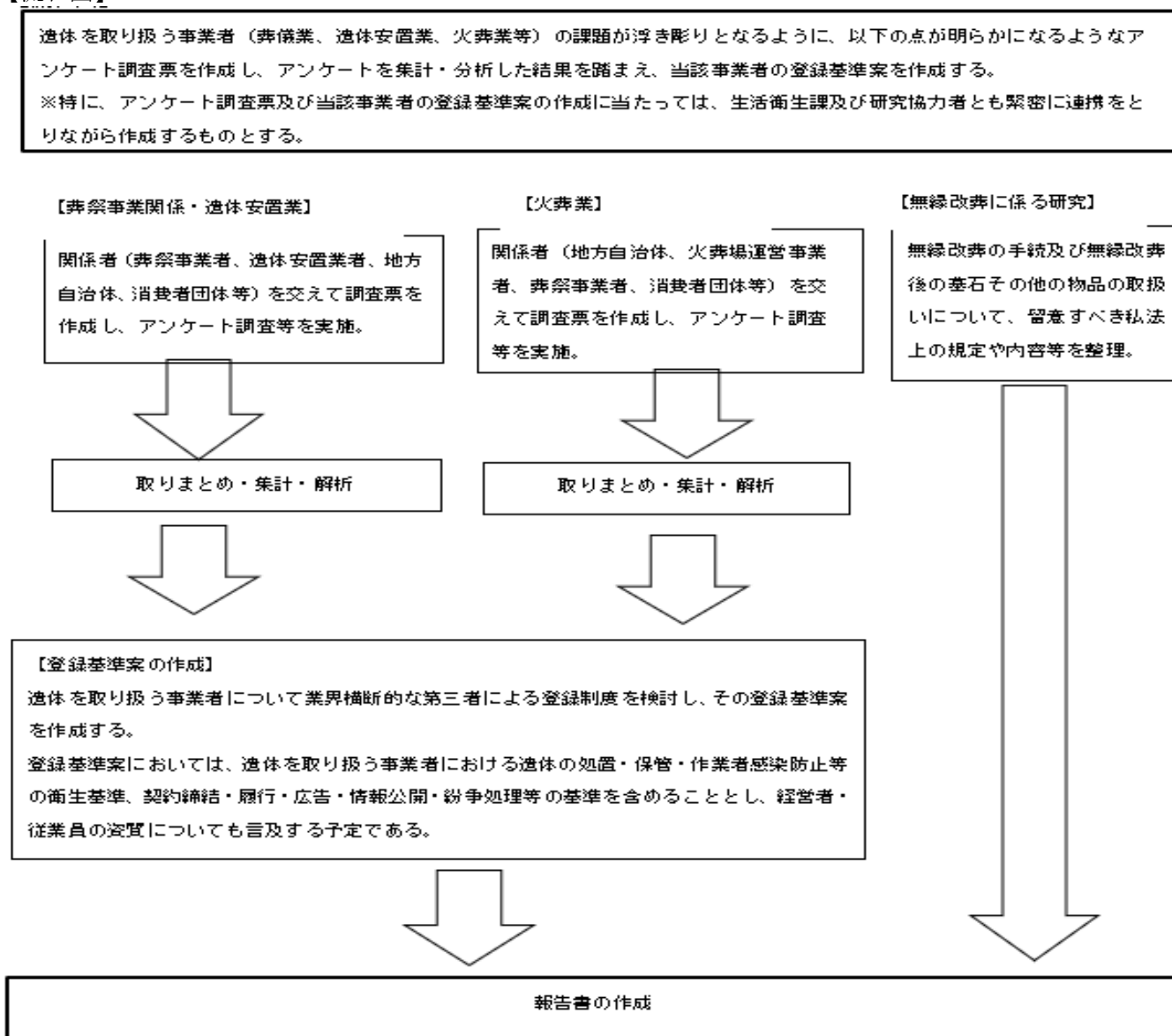
＜各年度の目標＞（単年度の研究の場合は削除すること）

【期待される効果】※600字以内で記入すること。

遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを促す観点から、どのような点に具体的な課題があるのかを明らかにすることで、今後の具体的な方策の検討の際に必要な科学的エビデンスの提供ができる。

方策の一つとして、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度を検討し、その登録基準案を作成することで、今後登録制度に関する議論が本格化したときの議論の土台となることができる。無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて、留意すべき私法上の規定や内容等を整理することで、無縁改葬の円滑な実施に資することができる。

### 【流れ図】



## 2 研究計画・方法

研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法を 1, 600字程度 で記入すること。

なお、記入にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・当該年度の研究計画・方法を明確にすること（複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と年次計画との関係がわかるように記入すること）。
- ・研究計画を遂行するための研究体制について、研究代表者、研究分担者及び研究協力者の具体的な役割を明確にすること。特に、量的・統計的調査を行う場合は、疫学、統計調査の専門家の関与について記入すること。
- ・本研究を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究環境の状況を踏まえて記入すること。
- ・臨床研究においては、基本デザイン、目標症例数及び評価方法を明確に記入すること。
- ・アンケート等による量的・統計的な調査を行う場合は、質的調査ではなく多数を対象とした量的・統計的な調査とする理由、調査対象の属性・要件、調査票の配布数と期待回収数（サンプルサイズ）の決定方法、核心的な質問項目の具体的な質問内容を記入すること。
- ・海外調査（情報収集を主な目的とした学会参加を含む）を行う場合は、既存資料やインターネットで明らかになっていること、明らかになっておらず現地を訪問して明らかになること、調査対象の機関名等と選定理由、調査対象とのこれまでのコミュニケーションの状況について記入すること。

### <研究全体の計画・方法>

本研究では、多様な観点から検討を加え、適切な成果が得られるよう、墓地・埋火葬に関する法律や実務に精通した専門家である研究代表者のほか、民法・消費者問題の法制度・判例研究・実務の専門家である3名の研究分担者に加え、公衆衛生分野、葬祭関係分野、消費者行政分野の研究協力者も参画する研究班を研究開始時に発足させ、検討を進める。

本研究を進めるにあたっては、

- ・公衆衛生上の問題を検討する際に「安置所等における衛生基準の確立に向けた実証研究」（23LA0501）と連携するほか、
- ・遺体の取扱いについての先行研究である令和4年度厚生労働科学特別研究事業（新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究）を活用する。

なお、以下において、<研究1>とは遺体を取り扱う事業者の課題を調査し登録基準案を作成する研究を、<研究2>とは無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて留意すべき私法上の規定や内容等を整理する研究をいう。

### 【上半期目処】

#### <研究1>

本研究では、上記研究班の下で、以下のとおり遺体を取り扱う事業者（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）について調査を実施する。

#### (1) アンケート調査票の作成（担当：横田・浦川・小松・森山）

遺体を取り扱う事業者（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）の課題が浮き彫りとなるように、以下の点が明らかになるようなアンケート調査票を作成する。アンケート調査票の作成にあたっては、生活衛生課及び研究協力者とも緊密に連携をとりながら作成するものとする。

ア 公衆衛生上の問題（遺体の処置・保管・作業者の感染の防止等）

イ 利用者・消費者との契約締結・履行・広告・情報公開・相談窓口・紛争処理等上の問題

ウ 地域住民との問題

エ 経営者・従業員等の資質の問題

オ 行政との関係上の問題（自治体は遺体を取り扱う事業者を把握できているか、遺体を取り扱う事業者への周知をどのように行っているか、等）

#### (2) 以下の事業者にアンケートを実施するとともに集計等を行う。

アンケート対象数が多いことから、集計にあたっては、コストを抑えながら、早急に集計・分析を行うためにWebも活用した集計を行う。必要に応じて、アンケート回答者にヒアリングを行う。

ア 葬儀業関係・遺体安置業（担当：浦川・小松・横田）

事業者団体（全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会）に属さない事業者も全体的に調査をするという観点から、遺体を取り扱う事業者約2万5千社（※）に対して調査を実施する。

（※）NTTの作成するハローページのデータベースにおいて「葬儀業・葬祭業」を行う会社として登録されている会社数（24,693社）をもとに算定。このデータベースでは取り込めない遺体取扱い業者（遺体安置業の業者等）についても、インターネットにおけるサイト検索や業界関係者の協力等によって、補足予定。

イ 火葬場関係（担当：横田・森山）

衛生行政報告例で示されている「恒常的に使用されている」火葬場（※）について、国内に存在する約 1500 箇所の火葬場について、遺体を取り扱う事業者を全体的に調査するという観点から、全数調査を実施する。

（※）「恒常的に使用している」火葬場とは、過去 1 年以内に稼働実績のある火葬場をいう。

<研究 2 >（担当：浦川・小松・横田）

本研究では、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手続や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

【下半期目処】

<研究 1 >（担当：横田・浦川・小松・森山）

上記の調査の結果を踏まえて、今後の方策として、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度を検討し、その登録基準案を作成する。

登録基準案においては、遺体を取り扱う事業者における遺体の処置・保管・作業者感染防止等の衛生基準、契約締結・履行・広告・情報公開・紛争処理等の基準を含めることとし、経営者・従業員の資質についても言及する予定である。

<研究 2 >（担当：横田・浦川・小松）

引き続き、無縁改葬の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手続や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

~~<各年度の計画・方法>（単年度の研究の場合は削除すること）~~

### 3 研究実施体制

研究者名 (生年月日) (研究者番号)	所属研究機関 部署 職名	現在の専門 学位 (最終学 歴)	研究倫理教 育の受講の 有無	COI (利益相 反) 委員会 の有無	COI 委員会 への申出の 有無	エフォ ート (%)
横田 睦 (1965. 7. 7) (10720089)	公益社団法人 全日本墓園協会	都市計画、葬送 文化	有	有	有	8
	理事会	東京工業大学 博士 (工学)				
	理事					
浦川 道太郎 (1946. 3. 28) (90063792)	公益社団法人 全日本墓園協会	民事法学	有	有	有	8
	特別研究員	早稲田大学大学 院 法科学研究科 法学博士				
	名誉教授・弁護 士					
小松 初男 (1954. 9. 26) (40720090)	虎の門法律事務 所	法律制度、葬送 文化	有	有	有	8
	弁護士	早稲田大学 法学部				
	法律事務所パー トナー					
森山 雄嗣 (1952. 6. 24) (80951590)	特定非営利活動 法人 日本環境 斎苑協会	公衆衛生、環境	有	有	有	8
	調査・研究	東北大学 理学部				
	主任研究員					

(経理事務担当者について) ※申請者についてのみ記入

経理事務 担当者氏名	大和 義彦	経理事務担当部署名・ 連絡先等	部署名：事務局  電話番号：03-5298-3282  E-mail アドレス： <a href="mailto:info@zenbokyo.or.jp">info@zenbokyo.or.jp</a> <a href="mailto:Ymtyshk0104@gmail.com">Ymtyshk0104@gmail.com</a>
---------------	-------	--------------------	---